

京都市文化財保護課 研究紀要

第3号

目次

特別寄稿

錦天満宮所蔵「諸職風俗図」について……………奥平 俊六 1

建造物

資料紹介「西行庵再興記」について……………千木良礼子 11

近代京都におけるアトリエ建築……………石川 祐一 23

美術工芸品

泉涌寺の玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱・玳瑁張金銅装五獅子文如意について……………山下 絵美 41

伏見奉行与力の変遷……………井上 幸治 53

林屋辰三郎氏旧蔵「洛中寄宿仲間関係文書」の紹介と翻刻……………野地 秀俊 81

民俗文化財

八瀬赦免地踊一霊をまつる燈籠と踊り……………福持 昌之 113

名勝

京都市指定名勝中井家の庭の築造過程と地割構造の解明……………今江 秀史 133

埋蔵文化財

京都出土中国産陶磁器の形・質・割合とその背景（1）

—平安時代前・中期の文化人が憧れたものは何か— ……赤松 佳奈 157

伏見城下の土木事業について……………奥井 智子 205

2020年3月

京都市

特別寄稿

にしきてんまんぐう
錦天満宮所蔵「諸職風俗図」について

奥平 俊六

前言

平成29年12月、かねてから錦天満宮の調査を進めておられた下坂守氏（京都市文化財保護審議会委員）の御紹介で、所有する古文書の寄託と絵画の調査についての依頼を受け、京都市文化財保護課・京都市歴史資料館が同社を訪問した。この時、蔵から大破した屏風が見つかった。画面は茶褐色に変色し、何が描かれているのかを判別するのも難しい状態であったが、職人尽図と邸内遊楽図が合わさったような珍しい図様であると思われた。所有者に、稀少な作品である可能性が高いので、修理について打診したところ、御快諾をいただいた。修理は、平成30年度事業として、京都府文化スポーツ部文教課（当時。現文化政策室）及び公益財団法人京都市文化観光資源保護財団の未指定文化財修理の補助金を使い、株式会社修美において行われ、平成31年3月に竣工した。

奥平俊六氏には、修理前から作品の絵画史的な位置づけ等について御助言をいただき、修理中には、京都市文化観光資源保護財団の専門委員として、修理所にも足を運んでいただいた。今回、修理が完了したのを機に、その折の所見を作品紹介として御寄稿いただいた次第である。

なお、本稿に使用した作品の画像は、修理終了後の写真で、すべて株式会社修美から御提供いただいた。
(京都市文化財保護課 安井雅恵記)

錦天満宮は京都市中京区、繁華な錦小路の東の端に位置する。その錦天満宮に職人を描く屏風が所蔵されていることが最近明らかになった（図1）。六曲一隻の押絵貼で、縦長の画面が六面。右から順に、甲冑師（第一扇）、琴師（第二扇）、韃師（第三

扇）、弓師（第四扇）、^{かざり}鏝師（第五扇）、表具師（第六扇）を描く。それぞれ縦長の画面を生かして、店棚と工房をともに描く点、^{ようきゆう}楊弓や囲碁などの遊楽場面も描き込まれている点などその描写内容はたいへん興味深い。一扇ずつやや詳しく紹介しておく。



図1 全図

1. 甲冑師

本図の特徴の一つに建物が大きいことがあげられる。職人を描く洛中洛外図や喜多院本系の職人尽図の場合、あくまでも町家の店頭の描写だが、本図の場合は豪壮な屋敷であることが多い。

この第一扇、甲冑師の家の描写（図2）はとくにその感がつよい。まず花頭窓を備えた立派な長屋門があり、長屋塀が続く。玄関を入ると中庭があり、広い二階屋が描かれる。長屋塀には格子窓があり、板張り部分の描写も精細だが、下部の張り板の木目が水墨画風でまるで水流のように見える。建築物の描き込みも周到で、中庭に面した濡れ縁の側には手水鉢が描かれ、柱には数寄屋風の自然木が使われている。

本図のもう一つの特徴として、接客の情景を描くところがあげられる。この第一扇には、門を入ったところにある座敷に客が坐り、そこに茶を運ぶ女性も描かれ、さらに長屋門にはその客の従者も描かれる。客の小袖には桜花文、羽織には九曜文があり、その前に煙草盆が置かれ、客は閉じた



図2 第一扇下部

扇を二本の指の上に載せている。何か^{とうせん}投扇のような遊びに興じているのかもしれないがよくわからない。一方奴姿の従者の着物には丸に十文字の文様があり、上がり^{がまち}框で布巾を使っている。客に対応する男の着物には丸に梅鉢文がある。その奥に、場合によっては三階建てにも見えるような豪壮な二階屋が展開するのだが、これはさまざまな作業を見せるための工夫なのだろう。客の様子を描くのも店の活動の全体を見せるためと考えられる。

客のいる座敷から続く奥の部屋では甲冑



図3 第一扇上部



図4 『和国諸職絵つくし』 鍛細工
(国立国会図書館蔵)

の大袖や草摺を制作している(図3)。小槌ややっこなど道具も精細に描かれる。作業中の職人の小袖に源氏香文が見える。ちなみに胴や草摺を吊るして作業するさまは『和国職人絵つくし』(菱川師宣画, 貞享2年<1685>刊)の「鎧細工」(図4)の描写に近い。二階の手前の部屋では鋏形を作っているが, 小槌を打つ職人の眉間の皺が印象的である。その右手奥の部屋では, 珍しい手甲と腕甲の作業が描かれている。木製の腕型に取り付けたままたらい盥に漬けているところを見ると, これをそのまま乾かして形を付けるのであろう。

このように甲冑師のさまざまな作業を描きつつ, 部屋の奥には, 完成した草摺や兜, あるいは朱塗りの箱が置いてある。工房の様子をできるだけリアルに伝えようとしているが, 建物は柿葺きの屋根と壁の位置が一部矛盾しているところもある。工房の内部まで見せようとする工夫の結果であろう。



図5 第二扇下部

2. 琴師

第二扇には, 黑白二つの暖簾に「琴」の文字が見えるように, 琴師が描かれる(図5)。琴の制作ばかりではなく, 三味線や琵琶じゆりんきんもろうずも作られているが, これは『人倫訓蒙図彙』(元禄3年<1690>刊)の挿図(図6)においても琴の作業する後ろに三味線と琵琶が立ててあり, 説明に「琵琶, 琴, 三味線, 同職也」とあるように, 「琴師」は広く楽器制作者, 工房を指す言葉であった。

第一扇の甲冑師と違い, 琴師は立派とはいえ町家として描かれる。店頭にはぼったり床几があり, まず「琴」と書いた白い暖簾の左右に作業場がある。左手のぼったり床几の上には庵形いおりの衝立看板があり, 朱の地に三味線と撥が描かれている。看板の右手にはちょうど三味線に皮を張る男がおり, 左手には棒状のものを持って琴を作る男がいる。その奥にも琴を作る男, そしてその後ろの三段の棚には, 琴, 三味線, 琵琶などが置いてある。背後の黒地の暖簾にもやはり「琴」の文字があり, 手前と奥に



図6 『人倫訓蒙図彙』巻六「琴師・弓師」
(国立国会図書館蔵)

設えられた黒白の暖簾によって店の奥行きを暗示している。

白い暖簾の右手にも作業場があり、こちらのぼったり床几には囲いがある。手前の職人はやはり三味線の皮を張っており、奥の男はもろ肌脱ぎで琵琶を作っている。作業中の男に茶を運ぶ切り禿かむろの女の子がいる。奥の床に琵琶と琴、右の戸袋の上の棚には完成した三味線が置いてある。三味線の皮を張る作業がその道具とともに描かれているのはたいへんめずらしい。庵看板の絵柄にもあるように、楽器製造の中心は近世初頭に歌舞伎の隆盛にともなって爆発的に流行した三味線であったことがわかる。

二階の右手は虫籠窓むしこのある漆喰壁で、襖を隔てて左手に青畳の座敷がある（図7）。この店の場合は、二階の座敷が接客に使われている。床の脇に琴が立てかけられており、右奥に客らしき羽織の男、その手前に扇子を持った男が坐っている。そして、左手の男は箱から出した三味線を弾いている。試し弾きや商談が行われているのかもしれない。



図7 第二扇上部

3. 鞆師

第三扇には、矢を収納する鞆（空穂、箆）を制作する鞆師が描かれる（図8）。一階が店、二階が作業場である。入口の左手に、見切れているが鞆を描いた看板がある。鞆は喜多院本では泥障あおり、弦巻つるまき、行藤むかばきなどとともに馬具師の店に描かれており、洛中洛外図などで製品が武具甲冑とともに店頭飾られている場合もあるが、専門の店が描かれることはめずらしく、この看板の描写もきわめて希少である。

格子窓の向こうの左側に主人らしき人物と茶を運ぶ女性がおり、右側に品物を見定める客らしき黒羽織の武士がいる。表には毛槍を持った奴など何人かの配下も待たせており、この客が身分の高い武士であることを示している。奥には漆塗の鞆がいくつ



図8 第三扇下部



図9 第三扇上部

か並べられており、煙草盆も置いてある。軒庇の上の格子窓からは、鞆を調整している男も垣間見える。

二階の左手は虫籠窓のある漆屋造で、右手が作業場になっている(図9)。本図の建築描写の特徴として細部の精密さがあるが、この店の結構にみる軒庇や卯建、あるいは樋などそれぞれの複雑な構造がわかるように細部まで描かれている点はとくに興味深い。

二階では四人の男がさまざまな作業を行っているが、奥で手に煙管を持って作業を見る男が頭領かもしれない。左に出来上がった鞆を木箱に収める者、真ん中に鞆の塗りの竈の部分調整する者がいる。その右には鞆の下地の木組を作る作業も見え、これら鞆制作の作業工程が細かく描かれていることはたいへんめずらしい。

人物の着物の文様は桜花文などありふれたものが多いが、二階の職人の一人が着ている小袖には珍しいさいころ賽子文様が見える。

4. 弓師

第四扇は弓師である(図10)。琴師の店と同じように、玄関の真ん中にかけてられた白い暖簾に「弓」の文字がある。街路には、洛中洛外図など都市風俗図によく描かれる西国三十三か所巡りのような成りをした二人連れの巡礼を描く。

暖簾の左側のぼったり床几の上で弓のしなり具合を確かめる男がいる。これに近い図像は職人尽絵にも版本にも弓師を描くときにしばしば用いられるが、これはもともと歌合絵に描かれた弓師の図像に由来する。その奥では竹材を火鉢にかざしてたわ撓めながら作業する男たちがいる。

一方、暖簾の右側では矢を火鉢にかざして調整する二人の男がいるが、その背後に立て回された枕屏風には矢羽が用いられている。このような矢羽をアレンジした枕屏風は喜多院本「職人尽図」をはじめ矢細工師を描く他の図にもよく描かれている。ちなみに喜多院本では弓師と矢細工師が別の図に描かれているが、本図では土間の左右に振り分けて描かれている。



図10 第四扇下部



図11 第四扇上部

二階の座敷では、的が用意されて実際に弓が使われている（図11）。二人の男が弓を射ているので客の試射ともとれるが、小さな的の形状や手前に坐る切り禿の少女や若衆を見ると、楊弓場のような雰囲気がある。楊弓は同時代の邸内遊楽図にもしばしば描かれ、本図の二階建ての建造物の描写が邸内遊楽図の描写に通じる点もある点とも符合している。ちなみに『人倫訓蒙図彙』には弓師（図6）とは別に楊弓師、楊弓矢師の項目があげられている。

最上段に瓦屋根が見えるが、その冠瓦上には防火壺が設置されている。

5. 鋳師

第五扇は鋳金物を造る鋳師（図12）。まず、店の玄関で暖簾をかけようとしている後ろ姿の女性を描く。朱の前掛けをしているが、小袖には大胆な花の文様があり、寛文小袖の影響がみえる。

街路側の張り出した部分に板囲いがあり、その囲いに庵看板が掲げられている

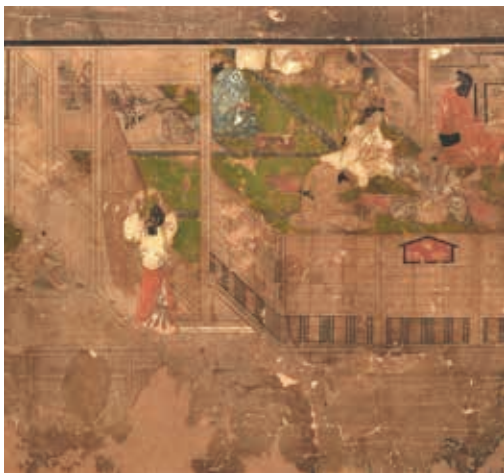


図12 第五扇下部

る。朱の地に扇、結び文などの文様が金泥で描かれているが、もう一つの六角形の文様はおそらく吊り灯籠を上から見たところと推定される。というのは、店の奥に置かれた完成品の中に、鳳凰の造り物などとともに金属製の吊り灯籠が置かれているからである。

一階の左隅に炉が設えられており、火かき棒を手にした男が奥側に振り返っている。その小袖の背中には丸に十字文がみえる。炉には鞆、炭俵、金槌、やっこ、火かき棒など鍛冶の道具が描かれている。その手前には背中をまるめて鑢^{やすり}がけをする職人、右手には小槌で彫金をする職人、背後には茶を運ぶ女性がいる。

二階の左手には第三扇の鞆師と同じく、虫籠窓を備えた漆喰壁があり、その右方で三人の男が働いている（図13）。二人は大きな塗りの箱に金具を取り付けており、その右方で一人の男が鍍^{めっき}金の作業をしている。画面の損傷のため、その作業の詳細はわかりにくいですが、職人の周囲にはさまざまな道具が置かれている。



図13 第五扇上部

6. 表具師

第六扇には表具師が描かれる（図14）。『人倫訓蒙図彙』には経師、表具師（図15）、さらに表紙屋（図16）が別項になっているが、装丁作業などにはみな関わっており、その区分けは難しい。本図の場合は、とくに掛軸の表具の作業が中心に描かれているので表具師としておく。

ここまでの店がすべて二階屋であったのに対し、建物は平屋である。ただし、これまでの二階屋にもまして富裕な感じがある。手前に灯籠を配した築山があり、作業場は小柴垣で囲われた広い庭に面して開けている。その庭には水撒きをする下僕もいる。手前の母屋は藁葺きだが、奥の離れは柿葺き、そしてさらにその奥には瓦葺きの立派な土蔵が描かれている。

床の間を背にこちらを向いた髭の男が主人であろうか、手ぬぐいかけと糊盆を傍らに刷毛を持って糊付けしている。その前では職人が表具裂ぎれに定規をあてて裁断している。主人の背後の棚に多くの表具裂や紙の束が積んであり、手前には金欄きんらんの表具を終えた墨竹の掛軸が置かれている。そして、広い濡れ縁をめぐらせた作業場の庭に面した柱のあたりには赤子を抱く妻女がいる。主人は桜、弟子は蕨、妻女は草花、赤子は紅葉の小袖文様である。

小柴垣の板戸を抜けて奥の離れに向かうと、二人の男が打ち紙の作業中である。ちなみに打ち紙の作業に用いている上から下げた杵のような道具は、喜多院本系「職人尽図」（「経師」ではなく「扇師」）にも描かれているが、『人倫訓蒙図彙』の「表紙屋」

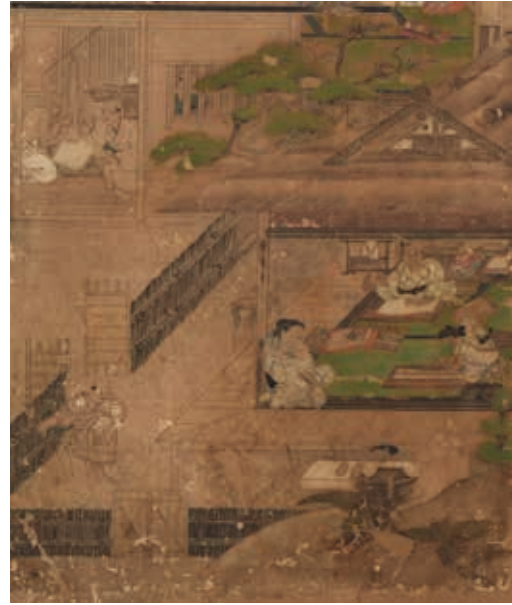


図14 第六扇下部



図15 『人倫訓蒙図彙』巻五「経師表具師」
(国立国会図書館蔵)



図16 『人倫訓蒙図彙』巻六「表紙屋」
(国立国会図書館蔵)

の挿図にもあり、その説明に「図中右上の道具は、下の輪を持って上下し、下に表紙を置いて、ならして堅くするもの。下げ槌というか」と注記されている。「サゲヅチ」が紙を打つ道具であったことは、慶長期にイエズス会が編んだ『日葡辞書』(1603-04年頃)にも出てくる。

格子窓の向こうにもう一人職人がいるが何をしているのかはわからない。そしてそのさらに右奥には二人の女性が向かい合って双六に興じているさまが描かれる(図17)。一人は絞り染め、一人は大柄な花文様の小袖を着ており、衣桁には色替わりの琴柱文様の小袖がかけられている。水墨の屏風が立て回され、傍らには煙草盆も置いてある。この場面だけを見ると邸内遊楽図の一情景のようである。

人物描写は身体の割に手足、さらに指が大きく描かれるところに特徴がある。また、手元に力を入れるとき背中を大きく曲げる人物が多いがやや極端でデッサンのくるいも見受けられる。流派は特定できな



図17 第六扇上部

い。狩野派をほんの少しかじったようなところがあるが、狩野派によって定型化し、かなり流布した喜多院本系の職人尽図の図像的な影響はほとんど見られない。

制作期は小袖や結髪など風俗描写の特徴から、17世紀半ばから後半にかけてとみて間違いないだろう。この時期、洛中洛外図にも押絵貼形式の名所風俗図的な作例が増えてくることとも符合している。

多くの絵画の主題が月次つきなみの和歌などと連関して生成したように、職人という存在もまた歌合という、和歌から派生した遊戯の中で対象化され、そこで生み出された歌合絵によって視覚的に定着されていった。東北院、三十二番、七十一番など職人歌合絵巻が中世における職人図像に関する一定の地層を形成していく。近世初期に屏風貼交や冊子の形式で描かれる職人尽絵もまた、こうした古い歌合絵巻の地層とつながっていることは疑いない。ただ、それは直結しているわけではなく、一度洛中洛外図などの都市風俗図に描き込まれた店棚で働く職人の姿を経由して再生されたものであることは、かつて石田尚豊氏の指摘した通りである(「洛中洛外図屏風一職人歌合と職人尽絵を結ぶもの」『MUSEUM』112号, 1960年)。歌合絵巻には背景描写はなく、店をのぞき込むように見る視点は、洛中洛外図などの都市風俗図を経由して初めて獲得されたものといえるからである。

川越喜多院に伝来した狩野吉信(1552-1640)の「職人尽絵」が近世職人絵の嚆矢であるかどうかはわからないが、この形式や図像を継ぐ作例はサントリー美術館本、

国立歴史民俗博物館本などかなりの数がある。それらは店の一間だけを見せる構図がほとんどだが、まれに喜多院本の縫取師のように一階を店、二階を工房とする例もある。本図はこの方向をさらに発展させたものといえ、喜多院本系が色紙形であるのに対し、縦長のプロポーションを生かして店奥の作業まで詳しく見せようと工夫しているところが最大の特徴であり、ユニークなところである。

本図は一隻で完結するものではなく、一双であった可能性もあるので、本来全体がどのような構成であったかは不明だが、少なくとも現存の六図を見る限りでは、手工業者たちの作業の実態を詳しく描くとともに、彼らの豊かさをも描く意図があるように思われる。あるいは対象の選択の時点で、富裕な手工業者だけが選ばれているのかもしれない。すなわち諸職をカタログ的に並べるのではなく、裕福な職人の姿やその店の様子を通して都市の繁栄を実感する、いわば都市吉祥図として描かれた可能性もあるのではなかろうか。

本図が描かれたと推定される17世紀半ばから後半にかけては、出版の時代でもあった。『京童^{きょうわらべ}』を初めとする京の一人案

内、いわば都市ガイドブックが相次いで出版され、そこには諸職の名人、名工が居住地ともに記され、多くの人がある情報を共有することになる。本図の図様とその構成にもこうした都市の現実がいくばくか反映している可能性も考えてみなければならぬだろう。

(追記)

過日、京都市の担当者から当該屏風について連絡があり、修理の相談を受けた。写真を拝見したところ、たいへん興味深い作品であったので、修理し永く保存した方がよい旨をお伝えし、その後修理所で進捗にあわせて何度か実物を拝見した。修理完了後、京都文化博物館に寄託されることになり、ちょうど同館で「道具と材料の職人譜」という総合展示が企画されており、急遽展示される運びとなった。本屏風は、すでにそのカタログ(2019年11月)に掲載され、同展企画担当者森道彦氏による簡明な解説が付されている。なお、本図の掲載を快くご許可いただいた錦天満宮様、および修理後の画像データを提供していただいた株式会社修美様に深謝いたします。

おくだいら しゅんろく
奥平 俊六 (大阪大学名誉教授)

建造物

資料紹介 「西行庵再興記」について

千木良礼子

西行庵は円山公園内に所在し、現存する主屋と茶室は江戸時代の建物を明治期に移築したもので、平成31年3月に京都市指定有形文化財（建造物）となっている。この地は平安末期の歌僧西行が一時庵を結んだと伝わる。その後荒廃していたが、明治期に宮田小文によって再興された。ここで紹介する「西行庵再興記」には、宮田が再興した時の土地の拝借願や主屋や茶室を建てる際の建築願、建築変更願などの写しが仕様書や図面とともに載っている。また、宮田が建物の普請を大工平井竹次郎に依頼した様子も書かれており、当時宮田がどのような建物を建てようとしていたのかがわかる資料として貴重である。ここでは資料紹介として、「西行庵再興記」の翻刻文を以下に載せる。なお、原本の行取り、改丁に順次、改丁は┌で示し、朱書きは太字とする。

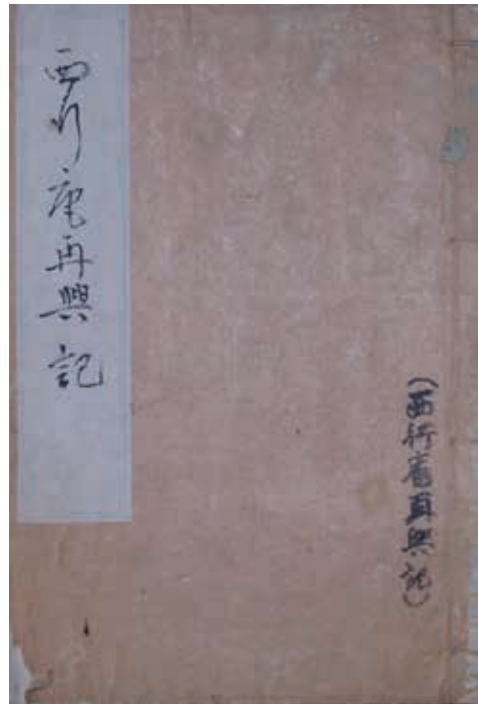


図1 西行庵再興記

千木良礼子^{ちぎられいこ}（文化財保護課 文化財保護技師（建造物担当））

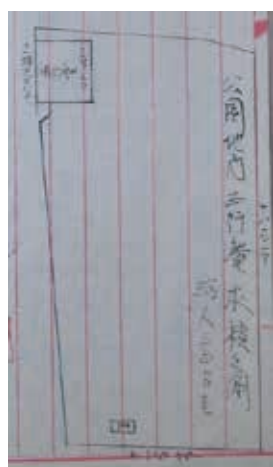


図3



図2

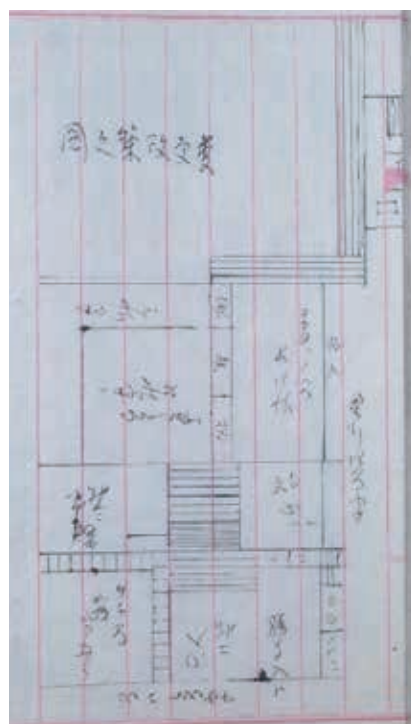


図4「変更改築之図」

託生淨刹疾成仏道矣今当除髮

授衣仰願三宝哀愍加護如法成就

次西行庵講中祭文

ねかはくは花の下にて春しなん其きさらきも

詠せし上人の古き庵には見ぬ世の春をし・・・ (十八丁裏)

(回向疏(1)読み下し文)

回向疏 上来得度行法所有の功德を以梵天、帝釈、四天王、日月星辰、諸宿曜など、天龍八部、護法善神、大日本國大小神祇、当所の鎮

守祇園大明神(2)などに回向し(3)る。感光を倍增やし伏して願う

今上皇帝聖化窮み無く、文武百僚(4)永く禄位に居し

師僧父母増道安穩、四海万人除災受福ならしめ下る

開基西行上人、中興頓阿法師、善賢行願、速疾

円満、乃至結縁の諸群生同無上菩提を成すことを

表白 敬いて教主釈迦文仏、西方無量寿仏、十方三世一切諸仏、真

如所流妙法蔵、大小賢聖の僧伽耶に白す。恭く惟は衆生(4)本有の

心性は湛虚空の悦す但無住を為るに由りて、性は元初の一念、自

尔として妄動す。覺に背き塵に合して見相を能所に生じ、惑を起し業

を造て苦果を六道に結ぶ。我大覺世尊此の迷妄を憫み、三宝を安立し

て含識の歸する所を指し、八正を開明して還源の妙道を示す。返流の

源始は早く剌染の請白に由り、発行之先驅は無作の戒躰を以す。

此良導に由るに非自ら、誰か能く常樂に到ことを得ん。

奥に宮田小文なるもの有り。夙に多福を極めて人道に生在す。三宝に帰

崇し、生死之染まり易く鮮脱之成り難きを知る。専ら出俗を慕ひ、敬

しく難染を求む。予之涼徳(5)なる。寧ろ斯索に應ぜし。然れどもただ

仏種の続命を喜び、僭越之咎を顧りみず。諱を西行法師円位上人冥鑑

を仰て乃度與せんと欲す。冀は仏子毘尼の稚詰に循ひ、貞潔を

水霜に争ひ。広度ノ之(ま)心虚空に齋く。積劫之徳須弥よりも高く、生を

淨刹に詫て疾く仏道を成せん。今当に髪を除き衣を授べし。仰ぎ願ひ

て三宝哀愍加護より如法成就せん

次西行庵講中祭文

ねかはくは花の下にて春しなん其きさらきと

詠せし上人の古き庵には見ぬ世の春をし・・・

注

1 回向疏…回向についての説明。

回向…死者の安寧を願うこと。読経。

2 祇園大明神…八坂神社

3 百僚…多くの役人

4 群生…全ての生き物

5 涼徳…思いやりのない人柄

軸を集められき）予ハ予てより十一月十九日に遷座入

庵得度し三式を兼ねて執行の□□たりしも

不識庵聴秋翁芭蕉翁二百年忌々日にヨリ東

福寺通天橋下へ紀念碑を建る由二付予ハ天長

節迄延引して則廿三日ニ三式を執行す此日

や前々日ヨリ雨あめもよおす催もよおすにて如何ならんとあやぶみしも

一滴の雨を降さず十二時頃より快晴となりしハ

我々人共二よろこべり時季や恰まよしくも宜まよしく紅葉の濃く

薄く色を交へてはいいあり為めに杖を曳くの

人千名にも及べりそうれし

遷座式ハ午前八時管之禎和尚（相国寺末銀閣寺

住職）西行圓位上人。頓阿法師。冷泉為世入道。三像を

坐す読経開門して諸人参詣次予の入庵式あり

て一□へ挨拶得度式ハ午后一時にして予ハ圓

位上人直徒弟となり依て川合梁定和尚（北野下の森西

丁西正寺住職）副師僧となりて予を得度す随僧八

名と芭蕉堂ヨリ西行堂像前二昇る（此間音楽）読経

正式得度戒名行圓法師となれり式修へて冷木

孝道子献奏尺八アリ（秋回）

回向疏 以上□得度行法所有功德回向梵天帝

釈四大天王日月星辰諸宿曜等。天龍八部護法

善神。大日本國大小神祇当所鎮守祇園大

」（十六丁裏）

明神等。倍增感光伏願

今上皇帝聖化無窮。文武百僚永居祿位

師僧父母增道安穩四海万人除災受福。

開基西行上人中興頓阿法師。善賢行願速疾

円満・乃至結縁諸群生同成無上菩提

表白 敬白教主釈迦文仏西方無量寿仏十

方三世一切諸仏。真如所流妙法蔵大小賢聖僧

伽耶。恭惟衆生本有心性湛悦虚空但由

無住為性元初一念自尔妄動。背覺合

塵生見相於能所。起惑造業結苦果

於六道。我大覺世尊憫此迷妄。安立三

宝指含識所歸開明八正示還源

妙道返流之源始由早剃染請白發行

之先驅以無作戒躰自非由此良導誰

能得到常樂。 奥有宮田小文夙

□（願力）多福生在入道。 歸崇三玉知生死之

易染鮮脱之難成。 專慕出俗敬求

雜染。 予之涼德寧應斯索然但喜

仏種統命不顧僭越之咎諱仰西行

法師円位上人冥鑑乃欲度與焉。 冀仏

子循毘尼□（稱号）詰争貞潔於水霜。 広度

之心齋於虚空積劫之德高於須弥

」（十七丁裏）

」（十八丁表）

茶事用而已専用一室得度心掛居しニ幸ひなる

哉偶然にも中川靖太郎氏の師たりし春日讚岐守

(後チ潜庵号久我大納言殿從臣) 茶室を報知ほうち

致し呉候者あり依て一見の上直チニ買得して

東山公園地西行庵境内 市第三六六

茶室建築願 廿六年九月廿七日

東山公園地西行庵境内家屋建築仕住居之

義御可許相成既ニ建築も略落成仕候就テハ

迎賓ノ未夕座敷等無之候処幸ひ葛野郡

衣笠村字小北山村之下久我殿別荘タリシ

二有之東西式間南北三間之平家建ニテ至極

風致宜敷真式之茶室タリシヲ転移し尚

一層充分風致能ク手入之上建築仕度候

間何卒願通御聞届之程御許聴被成度候

則別紙函面仕様書相添此如御願申上候也

明治廿六年

京都市上京区大宮通笹屋町

九月廿七日

石薬師町十番戸平民

宮田安次郎 印

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉殿

市指第一九六号

書面願之通り聞届候事

但工事竣成ノ上ハ其旨届出檢

査ヲ受クベキ義ト心得べし

明治廿六年十月四日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉 印

仕様書

一 平屋建茶室

東西式間
南北三間

壹棟

但し棟瓦葺四方ナカレ軒先半間程ツゝ

檜皮葺

此間数

一 茶室 床之間付 長四帖

一 次間 脇棚地袋アリ 五帖ト

水ヤ付 板之間アリ

一間半押入付

右之通りニ御座候也

旧宅ヲ離れ西行庵へ転住

花苗日時を經過し漸よやく十一月吉日を以て転住す

(此日建仁寺々中及ヒ有楽館ニおゐて円山応挙一百年祭

を森寛齋翁執行せり翁ハ当年八十の賀筵がえんを十月七日

京都博覧会場ヲ借りて催され翁の筆ニなれる数百の画

「(十五丁表)」

「(十四丁裏)」

「(十五丁裏)」

「(十六丁表)」

支払万端致杯ブチ明咄をして依頼せし直

チニ承託致し呉候故手伝左官瓦師ニ至る迄一

切依頼し予が須磨へ行事情も申し述八月

二日一番汽車にて出立せり(家屋変更聞届之

指令ハ八月五日聞届之趣須磨滞在中ニ通知ありし

尚悉皆運送済ニ相成候趣きも)

十五日夕汽車にて帰京し直チニ普請場へ趣き

しに豈ニ凶ラン未ダ地をならしたる而已にて樹

木の事許にて角倉属ト何歟行ちかひを生じ

彼是延引せる由故予ハ直チに参事会へ

罷出し角倉氏紀念殿地鎮祭の事許にて

多忙の由故面会を得ず且ツ公園事務ニハ

余程冷淡なりと言ん歟故ニ予も建築地所の

打合せもなさずして九月三日(紀念殿地鎮祭の同

日に)礎をなし四日建築ニ取係レリ角倉氏ハ

其の為ニハアラサレトモ職ヲ免セラレ竹内属事務

員トなられたり

扱々坊主になるに安次郎ト云名も□^(妙)ならざるを以

て終ニ

「(十二丁裏)

京都市上京区大宮通笹屋町

石薬師町十二番戸平民

宮田安次郎

「(十三丁表)

私儀今回京都市上京区一条通御藤通東入

西町西正寺住職川合梁定ノ徒弟ト

相成得度致候処俗名ノ俣ニテハ宗旨専

門修学ニ差支ヲ生ジ困却致候間宮

田小文ト改名致度何卒速ニ御聞届被

成下候様此通運署ヲ以テ願上候也

明治廿六年

十月廿七日

右

宮田安次郎 印

「(十三丁裏)

師僧

川合梁定 印

上京区烏丸通御池上二条殿町

第廿四番戸平民

親類惣代古藤嘉七 印

京都府知事千田貞暁殿

巽第三二八九号

書面願之趣聞届候事

明治廿六年十月三十一日

京都府知事千田貞暁 印

「(十四丁表)

改名御願

甲第七三之七

廿六年十月廿七日

佐藤印

明治廿六年
七月廿八日

京都市上京区大宮通笹屋町
石薬師町十二番戸平民

「(九丁裏)

宮田安次郎 印

京都市参事会
京都府知事 千田貞暁殿

一 平家建 奥行南北四間半
間口東西三間半 志棟
建築変更仕様書
円山公園西行庵内家屋

但し麦藁葺 北ナカレ軒先一間半瓦葺

此間数 七 仕切 「(十丁表)

- 一 奥之間畳 八帖
- 一 書見之間畳 式間長板入 四帖
- 一 茶之間畳 向板 三帖
- 一 台所 押入付 式帖
- 一 雑物入 板之間 式帖
- 一 落子間 腰掛縁付 式坪
- シキ瓦 式□五□ 一ヶ所
- 一 台所勝手ハシリ廻り 一坪半 一ヶ所
- 外一 水屋 一ヶ所

外一 西南隅 □流れ付 両便所
一坪 一ヶ所

右之通ニ御座候也 「(十丁裏)

市指第一七二号 (参事会影印)

書面願之趣聞届候条来ル九月

中ニ工事竣成ナサムベキ事

但本文期限内ニ工事落成セサル

トキハ後指令ハ無効タルベシ且ツ壁色

ハ総テ取調申出認可ヲ受クベシ

京都市参事会

京都府知事 千田貞暁 印

「(十一丁表)

(※図4)

「(十一丁裏)

茲ニ突然須磨海水ニ行かざるを得ざる事の出来せりソハ川端四条上西村理一郎女子病氣保養のため海水ニ行度も同道の人なき故同道致し呉候様依頼されし故右西行庵再建の事情を述べ全氏より蛸薬師烏丸西入沢村芳之助君へ申入呉金借出来せしを以て西加茂開キ村の家屋買得して運送に至る迄且ツ大工八名を聞居る而已ニて未タ一面識も無之平井竹次郎氏(土や町上長者町下 数奇屋師大工)へ西行庵再興の事情を述べ有志金集るを以て

あとしめてみぬ世の春をしのふかなそのきさらきの花の下陰
また西行上人跡の雙林寺に住給し頃二月十六日人々来て
仏事行ひ歌を讀給しことを思ひ出て

昔しとも又しのはるゝ跡とひしそのきさらきの春のおもかけ
など草庵集にみえたるにてもしるべし故に古来より名高」(七丁裏)
き草庵なれハ風雅の人々春毎につとひ来て西行上人の

影前に和歌の筵を開き手向の供養ありしも今ハ看
守の人無く随て頽敗きわまり香花供するによしなく

なり哀れの極なりけり今度有志の方々かく名蹟の
消ゆくはなげくに余り有りと再建すへきの協議

もとゝのひ則さる庵を譲り受け此にひき移して長
く保護を加へ春毎の花の供養を昔しの如く営み

名蹟をして千秋に伝んとす抑西行上人の故蹟
ハ世に彼是伝ふれと当所の如き正しき由緒の有

るハ尤もまれ也豈是を頽敗にして止むべけん哉
是則再建を謀る所謂也有志の諸君其然るを

案しるが止むへからざるを賛成補助あるを希ふと
いふ且つ補助の諸君ハ名簿帖に詳にしるし

西行庵に長く伝ふへき也

明治廿六年七月 発起 宮田小文 謹述
再伸 落成之上ハ入庵得度之両式を兼て執行仕度候に
付其砌ハ御案内に及候間御尊束を希上候

右数冊二刷候ハ、知己ニ依願して浄財喜捨を乞

へりさりながら建築落成期ハ九月三十日とありて
ハ到底新築二期日を得ざるを恨らみし二恰も

宜く愛宕郡字開キ村ニありし亡中川靖太郎先生
と云へる陽明学者の住居候藁葺家ありをを^{つと}得たり(是

元大徳寺々中真珠庵下浄妙庵たりし) 実ニ予力考
案の建築図卜伯仲せるを以て前田玄七子(油小路

一条上)を以て真珠庵住職上田宗立和尚二亘り
相談出来せり故ニ直チニ 市第三三三

円山公園西行庵内家屋

建築変更許可願
一京都市下京区円山公園之内西行庵敷地西

北隅へ甲図面之家屋建築之義許可相成
候得共何分建築限日之都合ニヨリ別紙張

紙図面之通り間口東西三間半奥行南北
四間半麦藁葺(西鴨ヒラキ村ニ在之亡中川靖

太郎氏寓居鷄鳴学舎タリシ) 古建家ヲ移
転シ最も北流レ軒先ノ如キハ一間半を瓦フキ

ニ改造し且ツ充分風致上一層宜敷様變更
仕候間何卒願通御聴許被成下度候則別紙

図面相添此段奉願候也

」(九丁表)

」(八丁裏)

茶室

四帖半

台所

四帖半

表土間

腰掛椽付
中央据釜付

奥行一間半
間口貳間

物入板之間

長四帖

台所庭廻り

奥行一間半
間口一間

右之通ニ御座候也

「(五丁表)

(京都市参事会割印)

市指第一五六号

書面願之趣西北隅之建物ニ限り

聞届候条来ル九月三十日迄ニ工事

竣成セシメ其旨可届出事

但本文期日内ニ工事竣成セサルトキ

ハ本指令ハ無効ニ属ス且工事仕

様風致ニ関スルモノト認ムルトキハ臨時

変更ヲ命スル事アルベシ

明治廿六年七月廿日

京都市参事会

京都府知事 千田貞暁 印

「(五丁裏)

新築絵図面

(※図2)

「(六丁表)

(※図3)

借用地之図

「(六丁裏)

右之如く出願せしも到底六ヶ敷とひ居り申候予思

つき也三十余日を経て

〔六月十五日出願
七月廿日許可〕 前頭朱書之

如ク許可あらんか然るに予のいさゝか苦るし

みしハ予ハ達磨之再来にやあらん歎無一物に

して前後の考もなくヤツ□□物の家屋新

築するの策ニ苦るしみ富岡鉄斎翁(室町一条下)

に西行庵再興の代作を依頼せしニ早速托せ

られて

東山西行庵再建之

雙林寺境内に西行庵といふハ古昔圓位上人此に大

「(七丁表)

樹の桜有之を愛し給ひ春毎に花の陰にやとせしめ

ねかわくハ花のもとにて春しなんそのきさらきのもち月の頃

是其旧跡にして世にも名高き草庵なりけり其後頓阿

法師西行上人の故蹟を慕ひ此庵に住れけるか故よめる

歌二

市指第一五五号

書面之地所使用差許候條

左之通可心得事

明治廿六年七月吉日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉 印

- 一 使用地域並地坪等ハ別紙甲乙図面之通
- 一 在来ノ碑石樹木石類ハ使用中之ヲ

保管スベシ 但保管証書ヲ差出スベシ

- 一 西行堂ヲ監守スベシ

- 一 前二項ハ使用地人ノ義務ニ属ス

ベキ事

- 一 西行堂へ諸人通行ノ自由ニ参詣セシム

ベキ事

- 一 使用地ニ建物新築増築シ又ハ修繕

ヲ加ヘ樹木ヲ植付ケ庭石ノ類ヲ備

付其他庭園等ノ模様替等ハ総テ

本會ノ許可ヲ得ルニアラサレハ之ヲ

為ス事ヲ得ス

市第二四九

廿六年六月十六日 キタ村印

円山公園西行庵内

家屋建築願

- 一 京都市下京区円山公園地之内西行庵

西北隅へ図面之如キ間口三間奥行

五間半之風致上宜敷様別紙図面之通り

建築仕候間何卒右願意御聞届被成下度則

仕様書相添此段奉願候也

京都市上京区大宮通笹屋町下ル

石薬師町十二番戸平民

宮田文次郎 印

明治廿六年

六月十五日

京都市参事会

京都府知事 千田貞曉殿

仕様書

但し瓦葺軒先檜皮

- 一 平家建

間口 三間

奥行 五間半

此間数

此間数

畳之間 一間本床 六帖

一間脇床付

「(四丁裏)」

「(三丁裏)」

「(四丁裏)」

(翻刻文)

予か西行庵を再興せしハい唯思つき也といふ
の外なかりき抑も咄しの最初と云ハ予が唇友^(題)

古藤□水子(烏丸御池上精物料理業古藤嘉三郎)云ラク

東山西行庵境内借地出願の旨ぞくぞくある趣

日の出新聞にて見かけたり(笑ひながら)君も運動し

てハ如何予も(笑ひながら)いろ気なきにしもあらざるも

既に希望者の十四五名もありてハ到底ダメだから

望む事及ふべからずと云捨けり其後十四五日過ぎ

て市事務掛木村与三郎君(五条新町東入斜鼻教

人五新堂ト云)他用にて面会之ため京都府へ至りし

御談適々西行庵の事に及び予も西行庵にわ

いる気あり予に彼地を許可するれバ西行堂

を再興の念ありと言いしに木村氏の言ラク私旨

ハ野尻君(府会副議長)のため運動して居るも

君が出願なすならバ一聲を陳べんと故に予ハ

其翌日

市第二四八
廿六年六月十六日 木村印

円山公園地拝借願

京都市円山公園地之内西行庵

一 此地坪式百拾六坪九合九勺

此拝借料 一ヶ年金拾五円拾九銭也

但し一坪二付金七銭 明治廿六年ヨリ

全参拾年迄五ヶ年期

右拝借仕候上ハ同地所へ別紙風致上宜敷

様家屋ヲ建築シ永住仕度御許可之上ハ

西行庵保護ハ元ヨリ少シモ見苦敷所

業不仕尤公園地御規則等堅ク遵守

可仕候間期限内借用之義何卒御聴許

被成下度則凶面相添此段奉願候也

明治廿六年
六月十五日 京都市上京区大宮通笹屋町下ル

石薬師町十二番戸平民
宮田安次郎 印

京都市下京区蛸薬師通堺町
雁金町八番戸平民
保証人 今井清次郎 印

保証人 能勢儀兵衛 印

全市上京区新町丸太町北入
春帯町第五番戸平民

保証人 能勢儀兵衛 印

京都市参事会

京都市参事 千田貞暁殿

(京都市参事会割印影)

京都市参事会

京都市参事 千田貞暁殿

(京都市参事会割印影)

(二丁裏)

近代京都におけるアトリエ建築

石川 祐一

1. はじめに

日本画における近代の京都画壇の活躍が知られ、日本画家の邸宅に残された画室空間を知ることができる。一方、京都の洋画壇も近代美術史において重要な役割を果たしている。京都には洋画の教室としてのアトリエや、洋画家のアトリエ空間が現存しており、全国的にも重要な事例であると考えられる。

これまで美術制作の空間であるアトリエの建築的な考察については、個別の事例報告を含めてわずかな既往研究しか見られない。窪田美穂子、内田青蔵は、明治期には美術界において北側採光が条件とされていたことに着目し、その特徴が普及した後、次第に変化していくことを指摘している¹⁾。こうした考察は戦前期における建築及び美術系雑誌の紹介記事や少数の現存遺構に基づくものである。よって、京都において空間の全容が確認できるアトリエ建築の事例を取り上げることは意義のあるものと思われる。

本稿では現存事例及び資料により詳細を確認できる洋画家のアトリエを取り上げ、既往研究を参照しながら、その特徴を考察したい。なお、洋画制作と同様に北側採光の形式を有する、現存する彫刻家のアトリエも事例に加えることとする。

2. 京都におけるアトリエ建築の事例

(1) 美術教育の場としてのアトリエ

○関西美術院

関西美術院は、明治34年(1901)に設立された関西美術会に由来する。明治35年に京都高等工芸学校の教授に赴任した洋画家・浅井忠は同会の会員として活動するとともに、翌36年には聖護院町の自邸内に聖護院洋画研究所を開設して、後進の指導に当たっていた。しかし受講希望者が多いことから、明治38年の関西美術会の総会で関西美術院を設立することが決定された。住友家をはじめとする有志者からの寄付により、明治39年(1906)3月に関西美術院は開設され、浅井が院長に就任した²⁾。関西美術院からは、梅原龍三郎、安井曾太郎をはじめ重要な芸術家を輩出しており、現在でも洋画を学ぶための教育施設として存続している。

関西美術院の建物は、明治39年、京都高等工芸学校で浅井の同僚であった武田五一の設計により建築された。木造平屋建て、屋根は片流れ形式とし、当初アスファルト・ルーフィングで葺かれていたが、後の改修により鉄板葺に変更されている(写真1, 2)。東西に4室が並び、南側の廊下を挟んで前面に応接室を設けている(図



写真1



写真2 北側外観



写真3

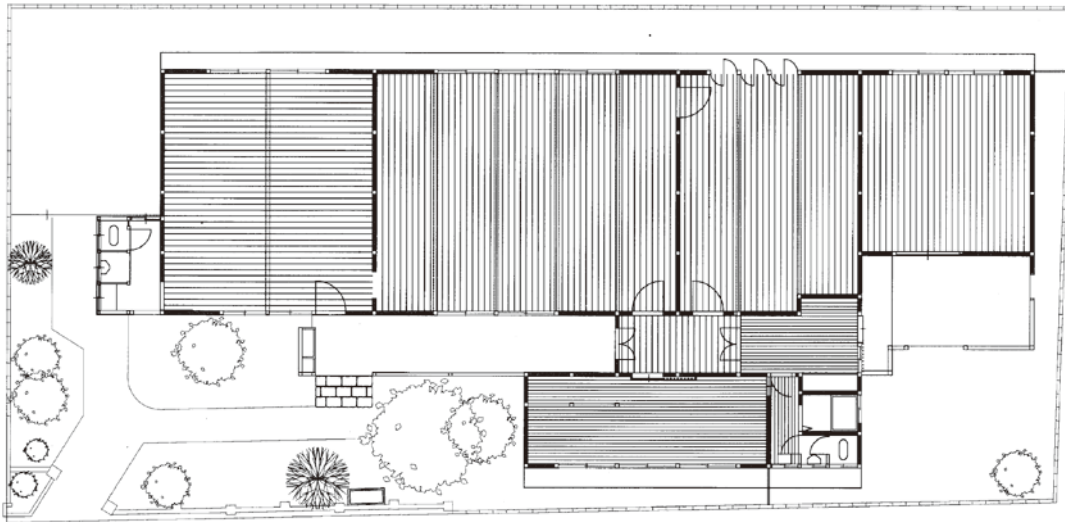


図1 関西美術院現状平面図

1)。同4室のうち、中央の2室が当初の建物で、西側室が明治40年の増築、東側室は当初からの倉庫を昭和39年に改築した建物である³⁾。『関西美術院歴史概要』⁴⁾によれば、西側から「講堂」（現石膏写生教室）、「人体写生教室」、「石膏写生教室」と

して使用されていたことが確認される。

昭和期の改築による東側室を除き、写生に用いる部屋はいずれも北側に大きな窓を設けて、一定の光を得るための北側採光を行っている。中央の旧人体写生室（写真3）、旧石膏写生教室はトラス構造の小屋

組を天井にあらわし、陸梁を柱で受け、天井面までを窓として北側採光を図っている。トラス構造を用いて北側から南側に向けて葺き下ろす片流れの屋根とすることによって、北側面の天井高を高くし、大きな窓を確保することが可能となっている。床はフローリングとし、壁面は当初は漆喰仕上げだったとされる。

一部に仕様の変更はあるものの、アトリエ空間が現在まで良く伝えられている。明治期に遡るアトリエを有する画塾の建築は全国的にも事例がなく、極めて貴重である。美術教育の場として用いられたアトリエ空間は、美術家自身によって設けられる制作空間にも影響を与えたことが推測される。

(2) 美術家(洋画家・彫刻家)の

アトリエ建築

○川端彌之助家アトリエ

川端彌之助(1893～1981)は京都市中京区に生まれた。慶應義塾大学法学部を卒業後、画家になることを志し、関西美術院で澤部清五郎に師事している。大正11年(1922)に渡仏し、同14年に帰国後、聖護院町にアトリエ兼住宅を建築した。

彌之助は戦後、制作活動の他、京都市立芸術大学や嵯峨美術大学の教授として後進を育てるなど、京都の洋画界において重要な役割を果たした⁵⁾。

川端彌之助家アトリエには棟札が残っており、大工・加藤梅吉によって、大正14年(1925)10月に上棟したことが確認される。なお川端家には、京都あめりか屋によってアトリエが施工されたと伝わってい

るが、同社の資料では確認できない⁶⁾。川端が自ら設計し、渡仏時に印象に残ったフランスの田舎家を模して、赤い屋根の建物を建てたとされている。

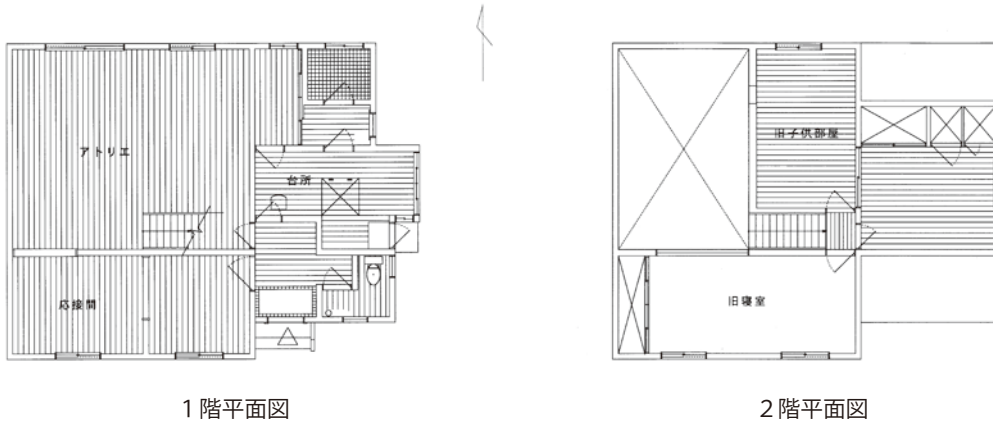
同敷地は、元々川端家が所有していた土地で、関西美術院や美術館のある岡崎にも近い地であった。昭和2年(1926)の結婚後は家族で居住している。その後、昭和10年頃までに母と姉の居宅としてアトリエの南側と北側に別棟が建築されたが現存していない。

建物は、木造2階建、洋瓦葺の建物(写真4)で、急勾配の屋根を有する。屋根は当初、赤色に塗装されたセメント瓦で葺かれていたが、老朽化のため、平成30年に同色の洋瓦で葺替修理を行なった。セメント瓦を用いた理由は伝わっていないが、赤い屋根を実現するため自由に塗装色を選択できるセメント瓦を採用した可能性が考えられる。

基礎を赤煉瓦でつくり、外壁はモルタル仕上げとする。南側の西寄り妻面上部には付柱によるハーフティンバー風の意匠が施されている。なお、東面と北面は戦後の改修によりサイディングボードが張られている。洋風の外観意匠とする一方、小屋組は日本の伝統的な和小屋構造を用いている。



写真4



1階平面図

2階平面図

図2 川端家



写真5

また、渡仏中に関東大震災の報を知ったため、同建物には筋交を多用し、耐震に配慮したものとしたとみられる。

南側に玄関を設け、玄関室からは応接間・次室、アトリエ、台所に接続する(図2)。アトリエは天井高を確保するため西側半分を2層分吹き抜けとし、一定した採光を得るために、北側に大きな窓が配されている(写真5)。同室はフローリングの床で、制作に用いたイーゼルが現在も残る。アトリエの南側には応接間と次室が配され、両室境の開口には建具がなく開放されている。

階段はアトリエの南東部分に設けられ、2階には3室が配される。2階南側の室はアトリエに面して開放されている。当初、同室は彌之助夫妻の寝室として使用されたと伝わる。北側室は子供室であったとされる。

以上のように、1階の中心部分にアトリエを配置し、応接室と隣接させている。台所や風呂などの水回りもアトリエに隣接しており、生活空間が制作空間と分離していない。一方、寝室や子供室は2階に配置するが、階段はアトリエ空間の一角にあり、動線が分離しているとは言えない配置となっている。また、2階室(寝室)はギャラリー的な空間としても機能している。

○太田喜二郎家アトリエ

太田喜二郎(1883~1951)は、大正期から昭和前期において、関西洋画界で活躍した洋画家である。東京美術学校で黒田清輝に学んだ後、明治41年(1908)から大正2年(1913)にかけてベルギーに絵画留学をしている。帰国後、大正9年(1920)の京都帝国大学工学部建築学科設立時に、絵画実習講師として赴任し、武田

五一、藤井厚二と同僚となった。「帝展」「日展」を中心に活躍している⁷⁾。

大正12年(1923)、太田は同僚の藤井に設計を依頼し、住宅兼アトリエを建築した。植田彩芳子らにより喜二郎が記した日記やノート、建築関係資料(太田家所蔵)が確認され、考察されている⁸⁾。日記には大正12年4月1日に大工・井口捨吉に施工を依頼し、同年5月29日に藤井厚二に設計を依頼したことが記され、設計は藤井厚二、大工は井口捨吉と判明する。京都大学所蔵の藤井設計資料中にも太田喜二郎家の図面が確認される。また、「出品控履歴書ノート」には大正12年10月16日に上棟したことが記されている。

大正14年(1925)には、太田家が面する烏丸通の市電敷設及び道路拡張が終わり、余った敷地の払い下げを受けた。さらに、昭和4年(1929)には南側の隣地を購入している。この南側古家の一部を利用して、昭和6年(1931)にアトリエ・和室部分を増築した。

同増築については、建築申請書類(昭和6年2月9日申請)が残り、添付の青焼き図面には増築部分が記されている。また、同年に作成された井口捨吉による見積書も確認される。



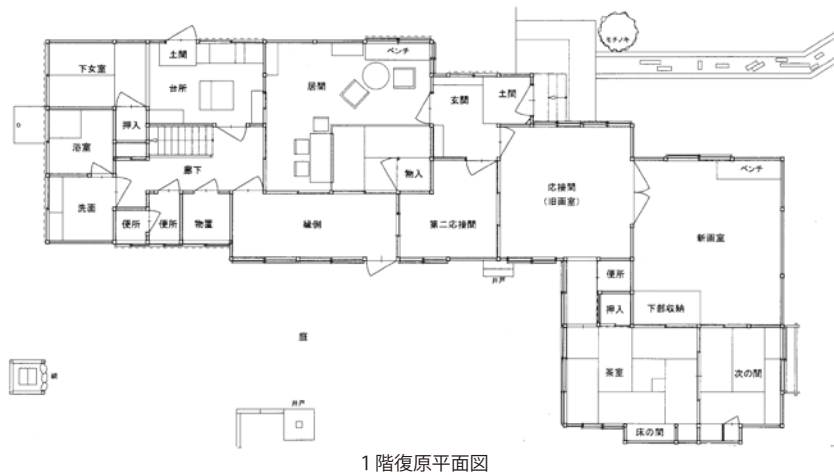
写真6

太田による増築部分のスケッチや日記の内容から、太田自身が井口と相談しながら設計を行い、井口が施工したものと考えられる。こうした敷地の買い増しと増築は大正12年の当初新築時にあらかじめ想定されていたものと考えられる。なお、アトリエの増築までは太田が西賀茂に所有していた「川上のアトリエ」を使用していたと伝わる。

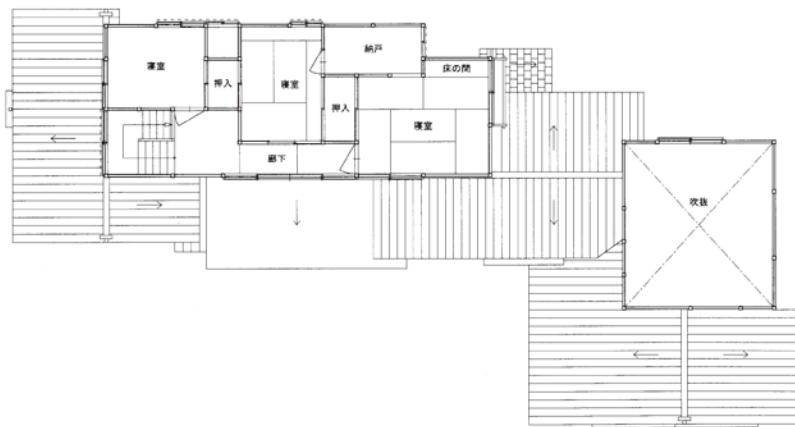
太田家は、木造2階建、棧瓦葺の建物で、表側(東側)のアトリエ、和室部分は平屋建である。烏丸通の西面に入口を設ける(写真6)。玄関を入り玄関室の奥には食堂兼居間を配する。この奥には北寄りに台所、南寄りには廊下部分を配して階段を設ける(図3)。食堂兼居間は藤井厚二の作風が濃厚にあらわれ、天井には吹き寄せの格子を用いて銀砂子を用いた鳥の子紙を貼り、障子を嵌めた埋め込み式の照明を用いる。南東隅には3畳分の畳敷部分があり、板床よりも約30cm床高を上げる藤井の手法が見られる。南側には庭に面してサンルーム(縁側)を設けている。

一方、玄関室の南側には応接間とその次室を配する。応接間は板敷の室で、アトリエ増築以前には、「川上のアトリエ」での制作に加え、応接間を仮の画室として使用したこともあったと伝わる。

アトリエ(写真7)は応接間に隣接する。天井を高く確保し、北側に大きな窓を設けるアトリエ空間に共通する特徴を有する。アトリエ北面のケラバは、採光のために窓の上部のみ切り取られている。壁にはグレー(当初はクリーム色カ)の壁紙が貼られているが、モデルの肌の色が自然に見える



1階復原平面図



2階復原平面図

図3 太田喜二郎家アトリエ (いずれも昭和6年時) を想定

るよう落ち着いた配色の壁面を意図したものと伝わっている。このように、アトリエの空間には施主である太田のアイデアが表れている。

階段は主屋の一番奥に設けられている。2階には3室が配され、太田と家族の寝室として使用されたという。

このように玄関室を起点に奥に家族の生活空間、南側に接客空間を設けてアトリエに接続する配置となり、両者を動線的に分離する平面構成である。特に階段を奥に配置することにより、来客の動線を家族のプライベートな空間と極力分離することを意図したものと推察される。



写真7

○大橋孝吉家アトリエ（現存せず）

大橋孝吉（1898～1984）は、明治31年（1898）、京都に生まれた。京都市立絵画専門学校で日本画を学んだ。その後、川端画学校で洋画を学び、大正13年（1924）から昭和2年（1927）まで渡欧している。帰国後、国画創作協会の洋画部に入会し（同年に国画会と改名）、油彩画、水彩画、木版画を出展している⁹⁾。

大橋は、昭和9年（1934）に熊倉工務店の設計施工により、銀閣寺にほど近い地にアトリエを有する住宅を建築した。建物は現存していないが、熊倉工務店による設計時資料が残されている¹⁰⁾。同資料に基づいて、以下に空間構成を考察することとす



写真8 竣工時

る。

大橋家（写真8）は木造2階建の建物で、東西の通りに北面し、南東隅に玄関を設ける。玄関脇に応接室を置き、奥に向けて玄関ホールと廊下を設け、東側に台所、女中室などを配する。廊下で独立性を高めつ

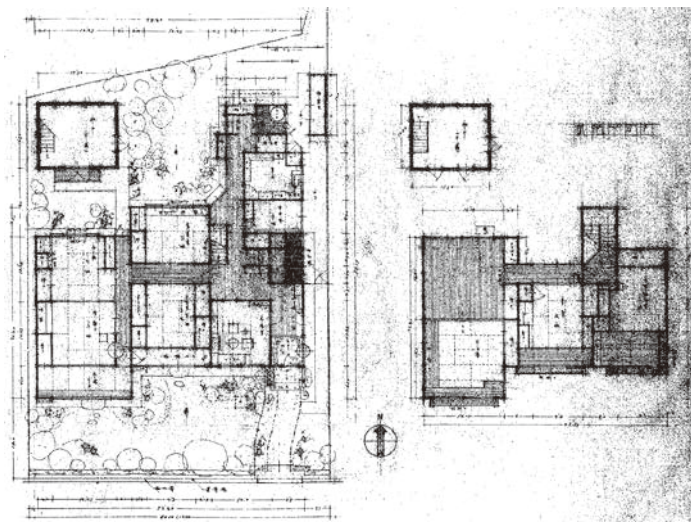


図4 大橋孝吉家アトリエ 設計時平面図（左：1階／右：2階）

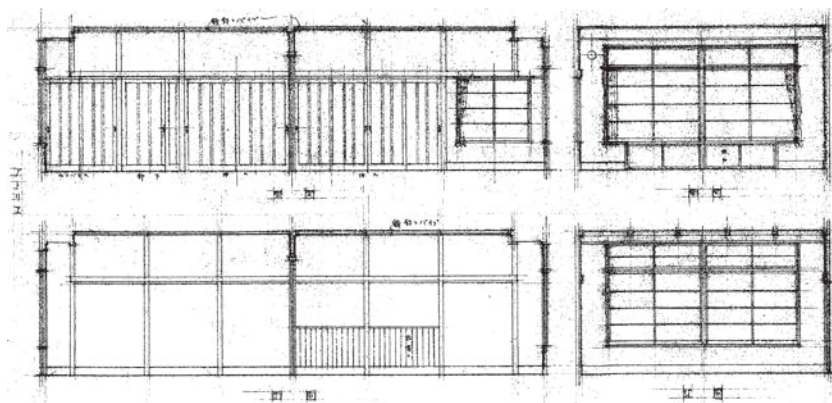


図5 大橋孝吉家 設計時アトリエ展開図

つ、食事室・茶の間と座敷・次の間を2列に配する規模の大きな住宅である(図4)。

玄関ホールから階段を上ると、2階には5室が設けられている。西側には板敷き(フローリング床)の室(北側)と畳敷の一部に板敷きを回した室(南側)とが配されるが、この2室がアトリエとなっている。採光は北側室の北面に嵌められた大きな窓と、南側室の南面窓によっており、西側面は壁面、東側面は押入れと廊下境の建具で閉じられている(図5)。平面図によれば、この2室境は開放されている。アトリエの東側には書斎が配される。

大橋家は玄関ホールの階段から2階のアトリエに向かう動線を設け、生活空間や通常の接客空間との分離を図っている。2階はアトリエと書斎が中心を占め、画家自身の活動空間が家族の過ごす空間から独立した形で確保されている。

大橋家の平面的な規模が大きいことが、2室続きのアトリエ空間の確保、生活空間と制作空間の分離を可能としたものと言えよう。アトリエとして畳敷、板敷の2室が確保された理由は明らかでないが、大橋孝吉が洋画家となる以前に日本画を学んでいたことから、イーゼルでの制作に加えて畳に作品を置いて制作することを意図していた可能性も推測される。

○富岡益太郎家アトリエ

富岡益太郎(1907～1991)は、文人画家である富岡鉄斎の孫にあたる。京都市上京区に生まれ、健康上の理由から中学校を中退した後、美術史家・源豊宗や考古学者・梅原末治に美術史を、本田陰軒に漢文



写真9 竣工当初

を学んだ。昭和2年(1927)より同8年まで、源らと共に仏教美術の雑誌を刊行している。鉄斎研究家としても知られ、富岡鉄斎美術館(兵庫県宝塚市)の初代館長をつとめた¹¹⁾。

富岡は若い頃に洋画家を志したことがあり、アトリエ付きの住宅を建築したという。富岡家(写真9)は、昭和13年(1938)頃に京都あめりか屋の設計施工によって、小山花ノ木町に建築された¹²⁾。建物は木造2階建てで、1階の書庫部分のみ鉄筋コンクリート造とし、同部分の2階に木造でアトリエを配置している。東西の通りの北側に建ち、南東側に玄関を設ける。玄関奥に東西方向に中廊下を配した北側には台所などを設けるが、廊下南側に居間、食堂を配置するなど居間中心式平面の影響を受けている(図6)。なお、現在は小児科医院を開設し、1階居は患者の待合室、食堂は診察室として活用されている。

階段は中廊下の表側と奥の2か所に設けられている。2階には西側にアトリエを配し、他3室を設けている。中央の室が益太郎の書斎兼寝室(平面図には子供室と記載)として使用されていたことが聞き取りから確認される。

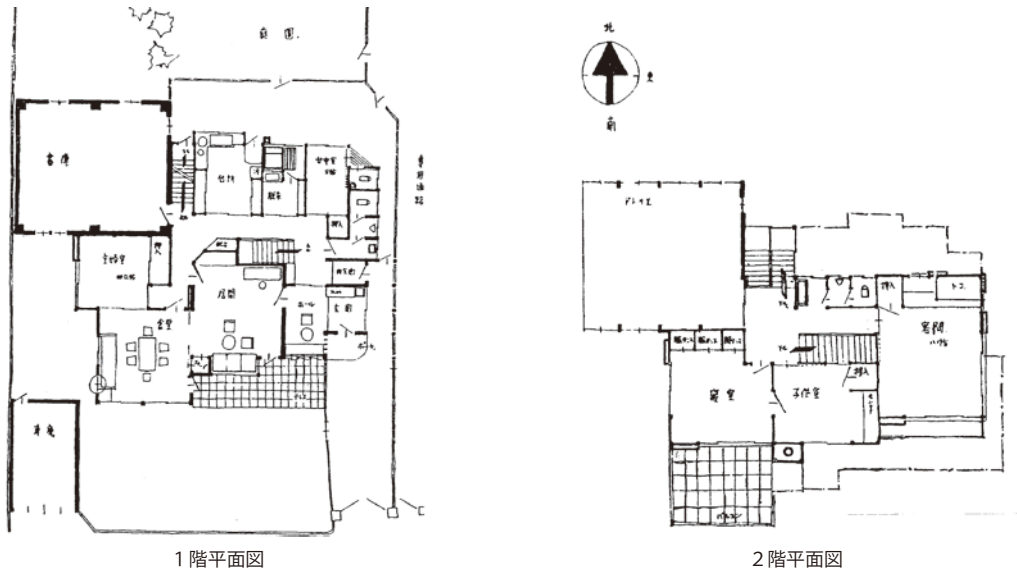


図6 富岡家

アトリエ（写真10）は、「天井高13尺」（約4m）の天井高を有する空間とし、南北面を緩い勾配で折り上げ、北側に大きな窓を設けている。北側の折り上げ面にはトップライトを設け、北側採光を最大限に行っている。南側にも窓を設けるが、ここには板戸を嵌めて、光線の調節を行ったとされる¹³⁾。

この部屋が実際に絵画の制作空間として用いられた期間は短く、以降室内に暗室を設けて専ら鉄斎作品や資料の撮影を行ったことが聞き取りから確認される。

富岡家では、天井に角度を付けトップラ

イトを用いることで北側採光を最大限にする工夫が見られる。アトリエを2階奥に配置し、家族の生活空間との分離を図っている。

○長谷川（良雄）家アトリエ

長谷川家は、近世以来、東九条村において代々庄屋を務めた家系である。第10代当主にあたる長谷川良雄（1884～1942）は、京都高等工芸学校（現京都工芸繊維大学）図案科の第一期生で浅井忠を師とした。明治39年（1906）に同校卒業後は、関西美術会に出展するなど水彩画家として活動し、陶磁器や調度品の意匠デザインにも携わった。なお、長谷川の夫人・キサは川端彌之助の姉である¹⁴⁾。

長谷川家の敷地は現在でも1,000㎡近い規模を有する。西側の通りに面して表門、土蔵が建ち、表門を入れて主屋にアプローチする構成をとる。主屋奥庭の南側には長谷川良雄が自ら設計した離れ・去木庵も建つ¹⁵⁾。



写真10 竣工当初

表門の北側には、長谷川が自身の設計で納屋を改築した旧アトリエ棟（写真11）が現在も残っている。長谷川の晩年にあたる昭和16年（1941）頃に工事を開始したが、病没により自ら使用することはなかった。同アトリエは内部の大幅な改修により、構造体の他、入口部分（写真12）の一部意匠などをとどめているのみであるが、改修時の資料や聞き取り、古写真などから長谷川の意図した空間を確認することが可能である¹⁶⁾。

アトリエとして設計された主室は27.8㎡の板間（図7）で、東側にテラスが配さ

れ、その南寄りにトイレと、入口が設けられている。北側に天井面まで届く引き違いの大きなガラス窓、南側には開き扉のガラス窓を嵌めている（写真13）。西側面、北側面の西寄り部分には備え付けのキャビネット棚が設けられていたとされる。また北側面には備え付けでソファが付けられていた。東側に建つ主屋の座敷部分からは廊下が設けられ、南側の入口の他、座敷から直接アクセスする動線も確保されていたという。

長谷川良雄アトリエでは、生活空間である主屋とは別棟としてアトリエが配置さ



写真11（改修前）

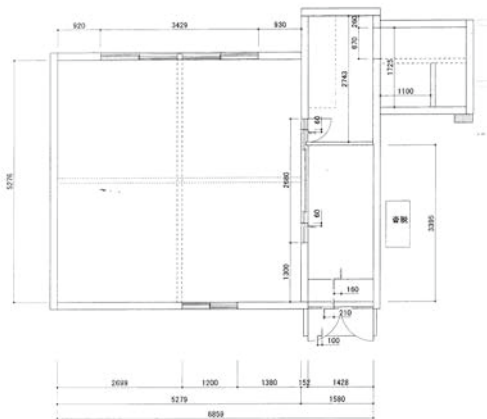


図7 旧長谷川良雄アトリエ 平面図（改修前）



写真12（改修前）



写真13（改修前）

れ、主屋からの動線と外部からの独立した動線とが確保されていた。長谷川家には敷地に余裕があり別棟でアトリエを設けることが容易であった。一方で主屋は江戸中期に遡ると考えられる農家建築であるため、内部にアトリエ空間を配置することは難しかったものと考えられる。

○松田尚之家アトリエ

松田尚之（1898～1995）は、富山市に生まれ、東京美術学校彫刻科で朝倉文夫の指導を受けた。卒業後には、彫刻家・武石弘三郎に石彫を学んでいる。大正15年（1926）には「建彫社」を結成し建築彫刻にも携わっている。昭和5年（1930）には京都帝国大学建築学科の講師に委嘱され、京都に転居し、同7年には、川端彌之助や写真家・小林祐史らと作家協会を設立するなどの活動をしている¹⁷⁾。

松田は昭和13年（1938）、修学院の地

に自宅兼アトリエを建築した。山田工務店の作品集に松田家が掲載されており（写真14）、同工務店の設計施工によるものと確認される¹⁸⁾。

松田は師の朝倉が台東区谷中に建てた住宅兼アトリエに触発され、自らのアトリエ建築の参考にしたと伝わっている。

松田家の建物は木造2階建、棧瓦葺である。南北の通りに面して西側に玄関を設けている。玄関ホールの際に応接間を配し、ホールの北側にアトリエ、南側に向かうと南北方向に中廊下を配した生活空間となっている（図8）。



写真14

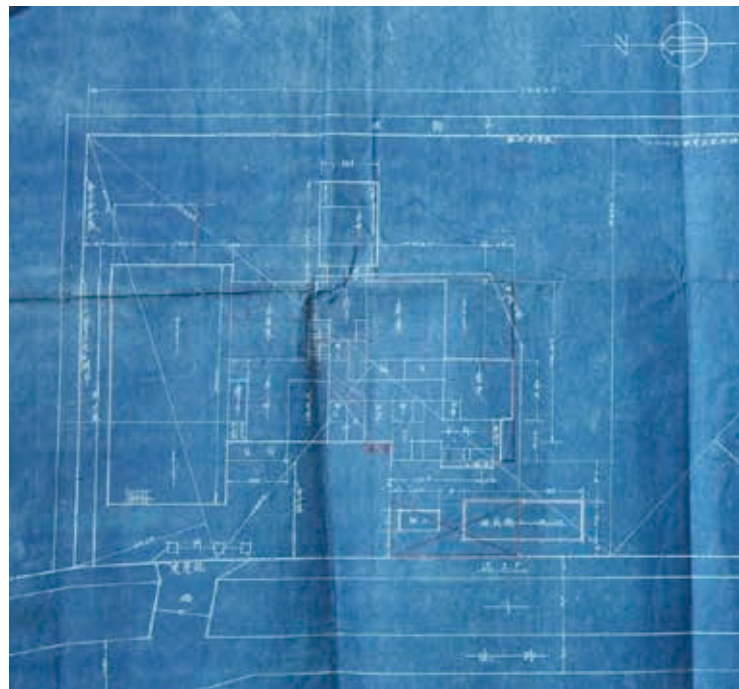


図8 松田尚之家アトリエ 設計時配置図（部分）

アトリエ（写真15、16）はキングポスト・トラスをあらわし、2層分の高さを吹抜けとして、天井高を確保している。北側には天井面まで届く大きな窓を設け、北側採光を図る。アトリエ室の西側には次室があり、部屋境の上部には引き戸を嵌めたギャラリー状の空間が設けられ、はしごによって上ったという。この空間には作品を置いていたと伝わっているが、巨大な作品を間近に確認することを意図した可能性も

想定される。

松田は、依頼を受けて昭和9年（1934）に朝霞大仏¹⁹⁾の制作に着手している。古写真で（写真17）は同アトリエで朝霞大仏の原型モデルを制作していることが分かる。あらかじめ大仏を制作することを意識して、高い天井の確保につとめる設計とした可能性も考えられる。アトリエの床はフローリングで、一部分には制作用の粘土を貯蔵しておくための地下を設けている。次室には、制作中の使用を想定した手洗場を設置している。

松田家の平面は西側に設けられた玄関ホールを起点に、正面奥に応接間、北側にアトリエ、南側に生活空間が配置されている。応接間はアトリエと隣接し、直接のアクセスが可能である。制作空間と生活空間への動線とを明確に分離する設計となっている。



写真15 竣工時



写真16 現状



写真17

3. アトリエ建築の特徴

(1) アトリエ空間の条件と手法

○北側採光と高い天井高の確保

従来から指摘されるとおり、いずれのアトリエ事例においても北側採光が意図されている。北側窓を設ける場合、窓を大きくとるため天井高を確保する方が有利であり、そのための工夫がなされていることが分かる。工夫の一つとして、2階を設けずに平屋建てとして屋根高を高くする（関西美術院、太田喜二郎家、松田尚之家など）設計がみられる。関西美術院では片流れのトラス構造を採用するという手法が試みられている。太田喜二郎家では北側面のケラバを切り欠くというユニークな手法が確認される。

一方、2階建の1階部分にアトリエを配置する川端彌之助家では、アトリエ部分のみを2層分吹き抜けとする設計が見られた。2階にアトリエを設ける富岡益太郎家では天井の北側部分にトップライトを設置して北側窓を補う手法を用いている。

なお、高い天井は大きな作品の制作にあたって重要な要素であったと考えられる。

○床と壁面

アトリエではイーゼルによる絵画制作や、制作台による彫刻作品の制作が主となるため、大部分の場合床をフローリング仕上げとしている。彫刻の制作空間であった松田尚之家のアトリエでは一部分に地下を設け、粘土の貯蔵空間として利用している。

壁面は白色や色彩を抑えたものが多い。太田家ではベージュ色のクロスとするが、これはモデルの肌の色を適切に捉えるために、トーンを落とした色としたことが伝わっている。

(2) 生活空間とアトリエとの関係

美術家のアトリエの場合、制作空間と生活空間は密接に結びついており、両者をどう接続あるいは分離するかが重要な課題となる。昭和初期におけるアトリエに関する言説からこの点について取り上げてみたい。

大正後期から昭和初期には建築系・美術系の雑誌においてしばしばアトリエ紹介の記事が掲載されている²⁰⁾。雑誌『新建築』昭和11年(1936)4月号には、「小アトリエ需要者の立場から」と題する記事において、彫刻者である酒見恒がアトリエ空間と生活空間の関係について論じている²¹⁾。ここでは、「工房独立主義」、「工房生活隣接主義」、「工房生活混然主義」の3つの考え方があるとしている。

「工房独立主義」はアトリエと住居を完全に分離するもので、全く別の敷地に建てることも含んでいるようである。ただし独立したアトリエでもトイレの設置は不可欠であるとする。制作空間を生活空間と完全に分離することは制作上理想的である一方、経費がかかる点、住居との交通路の確保が課題となる点を指摘している。一方、「工房生活混然主義」は両者が混然としている平面で、家族を有する場合には適さないが、経費の制約により採用せざるを得ないことも多いとする。

「工房生活隣接主義」は「工房独立主義」と「工房生活混然主義」の併用で、酒見はこれを採用したとしている。この事例では中心にアトリエと居間を隣接させて配置し、引き戸によって開放的に接続する。必要に応じて2室を大空間として制作に用いることもできると述べる。酒見のアトリエの平面（図9）では、2層吹き抜けのアトリエに接して書斎と居間・食堂が配置され、書斎はアトリエと一体として使用することを想定している。書斎、居間・食堂の2階には寝室と納戸が設けられている。

酒見の提示するアトリエの類型は、家族を有する美術家が住まう住宅空間を想定していない小規模なものであるが、アトリエ空間を生活空間に対してどのように配置するかといった課題として広く援用することが可能であろう。これまで取り上げた京都における美術家のアトリエ事例について、制作空間と生活空間の関係を以下に考察してみたい。

(A) アトリエと生活空間との完全な分離

生活空間である主屋とは別棟で建築する形式で、制作空間が生活空間とは分離している。長谷川良雄家アトリエがこれに分類され、酒見の述べた「工房独立主義」に該当する。長谷川家では敷地にも経費にも制約はあまりないためにこの形式が採用されたものと考えられる。この場合には、アトリエ空間は基本的に制作空間のみによって構成されるが、制作時の必要性から、洗面やトイレを設置することが必要とされた。長谷川家でもアトリエから主屋へのつながる廊下部分にトイレと洗面が設置されていた。

(B) 玄関部分からのアトリエと

生活空間への動線の分離

玄関部分（玄関ホール）からアトリエに向かう動線と日常の生活空間の動線を分離する形式である。この場合北側採光を確保するため、北側部分にアトリエ空間を配置することになる。太田喜二郎家や松田尚之

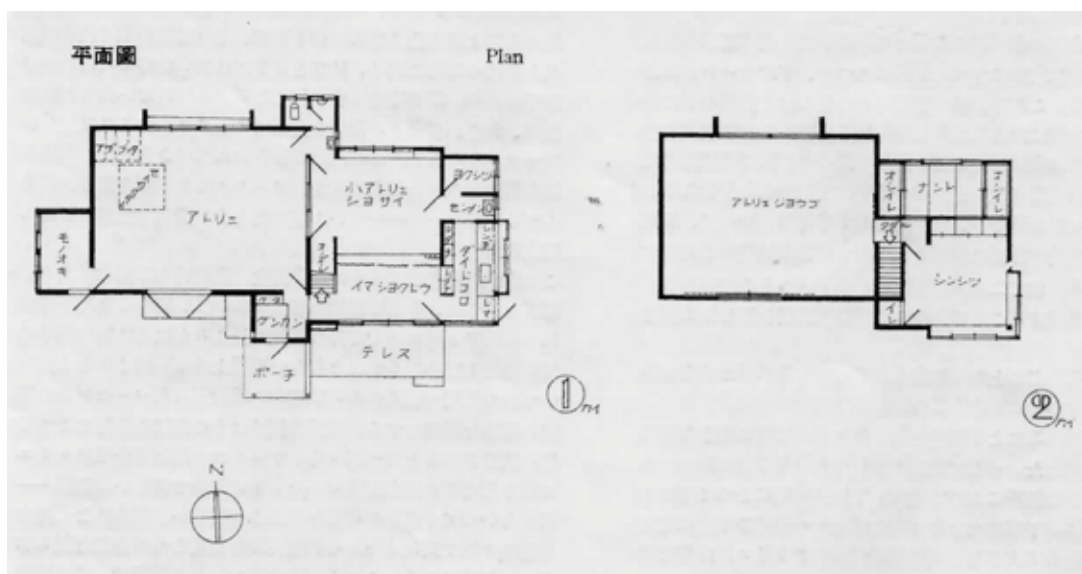


図9 酒見恒家アトリエ平面図

家はこの形式に分類される。両アトリエとも、玄関脇に応接空間とアトリエ空間を配置する平面構成となっている。作品の制作に関係する来客も多かったと推測され、アトリエと応接室が隣接することが必要とされたものと考えられる。

(C) アトリエの2階配置による

生活空間との動線の分離

アトリエを2階に設置することで生活空間との分離を図る形式で、大橋孝吉家、富岡益太郎家がこれに該当する。大橋家では居間、座敷、食堂、台所は1階に配置され、2階には2間続きのアトリエと書斎が設けられている。玄関ホールの階段から2階の制作空間及び書斎へ移動することで、1階の生活空間との分離が図られている。

富岡家でも、2階のアトリエや富岡の居室へは、玄関ホールに設けられた階段から直接移動することが可能である。富岡家では2階にも家族の空間があったと考えられるが、中廊下の北側にも階段があり、生活用動線が別に設けられていたようである。

なお、アトリエを2階に配置した場合、平屋建や2層分吹き抜けの形式に対して、天井高を十分に確保するには不利となる。このため前述したように、富岡家アトリエでは天井を折り上げて天井面を上げるとともに、北側面の天井の一部にトップライトを設けている。

(D) アトリエと生活空間の隣接

川端家では、アトリエ空間は1階の中心を占めており、玄関ホールからアトリエに直接接続する。このアトリエ空間は西側の

半分が2層分吹き抜けとなり、制作空間として使用されたのに対して、玄関寄りの東側半分は2階室を設けるため天井高が低く、居間としても用いられたと考えられる。玄関ホールからは応接室や台所へも接続している。

一方、寝室や子供室は2階に配置するものの、階段はアトリエに設けられている。このようにアトリエと生活空間は隣接し、両者の動線は重なる部分があり完全には分離が図られていない。これは酒見の述べた「工房生活隣接主義」に類似する平面構成といえよう。

4. まとめと課題

本稿では、京都市内において詳細を確認することのできた洋画家と彫刻家のアトリエ空間について考察した。明治後期の段階では美術界において既に北側採光に配慮することが周知の条件であったとされており、今回取り上げた事例でも北側採光を確保するための空間的な工夫がなされていることを確認した。

さらに美術家の住宅にアトリエ空間を配置する場合、制作空間を日常的な居住空間に組み込む工夫が必要となる。この両者をどのように結合あるいは分離させるかという点が課題であることは、昭和初期の美術家の言説にも確認される。ここでは居住棟から独立することで完全な分離を図る形式、アトリエ空間が居住棟に配置され制作空間と居住空間が隣接あるいは混在する形式などが提案されている。

京都市内の事例においても、アトリエと

居住空間との分離を図るための工夫として、別棟とする事例の他、玄関部分を起点に生活動線との分離を図る事例や、アトリエ空間を2階に配置する事例などが見られた。課題に対する様々な試みにより、アトリエ付き住宅のバラエティーを生み出していたことが分かる。

近代の住宅では応接室、書斎、子供室など、設計段階で機能に特化した空間がプランニングされることが通常である。アトリエは生産を行う空間の中でもとりわけ特殊な空間である。アトリエを有する住宅は、住宅空間への機能の配置を考える上で興味深い類型と言える。

さて、本稿で美術家のアトリエとして取り上げた大橋家では、板間と畳敷間が接続され、イーゼルを使用する板間での制作と床に座して制作する形態が併用された可能性を指摘した。洋画制作とは異なり、伝統的な日本画においては作品を床に置いた状態で制作することが多いことは周知の通りである。洋画と日本画というジャンルの相違がアトリエ空間の形式に大きな影響を与える可能性を認識させる事例と言える。このことから、改めて別稿において日本画の制作空間を取り上げ、洋画や彫刻の制作空間との空間的な差異について考察を試みたいと思う。

註

- 1) 窪田美穂子、内田青蔵「明治・大正・昭和戦前期におけるわが国の「アトリエ建築」に関する一考察 —「アトリエ建築」における北側採光の普及過程について—」（日本建築学会大会（関東）学術講演梗概集、2001年9月）。個別の建築事例によりアトリエ空間の考察を行っている論考としては、中川武「落合のアトリエ建築について」『中村彝 下落合の画室』（新宿歴史博物館、2013年）pp.53-57などがあげられる。
- 2) 『浅井忠』展図録（京都国立近代美術館他編・京都新聞社発行、1998年）年譜 pp.254-271。『浅井忠と関西美術院』（京都市美術館他編・京都新聞社発行、2006年）志賀秀孝「もうひとつの揺籃—明治洋画と京都・関西美術院」pp.14-19及び関連年表 pp.210-217。
- 3) 前久雄「関西美術院の建物について—武田五一研究ノート—」『日本建築学会大会学術講演梗概集』（日本建築学会、1986年）pp.759-760。石田潤一郎「関西美術院」『京都市の近代化遺産—京都市近代化遺産（建造物等）調査報告書—近代建築編』（京都市文化市民局、2006年）p.165。高野篤、高橋順子、高見沢正志、竹内秀雄、西井明里「第二期京都市文化財マネージャー育成講座修了レポート」（2010年）。
- 4) 関西美術院『関西美術院概要』（1915年）。
- 5) 『川端彌之助作品展 長谷川良雄の水彩画とともに』（長谷川歴史・文化・交流の家、2015年）、『川端弥之助と春陽会』（星野画廊、2015年）。
- 6) 石川祐一「川端家彌之助アトリエ」『京都岡崎の文化的景観調査報告書』（奈良文化財研究所編集、京都市文化財保護課発行、2013年）pp.118-119, p127。なお、前久雄「川端彌之助のアトリエ—画風=人柄=自邸」『京が残す先賢の住まい』（京都新聞社、1990年）pp.40-43では聞き取りに基づき、京都あめりか屋設計としている。
- 7) 太田喜二郎と藤井厚二展公式図録『太田喜二

- 郎と藤井厚二 日本を光を追い求めた画家と建築家』(青幻舎, 2019年)の年譜等による。
- 8) 大正12年の主屋建築及び昭和6年のアトリエ増築に関する資料については、植田彩芳子「太田喜二郎と藤井厚二」前掲(7) pp.8-16, 「太田喜二郎邸」前掲(7) pp.48-63や、永松尚, 原田純子, 谷口由佳子, 北條順子, 佐野泰彦, 中田貴子「京都を彩る建物や庭園認定調査報告書 太田家(旧太田喜二郎アトリエ)」(京都市委託調査, 2019年)を参照している。
 - 9) 河北倫明監修『近代日本美術辞典』(講談社, 1989年) p66。
 - 10) 株式会社熊倉工務店の所蔵図面資料を参照している。
 - 11) 東京文化財研究所作成データベース「富岡益太郎」『日本美術年鑑』平成4年版(1992年) p297。
 - 12) 「富岡畫伯の住宅」『住宅』第23巻7月号(住宅改良会, 1938年) pp.32-35 に掲載されている。
 - 13) 前掲(12)
 - 14) 『長谷川良雄作品集』(2007年)「長谷川良雄という水彩画家」pp.98-106, 関連年表 pp.122-124『長谷川良雄作品集』(2007年)。
 - 15) 長谷川家住宅主屋は寛保2年(1742)に遡る農家建築で、国の登録有形文化財となっている。合わせて、表門, 土蔵, 離れ(去木庵)が登録されている。
 - 16) 内藤きよみ「父のこと」『長谷川良雄画集』(1994年) pp.10-11及び中川名津氏からの聞き取りによる。また、垣田昭喜氏より提供を受けた旧アトリエ棟の改修時資料を参照した。
 - 17) 『松田尚之回顧展』図録(富山県民会館美術館編, 1990年)の巻末年譜による。没年については『日本美術年鑑』平成8年版(東京国立文化財研究所, 1995年) p.316 を参照した。
 - 18) 『作品譜 大七・山田工務店』(1940年)。昭和11年3月23日付申請の建築申請資料写しが残っており、柴田太蔵が代願していることが確認される。同資料では昭和11年12月末日が竣工予定となっており、昭和12年には建物は竣工している可能性も考えられるが、本稿では年譜や聞き取りに基づいて昭和13年建築と表記した。
 - 19) 昭和8年, 東武鉄道社長の根津嘉一郎は、埼玉県朝霞町(現朝霞市)に遊園地を計画し、その一角に奈良大仏を超える規模の大仏を含む大寺院の建立を目指していた。遊園地は昭和9年に着手された。昭和10年に大仏や梵鐘のための鑄造工場, 同12年には大仏の原型が完成している。その後、戦時下の物資統制により計画は頓挫した(「幻に終わった朝霞大仏—根津公園の建設」『あさかフォトものがたり』(朝霞市教育委員会, 2008年) pp.16-17) などによる。
 - 20) 美術系雑誌『アトリエ』において昭和7年より「アトリエを訪ねる」が連載された。建築系の雑誌『新建築』では、本文中に取り上げた昭和11年4月号の他、同誌の昭和9年11月号でもアトリエ建築がまとまった形で掲載されている。この他、同誌や『住宅』には、アトリエ付個別紹介が多々見られる。
 - 21) 酒見恒「小アトリエ需要者の立場から」『新建築』第22巻4月号(1936年) pp.134-139。

図版出典

- 図1 高野篤, 高橋順子, 高見沢正志, 竹内秀雄, 西井明里「第二期京都市文化財マネージャー育成講座修了レポート」(2010年)
- 図2 『京都岡崎の文化的景観調査報告書』(奈良文化財研究所編集, 京都市文化財保護課発行, 2013年)
- 図3 永松尚, 原田純子, 谷口由佳子, 北條順子, 佐野泰彦, 中田貴子「京都を彩る建物や庭園認定調査報告書 太田家(旧太田喜二郎アトリエ)」(京都市委託調査, 2019年)

- 図4, 5 株式会社熊倉工務店所蔵
図6 「富岡畫伯の住宅」『住宅』1938年
7月号（住宅改良会）
図7 垣田昭喜氏作成
図8 松田紗依氏所蔵資料
図9 「小アトリエ需要者の立場から」『新
建築』1936年4月号（新建築社）
写真1～7, 16 著者撮影
写真8 株式会社熊倉工務店所蔵
写真9, 10 「富岡畫伯の住宅」『住宅』
1938年7月号（住宅改良会）
写真11～13 垣田昭喜氏撮影
写真14, 15 『作品譜 大七・山田工務
店』（1940年）
写真17 松田紗依氏所蔵資料

付記

本稿の執筆にあたり、川端一彌氏、中川
聰一郎氏、中川名津氏、早川喜子氏、松田
紗依氏、富岡小児科医院・富岡曄氏、京都
文化博物館・植田彩芳子氏、熊倉工務店・
林享子氏、リズム・デザイン・垣田昭喜
氏、京都市文化財マネージャー・永松尚氏
には、大変お世話になりました。ありがと
うございました。

いしかわ ゆういち
石川 祐一（文化財保護課 主任（建造物担当））

泉涌寺の玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 ・ 玳瑁張金銅装五獅子文如意について

山下 絵美

はじめに

泉涌寺伝来の「玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱」1双〔図1〕と「玳瑁張金銅装五獅子文如意」1握〔図2〕（以下、本資料）は、おもに玳瑁と金具類で装飾された、重厚かつ華やかな一具資料である。「玳瑁（タイマイ）」とはウミガメの一種で、その甲羅を加工したものが古来、工芸品や装身具に用いられてきた¹⁾。現在、一般には「鼈甲」として親しまれており、国際的な規制のあるなか²⁾、各地の伝統工芸としてその加工

技術が継承されていることは周知のことである³⁾。

小稿では、まず本資料の伝来背景と、説相箱ならびに玳瑁製品としての位置づけを確認する。次いで概要を述べたうえで、説相箱に装着される金具にみる図様表現を、同時代資料と比較することで、制作年代を検討したい。

なお、上述の通り、玳瑁製品については「玳瑁」ないし「鼈甲」の呼称があるが、小稿では「玳瑁」で統一し、同義で「鼈甲」を用いる場合はカッコを付して表記する。



図1 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱



図2 玳瑁張金銅装五獅子文如意

1. 伝来の背景

泉涌寺は、京都市東山区に所在する真言宗泉涌寺派の総本山で、建保6年(1218)、俊苧(仁安元-嘉禄3/1166-1227)により、律を中心とした真言・禪・浄土の四宗兼学の道場として創建された。泉涌寺が「御寺」とよばれるのは、皇室との縁が深く、歴代多くの天皇の葬儀がこの地で営まれ、陵が築かれてきたことによる。よって泉涌寺に伝来する什物は、俊苧やその弟子である湛海などの入宋僧が請来したものや創建に関わるもの、歴代天皇の宸筆・綸旨・肖像画・念持仏・遺愛品など皇室ゆかりのもの、大きくはこのふたつから成る⁴⁾。

泉涌寺は応仁の乱により創建当初の伽藍は全て失われるが、後水尾上皇の要請で、幕府により寛文4年(1664)から9年(1669)にかけて大造営が行われ、復興が図られる⁵⁾。これにともない儀礼や什物が整えられていくなかで制作された品々も多く、本資料もその時期に揃えられた法具と考えられる⁶⁾。現在では、毎年10月8日に舍利殿で行われる舍利会に持ち出されるという。舍利会での説相箱の配置を写した[図3]では、礼盤左の脇机手前に含香・僧



図3 舍利会での使用例
中央の礼盤に導師が着座する。

衣を入れた据箱が、右の磬架手前に柄香炉・如意を入れた香炉箱が置かれることが確認できる。

このように説相箱は法会の際に必要な品々を入れて傍らに据え置く箱であり、据箱・説僧箱・三衣箱などとも呼ばれ、柄香炉・名香・如意を納める香炉箱と、差定や表白・説相など法会のための状を納める据箱の2口1具として用いられる⁷⁾。香炉箱・据箱の大小や、1口単独あるいは2口1具などの形態については現存の状態に違いがある。現存作例には奈良・大和文華館の花鳥螺鈿説相箱(平安時代・重要文化財)1口や、本資料と同様2口1具の京都・醍醐寺の宝相華螺鈿説相箱(鎌倉時代・重要文化財)などが知られるが、材質についてはいずれも木製で、長方形で蓋はなく、下方に格狭間を透かした床脚がつく構造が一般的で、蒔絵・螺鈿・金属などで装飾される⁸⁾。

一方、如意は摘爪(爪切り)や耳鉤(耳かき)とともにかつては僧侶の生活具で、骨・角・木などを彫刻して人の手指爪をつくり、手の届かない痒いところを意の如く搔くためのものとしてこの名が付いたようであるが、やがて威儀を整えるための儀式用具になる⁹⁾。動物を素材としたものには、滋賀・聖衆来迎寺の犀角如意(平安時代・重要文化財)や、奈良・東大寺所蔵の玳瑁如意(平安時代・重要文化財)などが知られる。説相箱・如意ともに中世までの作例は知られるものも多いが、近世における作例は、現用されていることもあるためか、報告例は少ない。

2. 古代から近世における 玳瑁製品の状況

近世における玳瑁製品は、装身具に多く見られるものの¹⁰⁾、本資料のような仏具への使用例を管見では見出すことができない。そこで本章では、古代から近世にかけての国内での現存作例と先行研究にふれ、本資料の製作当時における玳瑁製品の生産状況について確認したい。

玳瑁は、変形や接着が可能な材質であり、黄色と褐色の不規則な斑文と透明感を活かした加工がなされる。国内における玳瑁製品の様相を鮮明に伝えるものとして、第一に正倉院宝物が挙げられる¹¹⁾。仏前への献物箱と推定される「玳瑁螺鈿八角箱」は木胎で、底面以外を玳瑁装とし、花鳥文や連珠文をくり抜き、琥珀や螺鈿を象嵌する。「箏柱」は木製で金箔を押し、文様を描いたうえで玳瑁を貼る「伏彩色」の技法が用いられる。「玳瑁如意」は、全長50センチメートル、厚み4ミリメートルほどの全てを玳瑁から作り出す。「蘇芳地六角几」は木製の床脚部分に、玳瑁を擬した斑文を描き出す「擬玳瑁」の技法が用いられる¹²⁾。これらの資料からは、玳瑁の特性を活かした加工技術がすでに古代から知られていたこと、また、仏具や儀式具にも用いられていたことが認められる。

古代史料には腰帯への使用が散見される。『日本後記』延暦18年(799)に「庚午、勅、玳瑁帯者、先聴三位已上著用、自今以後、五位得同着」、『延喜式』(延長5年<927>)弾正台の項に「凡白玉腰帯、聴三位以上及四位参議著用。玳瑁。瑪瑙。斑犀。

象牙。沙魚皮。紫檀五位已上通用。」などあり、瑪瑙や象牙に並ぶ素材として玳瑁が用いられていたことがわかる¹³⁾。

ただ、加工については中世以前の様相は明らかでない。7世紀後半から8世紀初めの官営工房群を主とした飛鳥池遺跡(奈良県明日香村)では、琥珀・瑪瑙・水晶などの玉類とともに、珊瑚や鼈甲の破片が出土している。工房跡からの出土により、加工・細工が行われていた可能性が示唆されるが¹⁴⁾、その後の関連資料は極めて乏しく、加工についての足跡を辿ることができない¹⁵⁾。玳瑁の歴史について総合的な研究を行う越中哲也氏によれば、加工技術はすでに中国・唐代に盛んとなり、それは正倉院宝物として国内にも及ぶが、とくに宋代以降、薬用以外での交易は後退する。16世紀末頃から再び玳瑁製品が舶来し¹⁶⁾、原料輸入は元禄10年(1697)以降に本格化するとされた¹⁷⁾。

近世における玳瑁製品の普及と流通については、坂井隆氏・山村博美氏が、「鼈甲」製髪飾り具の出土資料から検証しており¹⁸⁾、出土資料からは「鼈甲」製品は17世紀中葉の長崎から見えはじめ、後半には江戸まで流通していること、文献記録にみる原料輸入状況からは、加工は長崎で18世紀初頭、江戸では18世紀後半には確立したと分析される。京阪地域においては出土資料からの検証はないが、『人倫訓蒙図彙』(元禄3年<1690>)にみられる櫛挽職人が玳瑁を扱う記述から、17世紀末には加工が行われていたと推定された。

以上のことから、本資料が製作されたとと思われる泉涌寺の寛文大造営以後の復興

期、つまり17世紀後半から18世紀はじめ頃にかけては、玳瑁製品の輸入が行われていたと同時に、原料の輸入・加工の黎明期であったと考えられ、本資料の製作は、近世における初期の国内加工技術を知る一資料として位置付けることができる。

3. 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 ・玳瑁張金銅装五獅子文如意

本資料について概要を述べる¹⁹⁾。

(1) 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱 1双

① 香炉箱 1口

長側35.2、短側29.5、高さ10.8センチメートルを測る。木胎の玳瑁装で、金銅製金具を装着する。隅丸の長方形で、下方に床脚を備える。口縁は、1.3センチメートル高の受け口を立ち上げ、真鍮製鍍錫の縁をめぐる。床脚の上下は、框をあらわす真鍮製鍍錫の押縁をめぐる。床脚には各辺3間の格狭間を透かす。

側面は、黒漆塗り下地に金箔、玳瑁を貼り重ねる。玳瑁は長側・短側各1枚、四隅に各1枚の計8枚を貼り、継ぎ目は金継ぎとする。

金銅製獅子形金具〔図4〕は、長側・短側に各1個の計4個を装着する。獅子の形



図4 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱
金銅獅子形金具

勢は、長側に付く2個が正面向き、短側に付く1個が見返りの姿で、以上3個は舌を出す。短側に付く1個は上向きで、これのみ舌を出さない。いずれも高肉打出しで、鬣・体毛・尾などを太い毛彫り、斑を細い毛彫りで表し、とくに胸・腹などに太い毛彫りに直交させ短刻線を連ねるのは珍しい。顔面には、点鑿、体部全体に魚々子鑿(小斑)を打つ。

金銅製牡丹形金具〔図5〕は、長側・短側に各2個の計8個を装着する。花を3房表すものを5個(長側に4個、短側に1個)、2房表すもの3個(短側のみ)を数える。さらに前者は、中央花の蕊が俯瞰形のもの3個、側面形のもの2個からなる。後者は蕊を側面形で表した同意匠になる。高肉打出し、透彫り。牡丹の弁脈は細い毛彫りとする。俯瞰形の蕊は環状で、頭を丸鑿で裏から打ち連ね連珠様に表し、内側にごく細かな点鑿を打ち詰める。葉は中央に向かって鋤き込み、隆線状に葉脈を表す。枝の分枝部に2条の刻線で節を表し、肌に大小の点鑿で点苔を表す。

上下の押縁は、いずれも四隅および側面各1枚の出八双金具と共に、金銅製の釘で本体に打ち留める。出八双金具は金銅製で、地を鋤彫りで鋤いて蓮唐草を表し、地



図5 玳瑁張金銅装獅子牡丹文説相箱
金銅牡丹形金具

に魚々子を打ち詰める。地の着色は煮黒目で、黒色を呈する。

格狭間は、横につぶれたような扁平な形で、下辺中央をゆるく膨らませる。格狭間の覆輪と胴は別材になる。胴は銅製、覆輪は真鍮製で、鑑付けののちに全体に鍍錫したとみられる。

内面は、茶地尾長鳥花卉文金襴裂を張る。

外底から床脚内面、畳着きまでは、全面に丁寧な金梨地の蒔絵を施す。

保存状態は、玳瑁部分では、長側の下寄り1箇所に亀裂、同面の獅子形金具の周辺に欠落、格狭間直下に欠落、反対長側の中央格狭間の下を押縁裏に欠落を認める。金具では、長側の一方の金具の足（幅10ミリメートルの板状）の一方が折れ、一旦脱落したのちに、もう一方の足だけを裂の上に曲げて留め直していることで、獅子形金具に当たる内側の裂が欠落し、金具足と木胎の一部がのぞく。出八双形金具は、下框の長側の各中央の2枚、角の1枚が欠落する。

② 据箱 1口

長側29.4、短側25.8、高さ7.5センチメートルを測る。

構造・材質・意匠などは香炉箱と同様に作る。

口縁は、受け口をもたず、断面方形の覆輪状の縁をめぐる。玳瑁は長側・短側各1枚で、四隅のうち、一隅部分のみ長側板と一体になるため、総計で7枚を貼る。継ぎ目は香炉箱と同様の金継ぎとする。

獅子形金具と牡丹形金具の数、配置は、

香炉箱と同様である。獅子形金具は、長側2個が正面向きで舌を出し、短側2個が横向きで舌を出さない。牡丹形金具は、主の花が上面俯瞰形のもの3個、俯瞰形のもの2個、側面形のもの3個からなり、各々同図様になる。

保存状態は、玳瑁では一方の長側の中央付近に亀裂が入る。金具では、同箇所の下框の出八双形金具1枚が欠落する。

(2) 玳瑁張金銅装獅子文如意 1握

総長48.2、柄長34.1、頭幅20.9、柄長5.5センチメートルを測る。

玳瑁製の雲形頭部をもつ如意。頭部は、表面を雲形とし、強く裏側へ屈曲させて、柄に向かい幅狭となる。胎は銅板の表裏に、金箔を裏貼した玳瑁を重ねる。表面は屈曲部より3センチメートル辺り、裏面は屈曲部で、各々2枚継ぎとする。縁は金銅製覆輪をめぐらし、表には金銅製の蓮華形金具1個と、獅子形金具5個を打つ。

蓮華形金具は、高肉に打出す。中心と八葉の蓮弁に、小覆輪と赤銅小刻み座を重ねた小窓を設けて水晶を嵌装し、各々ごく薄い黄・青・桃・緑などの色を裏彩色する。弁脈は細く丁寧な毛彫り。獅子形金具は、高肉に打出す。中央が正面向き、左右が2段とも内に向き阿吽の形をとる。下段左は見返る姿勢。下段右は横向きで舌を出す。上段はやや上向きになり、左は舌を出す。

裏には金銅製三鈷杵形金具を貼る。柄にかかる口金具は、表裏を入八双形とし、柄に挿す柄も金銅製で作り出す。柄の表面には「田村因幡作」と籠字で銘を刻む〔図6〕。口金具は、地彫りで蓮唐草を薄肉に彫



図6 如意柄表面刻銘「田村因幡作」

り表して、地に細かな魚々子を打ち詰める。弁脈・葉脈ともに、ごく細い毛彫りで表す。

柄は木胎に、総体黒漆塗りとして、尻に向かって弱く反らせる。頭側と尻に入八双形金具を嵌める。表裏に、地彫りで蓮唐草を薄肉に彫り表して、地に細かな魚々子を打ち詰める。弁脈・葉脈ともに、ごく細い毛彫りで表す。蓮には蓮肉を表現し、蓮子を魚々子鑿で表現する。間に、三鈷杵形金具を表裏2個ずつ打つ。三鈷杵は、細部は毛彫りで表す。

(3) 銘記・箱書

- ① 如意的柄表面籠字刻銘「田村因幡作」
- ② 箱蓋表墨書

「玳瑁如意 金具地彫本銷鍍金／
五獅子／工師田村因幡作／
玳瑁据函 金具地彫本銷鍍金／
獅子牡丹縁四分一銀／
玳瑁香炉函 金具全／
東山泉涌寺什具」

以上が概要である。玳瑁の下層に貼られ

た金箔により、玳瑁の斑紋はより鮮明なコントラストを成す。また、獅子・牡丹形金具には精緻な彫刻が施される。獅子の躍動感のある姿態、下を出す口元、短刻線・渦文・蕨手文などで表す体毛、魚々子と州浜形で表す斑文、牡丹の枝の節や蕊などの多様な表現は、接近して鑑賞しない限りは気付くことのできない細密さである。

香炉箱・据箱・如意は、玳瑁の下層に金箔を押す点、獅子形金具などの装飾や細部表現が共通していること、使用痕跡も大きな時代差が感じられないことから、同時代・同工房の製作と考えてよいだろう。

ただ、説相箱は受け口を立ち上げるが、香炉箱はその寸法と合わず重ねることができない。受け口を立ち上げるのは西明寺・鍍金孔雀文説相箱（平安時代）1口、東京国立博物館・金銅獅子文居箱（鎌倉時代）1口、醍醐寺・宝相華螺鈿説相箱（鎌倉時代）1具、同・輪宝羯磨文説相箱（桃山時代）1具が挙げられるが、1口単独で伝来するものにも受け口がみられ、それが箱を重ねるための造りであるのか、その名残であるかについては検証の必要があり、今後の課題としたい。

4. 金具からみた製作年代の検討

本資料は近世の同時期・同工房で製作されたものと考えられ、刻銘からは国内産であることがわかる。また、泉涌寺の復興期や玳瑁の流通を考慮すれば、製作年代は江戸時代中期まで遡りうることが推測される。本資料は玳瑁のほか、金属・漆・裂などの多素材から成り、それぞれからのアプ

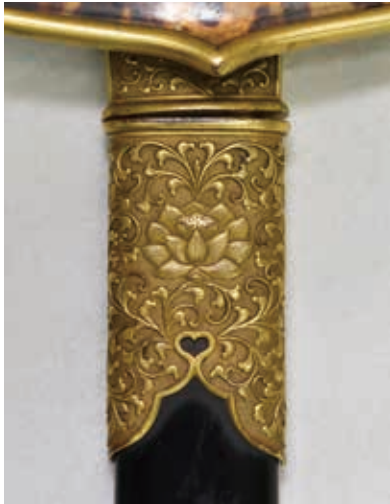


図7 玳瑁張金銅装五獅子文如意
柄上部入八双金具



図8 八幡山宮殿

ローチも可能である。小稿では、とりわけ如意に装着される金具（以下、本金具）に施された唐草文様の図様表現〔図7〕を手がかりとして、本資料の制作年代を検討したい。

本金具は如意の柄に付く金銅製の入八双形金具で、蹴彫りと毛彫りによって唐草文様を表し、地に魚々子を打ち詰める。この表現は、近世以降一般的に見られる意匠であるが、唐草の図様は近世のなかでも刻々と変化を見せる。この編年については、本調査をご指導いただいた久保智康氏の研究にたいへん詳しく、なかでも近世以降の鍔金具においては、祇園祭・山鉾鍔金具に高水準の金工技術が用いられ、多くの基準作例を見ることができる²⁰⁾。本金具の唐草は葉の細長さが特徴であり、それに最も近似する図様が見られるものとして、八幡山の宮殿に付く鍔金具を挙げることができる〔図8〕。

宮殿は祇園祭・八幡山に伝来するもので、巡行では山の正面中央に奉載される、山の象徴である。木造、切妻造で正面に唐



図9 八幡山宮殿 破風金具

破風屋根の向拝を設けた社殿形の宮殿で、総体に金箔を押し、要所に金銅製の鍔金具を打つ〔図9〕。

宮殿の調査は、平成13年から29年にかけて行われた、祇園祭山鉾鍔金具悉皆調査の一環で実施され²¹⁾、鍔金具の年代観については、久保智康氏の所見を以下に引用する。

本宮殿は、「八幡山記録」（「三条町文書」のうち）によると、天明年間（1781-1789）の建造と伝える。しかし大方の鍔金具に表された唐草の葉の、細長く伸びて先端をわずかに尖らすという図様表現は、17世紀、江戸時代前期の特徴である。ただ葉先の括りの両側がやや肥大化傾向を見

せ、これは江戸中期に目立つ傾向である。したがって、鍔金具の作風からみると、本宮殿は伝承よりも古く、江戸時代中期初頭、元禄年間（1688-1704）頃まで遡るものと推測される。この所見は、向拝虹梁の絵様と軸部木鼻の形、蕨手の特徴などからみた年代観（京都市文化財保護課建造物担当者による）と一致する。

以上、宮殿に付く金具は元禄年間頃まで遡ると推測されている。本金具にみる唐草の図様は、全体に左右の対称性が意識されたなかにも一部非対称を取り入れ、蔓は細く、弧を描くように伸びやかに表す。葉は蔓に沿わせるように細長く、葉先をやや尖らせ、葉の括りは蔓に近いほうを特に大きく円く強調している点が特徴で、おおむね八幡山宮殿金具と近似する。ただ、葉先の肥大化においては八幡山宮殿金具のほうが顕著であることから、本金具は八幡山宮殿金具と大きく隔たらずとも、やや先行する時期に製作されたものと推定されよう。

5. 作者「田村因幡」について

田村因幡在銘作品はほかに見出されておらず、詳細を知ることにはできないが、久保智康『日本の美術 No.437 飾金具』付論の「京都の鍔師一覧」によれば、前章で提示した時期の鍔師に近い名が見られる²²⁾。

『京雀跡追』（延宝6年〈1678〉）

「かざりや新丁さはら木丁下ル いなばといふ」²³⁾

『京羽二重』（貞享2年〈1685〉）

「鍔屋 新町榎木町下ル丁 因幡」²⁴⁾

『万買物調方記』（元禄5年〈1692〉）

「新町榎木町下ル 因幡」²⁵⁾

『京独案内手引集』（元禄7年〈1694〉）

「かざりや 新丁さはら木丁下ル いなばといふ」²⁶⁾

以上の4件である。新町榎木町下るは現在の京都第二赤十字病院の東辺あたりである。これが田村因幡かの判断は現状ではできないが、金具の時代観とおおむね一致するため、可能性のある人物として提示しておきたい。

まとめ

本資料を泉涌寺史のなかに見れば、寛文大造宮にともなう復興期、つまり17世紀後半から18世紀初頭に製作されたと思われる。また、京都における玳瑁加工技術は17世紀末の史料に見られること、金具に施された唐草文様の図様表現が、およそ江戸時代前から中期初頭の特徴をあらわすこと、作者である田村因幡の可能性のある人物が、17世紀末の史料に見られることなどから勘案すると、本資料の製作年代は、元禄年間を中心とした、江戸時代中期初頭におさめることができよう。

本資料は、泉涌寺の近世復興期の様相を知ることのできるものであり、木胎に玳瑁・金属・漆・裂などの多素材・多技術を用いた近世工芸品として貴重である。仏具への玳瑁の使用は古代に見られるものの、近世における類例は見出されておらず、かつ田村因幡在銘作品として知られる唯一の資料である。泉涌寺および皇室・徳川幕府に縁ある工芸品の生産体制が如何様であったかは明らかでないが、同時代の金属工芸

作品、泉涌寺伝来の工芸品を今後調査していくうえで課題としたい。

註

- 1) タイマイはカメ目ウミガメ科に属し、太平洋・大西洋・インド洋の珊瑚礁域海域に分布し、国内では奄美諸島以南の南西諸島でわずかに産卵するが、近年では護岸工事等による影響で産卵環境が悪化している（環境省ホームページ「いきものログ（生物情報収集・提供システム）」「RDB図鑑」<https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/zukan?action=rm113>「環境省絶滅危惧種検索」https://ikilog.biodic.go.jp/rdbdata/files/envpdf/爬虫類_006.pdf）。
- 2) タイマイは、いわゆるワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）の「附属書I（絶滅のおそれのある種で取引による影響を受けている又は受けるおそれのあるもの）」に掲載され、商業取引が原則禁止されている。同条約は昭和48年（1973）に採択、同50年に発効され、日本は同55年11月4日に締約国となった。当初日本は、国内産業保護等の理由から、タイマイを含む9種について留保をしていたが、原材料の確保などの業界努力により受け入れ準備が整ったことから、平成6年（1994）に撤回がなされた（外務省ホームページ「ワシントン条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>）。このことは、原材料を輸入に頼る日本においては少なからず切実な事態であったことが当時の関連資料から知られる（大阪ベツ甲事業協同組合『昭和55年度 活路開拓調査指導事業報告書（産地対策枠）大阪府におけるベツ甲製造業の振興計画』（昭和56年2月）。また、国内においては環境省の掲げる「レッドリスト2019」にも「絶滅危惧I B類（EN）」（近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの）に列せられる（環境省ホームページ「【爬虫類】環境省レッドリスト2019」<https://www.env.go.jp/press/106383.html>）。
- 3) 現在、国内での玳瑁製品の主な産地は東京都・大阪府・長崎県で、東京の「江戸鼈甲」、長崎の「長崎べつ甲」は国の、大阪の「なにわべつ甲」は府の伝統的工芸品に指定されている（経済産業省ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densanmap.html）。
- 4) 泉涌寺寺宝の概略および図版については、『皇室の御寺 泉涌寺』（泉涌寺、平成3年）、『皇室の御寺 泉涌寺』（朝日新聞社、昭和46年）に掲載される。
- 5) 泉涌寺の近世における再興については、西谷功『近世泉涌寺の再建—伽藍復興と精神の回帰—』（黄檗山萬福寺文華殿発行『黄檗文華』第129号、平成22年）、赤松俊秀編集代表『泉涌寺史 本文編』・『泉涌寺史 資料編』（総本山御寺泉涌寺、昭和59年）に詳しい。
- 6) 寛文大造営の後、延宝2年（1674）に観音堂、同5年に妙王殿（現存せず）などの堂宇の増築がなされ、元禄14年（1701）には幕府により修理造営が行われるなど伽藍整備が続く。この時期に整えられた堂宇や什物については「泉涌寺殿堂并什物式目」（享保3年〈1718〉）に記録される（『泉涌寺文書』233、『泉涌寺史 資料編』238頁）。また、延宝4年（1676）には俊苧450年遠忌が行われ、同時期には東福門院（同6年）、後水尾法皇（同8年）らの崩御にともなう葬礼などが続いている（註5赤松）。
- 7) 中村元・久野健監修『仏教美術辞典』「居箱」項（東京書籍、平成14年）、岡崎譲治監修『仏具大事典』「居箱」項（鎌倉新書、平成7年再版）、鈴木規夫『日本の美術 No.283 供養具と僧具』（至文堂、平成元年）
- 8) このほかの現存作例では、鍍金孔雀文説相箱（平安時代、滋賀・西明寺）1口、波龍螺鈿居箱（重要文化財、鎌倉時代、福岡・誓願寺旧蔵）1具、金銅装葵紋居箱（江戸時代・元禄11年〈1698〉、奈良・唐招提寺）2口、金銅龍文説相箱（鎌倉時代、東京国立博物館）1口、金銅獅子文居箱（鎌倉時代、東京国立博

- 物館) 1口, 輪宝羯磨文居箱及香炉箱(桃山時代, 京都・醍醐寺) 1具などが知られる。
- 9) 註6
- 10) 近世における玳瑁製品として「徳川家康関係資料」(江戸時代, 重要文化財, 久能山東照宮)のうち, 目器(眼鏡)が知られる。本品は慶長16年(1611)にメキシコの答礼使セバスチャン・スピカイノの献上品とされ, 玳瑁製の縁にスペイン製のレンズを嵌める。
- 11) 正倉院宝物のうち, 玳瑁を用いた資料としては下記が該当する(宮内庁ホームページ「正倉院宝物検索」<https://shosoin.kunaicho.go.jp/search/>)。
- 螺鈿紫檀琵琶(北倉27), 螺鈿紫檀五絃琵琶(北倉29), 螺鈿紫檀阮咸(北倉30), 沈香把玳瑁鞘金銀荘刀子 第17号(中倉131), 斑犀把彩繪鞘金銀荘刀子 第46号(中倉131), 玳瑁螺鈿八角箱 第19号(中倉146), 蘇芳地彩繪箱 第29号(中倉153), 緑地彩繪箱 第31号(中倉155), 蘇芳地六角几 第27号(中倉177), 檜彩繪長方几 第1号<第71号櫃>(中倉202), 玳瑁竹形如意 第1号(南倉51), 玳瑁竹形如意 第2号(南倉51), 玳瑁如意 第3号(南倉51), 円鏡 平螺鈿背 第5号(南倉70), 檜和琴(南倉98), 楓蘇芳染螺鈿槽琵琶(南倉101), 雑染 桑木阮咸 第1号(南倉125), 箏柱(南倉177), 以上18点で, 内訳は楽器7点, 献物箱3点, 如意3点, 献物用台机2点, 刀子2点, 鏡1点となる。
- 12) 註10ならびに奈良国立博物館『第70回「正倉院展」目録』(平成30年)
- 13) ほか, 『日本後記』(『日本記略』)大同4年(809)に「聴五位以上、通用白木笏。其白玉・玳瑁等腰帶者、亦依延暦15年正月、18年正月兩度格、自余禁制、一如常例」、また、『三大実録』卷3(元慶元<877>)に、「渤海国使楊中遠等。自出雲国還於本蕃。王啓并信物不受而還之。大使中遠欲以珍翫玳瑁酒盃等。奉献天子。皆不受之。」とあり, 渤海からの使節をもてなす際に玳瑁の盃が珍玩されていたとの記事も見られる。
- 14) 花谷浩「飛鳥池工房の発掘調査成果とその意義」(一般社団法人 日本考古学協会『日本考古学』6, 平成11年), 飛鳥資料館・奈良国立文化財研究所『飛鳥池遺跡』(同12年)
- 15) 平安時代の現存資料としては, 「伝菅公遺品」のうち「玳瑁象牙櫛」(平安時代, 国宝, 大阪・道明寺天満宮蔵)が, 室町時代の現存資料としては, 「箏 銘小町」(室町時代・15世紀・徳川美術館蔵)の, 象牙や螺鈿に並ぶ玳瑁装飾が知られる。
- 16) 17世紀中頃には, 徳川将軍への献上品として「鼈甲燈籠」などが見られる(註17)。
- 17) 越中哲也著『玳瑁考—長崎のべつ甲を中心に—』純心女子短期大学附属歴史資料博物館発行, 平成4年), 同著『長崎のべつ甲』長崎鼈甲商工協同組合・長崎玳瑁琥珀貿易協同組合・長崎鼈甲装飾品事業協同組合(昭和58年)
- 18) 坂井隆・山村博美「鼈甲—その製品普及と原料輸入—」(考古学研究会編・発行『考古学研究』第48巻第4号, 平成14年)。両氏は, 「鼈甲」は有機物であるため腐食が進行し, 考古資料は限られるとしたうえで, 江戸・関東・九州における江戸時代の20遺跡から出土した, 櫛や笄などの髪飾具を中心とした「鼈甲」製あるいはその代替品である水牛製の装身具70点を抽出し, 考古資料・絵画資料・文献記録・伝世品とあわせて検証している。
- 19) 本調査は, 京都仏教美術調査会, 京都市文化財保護課により, 平成30年12月24日, 泉涌寺心照殿にて実施した。調査員は西谷功(泉涌寺心照殿学芸員)・久保智康(同会調査員・京都国立博物館名誉館員)・山下絵美(京都市文化財保護課技師)。
- 20) 『祇園祭山鉦鏑金具調査報告書Ⅰ』(公益財団法人祇園祭山鉦連合会, 平成28年), 『祇園祭山鉦鏑金具調査報告書Ⅱ』(同, 平成29年)『祇園祭山鉦鏑金具調査報告書Ⅲ』(同, 平成30年)。これらの報告書は, 平成13年から29年にかけて行われた, 祇園祭山鉦鏑金具悉皆調査および関連文書調査をまとめたものである。
- 21) 平成29年5月11日, 八幡山会所(中京区三条町)にて実施。調査員は久保智康(同上・

祇園祭山鉾装飾品等専門委員), 竹中友里代(京都府立大学特任講師), 福持昌之(京都市文化財保護課民俗文化財担当技師), 原戸喜代里・千木良礼子(同建造物担当技師), 山下絵美(同美術工芸品担当技師)。

- 22) 久保智康著, 東京国立博物館・京都国立博物館・奈良国立博物館・東京文化財研究所・奈良文化財研究所監修『日本の美術 No.437 飾金具』(至文堂, 平成14年) 付論1「京都の筋師一覧」
- 23) 新修京都叢書刊行会編著『新修京都叢書 第1巻「京雀跡追 天」』(臨川書店, 昭和51年再版)
- 24) 同『新修京都叢書 第2巻「京羽二重 卷六」』(臨川書店, 昭和51年再版)
- 25) 『万買物調方記』国立国会図書館デジタルコレクション(請求記号: 本別13-19, 書誌ID:000007326880)
- 26) 同『新修京都叢書 第3巻「京独案内手引集」』(臨川書店, 昭和51年再版)

付記

本資料の調査および本稿執筆にあたり, 泉涌寺様, 西谷功泉涌寺学芸員, 久保智康先生には多大なるご協力・ご指導をいただきました。記して御礼を申し上げます。

図版提供

[図1・2・4～7]

京都市文化財保護課撮影

[図3] 泉涌寺撮影・提供

[図8・9]

久保智康撮影・京都市文化財保護課保管

やました えみ
山下 絵美 (文化財保護課 文化財保護技師 (美術工芸品担当))

伏見奉行与力の変遷

井上 幸治

はじめに

近世京都の幕府機構については、既に多くの蓄積がある。本稿で取りあげる伏見奉行も、上方における幕府直轄都市・伏見を治める遠国奉行の一つとして、そのなかで取りあげられてきたものの、専論は少ない。それでもすでに『京都の歴史 第6巻』第1章第2節には「伏見奉行」の見出しが設けられ、成立経緯や組織・役割・管轄範囲などの基礎的なことがらまとめられた他、『京都の歴史 第10巻』にも歴代の伏見奉行が掲げられている¹⁾。

これらの諸論点の多くは寛文期における上方幕府機構の整備に関する研究や、元禄期における一時廃止に関する検討、また伏見の地方支配に関する研究などからアプローチを受けて進展した²⁾。だがその一方、職務を担う与力・同心については、具体的な史料に乏しく、『京都武鑑』³⁾のようなまとまった史料も少なく、管見の限り、いまだまとめられたものはない。全員の氏名は、『伏見鑑』などからも判明するが、限られた断片的なものであることは否めず、全容をうかがうには至らない。

後述するように、伏見奉行は、伏見の町方だけでなく、伏見廻り8ヶ村の地方支配も管轄していた。そのためその管轄域内では、年貢徴収をはじめとするさまざまな史

料に、与力の名があらわれる。しかし現在は、断片的にしか与力の名前を把握できていないため、あらわれた人名が与力か否かを判断することが困難な場合もある。

そこで本稿では、伏見奉行与力の編成一覧表として示し、主に18世紀初頭までの変遷について考察する。小生は先に、京都町奉行与力の編成について復元案を提示しているが⁴⁾、本稿はその姉妹篇といえよう。

第1章 伏見奉行

① 創設と補職者

伏見奉行与力の一覧を示す前に、伏見奉行についてまとめておく。

寛文6年(1666)3月に伏見奉行が創設され、水野忠貞(旗本, 5,000石)が、初代奉行とされた⁵⁾。伏見奉行には与力10騎と同心50人が付属され、御香宮の南側にあった奉行所の廻りには、奉行直臣・与力・同心の邸宅が並んでいた⁶⁾。

とはいえ水野は、慶安3年(1650)閏10月から上方郡代(代官奉行)として伏見で活動しており、実態としては上方郡代から伏見奉行への組織変更であり、巨視的に見れば、上方幕府機構整備の一環として、上方郡代が京都町奉行・京都代官・伏見奉行へと分離・整理されていったこととな

る。これにより伏見奉行は、京都所司代の管轄下で、京都町奉行からも指示を受けるという立場に置かれた。

そのため、元禄9～11年(1696～98)、文化5～7年(1808～10)の二度、伏見奉行は廃止され、その間は京都町奉行が支配を兼ねている。また慶応3年(1867)7月に廃止された際は、京都町奉行へ吸収されている。このように、上方郡代を淵源

とする点では等しい京都町奉行・伏見奉行であったが、職制上は前者が上位に位置していた。

ところがその補職者を見ていくと、伏見奉行は2万石以下の小禄ではあるが大名も任じられ、旗本であっても5,000石をこえる者が多くを占めている⁷⁾。特に元禄11年の再置以降は、大名も任じられるようになり、その点でも遠国奉行中でも特異な存

表1 歴代の上方郡代(代官奉行:伏見)/伏見奉行(寛文6以後)

人名	官途	在任期間	禄高等
小堀政一	遠江守	寛永 11. 7. 8～正保 4. 2. 6	大名(備中松山 13,000石)
水野忠貞	石見守	正保 4. 3. 3～寛文 6. 3. -	旗本(6,000石)
同上	同上	寛文 6. 3. -～寛文 9. 4. 30	
仙石久俊	因幡守	寛文 9. 7. 3～天和元. 11. 21 歿	旗本(6,000石)
戸田忠利	長門守	天和 2. 正. 11～貞享 3. 11. 11	旗本(1,000石 600俵)
岡田善次	豊前守	貞享 3. 11. 11～元禄 7. 2. 12 歿	旗本(6,000石)
青山幸豊	信濃守	元禄 7. 3. 28～元禄 9. 正. 15	旗本(5,000石)
・・・(元禄9～11 廃止)・・・			
建部政字	内匠頭	元禄 11. 11. 15～正徳 4. 7. 11	大名(播磨林田 10,000石)
石川総乗	備中守	正徳 4. 7. 11～享保 5. 5. 24 歿	旗本(7,000石)
北条氏朝	遠江守	享保 5. 6. 21～享保 19. 10. 15	大名(河内狭山 10,000石)
小堀政峰	和泉守	享保 19. 10. 20～延享 3. 3. 1	大名(近江小室 11,460石)
菅沼定用	織部正	延享 3. 3. 1～寛延 4. 10. 15	旗本(交代寄合 7,000石)
堀 直寛	長門守	寛延 4. 10. 15～宝暦 8. 11. 18	大名(信濃須坂 10,000石余)
久留島光通	信濃守	宝暦 8. 11. 28～明和元. 9. 18 歿	大名(豊後森 12,500石)
本多忠栄	対馬守	明和元. 10. 15～安永 7. 10. 20 歿	旗本(9,000石)
小堀政方	和泉守	安永 7. 11. 8～天明 5. 12. 27	大名(近江小室 10,630石)
久留島通祐	信濃守	天明 5. 12. 27～寛政 3. 5. 15 歿	大名(豊後森 12,500石)
本庄道利	甲斐守	寛政 3. 5. 24～寛政 7. 12. 8	大名(美濃高富 10,000石)
松平喜生	但馬守	寛政 7. 12. 12～寛政 12. 11. 28	旗本(6,000石)
加納久周	遠江守	寛政 12. 11. 28～文化 4. 12. 20	大名(伊勢八田等 13,000石)
・・・(文化5～7 廃止)・・・			
本多政房	大隅守	文化 7. 10. 24～文化 11. 10. 30 歿	旗本(5,000石)
丹羽氏昭	式部少輔	文化 12. 正. 12～文政 2. 8. 8	大名(播磨三草 10,000石)
仙石久功	大和守	文政 2. 8. 24～文政 6. 3. 4 歿	旗本(4,700石)
堀田正民	豊前守	文政 6. 3. 24～文政 10. 9. 12	大名(近江宮川 13,000石)
本庄道貫	伊勢守	文政 10. 10. 12～天保 4. 6. 8	大名(美濃高富 10,000石)
加納久儔	遠江守	天保 4. 6. 24～天保 9. 9. 10	大名(上総一宮 13,000石)
内藤正繩	豊後守	天保 9. 9. 24～安政 6. 8. 11	大名(信濃岩村田 15,000石)
林 忠交	肥後守	安政 6. 8. 28～慶応 3. 6. 24	大名(上総請西 10,000石)

註)京都市編『京都の歴史10年表』(京都市、1971年)、『寛政重修諸家譜』等により作成

在であった。対して京都町奉行は、歴代の全員が旗本であり、禄高もほぼ3,000石以下に収まる。つまり身分・禄高を比較すると、京都町奉行よりも伏見奉行の方が格上であり、職制上の上下関係と、禄高の大小とが逆転していることがわかる。18世紀までの歴代伏見奉行は、表1の通りである。

② 管轄

伏見奉行の管轄するところについては、『京都御役所向大概覚書』七⁸⁾が簡便にまとめている。

史料1 「伏見町数・家数・人数・寺社数・橋舟馬数之事」(『京都御役所向大概覚書』七)
「二十七」伏見町数・家数・人数・寺社数・橋舟馬数之事

但、正徳四年改

- 一、町数三百六拾三町
 - 内三百四拾八町 伏見
 - 拾五町 六地藏
- 一、家数六千三百五拾六軒 此外年々新家出来
 - 内五千九百三拾軒 伏見
 - 三百三拾六軒 六地藏
- 右之外伏見附八ヶ村 尤伏見廻り
 - 城州紀伊郡之内
 - 堀内村 大亀谷村 深草村 治部庄村
 - 景勝村 六地藏村 三栖村 向嶋村
 - 八ヶ村
 - 高四千三百三拾石六斗四升六合
- 一、人数三万六百五拾五人
 - 内男老万六千三百七拾人

女老万四千三百八拾五人

- 一、御香宮 社領三百石
- 一、藤森 社領三百石
- 一、寺数 百壹ヶ寺
- 一、伝馬数 百疋
 - 右之外馬数三百三拾疋程も可有之由、
- 一、牛車数 三百七拾六疋
 - 近年減候而只今は百七拾三疋有之候、
- 一、橋数五拾七ヶ所 内六ヶ所 公儀橋
 - 豊後橋〈長百四間、横四間五寸〉
 - 京橋〈長三拾三間、横三間六尺〉
 - 肥後橋〈長拾五間半、横四間〉
 - 筋違橋〈長六間三尺、横三間壹尺〉
 - 常円橋〈長三間壹尺、横二間壹尺余〉
 - 六地藏橋〈長拾五間、横三間〉
- 一、御城山 凡〈東西七町、南北八町〉
- 一、御役所惣構〈東西百拾七間、南北三百三拾三間〉

伏見奉行支配

- 一、伏見町中
 - 一、御城山并御林御藪共
 - 一、右紀伊郡之内八ヶ村ハ先規諸大名屋敷跡地方御取ヶ計御代官支配、其外諸事御仕置先規より伏見奉行支配、但川端堤御代官支配ニ而候得共、普請等伏見支配、
- 道筋
 - 東大津海道勸修寺境迄、但左右之山ハ京都奉行所支配所司代制札有之、
 - 西竹田境杭有之、南小倉海道境杭有之、北稻荷迄町共ニ稻荷支配境有之、宇治海道上嶋境杭有之、六地藏小幡石田ニ境杭有之
- 伏見奉行は、伏見町・伏見廻り8ヶ村を管轄としている。巨大な宿場町である伏見

の町奉行としての側面と、村々から年貢を徴収する代官としての役割を併せ持っていた。これに加え、旧伏見城（城山）も管理していた点は見逃せないだろう。廃城されたとはいえ、豊臣秀吉が本拠地とし、一時は徳川家康も居城とし、家康・秀忠・家光の3人は、この城で將軍宣下を受けているなど由緒ある城郭であり、その管理は重視されたのではないだろうか。このように伏見奉行は、奉行と代官の役割を併せもっており、いわば、旧来の上方郡代としての任務を、伏見とその周辺だけに限定して存続させたのが伏見奉行であったといえよう。

伏見廻り8ヶ村は、「先規諸大名屋敷跡」でもあった。つまり伏見奉行とは、旧伏見城（城山）・旧大名屋敷（伏見廻り8ヶ村）・旧城下町（伏見町）を一括して管轄しているのである。いわば城持ちの遠国奉行なのであり、だからこそ万石前後の大身旗本・大名によって担われるようになったのである。

なお8ヶ村とは、三栖村122石2斗1升8合、毛利治部村479石2斗8升9合、景勝村265石6斗1合、大亀谷村453石8斗2升8合、六地藏村514石1斗5升8合、向島村606石1斗4升、堀内村1,507石1斗4升6合、深草村577石5斗5升6合で、これに葭島新田649石3升1合を加えた計5,174石9斗6升7合が支配高である⁹⁾。これらの村々からは、おおよそ二千数百石ほどの年貢収入があったであろう。一方、伏見奉行の役料は3,000俵であった¹⁰⁾。幕府における1俵はほぼ3斗5升であるから、年貢収入の半分近くが役料として奉行の収入になっていたと推察できる。

また与力には200石（後には現米80石）、同心には10石3人扶持が与えられた¹¹⁾。与力は10騎、同心は50人であるから、すべて合わせると2,500石（2,500俵）・150人扶持（750俵）となる。伏見廻り8ヶ村の年貢は、奉行・与力・同心への役料・俸禄とほぼ等しいことがわかる。

第2章 与力

① 与力の職務

伏見奉行は、伏見町を管轄し、周辺農村で五千石以上を領し、山林・道筋・川筋を管理するなど、多彩な業務を任されていた。そのため、奉行は自己の家臣を家老・用人などとして伏見に召し連れてきていたが、与力10騎・同心50人が奉行の職務を支えていた。与力・同心は、奉行の交替に関係なく伏見に在住し、伏見奉行の職務を担っていた。

元禄9年（1696）に伏見奉行が廃止されると、与力・同心は京都町奉行支配へ移され、伏見には与力4騎・同心10人だけが残された（『京都御役所向大概覚書』二17）。だが元禄11年に伏見奉行が復活すると、人数も旧に復している¹²⁾。以後は、与力・同心の枠組みに変動はない。

与力は、年代によって差があるものの、安永9年（1780）の場合、同心支配（5）・川方（1）・極印改（2）・地方（2）・盗賊改（3）・勘定方（2）・寺社方（3）・山林方（2）・鑄銭座掛（1）などの役割分担が設けられ¹³⁾、天保12年（1841）には目安方も見える¹⁴⁾。これらは、1人で複数の役割を担当しつつ分担していた。同心支配は、与

力の中でも経験のある人物がしていたらしく、若い与力は目安方・山林方・寺社方などの担当から始め、徐々に前にあげた序列をさかのぼり、それにしたがって兼任も増えていったようである。

同心支配は、5人の与力が各10人（計50人）の同心を受けもっている。同心は、長瀬組、大嶋組というように支配となった与力の名を冠せられ、検使をはじめとする職務に与力・同心がしたがっていたようである¹⁵⁾。

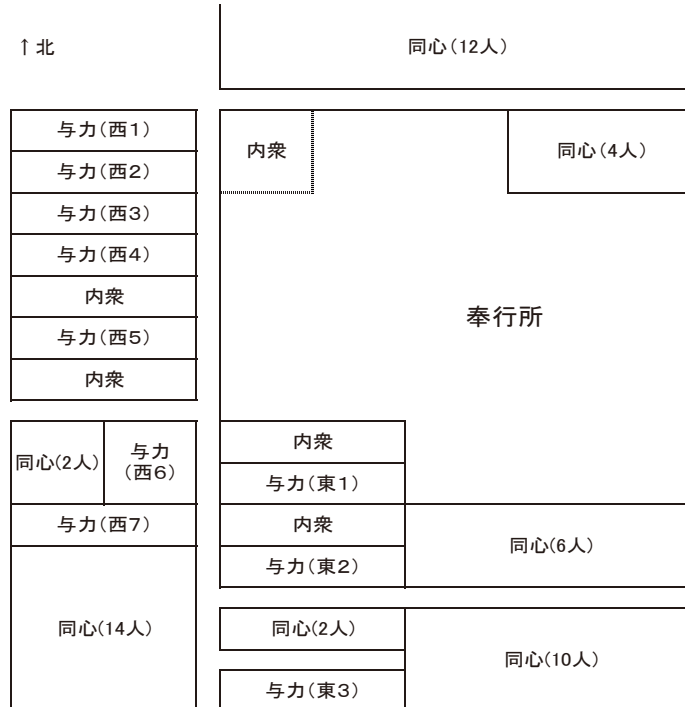
また地方支配では、年貢の収納に関わっていることが、「吉村家文書」などからうかがえる。まず毎年11月ごろに「○年段割帳」と標題に記された帳面を発給する¹⁶⁾。これは免定として機能しており、荒・水損などを引いた毛付高が示され、取高が示さ

れる。いわば年貢の請求書である。そこに署判するのが、与力である。また年貢が皆済された際には、「○御年貢米之事」と題する文書を発給し¹⁷⁾、皆済目録とするが、そこへの署判は与力数名に奉行内衆（家老・用人）が最低1人加わっている。地方・勘定方の与力が、これらに署名するのであろう。

奉行所においては、奉行への取次を内衆・与力が担っていた。また文書の受付事務については、各方ごとに当番（月番）が定められており、交替で担っていたようである¹⁸⁾。

② 与力の構成

与力らは、奉行所の近辺に屋敷が与えられていた。その様子を示す図は、元禄12



註) 与力 10 騎の屋敷は、西側に 7 軒、東側に 3 軒あった。
西 1～7・東 1～3 の番号は、表 4 与力一覧（その 2）の番号と一致させている。
谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』（思文閣出版）所収の絵図を参考にした。
奉行所の北西隅は、内衆屋敷となっている時期がある。

図 1 伏見奉行与力同心屋敷絵図の概略図

年に初めて見いだせ、図1のように配置されていた¹⁹⁾。この配置は、以後も変わることなく、奉行所前の通りを挟んで、西側に7軒、東側に3軒があった。それらは必ずしも集中しているわけではなく、奉行家中(家老・用人・内衆)・同心の屋敷と混在している。

元禄12年の史料をはじめ、伏見奉行与力全員の名前が判明する史料には、次のものがある。

- 1 元禄2年(1689)『京羽二重織留』巻之6(『京都叢書』)
- 2 元禄5年(1692)7月18日「御公儀窺之控」(「御香宮神社文書」)
- 3 元禄12年(1699)「伏見与力同心屋敷絵図I」(『中井家絵図』)
- 4 宝永2年(1705)『京羽二重(宝永版)』巻2(『京都叢書』)
- 5 享保4年(1719)「伏見与力同心屋敷絵図II」(『中井家絵図』)
- 6 宝暦4年(1754)『京羽二重織留大全』巻6(『京都叢書』)
- 7 安永9年(1780)『伏見鑑』
- 8 文政11年(1828)『京都府伏見町誌』(伏見町役場, 1929年)
- 9 天保12年(1841)『京都府伏見町誌』(伏見町役場, 1929年)

これらをはじめ、伏見奉行与力として管見に入った人物を、年ごとに示したものが、表2・3である。

寛文期の史料が乏しくほぼわからないが、推定を含め、延宝元年(1673)には5名、延宝3年からは7名を確認できる。元禄2年にはじめて10名全員を確定でき、元禄12年にはそれぞれの屋敷位置も

判明する。そこで一覧表は、屋敷の継承関係がわからない元禄12年以前を表2とした。一方、各与力の屋敷位置が推定できる元禄12年以降は表3とした。屋敷位置は、図1を参照されたい。

表2・3に続けて別表としてそれぞれの典拠をあげている。ただし、全てを示すことは繁雑になるため、1人1年一つずつとした。了解されたい。

③ 与力となった経緯1 上方郡代時代の家臣が継続

早くから与力であったことが確かめられる人々について、その経緯を推定できる場合もある。伏見奉行が上方郡代を継承していることは、初代伏見奉行である水野忠貞が、上方郡代であったことから容易に推測できる。そのため、上方郡代にしたがっていた人物が、そのまま与力となっている可能性が考えられ、実際、同様の経緯をたどっている京都町奉行与力では、上方郡代の家臣が町奉行与力となっている事例を確認できている²⁰⁾。

伏見奉行与力の場合、大嶋勘右衛門がこれに該当する。

18世紀後半に尾張名古屋藩士の由緒をまとめた『士林沂洄続編』には、大嶋小右衛門の祖先が伏見与力であったと記されている²¹⁾。それによると、因幡鳥取で池田長吉に仕えた大嶋助太夫の子ども勘右衛門(永直)が、池田長吉の没後に伏見奉行水野忠貞に属し、延宝3年に死去したという。実際、『隔墓記』寛文4年(1664)正月晦日条には、水野忠貞のもとを訪ねた鳳林承章に「大嶋勘右衛門」が応対したと記述さ

表2 伏見与力一覧 (その1)

和暦	西暦	奉行	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
寛文6	1666	水野							(大嶋勘右衛門)			
寛文7	1667	水野							(大嶋勘右衛門)			
寛文8	1668	水野							(大嶋勘右衛門)			
寛文9	1669	水野→仙石							(大嶋勘右衛門)			
寛文10	1670	仙石							(大嶋勘右衛門)			
寛文11	1671	仙石							(大嶋勘右衛門)			
寛文12	1672	仙石							(大嶋勘右衛門)			
延宝元	1673	仙石	大塩勘左衛門	長瀬小兵衛	星野云右衛門	木戸郷左衛門						
延宝2	1674	仙石	(大塩勘左衛門)	長瀬久右衛門	(星野云右衛門)	木戸郷左衛門						
延宝3	1675	仙石	大塩勘左衛門	長瀬久右衛門	星野云右衛門	木戸郷左衛門	白井八郎左衛門	岡田八左衛門	(大嶋勘右衛門)			
延宝4	1676	仙石	大塩勘左衛門	(長瀬)	星野云右衛門	木戸郷左衛門	(白井)	(岡田)	大嶋勘右衛門			
延宝5	1677	仙石	大塩勘左衛門	(長瀬)	星野云右衛門	木戸郷左衛門	(白井)	(岡田)	(大嶋)	横田彦兵衛		
延宝6	1678	仙石	(大塩)	(長瀬)	星野云右衛門	木戸郷左衛門	(白井)	(岡田)	(大嶋)	横田彦兵衛		
延宝7	1679	仙石	(大塩)	(長瀬)	星野云右衛門	星野云右衛門	(白井)	(岡田)	大嶋勘右衛門	横田彦兵衛		
延宝8	1680	仙石	(大塩)	(長瀬)	(星野)	星野云右衛門	(白井)	岡田儀左衛門		横田彦兵衛		
天和元	1681	仙石	(大塩)	(長瀬)	(星野)	(星野)	(白井)	岡田儀左衛門		(横田)	伊丹太兵衛	
天和2	1682	戸田	(大塩)	(長瀬)	星野五郎右衛門	星野五郎右衛門	(白井)	岡田儀左衛門		(横田)	伊丹太兵衛	
天和3	1683	戸田	(大塩)	長瀬久右衛門	星野五郎右衛門	星野五郎右衛門	(白井)	岡田儀左衛門		(横田)	伊丹太兵衛	
貞享元	1684	戸田	(大塩)	長瀬久右衛門	星野五郎右衛門	星野五郎右衛門	(白井)			(横田)	(伊丹)	
貞享2	1685	戸田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	星野五郎右衛門	星野五郎右衛門	(白井)			(横田)	(伊丹)	
貞享3	1686	戸田→岡田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	(星野五郎右衛門)	(星野五郎右衛門)	白井五左衛門			(横田)	(伊丹)	
貞享4	1687	岡田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	(星野五郎右衛門)	(星野五郎右衛門)	白井五左衛門			(横田)	(伊丹)	
元禄元	1688	岡田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	(星野五郎右衛門)	(星野五郎右衛門)	白井五左衛門	藤林三右衛門		横田彦左衛門	(伊丹)	
元禄2	1689	岡田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	星野五郎右衛門	津田五太夫	白井五左衛門	藤林三右衛門	広沢茂左衛門	横田彦左衛門	伊丹弥平次	林 権太夫
元禄3	1690	岡田	(大塩弥右衛門)	(長瀬久右衛門)		(津田五太夫)	白井五左衛門	藤林三右衛門		横田彦左衛門	(伊丹弥平次)	林 権太夫
元禄4	1691	岡田	(大塩弥右衛門)	(長瀬久右衛門)		(津田五太夫)	(白井五左衛門)	藤林三右衛門		横田彦左衛門	(伊丹弥平次)	林 権太夫
元禄5	1692	岡田	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	石黒小藤太	津田五太夫	白井五左衛門	藤林三右衛門		横田彦左衛門	伊丹弥平次	林 権太夫
元禄6	1693	岡田	(大塩弥右衛門)	(長瀬久右衛門)	石黒小藤太	(津田五太夫)	白井五左衛門	(藤林三右衛門)		(横田彦左衛門)	(伊丹弥平次)	(林 権太夫)
元禄7	1694	岡田→青山	大塩弥右衛門	長瀬久右衛門	(石黒小藤太)	津田五太夫	白井五左衛門	藤林三右衛門		横田彦左衛門	伊丹弥平次	林 権太夫
元禄8	1695	青山	大塩弥右衛門	(長瀬)	(石黒小藤太)	(津田)	大嶋勘右衛門			(横田彦左衛門)		林 権太夫
元禄9	1696	青山→×	(大塩)	(長瀬)	石黒小藤太	(津田)	(大嶋勘右衛門)			(横田彦左衛門)		
元禄10	1697	×	(大塩)	(長瀬)	(津田)	(津田)	(大嶋勘右衛門)			(横田彦左衛門)		
元禄11	1698	×	(大塩)	長瀬喜八郎	伊出忠左衛門	津田順右衛門	(大嶋勘右衛門)			横田彦左衛門		
元禄12	1699	建部	大塩藤八	長瀬喜八郎	伊出忠左衛門	津田順右衛門	大嶋勘右衛門	岡田助之進	杉山平太左衛門	横田彦左衛門	三輪源太兵衛	村上権太夫

註) 表3とは違い、邸宅地の継承と関係なく、便宜的に人名を配置している。
() 付は、推定。林権太夫と村上権太夫は、同一人物かもしれない。

表3-1 伏見奉行与力一覧(その2)

和暦	西暦	奉行	邸宅地									
			西1	西2	西3	西4	西5	西6	西7	東1	東2	東3
元禄12	1699	建部	村上權大夫	津田順右衛門	岡田助之進	長瀬喜八郎	大塚藤八	杉山平太左衛門	三輪源太兵衛	大嶋勘右衛門	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
元禄13	1700	建部	(村上權大夫)	(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		(杉山平太左衛門)	(三輪)	(大嶋勘右衛門)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
元禄14	1701	建部	(村上權大夫)	(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		(杉山平太左衛門)	(三輪)	(大嶋勘右衛門)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
元禄15	1702	建部	村上權大夫	(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		杉山平太左衛門	(三輪)	大嶋勘右衛門	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
元禄16	1703	建部	村上權大夫	(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		(杉山)	(三輪)	大嶋勘右衛門	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永元	1704	建部		(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永2	1705	建部		(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)		(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永3	1706	建部		(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永4	1707	建部		(津田)	岡田助之進	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永5	1708	建部		(津田)	岡田助之進	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永6	1709	建部		(津田)	岡田助之進	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
宝永7	1710	建部		(津田)	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
正徳元	1711	建部	小泉	津田	岡田(助之進)	長瀬	芦谷小右衛門	杉山	三輪	大嶋	横田彦左衛門	伊出忠左衛門
正徳2	1712	建部	(小泉)	津田順右衛門	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	伊出忠左衛門
正徳3	1713	建部	(小泉)	津田順右衛門	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	伊出忠左衛門
正徳4	1714	建部 →石川	(小泉)	津田唯右衛門	岡田助之進	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(伊出忠左衛門)
正徳5	1715	石川	(小泉)	(津田唯右衛門)	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(伊出忠左衛門)
享保元	1716	石川	(小泉)	津田唯右衛門	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(伊出忠左衛門)
享保2	1717	石川	(小泉)	津田唯右衛門	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(伊出忠左衛門)
享保3	1718	石川	(小泉)	津田唯右衛門	(岡田助之進)	(長瀬)	芦谷小右衛門	(杉山)	(三輪)	大嶋七郎左衛門	(横田)	(伊出忠左衛門)
享保4	1719	石川	小泉伊太夫	津田順右衛門	岡田助之進	長瀬久右衛門	芦谷小右衛門	杉山六郎兵衛	三輪源五右衛門	大嶋七郎左衛門	横田彦兵衛	伊出忠左衛門
享保5	1720	石川 →北条	(小泉)	津田唯右衛門	岡田助之進	(長瀬)		(杉山六郎兵衛)	(三輪源五右衛門)	大嶋七郎左衛門	横田彦兵衛	
享保6	1721	北条	(小泉)	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)		(杉山六郎兵衛)	三輪源五右衛門	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保7	1722	北条	(小泉)	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)		(杉山六郎兵衛)	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保8	1723	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)		杉山六郎兵衛	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保9	1724	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	杉山六郎兵衛	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保10	1725	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山六郎兵衛)	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保11	1726	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山六郎兵衛)	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保12	1727	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山六郎兵衛)	(三輪)	(大嶋七郎左衛門)	(横田)	
享保13	1728	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山六郎兵衛)	(三輪)	大嶋七郎左衛門	(横田)	
享保14	1729	北条	小泉貞右衛門	(津田順右衛門)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山六郎兵衛)	(三輪)	大嶋七郎左衛門	(横田)	
享保15	1730	北条	小泉貞右衛門	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	杉山六郎兵衛	(三輪)	(大嶋)	(横田)	
享保16	1731	北条	小泉貞右衛門	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	
享保17	1732	北条	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	
享保18	1733	北条	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	
享保19	1734	北条 →小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	
享保20	1735	小堀	(小泉)	津田順右衛門	岡田助之進	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田丹治	
元文元	1736	小堀	(小泉)	津田順右衛門	岡田儀左衛門	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田丹治	
元文2	1737	小堀	(小泉)	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田丹治	
元文3	1738	小堀	(小泉)	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	横田丹治	
元文4	1739	小堀	(小泉)	津田順右衛門	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田丹治	
元文5	1740	小堀	(小泉)	津田為右衛門	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田丹治	
寛保元	1741	小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田三郎左衛門	
寛保2	1742	小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田三郎左衛門	
寛保3	1743	小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田三郎左衛門	
延享元	1744	小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	長瀬久右衛門	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	横田三郎左衛門	
延享2	1745	小堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	小野三郎左衛門
延享3	1746	小堀 →菅沼	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	小野三郎左衛門
延享4	1747	菅沼	(小泉)	(津田)	岡田長次郎	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	(横田)	小野三郎左衛門
寛延元	1748	菅沼	(小泉)	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	小野三郎左衛門
寛延2	1749	菅沼	(小泉)	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	村井伝之丞	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	(横田)	(小野三郎左衛門)
寛延3	1750	菅沼	小泉伊蔵	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	村井伝之丞	杉山藤右衛門	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	小野三郎左衛門
宝暦元	1751	菅沼 →堀	(小泉)	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	(小野)
宝暦2	1752	堀	(小泉)	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋)	(横田)	(小野)
宝暦3	1753	堀	(小泉)	(津田)	(岡田長次郎)	(長瀬)	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋)	(横田)	(小野)
宝暦4	1754	堀	小泉伊蔵	津田為右衛門	岡田長次郎	長瀬久右衛門	村井伝之丞	杉山藤兵衛	三輪源五右衛門	大嶋千蔵	横田五市郎	小野三郎右衛門
宝暦5	1755	堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪源五右衛門)	(大嶋千蔵)	(横田)	(小野三郎右衛門)
宝暦6	1756	堀	小泉伊蔵	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋千蔵)	(横田)	(小野三郎右衛門)
宝暦7	1757	堀	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	三輪源五右衛門	(大嶋千蔵)	(横田)	小野三郎右衛門
宝暦8	1758	堀 →久留島	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎右衛門
宝暦9	1759	久留島	小泉貞右衛門	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎右衛門 ・小野三郎左衛門
宝暦10	1760	久留島	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋千蔵)	(横田)	小野三郎左衛門
宝暦11	1761	久留島	(小泉)	(津田)	岡田文左衛門	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	(小野三郎左衛門)
宝暦12	1762	久留島	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎左衛門
宝暦13	1763	久留島	(小泉)	(津田)	(岡田)	長瀬九郎右衛門	村井伝之丞	(杉山)	(三輪)	(大嶋千蔵)	(横田)	小野三郎左衛門
明和元	1764	久留島 →本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬九郎右衛門)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎左衛門
明和2	1765	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬九郎右衛門)	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎左衛門
明和3	1766	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	長瀬九郎右衛門	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎左衛門
明和4	1767	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	長瀬九郎右衛門	(村井)	(杉山)	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	小野三郎左衛門
明和5	1768	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
明和6	1769	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
明和7	1770	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)

表3-2 伏見奉行与力一覧(その2)

和暦	西暦	奉行	邸宅地									
			西1	西2	西3	西4	西5	西6	西7	東1	東2	東3
明和8	1771	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永元	1772	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永2	1773	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永3	1774	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永4	1775	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永5	1776	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永6	1777	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(長瀬)	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永7	1778	本多 →小堀	小泉閨七郎	(津田)	(岡田)	長瀬六左衛門	(村井)	(杉山)	(三輪)	(大嶋)	(横田)	(小野)
安永8	1779	小堀	(小泉)	(津田)	岡田文左衛門	長瀬五郎左衛門	村井伝之丞	杉山郷右衛門	(三輪)	大嶋千蔵	(横田)	(小野)
安永9	1780	小堀	小泉恵三郎	津田順右衛門	岡田文左衛門 ・恒次郎	長瀬五郎左衛門	村井伝之丞	杉山郷右衛門	三輪源太右衛門	大嶋千蔵 ・学次郎	横田彦十郎	小野三十郎
天明元	1781	小堀	(小泉)	(津田順右衛門)	岡田文左衛門	長瀬五郎左衛門	村井伝之丞	(杉山郷右衛門)	三輪源太左衛門	大嶋学次郎	(横田)	小野三十郎
天明2	1782	小堀	小泉恵七郎	(津田順右衛門)	岡田文左衛門 ・官次郎	長瀬五郎左衛門	村井伝之丞	杉山郷右衛門	(三輪源太右衛門)	大嶋学次郎	(横田)	小野三十郎
天明3	1783	小堀	小泉勘八郎	(津田順右衛門)	岡田文左衛門 ・健次郎	長瀬五郎左衛門	村井伝之丞	(杉山郷右衛門)	(三輪源太右衛門)	大嶋学次郎	(横田)	小野三十郎
天明4	1784	小堀	小泉勘八郎	(津田順右衛門)	岡田文左衛門	長瀬五郎左衛門	(村井伝之丞)	(杉山郷右衛門)	(三輪源太右衛門)	(大嶋学次郎)	(横田)	小野三十郎
天明5	1785	小堀→ 久留島	(小泉勘八郎)	津田順右衛門	岡田文左衛門 ・官次郎	長瀬五郎左衛門 ・孫八郎	村井伝之丞	杉山郷右衛門	三輪源太右衛門	(大嶋学次郎)	(横田)	小野三十郎
天明6	1786	久留島	小泉勘八郎	(津田)	(岡田文左衛門)	長瀬五郎左衛門 ・孫八郎	(村井伝之丞)	(杉山)	(三輪源太右衛門)	(大嶋学次郎)	(横田)	小野三十郎
天明7	1787	久留島	(小泉勘八郎)	(津田)	(岡田文左衛門)	(長瀬五郎左衛門 ・孫八郎)	村井伝之丞	(杉山)	(三輪源太右衛門)	(大嶋学次郎)	横田彦兵衛	(小野三十郎)
天明8	1788	久留島	小泉勘八郎	(津田)	岡田文左衛門 ・恒次郎	長瀬五郎左衛門 ・孫八郎	村井伝之丞	(杉山)	三輪源太右衛門	大嶋学次郎	横田彦兵衛	小野三十郎
寛政元	1789	久留島	(小泉)	(津田)	岡田健次郎	長瀬作十郎	村井伝之丞	(杉山)		大嶋学次郎	(横田彦兵衛)	(小野)
寛政2	1790	久留島	(小泉)	(津田)	(岡田健次郎)	長瀬作十郎	(村井)	(杉山)		大嶋学次郎	(横田彦兵衛)	小野三十郎
寛政3	1791	久留島 →本庄	小泉恵七郎	(津田)	岡田健次郎 ・良左衛門	長瀬作十郎	村井千太郎	(杉山)		大嶋学次郎	(横田彦兵衛)	(小野三十郎)
寛政4	1792	本庄	(小泉恵七郎)	(津田)	岡田健次郎	長瀬五郎左衛門 ・鉄九郎	(村井)	(杉山)		大嶋学次郎	横田彦兵衛	小野三十郎
寛政5	1793	本庄	(小泉恵七郎)	(津田)	岡田健次郎		(村井)	(杉山)		大嶋学次郎	横田彦兵衛	(小野)
寛政6	1794	本庄	(小泉恵七郎)	(津田)	(岡田健次郎)		(村井)	(杉山)		(大嶋学次郎)	(横田)	(小野)
寛政7	1795	本庄 →松平	(小泉恵七郎)	(津田)	岡田健次郎		(村井)	(杉山)		大嶋学次郎	(横田)	(小野)
寛政8	1796	松平	(小泉恵七郎)	(津田)	岡田健次郎		(村井)	(杉山)		大嶋学次郎	(横田)	(小野)
寛政9	1797	松平	(小泉恵七郎)	(津田)	(岡田健次郎)		(村井)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
寛政10	1798	松平	小泉恵七郎	(津田)	岡田健次郎		村井伝之丞 ・百助	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
寛政11	1799	松平	(小泉)	(津田)	(岡田健次郎)		(村井伝之丞 ・百助)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
寛政12	1800	松平 →加納	(小泉)	(津田)	岡田健次郎		村井伝之丞 ・百助	(杉山)		(大嶋)	(横田)	小野三十郎
享和元	1801	加納	小泉伊蔵	津田為右衛門	岡田健次郎	棚橋熊之助	村井伝之丞	(杉山)		(大嶋)	(横田)	小野三十郎
享和2	1802	加納	(小泉伊蔵)	(津田為右衛門)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
享和3	1803	加納	(小泉伊蔵)	(津田為右衛門)	岡田恒治郎	(棚橋熊之助)	(村井)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文化元	1804	加納	(小泉伊蔵)	(津田為右衛門)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文化2	1805	加納	(小泉伊蔵)	(津田為右衛門)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文化3	1806	加納	(小泉伊蔵)	(津田為右衛門)	岡田健次郎	(棚橋熊之助)	(村井)	杉山覚兵衛		(大嶋)	(横田)	小野三十郎
文化4	1807	加納	小泉伊蔵	津田為右衛門	岡田健次郎	棚橋熊之助	(村井)	杉山覚兵衛		(大嶋)	(横田)	小野三十郎
文化5	1808	×	(小泉)	(津田為右衛門)	岡田健次郎	(棚橋熊之助)	(村井)	杉山覚兵衛		(大嶋)	(横田)	(小野三十郎)
文化6	1809	×	(小泉)	(津田為右衛門)	岡田健次郎	棚橋熊之助	(村井)	杉山覚兵衛		(大嶋)	(横田)	(小野三十郎)
文化7	1810	×	小泉喜三郎	津田為右衛門	岡田良左衛門	棚橋熊之助	村井平三郎	杉山覚兵衛		大嶋勘右衛門	横田彦五郎 ・五一郎	小野三十郎
文化8	1811	本多	(小泉喜三郎)	(津田)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井平三郎)	(杉山覚兵衛)		(大嶋勘右衛門)	(横田五一郎)	小野三十郎
文化9	1812	本多	小泉喜三郎	(津田)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井平三郎)	杉山覚兵衛		大嶋勘右衛門	横田五一郎	(小野)
文化10	1813	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井平三郎)	(杉山覚兵衛)		(大嶋)	(横田五一郎)	(小野)
文化11	1814	本多	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋熊之助)	(村井平三郎)	(杉山覚兵衛)		(大嶋)	(横田五一郎)	(小野)
文化12	1815	丹羽	小泉伊兵衛	津田永助	(岡田)	(棚橋熊之助)	村井平三郎	杉山覚兵衛		(大嶋)	横田五一郎	(小野)
文化13	1816	丹羽	小泉伊兵衛	(津田)	岡田文左衛門 ・選平	棚橋熊之助	村井平三郎	(杉山覚兵衛)		(大嶋)	横田五一郎	(小野)
文化14	1817	丹羽	(小泉伊兵衛)	(津田)	(岡田文左衛門)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山覚兵衛)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政元	1818	丹羽	小泉伊兵衛	(津田)	岡田文左衛門	(棚橋)	村井平三郎	杉山覚兵衛		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政2	1819	丹羽 →仙石	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政3	1820	仙石	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政4	1821	仙石	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政5	1822	仙石	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政6	1823	仙石 →堀田	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政7	1824	堀田	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政8	1825	堀田	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政9	1826	堀田	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政10	1827	堀田 →本庄	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井平三郎)	(杉山)		(大嶋)	(横田)	(小野)
文政11	1828	本庄	小泉祐太夫	津田五太夫	岡田祐之進 ・健三郎	(棚橋)	村井平三郎 ・伝之丞	(杉山)	岡田耕之丞	大嶋栄次郎	横田彦十郎	小野三十郎
文政12	1829	本庄	(小泉祐太夫)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田彦十郎)	(小野三十郎)
天保元	1830	本庄	(小泉祐太夫)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田彦十郎)	(小野三十郎)
天保2	1831	本庄	(小泉祐太夫)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田彦十郎)	(小野三十郎)

表3-3 伏見奉行与力一覧(その2)

和暦	西暦	奉行	邸宅地									
			西1	西2	西3	西4	西5	西6	西7	東1	東2	東3
天保2	1831	本庄	(小泉祐太夫)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田彦十郎)	(小野三十郎)
天保3	1832	本庄	小泉祐太夫	(津田)	(岡田)	棚橋兵左衛門	村井伝之丞	(杉山)	岡田耕之丞	大嶋学次郎	横田彦十郎	小野三十郎
天保4	1833	本庄 →加納	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋学次郎)	(横田彦十郎)	(小野三十郎)
天保5	1834	加納	小泉伊太夫	(津田)	岡田文左衛門	棚橋兵左衛門	村井伝之丞	(杉山)	岡田耕之丞	大嶋学次郎	横田彦十郎	小野三十郎
天保6	1835	加納	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保7	1836	加納	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保8	1837	加納	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保9	1838	加納 →内藤	(小泉)	(津田)	岡田祐之進	(棚橋兵左衛門)	村井伝之丞	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保10	1839	内藤	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保11	1840	内藤	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋兵左衛門)	(村井伝之丞)	(杉山)	(岡田耕之丞)	(大嶋)	(横田)	(小野)
天保12	1841	内藤	小泉伊織	津田貞三郎	岡田祐之進 ・祐一	棚橋兵左衛門	村井伝之丞 ・平三郎	杉山藤三郎 ・左右介	岡田耕之丞	大嶋助 ・邦次郎	横田孫太郎	小野三十郎 ・弥一郎
天保13	1842	内藤	(小泉伊織)	(津田貞三郎)	(岡田祐之進)	(棚橋)	(村井伝之丞 ・平三郎)	(杉山左右介)	(岡田耕之丞)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田孫太郎)	(小野三十郎)
天保14	1843	内藤	(小泉伊織)	(津田貞三郎)	(岡田祐之進)	(棚橋)	(村井伝之丞 ・平三郎)	(杉山左右介)	(岡田耕之丞)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田孫太郎)	(小野三十郎)
弘化元	1844	内藤	小泉伊織	津田貞三郎	岡田祐之進	棚橋慎平	村井伝之丞 ・平三郎	杉山左右介	(岡田耕之丞)	大嶋助 ・(邦次郎)	横田孫太郎	(小野三十郎)
弘化2	1845	内藤	(小泉)	(津田貞三郎)	岡田祐之進	棚橋慎平	村井平三郎	杉山左右介	岡田耕之丞	大嶋助 ・(邦次郎)	(横田)	小野三十郎
弘化3	1846	内藤	(小泉)	(津田貞三郎)	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田)	(小野三十郎)
弘化4	1847	内藤	(小泉)	(津田貞三郎)	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田)	(小野三十郎)
嘉永元	1848	内藤	(小泉)	(津田貞三郎)	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田)	(小野三十郎)
嘉永2	1849	内藤	(小泉)	(津田貞三郎)	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田)	(小野三十郎)
嘉永3	1850	内藤	(小泉)	(津田貞三郎) ・為助	岡田祐一	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋助 ・邦次郎)	(横田)	(小野三十郎) ・弥一郎
嘉永4	1851	内藤	(小泉)	津田貞三郎 ・為助	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	大嶋助 ・邦次郎	(横田)	小野三十郎 ・弥一郎
嘉永5	1852	内藤	(小泉)	(津田為助) ・佐太郎	(岡田)	(棚橋)	村井栄治郎	杉山繁太郎	(岡田)	大嶋助 ・(邦次郎)	(横田)	小野三十郎 ・弥一郎
嘉永6	1853	内藤	(小泉)	津田為助	(岡田)	(棚橋)	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	大嶋邦次郎	(横田)	小野弥一郎
安政元	1854	内藤	(小泉)	(津田為助)	(岡田)	(棚橋)	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
安政2	1855	内藤	小泉泰吉郎	(津田為助)	(岡田)	(棚橋)	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	大嶋邦次郎	(横田)	小野弥一郎
安政3	1856	内藤	小泉泰吉郎	(津田為助)	(岡田)	棚橋金四郎	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	大嶋邦次郎	(横田)	(小野弥一郎)
安政4	1857	内藤	(小泉泰吉郎)	(津田為助)	(岡田)	(棚橋金四郎)	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
安政5	1858	内藤	(小泉泰吉郎)	(津田為助)	(岡田)	(棚橋金四郎)	(村井栄治郎)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
安政6	1859	内藤 →林	小泉泰吉郎	(津田為助)	岡田芳太郎	棚橋金四郎 ・源平太	村井栄治郎	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
万延元	1860	林	(小泉)	(津田為助)	(岡田芳太郎)	(棚橋金四郎) ・源平太	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
文久元	1861	林	(小泉)	(津田為助)	(岡田芳太郎)	(棚橋金四郎) ・源平太	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田)	(小野弥一郎)
文久2	1862	林	(小泉)	(津田為助)	(岡田芳太郎)	(棚橋金四郎) ・源平太	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	横田蔵之助	小野弥一郎
文久3	1863	林	(小泉)	津田為助 ・養蔵	岡田芳太郎	棚橋金四郎 ・源平太	村井栄五郎 ・要	(杉山)	岡田管之助	(大嶋邦次郎)	(横田蔵之助)	(小野弥一郎)
元治元	1864	林	(小泉)	津田為助 ・養蔵	(岡田芳太郎)	棚橋金四郎 ・源平太	村井 要	(杉山)	(岡田)	大嶋邦次郎	(横田蔵之助)	(小野弥一郎)
慶応元	1865	林	(小泉)	津田為助 ・養蔵	岡田芳太郎	棚橋金四郎 ・源平太	村井 要	(杉山)	(岡田)	(大嶋邦次郎)	(横田蔵之助)	(小野弥一郎)
慶応2	1866	林	(小泉)	津田養蔵	(岡田)	棚橋金四郎 ・源平太	村井 要 (要人)	(杉山)	(岡田)	大嶋邦次郎	(横田蔵之助)	小野弥一郎
慶応3	1867	林→×	小泉篤太郎	津田為助	岡田勝馬	棚橋源平太	村井要人	杉山弥吉	岡田又一	大嶋邦次郎	横田蔵之助	小野弥一郎
明治元	1868	×	(小泉)	(津田)	(岡田)	(棚橋)	(村井)	(杉山)	(岡田)	(大嶋)	(横田)	(小野)

註) 西4・西7の寛政元年以降は、推定。逆の可能性もある。
邸宅地については、図1参照。()内の人名は、推定。

れている。

与力大嶋氏はその後も、延宝6・7年(1678・1679)に助太夫の名を見いだせるが、『士林沂沕続編』には助太夫はあられない。表2のように、大嶋氏は元禄2年までに与力から退いているが、元禄8年までに与力へ復帰している。元禄8年からあら

われる大嶋勘右衛門は、『士林沂沕続編』でも勘右衛門(誰永)としてあらわれ、正徳2年(1712)に死去したと記される。このように情報に小異はあるものの、同一家系のことを指していることは間違いない。

以後『士林沂沕続編』には、勘右衛門(誰永)の子どもに勘左衛門(近長)・藤右衛門

(範重)の2名が記され、弟・藤右衛門が正徳2年に尾張藩士に召しだされ、正徳5年に知行150石を与えられている。一方、兄・勘左衛門は享保12年(1727)になってから尾張藩士に召しだされ、延享4年(1747)に知行100石を与えられたという。系図上、この世代には伏見与力の記述は見えない。

しかし大嶋氏は、勘右衛門(誰永)の後も伏見与力として存続している。享保3～14年(1718～1729)には、断続的に大嶋七郎左衛門の名が見いだせ、以後も大嶋氏が継承している。この大嶋氏が勘右衛門(誰永)の子孫であることは、その屋敷の位置が同じであることなどから間違いないが、『士林沂洄続編』にはまったくあられない。与力の地位を受けついで七郎左衛門は、勘右衛門(誰永)の子弟であろう。

伏見与力は200石(または現米80石)を給されている。待遇だけを比較するならば、150～100石の尾張藩士よりもやや多いものの大差はない。

なお『隔莫記』からは、水野忠貞の家臣として他にも3名を見いだせる²²⁾。また同時期に京都で活動していた京都所司代の板倉重宗・牧野親成、上方郡代の五味豊直、京都代官の鈴木重辰らの家臣も数多くあられ、苗字も70種ほどにのぼる²³⁾。だがそれらのうち、初期の伏見奉行与力と同じ苗字の人物は、五味家臣の木戸彦兵衛・白井喜兵衛、板倉家臣の横田清左衛門という3人しかいない。

同じ代官奉行とはいえ、五味は京都、水野は伏見にいた上、五味配下の木戸氏後裔は、江戸へ移りすんで幕府旗本となってい

る。同一人物ではないため確証に欠けるが、参考として記し、関係者である可能性は残しておきたい。

④ 与力となった経緯2 旗本・藩士・与力の子弟

・石黒小藤太の場合

先稿では、与力が奉行の近親者など、幕府旗本の子弟から選ばれたことも指摘している。伏見奉行与力の場合、そのような経緯の事例として、石黒小藤太が指摘できる。

石黒小藤太は、旗本石黒政澄(130俵)の次男であり、『寛政重修諸家譜』巻第1448によると、元禄2年(1689)に伏見奉行与力となっている。だが「石黒三十郎のこと」(『翁草』巻第8)によると、父政澄が元禄6年に罪科を得て改易されたため、小藤太は「由緒」があった岡田善次(伏見奉行)を頼り、たまたま空席があったため、与力になったという。

実際には、小藤太は元禄5年から与力として確認できるので、『寛政譜』の記述にしたがうが、与力登用の経緯が奉行岡田との「由緒」であったことは事実ではないだろうか。具体的内容までは判然としないが、父政澄は上方で代官として活動しており、そこで伏見奉行岡田との間に「由緒」が生じ、小藤太が与力となったのではないだろうか。

なお小藤太はその後、伏見奉行の一時廃止を機に京都町奉行与力へ転じ、その子どもである石黒三十郎は、延享元年(1744)に幕府旗本(御勘定、現米80石)へと転じている。石黒家は、伏見奉行与力→京都町

奉行与力→幕府旗本と地位を変えていったが、その待遇は200石→現米80石であり、大差のないことがわかる。

・周辺地の与力との関係

待遇の似通ったところから供給されると想定するならば、もっとも近いのは近隣地域の与力であろう。伏見は大坂とは淀川で、京都とは高瀬川で結ばれているように、京坂の中央に位置しており、京都・大坂との関係が想定できる。そして与力は、京都では京都所司代・京都町奉行・禁裏附等に、大坂では大坂町奉行・大坂定番・船手奉行等に配されている。表4には、伏見奉行与力であったことが確実な人物の苗字と、各地の与力の苗字を比較した結果を示している。なお比較は、享保年間を下限とした。それ以降になると、変化が限られる上、多くが既存与力の分家であることが推測されるため、省いた。

表4からは、伏見奉行与力と同姓の与力

表4 共通する与力苗字（享保以前）

伏見奉行	京都	大坂
芦谷	東町奉行・所司代	
石黒	東町奉行	
伊丹		
伊出		
白井		
大塩		東町奉行
大嶋	所司代	
岡田	所司代	
木戸		
小泉		東町奉行
杉山		定番(玉造口)
津田		御船
戸田	所司代	定番(京橋口)
長瀬		
林		定番(玉造口)
広沢		
藤林		
星野	所司代	
三輪	所司代	
村井		定番(玉造口)
村上		東町奉行
横田		定番(京橋口)

が、京都・大坂に多くいることが判明する。もちろん苗字が同じであるからといって、出自が同じであるとは限らない。しかし数ある苗字の中で、その多くが周辺地域の与力と共通しているという事実は、何らかの関係があったことを推測させる。

たとえば大塩氏は、大坂町奉行与力の一族と推測されるが、その本家は尾張藩士であった。京都町奉行与力の西尾氏も尾張藩士の出身である²⁴⁾。伏見においても、大嶋氏は尾張藩士と関係があった。尾張藩は、伏見に藩邸が所在している上、徳川方の巨大な家臣団が存在している。上方における与力の何らかの縁故があったのかもしれない。

⑤ 与力編成の特徴

京都町奉行与力の場合、奉行の近親者が与力となる事例がみられた。ところが伏見奉行の場合、そのような事例がまったく見出せない。奉行の近親者に、与力と同姓の者すら見いだせない。伏見奉行と京都町奉行とでは、与力の選出手法が大きく異なるのである。対して、双方の与力の待遇に目を向けると、そこにはほとんど差がない。

大きく異なるのは、両奉行の地位である。京都町奉行は、数百～2,000石未満の旗本であることが多い。そのため、縁者にも200石程度の者が多く見いだせる。そもそも京都町奉行とその与力とは、身分的にも近い存在だったのである。そのため、与力候補者も縁者の中から選びだせたのだろう。だが既述のとおり、初期の伏見奉行は旗本とはいえ5,000石以上である場合が多い。京都町奉行や与力候補者よりも、身

分・地位が高いのである。そのため、伏見奉行本人の縁者には、200石程度でしかない与力にふさわしい者が少ないのである。奉行と与力との差が大きすぎるため、奉行縁者は与力候補者とされにくかったのであろう。京都町奉行と伏見奉行の出身母体の差が、与力選出手法にも反映していたのである。

⑥ その後の変遷

伏見奉行与力の変遷には、大きな画期が2度ある。一つは、元禄9～11年の廃止である。これにより伏見奉行与力は、京都町奉行のもとへ移され、4騎だけが伏見に滞在した。元禄11年に伏見奉行が復活すると、旧の如く10騎が伏見に置かれたが、その際、大幅な入れ替わりがおこっている。

表2によると、元禄2年に判明する全与力は、伊丹・白井²⁵⁾・大塩・津田・長瀬・林・広沢・藤林・星野・横田である。数年の内に伊丹・広沢・星野の3家が退き、代わって石黒があらわれる。そしてさらに白井・林・藤林の3家が姿を消し、大嶋が与力に戻ってくる。

本来、与力は一代限りの召し抱えであった。後には世襲のようになっていくが、このころはまだ本来の有様が継続しており、世代交代（与力の死去）にともなって頻繁に変化していることがわかる。元禄9年段階の与力は、6家だけが判明するが、残り4騎（4家）の内には、空席となっているものもあったであろう。

そして元禄9年の廃止、元禄11年の復活を経ると、元禄12年に判明する全員は、

大きく変化している。廃止以前に在職が判明していた6家の内、石黒だけが京都町奉行与力へ移り、大塩・大嶋・津田・長瀬・横田は伏見へ戻ってくる。そして伊出・岡田・杉山・三輪・村上の5家が新たにあらわれるが、このうちいくつかは、以前から伏見与力であった可能性がある。そしてこの復活以後、享保年間半ばまでは入れ替わりがあるが、以後は世代交代に伴う入れ替わりが見られない。世襲的傾向が強くなっている。

2回目の画期は、天明5年（1785）の伏見騒動である。伏見奉行小堀政明の不正に由来する騒動だが、その不正に関与した与力も処分され、その申し渡しは天明8年に決定・実施された。その結果、三輪は中追放、岡田・小野が押込処分を受けている。これにより三輪家は与力から離れる。しかし押込処分を受けた岡田・小野では、後継者が与力の地位を保持しており、存続している。そして寛政年間に長瀬家も姿を消した。

空席となった2枠は、棚橋・岡田が埋めている。前者は京都町奉行与力の縁者、後者は伏見奉行与力または所司代与力の縁者であろう。18世紀末以降に空いた与力席は、多くの場合、同じ与力の分家によって埋められている。

むすびにかえて

本稿では、伏見奉行与力の構成を示し、その変遷をたどった。また初期の編成において、奉行の縁者が与力にならないという特徴があり、奉行の身分が高いこと（石高

が多いこと)が、その与力編成にも影響を及ぼしていることを指摘した。

京都に関する研究は、史料も多く残されており、研究者をはじめ関心も高い。だがその京都とは、近世都市・京都のことであることが多く、現京都市域においても、都市を取り巻く農村部や伏見・淀については、十分に研究が及んでいるとはいえないのが実態ではないだろうか。本稿は、伏見奉行与力10騎の人名について、二百年程にわたって明らかにしえる分だけを提示したにすぎないものであるが、そのような欠を少しでも補うとともに、伏見研究等において活用しうる基礎情報として、公に資するところがあれば幸いである。

註

- 1) 京都市編『京都の歴史 第6巻 伝統の定着』(京都市史編さん所, 1973年)・『京都の歴史 第10巻 年表・事典』(京都市史編さん所, 1976年)
- 2) 藤井讓治「京都町奉行の成立過程」(京都町触研究会『京都町触の研究』岩波書店, 1996年), 村田路人「元禄期における伏見・堺両奉行の一時廃止と幕府の遠国奉行政策」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』43, 2003年), 小倉宗「近世中後期上方の幕府機構と京都・大坂町奉行」(『史林』92巻4号, 2009年), 伊藤誠之「近世伏見の土地・人の構造とその支配—伏見廻り村の視点を中心に—」(京都府立総合資料館『資料館紀要』38, 2010年)など
- 3) 京都市歴史資料館編『叢書京都の史料 京都武鑑』上・下(京都市歴史資料館, 2003年・2004年)
- 4) 拙稿「寛文～元禄期における京都町奉行与力の編成」(『京都市歴史資料館紀要』26号, 2016年)。以下「先稿」。
- 5) 『寛政重修諸家譜』巻第340(水野忠貞)
- 6) 水野が代官奉行とされた際、前任者である小堀政一(遠江守)の伏見邸を受けついだ。小堀邸の様子は、「伏見奉行所指図(城州伏見御旧宅之図)」(佐治家資料)にうかがえる(図版は、長浜城歴史博物館図録『特別展 小堀遠州とその周辺—寛永文化を演出したテクノクラート—』1997年)。
- 7) 唯一下回るのは戸田忠利であるが、後に万石以上(大名)にまで加増されている。
- 8) 岩生成一監修『清文堂史料叢書5・6 京都御役所向大概覚書』上・下(清文堂, 1973年)
- 9) 各村の石高は、木村礎編『旧高旧領取調帳近畿編』(東京堂出版, 1995年)によった。
- 10) 『伏見鑑』上(横山重監修『近世文学資料類従 古板地誌編5 山城四季物語 嵯峨名所盡 伏見鑑』勉誠社, 1981年)
- 11) 『京羽二重』(宝永板), 伏見町役場編『京都府伏見町誌』(伏見町役場, 1929年, 再刊は臨川書店, 1972年)による。
- 12) 『徳川実紀』元禄9年2月2日条には、「二日伏見堺両奉行を停廢あり。京町奉行に伏見の地を支配すべき旨命ぜらる。よて令せらるゝは、京町奉行三員のうち、今より後二員は在任し、伏見の与力同心其所属たるべし。是まで京与力給米少なければ、大坂与力と同じくし、与力廿五騎、同心七十人づゝ二隊、在京の奉行所属とし、伏見の与力四騎、同心十人はその地にのこしをくべし」とある。また『徳川実紀』元禄11年11月15日条に「再び伏見奉行を置れ、建部内匠頭政字これを仰付らる」、『同』同月18日条に「伏見の与力同心、さきに京町奉行につけられしかど、此後ふたゝび伏見奉行の所属たるべしと令せらる」とある。
- 13) 『伏見鑑』上(前掲)
- 14) 伏見町役場編『京都府伏見町誌』(前掲)
- 15) 「伏見同心田村家文書の概要」(母利美和・有働春香・三村明依子「<史料紹介> 山城国伏原家文書・伏見同心田村家文書・草津宿助郷大路井村文書・田丸城古記・丹波国船井郡西田村小早川家文書」『史窓』67号, 2010年)

- 16) 天和元年(1681)11月「酉年堀内段割帳」(館蔵「吉村(勘)家文書」受入3850)等
- 17) 貞享5年(1688)5月「年貢皆済目録」(館蔵「吉村(勘)家文書」受入3076)等
- 18) 「御香宮神社文書」(京都市歴史資料館架蔵写真帳)の公用日記(分類はD1,表題は「表向諸用留」「公儀向諸用留」など)
- 19) 屋敷配置のわかるものとして、元禄12年「伏見与力同心屋敷絵図Ⅰ」・享保4年「伏見与力同心屋敷絵図Ⅱ」(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』思文閣出版,2003年),『伏見鑑』(安永9年,前掲)がある。
- 20) 註4先稿
- 21) 『士林沂洄続編』191(『名古屋叢書』3編第4巻,蓬左文庫,1984年)。名前だけを記すと次のようになる。
大嶋助太夫—勘右衛門(永直)—勘右衛門(誰永)—
┌ 勘左衛門(近長)—小右衛門(長常)
├ 勘左衛門—仙蔵
└ 藤右衛門(範重)—幸八(広澄)
- 22) 川合(河合)半左衛門,清水又右衛門,水野源太夫の3名。
- 23) 五味家臣は,上野・白井・川辺・木戸・小畑・島・伯耆・前羽・山口・山村・山本・吉田。鈴木家臣は,坪井・山路。板倉家臣は石原・鶴殿・遠藤・大須賀・尾崎・片岡・金子・北窪・窪田・小林・設楽・篠原・清水・関屋・高橋・田上・丹宮・都筑・新美・長谷川・福住・本多・本間・牧野・三矢・横田・吉田。牧野家臣は青木・浅野・天野・荒川・井上・上原・大岩・影山・梶田・日下・小寺・高田・田中・谷口・土岐・富田・西尾・原・古川・堀・本多・松野・宮本・渡辺。
- 24) 先稿参照
- 25) 翻刻史料によっては,「旧井」(舊井)としているものもあるが,署判には「白井」とあり,誤りである。

参考文献

- 伏見町役場編『伏見町誌』伏見町役場,1929年
新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書 第2巻』
臨川書店,1969年
岩生成一監修『京都御役所向大概覚書』(上・下)
清文堂,1973年
原田伴彦他編『日本都市生活史料集成 第十巻
在郷町篇』学習研究社,1976年
京都府医師会医学史編纂室編『京都の医学史 資料編』思文閣出版,1980年
横山重監修『近世文学資料類従 古板地誌編5
山城四季物語 嵯峨名所盡 伏見鑑』勉誠社,
1981年
新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第5巻』
臨川書店,1986年
京都市編『史料京都の歴史 第16巻 伏見区』平
凡社,1991年
谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』思文閣出版,
2003年

表2・3伏見奉行与力一覧典拠

「伏見奉行与力一覧」典拠

〔凡例〕

- ・伏見奉行与力の典拠史料を家ごとにあげているが、1人につき、年一つに限定した。
- ・月日の丸付数字は、閏月を示す。
- ・典拠史料名は、次のように略記している。例示の他、類推されたい。なお史料名の前に付された「F36」などの番号は、京都市歴史資料館における紙焼史料の架蔵番号である。

〔例〕

館蔵「吉村家文書」受入3844号

→ 館「吉村」3844

F36「御香宮神社文書」D1-1号

→ F36「御香」D1-1

『京都御役所大概覚書』

→ 「大概覚書」

『伏見町誌』

→ 「伏見町誌」頁数

- ・「助」と「介」, 「次郎」と「二郎」「治郎」など、表記にばらつきのある人物もいるが、適当と思われる事例に統一した。
- ・末尾に参考文献を付した。

あしのや【芦谷】

芦谷小右衛門

宝永3.1.7 (F36「御香」D1-1)

宝永7.11 (館「吉村」3844)

宝永8.2.4 (F36「御香」D1-1)

芦谷重規

正徳1.12(「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)

芦谷小右衛門

正徳1.10 (館「吉村」675)

正徳2.11 (館「吉村」3859)

正徳3.11 (館「吉村」2229)

正徳4.6.4 (F36「御香」D1-1)

正徳5.7.27 (F36「御香」D1-20:文
化4.3.16)

享保4 (『大工頭中井家建築指図集』
115)

いしぐる【石黒】

石黒小藤太

元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)

元禄6 (「大概覚書」5-1)

→ 後に京都町奉行与力となる。

いたみ【伊丹】

伊丹太兵衛

天和1.11 (館「吉村」3850)

天和2.6 (館「吉村」3082)

天和3.6 (館「吉村」3081)

伊丹弥平治

元禄2 (「伏見町誌」136)

元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)

元禄7.9.14 (F36「御香」D3-13)

いで【伊出】

伊出忠左衛門

元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)

元禄13.11 (館「吉村」2246)

元禄14.11 (館「吉村」2249)

元禄15.10 (館「吉村」2244)

元禄16.10 (館「吉村」2245)

宝永1.10 (館「吉村」2241)

宝永2.10 (館「吉村」2260)

宝永3.10 (館「吉村」3831)

宝永4.11 (館「吉村」2290)

- 宝永5.11 (館「吉村」3831)
宝永6.11 (館「吉村」3841)
宝永7.11 (館「吉村」3844)
- 伊出宗恒
正徳1.12(「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
- 伊出忠左衛門
正徳1.10 (館「吉村」675)
正徳2.10 (館「吉村」2302)
正徳3.11 (館「吉村」2229)
享保4 (『大工頭中井家建築指図集』
115)
- うすい【白井】**
- 白井八郎左衛門
延宝3 (K6「岩佐」D1-16)
- 白井五左衛門
貞享3.7 (館「吉村」3079)
貞享4.5 (「吉村」3077)
貞享5.5 (館「吉村」3076)
元禄1.11 (館「吉村」2248)
元禄2.5 (館「吉村」3075)
元禄3.5 (館「吉村」3074)
元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)
元禄6 (「大概覚書」5-1)
- おおしお【大塩】**
- 大塩勘左衛門
延宝1.11 (館「吉村」3827)
延宝3.11 (館「吉村」2228)
延宝4.11 (館「吉村」3829)
延宝5.11 (館「吉村」3837)
- 大塩弥右衛門
貞享2.6 (館「吉村」3078)
貞享3.7 (館「吉村」3079)
貞享4.10 (「吉村」堀内村開帳廿一冊
分寄帳)
- 貞享5.5 (館「吉村」3076)
元禄2 (「伏見町誌」136)
元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)
元禄7.10.8 (F36「御香」D3-13)
元禄8.9.8 (F36「御香」D1-1)
- 大塩藤八
元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)
- おおしま【大島】**
- 大嶋勘右衛門
延宝3.1 歿 (『士林沂沚続編』191)
- 大嶋助太夫
延宝6.11 (館「吉村」3834)
延宝7.5.29 (館「吉村」3087)
- 大嶋勘右衛門
元禄8.7.13 (F36「御香」D1-1)
元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)
元禄13.6.19 (F36「御香」D1-1)
元禄15.5 (館「吉村」2917)
元禄16.5.16 (館「吉村」3071)
正徳1.2 歿 (『士林沂沚続編』191)
- 大嶋参忠
正徳1.12(「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
- 大嶋七郎左衛門
享保3.1.10 (F36「御香」D1-1)
享保4 (『大工頭中井家建築指図集』
115)
享保5.3.17 (F36「御香」D1-2)
享保6.3.23 (F36「御香」D1-2)
享保13.2.2 (F36「御香」D1-2)
享保15.5.12 (F36「御香」D1-2)
- 大嶋千蔵
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)

- 宝暦8.5.9 (F36「御香」D1-5)
宝暦9.2.23 (F36「御香」D1-5)
宝暦11.2.2 (F36「御香」D1-5)
宝暦12.12.13 (F36「御香」D1-5)
宝暦14.4.7寺社方 (F36「御香」D1-5)
明和2.11.20 (F36「御香」D1-5)
明和3.2.4 (F36「御香」D1-5)
明和4.5.9 (F36「御香」D1-5)
- 大嶋千蔵
安永8.12.5 (F36「御香」D1-6)
安永9 (「新彫伏見鑑」)
- 大嶋学次郎
安永9見習 (「新彫伏見鑑」)
天明1.8.28 (F36「御香」D1-7)
*角次郎
天明2.5.18 (F36「御香」D1-1)
天明3.10.23 (F36「御香」D1-7)
天明8 (N7「占出山」D1-24)
寛政1.9.1 (F36「御香」D1-10)
寛政2.1.4 (F36「御香」D1-10)
寛政3.1.1 (F36「御香」D1-10)
寛政4.1.18 (F36「御香」D1-10)
寛政5.2.7寺社方 (「仏光寺御日記」)
寛政7.4.20 (F36「御香」D1-14)
寛政8.1.28 (F36「御香」D1-15)
- 大嶋勘右衛門
文化7.8.13 (館「吉村」832)
文化9.4.24 (F36「御香」D1-25)
- 大嶋栄治郎
文政11 (「伏見町誌」312)
- 大嶋学次郎
天保3.9.12寺社方 (F36「御香」D1-30)
天保5.9.12寺社方 (F36「御香」D1-32)
- 大嶋勘助
天保12 (「伏見町誌」310)
- 天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
弘化2.1.6 (F36「御香」D1-43)
嘉永4.4.21地方 (F36「御香」D1-48)
嘉永5.1.27地方 (館「吉村」481)
- 大嶋邦次郎
天保12見習 (「伏見町誌」310)
嘉永3.1.10寺社方 (F36「御香」D1-47)
嘉永4.4.21寺社方 (F36「御香」D1-48)
嘉永6.8.16寺社方 (F36「御香」D1-50)
安政2.1.13寺社方 (F36「御香」D1-52)
安政3.11.9寺社方 (F36「御香」D1-53)
元治1.1.6 (F36「御香」D2-36)
慶応2.3.23山林方 (F36「御香」D2-38)
慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
- おかだ【岡田】**
- 岡田八左衛門
延宝3 (K6「岩佐」D1-16)
- 岡田儀左衛門
延宝8.11 (館「吉村」3849)
延宝9.6 (館「吉村」3083・3168)
天和1.11 (館「吉村」3850)
天和2.6 (館「吉村」3082)
- 岡田助之進
元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)
宝永3.10 (館「吉村」3833)
宝永4.11 (館「吉村」2290)
宝永5.11 (館「吉村」3831)
宝永6.11 (館「吉村」3841)
正徳4.6.4 (F36「御香」D1-1)
- 岡田正房
正徳1.12 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)

- 岡田助之進
 享保4.8.26 (F36「御香」D1-2)
 享保5.8.20, 9.2, 11.4, 6, 21, 12.13
 (F36「御香」D1-2)
- 岡田助之進
 享保20.6.27 (F36「御香」D1-3)
- 岡田儀左衛門
 元文1.11.16 (F36「御香」D1-3)
- 岡田長次郎
 延享4.11.12 (F36「御香」D1-4)
 宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
- 岡田文左衛門
 宝暦11.5.15 (F36「御香」D1-5)
 安永8.2.13 棚橋鈍翁弔世話人 (Km32
 「光清寺」新262)
 安永9 (「新彫伏見鑑」)
 天明1.5.27 寺社方 (F36「御香」D1-7)
 天明2.1.9 (F36「御香」D1-1)
 天明3.1.3 (F36「御香」D1-7)
 天明4.10.21 (F36「御香」D1-7)
 天明5.1.3 (F36「御香」D1-7)
 天明8 押込 (N7「占出山」D1-24)
- 岡田恒次郎
 安永9 見習 (「新彫伏見鑑」)
 * 桓次郎か
- 岡田官次郎
 天明2.8.晦 (F36「御香」D1-1)
- 岡田健次郎
 天明3.5.16 (F36「御香」D1-7)
- 岡田官次郎
 天明5.4.21 (F36「御香」D1-7)
- 岡田恒次郎
 天明8 (N7「占出山」D1-24)
 * 桓次郎か
- 岡田良左衛門
 寛政3 地方 (館「吉村」3209)
 文化7.6.8 (F36「御香」D1-23)
- 岡田健次郎
 寛政1.10.26 (F36「御香」D1-10)
 寛政3.12.4 (F36「御香」D1-10)
 寛政4.5.7 (F36「御香」D1-10)
 寛政5.2.7 寺社方 (「仏光寺御日記」)
 寛政7.1.5 (F36「御香」D1-14)
 寛政8.1.28 (F36「御香」D1-15)
 寛政10.9.11 (F36「御香」D1-16)
 寛政12.3.18 寺社方 (F36「御香」D1-17)
 享和1.1.6 (F36「御香」D1-18)
 文化3.1.16 寺社方 (F36「御香」D1-19)
 文化4.1.10 (F36「御香」D1-20)
 文化5.3.5 寺社方 (F36「御香」D1-21)
 文化6.2.10 寺社方 (F36「御香」D1-22)
- 岡田恒治郎
 享和3.12 (館「吉村」1011)
- 岡田文左衛門
 文化13.1 盜賊改仮役・公事調掛 (F10
 「今邑」114)
 文政1.9.12 寺社方 (F36「御香」D1-29)
 天保5.9.12 寺社方 (F36「御香」D1-32)
- 岡田運平
 文化13.1 目安方・山林方 (F10「今邑」
 114)
- 岡田祐之進
 文政11 (「伏見町誌」312)
 天保9.7 (館「吉村」1012)
 天保12 (「伏見町誌」310)
 天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
 5巻284頁)
 弘化2.3 (館「吉村」3894)
- 岡田耕之丞
 文政11 (「伏見町誌」312)

- 天保3.9.12 寺社方 (F36「御香」D1-30)
天保5.9.12 寺社方 (F36「御香」D1-32)
天保12 (「伏見町誌」310)
天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
弘化2.8.29 (F36「御香」D1-43)
- 岡田健三郎
文政11 見習 (「伏見町誌」312)
* 祐之進弟
- 岡田祐一
天保12 見習 (「伏見町誌」310)
* 神沢虎之助 (町奉行与力) 従弟 (K6
「岩佐」K32)
嘉永3.1.10 寺社方 (F36「御香」D1-47)
- 岡田芳太郎
安政6.1.24 (F36「御香」D1-54)
文久3.12.16 (F36「御香」D2-35)
慶応1.5.20 (F36「御香」D2-37)
- 岡田菅之助
文久3.3.28 寺社方 (F36「御香」D2-35)
- 岡田勝馬
慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
- 岡田又一
慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
- おの【小野】**
- 小野三郎左衛門
延享2.2.3 (F36「御香」D1-3)
延享3.2.9 (F36「御香」D1-4)
延享4.8.27 (F36「御香」D1-4)
寛延1.8.28 (F36「御香」D1-4)
寛延3.4.28 (F36「御香」D1-4)
- 小野三郎右衛門
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
宝暦7 (「上林家前代記録」『都市生活
史料集成』10)
- 宝暦8.4.23 (「妙法院日次記」)
宝暦9.11.27 (館「吉村」104)
- 小野三郎左衛門
宝暦9.12.4 (F36「御香」D1-5)
宝暦10.10.14 (F36「御香」D1-5)
宝暦12.11.22 (F36「御香」D1-5)
宝暦13.9.22 (F36「御香」D1-5)
宝暦14.4.7 寺社方 (F36「御香」D1-5)
明和2.8.27 (F36「御香」D1-5)
明和3.2.4 (F36「御香」D1-5)
明和4.3.21 (F36「御香」D1-5)
- 小野三十郎
安永9 (「新彫伏見鑑」)
天明1.9.2 (F36「御香」D1-7)
天明2.5.8 (F36「御香」D1-7)
天明3.12.13 (F36「御香」D1-7)
天明4.10.21 (F36「御香」D1-7)
天明5.3.14 (F36「御香」D1-7)
天明6.1.2 (F36「御香」D1-7)
天明8.5.6 (館「吉村」2299, 丹十郎)
天明8 押込 (N7「占出山」D1-24)
- 小野三十郎
寛政2.12.7 (F36「御香」D1-10)
寛政4.2.12 (F36「御香」D1-10)
寛政12.11.26 寺社方 (F36「御香」
D1-17)
享和1.1.6 (F36「御香」D1-18)
文化3.1.16 寺社方 (F36「御香」D1-19)
文化4.12.1 盜賊方 (F36「御香」D1-20)
文化7.8.13 (館「吉村」832)
文化8.7 (F8「奥田(芳)」4)
文政11 (「伏見町誌」312)
天保3.9.12 盜賊方 (F36「御香」D1-30)
天保5.9.12 寺社方 (F36「御香」D1-32)
天保12 (「伏見町誌」310)

- 天保15.9(「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁) 115)
- 小野弥一郎 小泉貞右衛門
天保12見習(「伏見町誌」310) 享保8.3地方(館「吉村」3150)
小野三十郎 享保9.④.2(館「吉村」2983)
弘化2.3(館「吉村」3894) 享保10.12.25(館「吉村」218)
嘉永4.4.21地方(F36「御香」D1-48) 享保11.2.16(館「吉村」217)
嘉永5.1.27地方(館「吉村」481) 享保12.1(館「吉村」27)
小野弥一郎 享保13.12.25(館「吉村」50)
嘉永3.11.18寺社方(F36「御香」D1-47) 享保14.12.25(館「吉村」29)
嘉永4.4.21寺社方(F36「御香」D1-48) 享保15.3(館「吉村」28)
嘉永5.1.26寺社方(F36「御香」D1-49) 享保16.2.25(館「吉村」219)
嘉永6.8.16寺社方(F36「御香」D1-50) 小泉伊蔵
安政2.1.13寺社方(F36「御香」D1-52) 寛延3.4.27(F36「御香」D1-4)
文久3.12.19(F36「御香」D2-35) 小泉伊織
慶応2.3.22山林方(F36「御香」D2-38) 宝暦4(「京羽二重織留大全」巻6)
慶応3.9(F36「御香」D3-22) 小泉伊蔵
小野永則 宝暦6.⑩.5(F36「御香」D1-5)
1872.5堀内村住居(館「吉村」538) 小泉貞右衛門
小野永豊 宝暦9.11.27(館「吉村」104)
1872.5堀内村住居, 永則倅(館「吉村」538) 小泉関七郎
安永7.8.11(『史料京都の歴史 伏見区』520頁)
- きど【木戸】 小泉恵三郎
木戸郷左衛門 安永9(「新彫伏見鑑」)
延宝1.11(館「吉村」3827) 小泉恵七郎
延宝2.10(館「吉村」3848) 天明2.5.9(F36「御香」D1-7)
延宝3.11(館「吉村」2228) 小泉勘八郎
延宝4.6.晦(館「吉村」3089) 天明3.8.27(F36「御香」D1-7)
延宝5.6.16(館「吉村」3088) 天明4.11.26(F36「御香」D1-7)
こいずみ【小泉】 天明6.1.21(F36「御香」D1-7)
小泉明貞 天明8(N7「占出山」D1-24)
正徳1.12(「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁) 小泉恵七郎
小泉伊太夫 寛政3地方(館「吉村」3209)
享保4(『大工頭中井家建築指図集』
寛政10.9.11(F36「御香」D1-16)

小泉伊蔵

享和1.4.22 (F36「御香」D1-18)

文化4.6.2 (F36「御香」D1-20)

小泉喜三郎

文化7.9.12盗賊方 (F36「御香」D1-23)

文化9.6.18 (F36「御香」D1-25)

小泉伊兵衛

文化12.6.16 (F36「御香」D1-26)

文化13.1山林方・同心支配 (F10「今邑」114)

文化15.4.7山林方 (F10「今邑」113)

文政1.9.12寺社方 (F36「御香」D1-29)

小泉祐太夫

文政11与力 (「伏見町誌」312)

天保3.9.12盗賊方 (F36「御香」D1-30)

小泉伊太夫

天保5.9.12寺社方 (F36「御香」D1-32)

小泉伊織

天保12 (「伏見町誌」310)

天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』5卷284頁)

小泉泰吉郎

安政2.1.13寺社方 (F36「御香」D1-52)

安政3.11.9寺社方 (F36「御香」D1-53)

安政6.4.15寺社方 (F36「御香」D1-54)

小泉篤太郎

慶応3.9 (F36「御香」D3-22)

すぎやま【杉山】

杉山平太左衛門

元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』114)

元禄15 (「大概覚書」5-1)

杉山好広

正徳1.12 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』5卷284頁)

杉山六郎兵衛

享保4 (『大工頭中井家建築指図集』115)

享保8.3地方 (館「吉村」3150)

享保9.5.28 (館「吉村」215)

享保15.1.7 (F36「御香」D1-2)

杉山藤右衛門

寛延3.4.11 (F36「御香」D1-4)

杉山瀬兵衛

宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)

杉山郷右衛門

安永8.10.6 (F36「御香」D1-6)

安永9 (「新彫伏見鑑」)

天明2.6.3 (館「吉村」812)

天明5.12 (「伏見町誌」190)

天明8既に病死 (N7「占出山」D1-24)

杉山覚兵衛

文化3.4.28寺社方 (F36「御香」D1-19)

文化4.1.10 (F36「御香」D1-20)

文化5.3.5寺社方 (F36「御香」D1-21)

文化6.2.10寺社方 (F36「御香」D1-22)

文化7.9.12盗賊方 (F36「御香」D1-23)

文化9.9.3山林方 (F36「御香」D1-25)

文化12.8.10 (F36「御香」D1-26)

文化15.4.7山林方 (F10「今邑」113)

文政1.9.12盗賊方 (F36「御香」D1-29)

杉山廉三郎

天保12.9 (F36「御香」D3-20)

杉山左右介

天保12与力 (「伏見町誌」310)

天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』5卷284頁)

弘化2.8.29山林 (F36「御香」D1-43)

杉山繁太郎

嘉永5.2.5見習 (F10「今邑」127)

- 杉山弥吉
 慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
 元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)
 元禄7.10.29 (F36「御香」D3-13)
- たなはし【棚橋】**
- 棚橋熊之助
 享和1.4.22 (F36「御香」D1-18)
 文化4.12.17 (F36「御香」D1-20)
 文化6.8.5 (F36「御香」D1-22)
 文化7.1.2 (F36「御香」D1-23)
 文化13.1川方・極印方 (F10「今邑」114)
 津田順右衛門
 元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』114)
 津田豊封
 正徳1.12(「伏見叢書」『新撰京都叢書』5巻284頁)
 津田順右衛門
 正徳2.10 (館「吉村」636・2274・2302)
 正徳3.11 (館「吉村」2229)
- 棚橋兵左衛門
 天保3.9.12寺社方 (F36「御香」D1-30)
 天保5.9.12寺社方 (F36「御香」D1-32)
 天保12 (「伏見町誌」310)
 津田唯右衛門
 正徳4.2.4 (F36「御香」D1-1)
 享保1.12.12 (F36「御香」D1-1)
 享保2.8.18 (F36「御香」D1-1)
 享保5.2.11 (F36「御香」D1-2)
- 棚橋慎平
 天保15.9(「伏見叢書」『新撰京都叢書』5巻284頁)
 弘化2.5.19 (F36「御香」D1-43)
 津田順右衛門
 享保5.11 (館「吉村」3196)
 享保15.6.22 (F36「御香」D1-2)
 享保20.4.21 (F36「御香」D1-3)
 享保21.2.12 (F36「御香」D1-3)
 元文2.8.27 (F36「御香」D1-3)
 元文3.7.22 (F36「御香」D1-3)
 元文4.4.4 (F36「御香」D1-3)
- 棚橋金四郎
 安政3.11.9寺社方 (F36「御香」D1-53)
 安政6.6.13寺社方 (F36「御香」D1-54)
 文久3.3.28寺社方 (F36「御香」D2-35)
 元治1.12.10 (F36「御香」D2-36)
 慶応1.⑤.15寺社方 (F36「御香」D2-37)
 慶応2.3.23寺社方 (F36「御香」D2-38)
 津田為右衛門
 元文5.5.19 (F36「御香」D1-3)
 宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
- 棚橋源平太
 安政6.6.14 (F36「御香」D1-54)
 文久3.1.8 (F36「御香」D2-35)
 元治1.1.6 (F36「御香」D2-36)
 慶応1.5.22 (F36「御香」D2-37)
 慶応2.3.23山林方 (F36「御香」D2-38)
 慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
 津田順右衛門
 安永9 (「新彫伏見鑑」)
 津田順右衛門
 天明5 (「伏見町誌」184)
 天明8既に病死 (N7「占出山」D1-24)
- つだ【津田】**
- 津田五太夫
 元禄2 (「伏見町誌」136)
 津田為右衛門
 享和1.8.23 (F36「御香」D1-18)

- 文化4 (F36「御香」D1-20)
文化7.9.4 (F36「御香」D1-23)
津田永助
文化12.4.12 (F36「御香」D1-26)
津田五太夫
文政11 (「伏見町誌」312)
津田貞三郎
天保12 (「伏見町誌」310)
天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
嘉永4.4.21 寺社方 (F36「御香」D1-48)
津田為助
嘉永3.1.10 寺社方 (F36「御香」D1-47)
嘉永4.2.20 (F36「御香」D1-48)
嘉永6.8.16 寺社方 (F36「御香」D1-50)
文久3.1.8 (F36「御香」D2-35)
元治1.4.12 (F36「御香」D2-36)
慶応1.⑤.7 (F36「御香」D2-37)
津田佐太郎
嘉永5.2.5 見習 (F10「今邑」127)
津田養蔵
文久3.3.28 寺社方 (F36「御香」D2-35)
元治1.4.12 (F36「御香」D2-36)
慶応1.⑤.15 寺社方 (F36「御香」D2-37)
慶応2.3.22 寺社方 (F36「御香」D2-38)
津田為助
慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
ながせ【長瀬】
長瀬小兵衛
延宝1.霜 (館「吉村」2289)
延宝2.10 (館「吉村」3848)
延宝3.5.晦 (館「吉村」3090)
長瀬久右衛門
天和3.11 (館「吉村」3839)
貞享1.6 (館「吉村」3080)
貞享2.6 (館「吉村」3078)
貞享3.7 (館「吉村」3079)
貞享4.11 (館「吉村」2240・2250)
貞享5.5 (館「吉村」3076)
元禄2 (「伏見町誌」136)
元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)
元禄7.10.7 (F36「御香」D3-13)
長瀬喜八郎
元禄11 (「大概覚書」5-1)
元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)
長瀬正上
正徳1.12 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)
長瀬久右衛門
延享1.11.27 (F36「御香」D1-3)
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
長瀬九郎右衛門
宝暦13.12.3 (F36「御香」D1-5)
明和3.5.8 (F36「御香」D1-5)
明和4.9.16 (諱紀甫) (「伊良子家門人
帳」『京都の医学史』)
長瀬六左衛門
安永7.8.11 (『史料京都の歴史 伏見
区』520頁)
長瀬五郎左衛門
安永8.10.7 (F36「御香」D1-6)
安永9 (「新彫伏見鑑」)
天明1.5.27 寺社方 (F36「御香」D1-7)
天明2.6.3 (館「吉村」812)
天明3.5.10 (F36「御香」D1-7)
天明4.10.21 (F36「御香」D1-7)
天明5.5.10 (F36「御香」D1-7)
天明6.1.4 (F36「御香」D1-7)
天明8 (N7「占出山」D1-24)

長瀬孫八郎

天明5.4.17 (F36「御香」D1-7)

天明6.1.21 (F36「御香」D1-7)

天明8 (N7「占出山」D1-24)

長瀬作十郎

寛政1.12.18 寺社方 (F36「御香」D1-10)

寛政2.3.22 (F36「御香」D1-10)

寛政3.1.1 (F36「御香」D1-10)

長瀬五郎左衛門

寛政4.1.18 (F36「御香」D1-10)

長瀬鉄九郎

寛政4.8.11 (F36「御香」D1-10)

はやし【林】

林 権太夫

元禄2 (「伏見町誌」136)

元禄3.11 (館「吉村」2243)

元禄4.5 (館「吉村」3073)

元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)

元禄7.10.13 (F「御香宮」D3-13)

元禄8.1.8 (F「御香宮」D3-13)

ひろかわ【広川】

広川儀左衛門

元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)

元禄7.10.19 (F36「御香」D3-13)

ひろさわ【広沢】

広沢茂左衛門

元禄2 (「伏見町誌」136)

ふじばやし【藤林】

藤林三右衛門

元禄1.11 (館「吉村」2248)

元禄2.5 (館「吉村」3075)

元禄3.5 (館「吉村」3074)

元禄4.5 (館「吉村」3073)

元禄5.7.18 (F36「御香」D1-1)

元禄7.10.8 (F36「御香」D3-13)

ふるい【旧井】 → うすい【白井】

ほしの【星野】

星野伝右衛門

延宝1.11 (館「吉村」3827)

延宝3.11 (「吉村」2228)

延宝4.11 (館「吉村」3829)

延宝5.6.16 (館「吉村」3088)

延宝6.11 (館「吉村」3834)

延宝7.5.29 (館「吉村」3087)

星野五郎右衛門

天和2.11 (館「吉村」3847)

天和3.6 (館「吉村」3081)

貞享1.6 (館「吉村」3080)

貞享2.6 (館「吉村」3078)

元禄2 (「伏見町誌」136)

みわ【三輪】

三輪源太兵衛

元禄12 (『大工頭中井家建築指図集』
114)

三輪則茂

正徳1.12 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』
5巻284頁)

三輪源五右衛門

享保4 (『大工頭中井家建築指図集』
115)

享保6.3.21 (F36「御香」D1-2)

三輪源五右衛門

元文4.11.21 (F36「御香」D1-3)

元文5.9.19 (F36「御香」D1-3)

元文6.3.26 (F36「御香」D1-3)

寛保2.6.12 (F36「御香」D1-3)

寛保3.2.12 (F36「御香」D1-3)

寛保4.4.11 (F36「御香」D1-3)

延享1.12.17 (F36「御香」D1-3)

延享4.5.11 (F36「御香」D1-4)

- 寛延2.9.5 (F36「御香」D1-4)
宝暦2.7 (M59「安楽寺文書」15)
- 三輪源五右衛門
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
宝暦6.10.23 (F36「御香」D1-5)
宝暦7 (「上林家前代記録」『都市生活史料集成』10)
- 三輪源太右衛門
安永9 (「新彫伏見鑑」)
天明1.5.27 寺社方 (F36「御香」D1-7)
*左衛門
天明5.12 (「伏見町誌」190)
天明8.5.6 (館「吉村」2299)
天明8中追放 (N7「占出山」D1-24)
- むらい【村井】**
- 村井伝之丞
享保9.12.25 (館「吉村」43)
享保10.12.25 (館「吉村」218)
享保11.2.16 (館「吉村」217)
享保12.1 (館「吉村」27)
享保13.12.25 (館「吉村」50)
享保14.12.25 (館「吉村」29)
享保15.3 (館「吉村」28)
享保16.2.25 (館「吉村」219)
享保20.8.12 (F36「御香」D1-20:文化4.3.16)
元文1.9.7 (『史料京都の歴史 伏見区』502頁)
- 村井伝之丞
元文2.6.1 (F36「御香」D1-3)
元文3.5.15 (F36「御香」D1-3)
元文4.5.12 (F36「御香」D1-3)
元文5.8.27 (F36「御香」D1-3)
元文6.2.27 (F36「御香」D1-3)
寛保2.5.17 (F36「御香」D1-3)
- 寛保3.2.12 (F36「御香」D1-3)
延享1.7.27 (F36「御香」D1-3)
延享2.10.19 (F36「御香」D1-3)
延享3.2.14 (F36「御香」D1-4)
延享4.5.18 (F36「御香」D1-4)
延享5.5.11 (F36「御香」D1-4)
寛延2.8.27 (F36「御香」D1-4)
寛延3.1.10 (F36「御香」D1-4)
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
宝暦13.5.9 (F36「御香」D1-5)
安永8.10.6 (F36「御香」D1-6)
安永9 (「新彫伏見鑑」)
天明1.10.12 (F36「御香」D1-7)
天明2.8.25 (F36「御香」D1-7)
天明3.12.5 (F36「御香」D1-7)
天明5.11.27 (F36「御香」D1-7)
天明7.12 (「伏見町誌」312)
天明8 (N7「占出山」D1-24)
寛政1.9.5 (F36「御香」D1-10)
- 村井千太郎
寛政3.5.10 (F36「御香」D1-10)
- 村井伝之丞
寛政10.9.6 (F36「御香」D1-16)
寛政12.3.18 寺社方 (F36「御香」D1-17)
享和1.9.2 山林方 (F36「御香」D1-18)
- 村井百助
寛政10.9.11 盜賊方 (F36「御香」D1-16)
寛政12.3.18 寺社方 (F36「御香」D1-17)
- 村井平三郎
文化7.9.4 (F36「御香」D1-23)
文化12.9.11 盜賊方 (F36「御香」D1-26)
文化13.1 (寺社方・盜賊改本役) (F10「今邑」114)
文政1.9.12 寺社方・盜賊方 (F36「御香」D1-29)

- 文政11（「伏見町誌」312）
村井伝之丞
 文政11（「伏見町誌」312）
 天保3.9.12盗賊方（F36「御香」D1-30）
 天保5.9.12寺社方（F36「御香」D1-32）
 天保9.7（館「吉村」1012）
 天保12（「伏見町誌」310）
村井平三郎
 天保12見習（「伏見町誌」310）
 天保15.9（「伏見叢書」『新撰京都叢書』
 5巻284頁）
 弘化2.8.29（F36「御香」D1-43）
村井栄治郎
 嘉永5.2.5見習（F10「今邑」127）
村井栄治郎
 安政6.4.15寺社方（F36「御香」D1-54）
村井栄五郎
 文久3.3.28寺社方（F36「御香」D2-35）
村井 要
 文久3.2.2（F36「御香」D2-35）
 元治1.8.20（F36「御香」D2-36）
 慶応1.7.30（F36「御香」D2-37）
村井要人
 慶応2.8.9寺社方（F36「御香」D2-38）
 ＊要から改名か
 慶応3.9（F36「御香」D3-22）
むらかみ【村上】
村上権太夫
 元禄12（『大工頭中井家建築指図集』
 114）
 元禄13.8.17寺社方（『史料京都の歴史
 伏見区』502頁）
 元禄15.5（館「吉村」2917）
 元禄16.5.16（館「吉村」3071）
よこた【横田】
横田彦兵衛
 延宝5.11（館「吉村」3837）
 延宝6.11（館「吉村」3834）
 延宝7.11（館「吉村」2242）
 延宝8.6.30（館「吉村」3085）
横田彦左衛門
 元禄1.11（館「吉村」2248）
 元禄2.5（館「吉村」3075）
 元禄3.5（館「吉村」3074）
 元禄4.5（館「吉村」3073）
 元禄5.7.18（F36「御香」D1-1）
 元禄7.11.1（F「御香宮」D3-13）
 元禄11～15（「大概覚書」5-1）
 元禄12（『大工頭中井家建築指図集』
 114）
 元禄13.11（館「吉村」2246）
 元禄14.11（館「吉村」2249）
 元禄15.10（館「吉村」2244）
 元禄16.10（館「吉村」2245）
 宝永1.10（館「吉村」2241）
 宝永2.10（館「吉村」2260）
 宝永3.10（館「吉村」3833）
 宝永4.11（館「吉村」2290）
 宝永5.11（館「吉村」3831）
 宝永6.11（館「吉村」3841）
 宝永7.11（館「吉村」3844）
 正徳1.10（館「吉村」675）
 正徳1.11（館「吉村」2235）
横田彦兵衛
 享保4（『大工頭中井家建築指図集』
 115）
 享保5.11（館「吉村」3196）
横田丹治
 享保20.10.26（F36「御香」D1-3）

- 享保21.1.17 (F36「御香」D1-3)
元文2.4.14 (F36「御香」D1-3)
元文3.3.12 (F36「御香」D1-3)
元文4.6.4 (F36「御香」D1-3)
元文5.10.23 (F36「御香」D1-3)
横田三郎左衛門
寛保1.1.27 (F36「御香」D1-3)
寛保2.7.26 (F36「御香」D1-3)
寛保3.2.12 (F36「御香」D1-3)
寛保4.2.12 (F36「御香」D1-3)
横田五市郎
宝暦4 (「京羽二重織留大全」巻6)
横田彦十郎
安永9 (「新彫伏見鑑」)
横田彦兵衛
天明7.12 (「伏見町誌」312)
天明8 (N7「占出山」D1-24)
寛政4.6.2 (F36「御香」D1-10)
寛政5.3.10 (F36「御香」D1-10)
- 横田彦五郎
文化7.1.2 (F36「御香」D1-23)
横田五一郎
文化7.3.3 (F36「御香」D1-23)
文化9.6.18 (F36「御香」D1-25)
文化12.1.4 (F36「御香」D1-26)
文化13.1地方・勘定方・寺社方 (F10「今邑」114)
横田彦十郎
文政11 (「伏見町誌」312)
天保3.1.19寺社方 (F36「御香」D1-30)
横田孫太郎
天保12 (「伏見町誌」310)
天保15.9 (「伏見叢書」『新撰京都叢書』5巻284頁)
横田蔵之助
文久3.12.19 (F36「御香」D2-35)
横田蔵之助
慶応3.9 (F36「御香」D3-22)
* 11.19暗殺 (「伏見町誌」223)

いのうえ こうじ
井上 幸治 (歴史資料館 館員)

林屋辰三郎氏旧蔵「洛中寄宿仲間関係文書」の紹介と翻刻

野地 秀俊

京都市歴史資料館には、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』と称する文書群が保管されている。京都大学名誉教授・林屋辰三郎氏は、戦前・戦後の京都市史編さん事業を牽引した京都研究の第一人者であり、編さん事業は『京都の歴史』全10巻、『史料京都の歴史』全16巻として結実している。京都研究のみならず、民衆の立場に立った歴史学を目指し、特に、部落史、女性史、芸能史、そして地方史の重要性を説いたことでもよく知られている。その歴史研究者としての見識をもって、林屋氏は、散逸した古文書の収集もしており、この『林屋辰三郎氏旧蔵文書』もその一部である。ちなみに、林屋氏が所蔵していた古文書や蔵書類は、氏の俳号から「燈心文庫」と呼ばれ、1999年に一括して京都市に寄贈されている（京都市歴史資料館保管）。『林屋辰三郎氏旧蔵文書』は、燈心文庫が寄贈される以前にすでに京都市に寄贈されていたため燈心文庫には含まれていない。

記録によると『林屋辰三郎氏旧蔵文書』は、1985年7月22日に寄贈されている。翌年4月4日にはマイクロフィルム撮影が行われており、現在、紙焼写真として京都市歴史資料館で公開している。ただ、3点の写真がなく（文書目録参照）、その理由については不明である（この3点について、現在ではデジタル撮影をしており、写真の

閲覧が可能である）。

総点数は46点であるが、その内容から推察するに、大きく2つの文書群が1つに合わさったものと考えられる。ひとつは「洛中寄宿仲間」に関係する内容の群（以下、「洛中寄宿仲間関係文書」とする）20点と、もうひとつは、それ以外、特に伊賀国の村文書を中心とした群（以下、「寄宿関係以外の文書」とする）26点とに分けることができる。

また、内容だけでなく付箋の添付の有無からもそれが裏付けられる。文書目録に付箋添付の有無の情報を載せているが、現時点で、史料本紙に付箋が付いているものが1点（史料番号35）、筆者による調査中に本紙から剥がれてしまったものが2点（31、36）あり、調査開始時にすでに剥がれていた付箋も本来は本紙に添付されていたことが推察される。付箋はほぼ同じ形態で、「宝暦八年—大正十二年 百六十六年」のように史料の年代から、付箋が付けられたであろう「大正十二年」までの年数が記されている。付箋に記載されている年代と史料の年代を照合してみると、「洛中寄宿仲間関係文書」には照合するものがなく、「寄宿関係以外の文書」に集中していることがはっきりとわかる（享和2年のみ双方に存在するが）。「寄宿関係以外の文書」にも付箋がないものがあり、すべての付箋が

残っていないことが考えられるが、この傾向も考え合わせれば、「洛中寄宿仲間関係文書」と「寄宿関係以外の文書」は、もともと別々の文書群であったと結論づけて良いと思われる。

林屋氏が、これらの文書群をどのような経緯で入手したのかという点については全く不明である。そのため、林屋氏が2つの文書群を入手した時に、すでに両者は1つにされていたのか。林屋氏が別々に入手したものがいつかの段階で1つにされたのか、などについても不明である。京都の史料に注目するということであれば、「洛中寄宿仲間関係文書」だけを翻刻するという選択肢もあるが、文書群としての経緯が不明な以上、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』として一括して翻刻することとした。解説は「洛中寄宿仲間関係文書」についてのみとする。

江戸時代の京都には、「寄宿」と「宿屋」という別々の業態の宿泊施設が存在していたことがわかっている¹⁾。江戸時代の京都の宿泊施設に関するまとまった史料は少なく、それに比例して研究もわずかである。「寄宿」については、杉森玲子氏によって紹介・研究された東京大学法学部法制史資料室所蔵「京都珠数屋仲間文書（炭屋善三郎家文書）」があり²⁾、「宿屋」については、佐々木夏妃氏による「中島町文書」や京都町奉行所関係の史料を使った研究³⁾が確認できるのみである。そのような状況の中で、20点と決して多い量ではないが、「洛中寄宿仲間関係文書」を公開することは、今後の京都における宿泊施設研究の一助と

なるものとする。

前述の通り、「洛中寄宿仲間関係文書」の入手経緯が不明ということもあり、本来の所蔵者についても詳細はわからないが、ひとつの可能性を示しておく。翻刻の一四、慶応2年（1866）2月付「借金返済に付一札写」の内容は寄宿仲間とは関係がないが、町役の五人組の内、「鍵屋平左衛門」と「菱屋治兵衛」は、嘉永4年（1851）版『京都買物独案内』に「諸国定宿」の項目に名前が見える。住所は両者ともに「麩や丁錦小路上」（中京区梅屋町）となっていて、翻刻一四が示すように同じ町で宿泊施設を営んでいたことがわかる。そこで改めて「洛中寄宿仲間関係文書」を注視すると、「鍵屋平左衛門」が五、六などをはじめいくつか散見できることに気づく。特に、正文である七が「寄宿十二組惣代 鍵屋平左衛門殿」宛になっていること、一九に「麩屋町錦小路上ル町 い組年番 鍵屋平左衛門」とあることが注目される。この文書群が鍵屋平左衛門家の旧蔵であったとすれば、鍵屋が惣代や年番といった寄宿仲間の要職に就いていたために、定書や寄宿料改定に関するものなど寄宿仲間全体に関わる史料が多いとも評価できる。七と一四で41年の年代の開きがあり、おそらく二代にわたっていると思われるが、この「洛中寄宿仲間関係文書」は鍵屋平左衛門家に伝来した可能性が高いと考える次第である⁴⁾。

先述のように、江戸時代の京都には「寄宿」と「宿屋」という業態の違う宿泊施設があったが、一の史料にあるように伊勢参宮の道者や西国三十三ヶ所の巡礼者を宿泊

させることができるのは「宿屋」に限られており、「寄宿」や貸座敷、ましてや民家に泊めることは禁止されていた⁵⁾。三の史料はそうした規制がもとで起きた相論であるが、「宿屋」である日光屋八郎兵衛⁶⁾が、伊勢参宮の道者と勘違いした薩摩の旅人が実は商人であったという点に注目すると、「寄宿」には商人は泊まって良いということになる。二の史料の「新規之商人衆来客」という文言などからも、「寄宿」は「商人宿」であり、杉森氏が明らかにした近江八幡の珠数屋仲間と結びつきをもった「寄宿」・炭屋善三郎の事例は、まさに「寄宿」の典型例ということができる。また、四のように飛脚宿としても機能していた。一方、「宿屋」は伊勢参宮や西国巡礼、京参りなどを目的とした人々を泊める「巡礼宿」なのである。

京都の宿泊施設というと、かつてはある程度京都に長く住まう人であれば、詳しい歴史を知らずとも三条大橋の近くに宿泊施設が多いことを当たり前のように知っていたであろう。三条大橋という立地も、東海道の発着地として納得されてきた。三条大橋西詰の中島町や東詰にあったのは「宿屋」のほうである。江戸時代にはこのほかに、五条大橋東詰や六角堂前にも「宿屋」が集中しており、御幸町三条・柳馬場六角辺りにもあったことが、二〇の「寄宿仲間組分布図」⁷⁾や正徳5年(1715)刊『京すずめ案内者』⁸⁾などの地誌からわかる。一方、「寄宿」は、同じく二〇の「寄宿仲間組分布図」や一九に連署されている「寄宿」の在所によって、いわゆる下京城(東は川東の縄手通・大和大路、西は堀川通、南は

五条通、北は二条通)に広く分布していることがわかる。「寄宿」はそれぞれ所在する地域ごとに「組」に編成され、い・ろ・は…と名前が付けられている。「洛中寄宿仲間関係文書」を見る限りでは十二ないしは十三組あったようである。一九には、下京城だけでなく、大原口の辺りに「は組」、知恩院前に「う組」、船岡山の東に「ま組」が

いろは組表

	寄宿仲間心得事書	寄宿仲間組分布図
い	○(麩屋町錦小路上ル町)	○寅
ろ	○(室町四条下ル町)	○酉
は	○(真如堂跡要町)	○丑
に		○巳(宮川町)
ほ	○(醒井松原下ル町)	○申
へ	○(四条堺町西へ入町)	○子
と		
ち	○(烏丸松原下ル町)	○申
り	○(富小路錦小路上ル町)	○辰
ぬ		
る		
を		
わ		
か		
よ		
た		
れ	○(寺町松原上ル町)	○未
そ		○卯(五条大和大路北東)
つ		
ね	○(富小路通五条上ル町)	
な		
ら		
む		
う	○(知恩院門前袋町)	○亥(堀川丸太町北西)
ぬ	○(御幸町御池下ル町)	
の		
お		
く	○(三条室町西へ入町)	○戌
や		
ま	○(安居院中之町)	
け		
ふ		
こ		
え		
て		
あ		
さ		
き		
ゆ		
め		
み		
し		
系		
ひ		
も		
せ		
す		

確認できる。特に「は組」・「ま組」などは、都市部周縁の交通の要所に分布していて商人宿としての特徴も表している。ところで、「寄宿」の組は、十二ないしは十三組であったこともあり、いろは…が揃っていない。これが、最初からなかったのか、かつてはあったが何らかの事情でなくなってしまったのか、はっきりしない。しかし、ひとつ興味深い事例が『向日市史』史料編に掲載されている。それは『須田茂徳家文書』に含まれる「寄宿を組仲間名前帳」という史料である。ここには、乙訓郡向日町・沓掛村・粟生村・上久世村・浄土谷村・小塩村・外畑村・杉谷村・長法寺村・葛野郡下桂村・川嶋村・紀伊郡横大路村の寄宿の在所と名前が記されており、彼らが寄宿仲間の「を組」だということなのである。「を組」は洛中寄宿仲間の組名にはなく、抜けているいろは…が他地域の寄宿仲間に割り振られている事例となる。現時点では、「を組」以外で他地域に寄宿仲間の存在は確認できていないが、その可能性に注意を払っていく必要がある。

最後に、洛中寄宿仲間の組織について整理する。仲間の代表者を惣代と呼んでいる。定員に関しては、四では惣代2名が連署しているが、五などでは1名しか署名しておらず、1名か、2名かははっきりとしない。先述のように、寄宿は十二ないしは十三組ある組のいずれかに所属し、それぞれの組の代表者を年番と呼んでいる。ところが、一〇や一二などのように、惣代と連印する年番は、この組の年番ではないであろう。一九には、「組之年番」という表記と

ともに「仲ヶ間年番」という表記があり両者が区別されている。この「仲ヶ間年番」が惣代と連印する年番にあたるのではないだろうか。新規加入の寄宿の吟味なども含めて、通常は組内の裁量に任されているが、寄宿料の改定や寄宿渡世が絡む訴訟など仲間全体に関わることがあった場合には惣代などの責任で処理されるようである。

以上、『林屋辰三郎氏旧蔵文書』の解題と、その内の「洛中寄宿仲間関係文書」からわかる江戸時代の「寄宿」や「寄宿仲間」について解説をした。先述のように、京都の宿泊施設に関するまとまった史料は少なく、「寄宿」や「宿屋」の具体的な業態など不明な点も多く残されている⁹⁾。また、今回は詳しく解説できなかった伊賀国の村文書なども当該地の歴史を探る上で貴重な史料であることは間違いない。両者ともに今後の研究の一助となれば幸いである¹⁰⁾。

註

- 1) 杉森玲子「京都における「寄宿」と珠数取引」(『近世日本の商人と都市社会』東京大学出版会, 2006年), 佐々木夏妃「近世京都の宿屋と都市空間—三条大橋西詰・中島町を中心に—」(『史林』第97巻第6号, 2014年)。
- 2) 前掲註1) 杉森論文。
- 3) 前掲註1) 佐々木論文。
- 4) 鍵屋平左衛門家は, 現在も江戸時代から変わらない場所で営業している。
- 5) 一の史料とほぼ同文のものが『京都町触集成』(第5巻, 1351号)にも掲載されており, 佐々木氏が前掲註1)で同様の指摘をしている。
- 6) 天保2年(1831)刊の『京都順覧記』(国立国会図書館デジタルコレクション参照)などにより, 日光屋八郎兵衛が三条中島町の宿屋であることが確認できる。永楽屋伊兵衛が寄宿であったかどうかは別な史料で確認することは出来ないが, 三の内容から判断している。
- 7) 図中では「旅籠屋」や「旅籠屋町」と記されている。五条大橋や五条通はそれ自体が描かれていない。

佐々木氏は, 註1)論文で「三条大橋・五条大橋・六角堂界限」と三ヶ所に整理している。
- 8) 『新修京都叢書』第3巻(臨川書店)。
- 9) 「寄宿」「宿屋」に加え, 「茶屋」や「貸座敷」についても少し触れておくと, 一に拠れば「貸座敷」は「寄宿」と並び称され, さらに明治になると「寄宿貸座敷仲間」(一八)というように一緒になっている。明治16年(1883)刊の『都の魁』では「旧称貸座敷」として木屋町の旅宿が列挙されており, 佐々木氏が提示した『元禄覚書』にある鴨川西筋を在所とする「遊山旅籠屋」がこれにあたるものと思われる。「貸座敷」は鴨川の景勝を見ながら食事ができるとともに宿泊もさせていた業態である。食事もでき宿泊もできるという共通点は多いものの, 「貸座敷」「寄宿」「宿屋」に対して, 「茶屋」は明確に区別されていた。両者の大きな違いは二や一〇の「売女躰之儀者勿論, 紛敷女召抱, 茶屋ヶ間敷義致間敷事,」いう一文に明らかであろう。相手をする女性の有無が江戸時代の京都の宿泊施設と遊興施設を分ける大きな要素であった。この他にも「旅籠屋」などの名称が町触などにも見え, これらの類似の業種の見極めについても今後の課題である。
- 10) 京都の宿泊施設について「洛中寄宿仲間関係文書」も使いながら, 地方史研究協議会の第70回大会(2019年10月)で報告させていただいた。大会成果報告書が刊行される予定であり, 重複する部分が多いのは否めないが, そこでも京都の宿泊施設について論述する予定である。

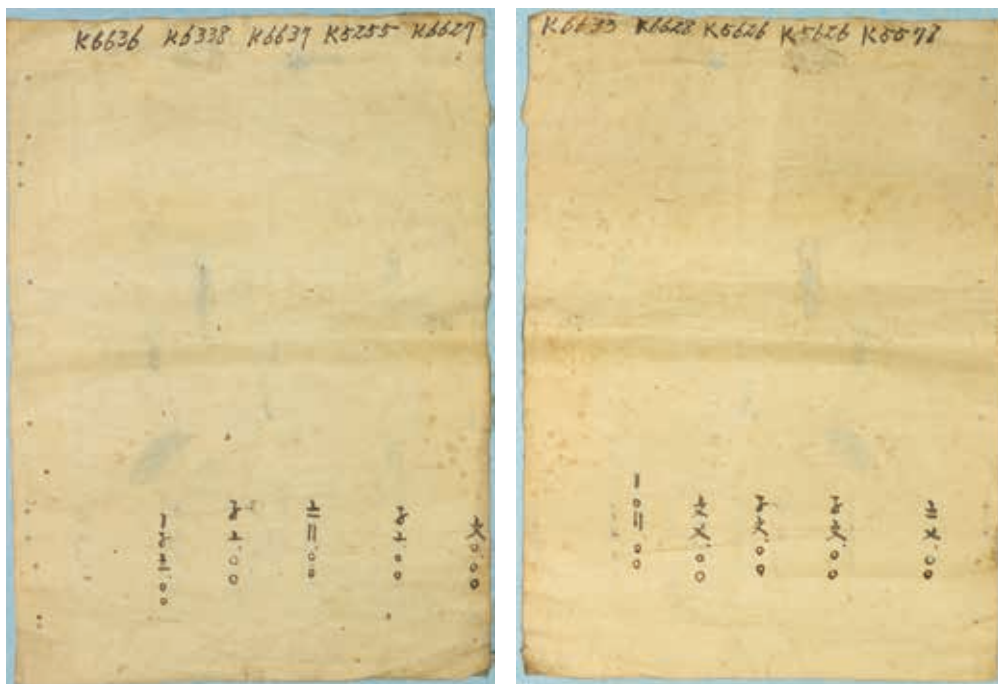
のち ひでとし
野地 秀俊 (歴史資料館 館員)

史料目録

No	史料名	年月日	寸法(縦×横 cm)	紙焼番号	付箋	備考
1	道者宿一件に付触書写	安永5年10月	23.8×20.0	4		
2	寄宿仲間定書	享和2年3月	32.0×67.0	6		
3	日光屋八郎兵衛詫状写	文化5年5月	24.4×60.4	3		
4	飛脚仲間定宿一件に付一札	文政7年8月	27.6×129.4	24		
5	寄宿渡世差止願に付口上書写	文政8年2月25日	24.9×34.6	5		
6	寄宿渡世差止願下げに付口上書写	文政8年2月25日	24.8×34.8	5		
7	玉屋清兵衛詫状	文政8年2月	27.7×42.0	12		
8	若狭国寄宿軒数取決に付定書	天保7年10月	31.3×93.2	13		後欠力?
9	株仲間再興に付達書	嘉永6年12月	31.2×46.8	11		摺物
10	寄宿仲間定書	嘉永6年12月	33.4×95.8			摺物
11	寄宿料値上げに付通達	万延2年正月	31.6×46.4			摺物
12	寄宿料定	元治2年	32.1×41.2			摺物
13	寄宿料定写	慶応元年10月	24.8×36.4	2		
14	借金返済に付一札写	慶応2年2月	24.4×65.4	25		
15	寄宿料定	慶応2年7月	30.2×47.8	7		摺物
16	寄宿料定	慶応2年11月	31.8×47.8	8		摺物
17	寄宿料定	慶応3年9月	32.6×43.8	9		摺物
18	寄宿料定	明治2年3月	32.2×43.2	10		摺物
19	寄宿仲間心得事書写	年月日未詳	24.2×116.6	1		
20	寄宿仲間組分布図	年月日未詳	77.6(102.6)×94.4	14		彩色、16.6×25.0の付加部分あり
21	不審者止宿禁止に付請状	元禄16年正月23日	31.6×33.4	18	○	京都、下張りか?
22	金戒光明寺末寺大雄寺寺請状	元禄16年8月21日	26.0×37.8	22	○	京都、下張りか?
23	金戒光明寺塔頭龍光院寺請状	宝永3年5月4日	30.6×40.4	39	○	京都、下張りか?
24	奈良屋茂兵衛婚礼妨害に付口上書写	享保16年2月	28.2×57.6	20	○	京都
25	質物名義變更に付一札	宝永3年7月10日	28.8×24.7	37	○	大坂
26	四郎兵衛質物請状	享保3年正月6日	27.9×36.8	35	○	大坂
27	為替銀請取状写	元文5年10月7日	27.4×43.0	36		大坂
28	伊勢国木崎村午年免田目録	寛延3年10月28日	31.2×194.8	15		伊勢
29	伊賀国中友田村頼母子請状	正保2年11月21日	27.0×39.8	16	○	伊賀
30	他所より還往に付達書	宝永2年3月晦日	28.2×41.0	17	○	伊賀
31	伊賀国上柘植村善兵衛奉公人請状	正徳6年3月5日	28.6×39.0	19	○	伊賀、付箋「正徳六年ハ享保元年也一大正十二年式百〇八年」
32	伊賀国真泥村六右衛門借米証文	延享3年2月	29.6×45.8	34		伊賀
33	伊賀国才良村金七蔵米借用証文	宝暦5年11月	23.8×67.1	30	○	伊賀
34	伊賀国上林村彦五郎田地売券	宝暦7年12月	24.5×67.9	32		伊賀
35	伊賀国下神戸村研川村割林惣林掟書	宝暦8年2月	24.1×361.9	29	○	伊賀、付箋「宝暦八年一大正十二年 百六十六年」
36	伊賀国才良村又八田畑充り証文	宝暦10年11月	24.4×42.0	31	○	伊賀、付箋「宝暦十年一大正十二年 百六十四年」
37	伊賀国研川村孫右衛門畑売券	明和2年12月	24.1×46.4	21	○	伊賀
38	伊賀国真泥村六蔵畠売券	安永3年12月	30.6×47.2	27		伊賀
39	大黒屋伝治郎借銀に付添証文	安永7年正月25日	24.7×36.2	38	○	伊賀
40	伊賀国真泥村仁兵衛借米証文	安永10年2月	31.8×47.4	28		伊賀
41	伊賀国上野城下田端町正太夫野畑売券	天明7年4月	30.1×45.6	33		伊賀
42	不動寺隠居銀子借用証文	享和2年9月	23.8×34.2	23	○	伊賀
43	伊賀国真泥村文蔵田地売券断簡	嘉永2年3月	31.6×44.0	26		伊賀、前欠
44	メモ書き	年月日未詳	40.2×29.0	40		表裏に記載あり
45	版画「七変化子宝遊」	年月日未詳	23.8×17.6	41		彩色、「歌麿筆」、文字が反転している
46	紐	年月日未詳				

①「紙焼」とは、京都市歴史資料館で公開している写真帳の通称で、常時、閲覧・複写ができる。

②史料に付箋が付いていたものには備考にその内容を記した。史料から剥がれてしまっていたものは、記載されている年代から推察し、該当する史料の欄に○印を記した。

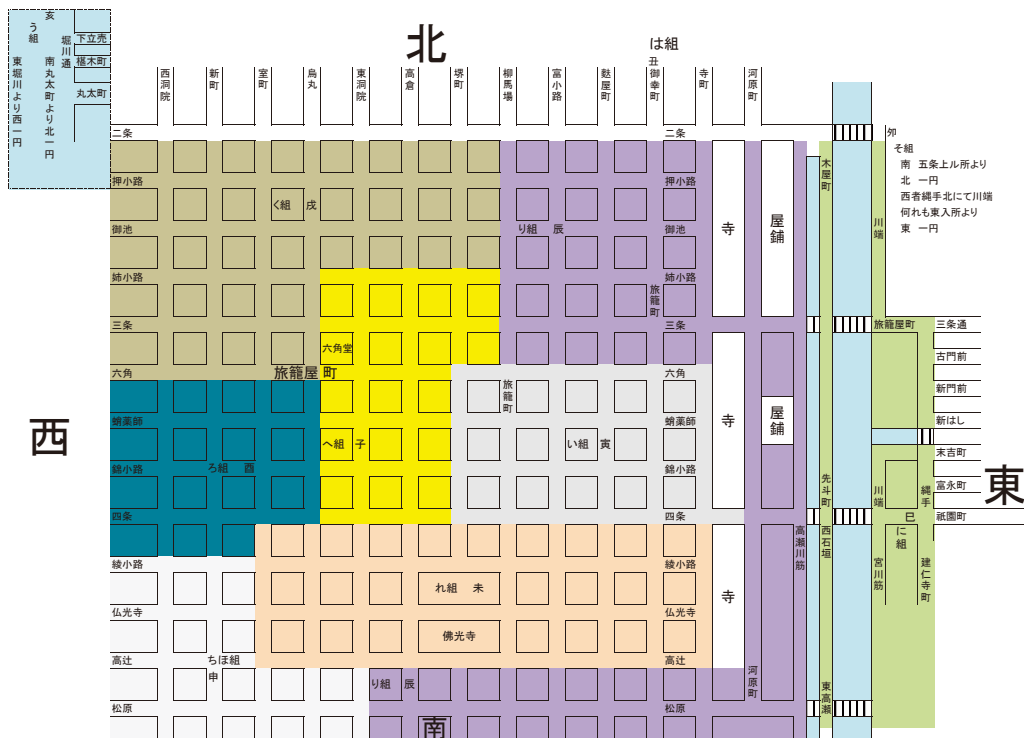


四四 又千書き(表裏)



四五 版画「七変化子宝遊」

二〇 寄宿仲間組分布図



同所

一、下上壹畝貳歩 高貳斗一升七合

同所

一、下上三畝貳拾四歩 高七斗九升五合

八畝貳拾貳歩

高貳石八升三合

右之田地、当年乃其許江相渡替り田地字中嶋下五畝拾八歩高壹石三升四合、^{〔上四畝(貼紙)〕}下五畝九歩高九斗六升八合之処、上打銀百貳拾目慥ニ請取申候処実正也、然ル上ハ御互ニ御年貢・諸人用等村並ニ相勤可申候、此上少し茂故障無御座候、為後日仍而証文如件、

真泥村替主

嘉永二酉年三月 文蔵(印)

与力請人

六右衛門(印)

五人頭

孫左衛門(印)

同村年寄

孫三郎(印)

同村庄屋

周蔵(印)

与治兵衛殿

【その他】

四四 メモ書き(表裏)

〔末尾に画像を掲載〕

四五 浮世絵「七変化子宝遊」

〔末尾に画像を掲載〕

四六 紐

地下

四一 伊賀国上野城下田端町正太夫野畑売券

売渡申野島之事

字平尾

一、中式拾貳歩 高六升六合

同所

一、中壹畝貳拾三步 高壹斗四升四合

メ式ヶ所

代銀八拾目也

右売渡申代銀髓ニ請取申処実正也、然ル上者、其元御支配可被成候、此島之儀ニ付何之指構も無御座候、万一故障致出来候者、請人罷出急度埒明可申候、仍而為後日売券証文如件、

売主田端町

正太夫(印)

請人同町

越前(印)

天明七丁未四月

同町

五人組頭

七右衛門(印)

惣肝煎

徳左衛門(印)

同

九郎兵衛(印)

池町

喜右衛門殿

(裏書)「表書之通免届候也、

菅野十兵衛(印)

窪田彦左衛門(印)」

四二 不動寺隠居銀子借用証文

借用申銀札之事

一、宝札貳百目也 但し利足

右者、無余義入用御座候ニ付借用申、髓ニ請取申候処実正也、然ル上者当暮極月十五日限元利共急度返并可申上候、為後日印形如件、

不動寺(印)

享和二戌年九月 隠居(花押)

町井喜重郎様

四三 伊賀国真泥村文蔵田地売券断簡

〔前欠〕

字小芝

一、上々三畝貳拾壹歩 高壹石七升八合

三九 大黒屋伝治郎借銀に付添証文

添証文之事

一、銀三貫目也 日割壹分五厘

右者、此度無抛入用二付、借用申銀子儘ニ請取申所実正也、此質物銀壹貫文勝地組調之、同壹貫五百文泊田組調貸、同五百文研川甚兵衛之、 \times 三通相渡置候、然上ハ、当組之廿日限元利共急度返并可申候、万一書入候組々ニ故障出来仕候共、質物不拘、元利無相違、屹度相立可申候、少も違乱無之候、依而為後日添証文如件、

大黒屋

安永七戌年 伝治郎(印)

正月廿五日

町井喜十郎様

ハ、於此田地何方何之差構無御座候、御年貢・諸入用等村並ニ御勤可被成候、仍而為後日証文如件、

真泥村借主

仁兵衛(印)

安永十丑ノ年

同村与力請入

二月 日

清兵衛(印)

同村五人組

孫太郎(印)

同村年寄

孫七(印)

同

半兵衛(印)

同

新右衛門(印)

同

勘兵衛(印)

同村庄屋

弥八(印)

地下

与治兵衛殿

四〇 伊賀国真泥村仁兵衛借米証文

質地証文之事

一、米貳俵五升也 但シ利足

一、屋敷貳拾歩 高壹斗六升壹合

一、屋敷之内下貳貳歩 高八合

\times

右者、無抛入用二付、借用申処実正也、来ル極月十五日限元利急度返并可申候、右質物二字屋敷貳拾歩、下貳貳歩書入渡シ置候、若定之日限元利相謀候ハ、御大法之通致流地、其許江相渡シ可申候、然ル上

栢川村

喜重郎殿

三七 伊賀国栢川村孫右衛門畑売券

売渡シ申畑之事

字源四郎屋鋪西

一、畑幅壹畝三步貳厘

代御手形米三俵壹斗四升也、右之畑、先年無年貢ニシテ、其元ノ替地ニ請取候得共、此方ノ勝手悪鋪御座候ニ付、此度其元江返進仕候、代米右之通被下、慥ニ請取申所明白也、然ル上ハ、永々其元御支配可被成候、自今此畑ニ付少茂違乱無之候、仍而為後日証文如件、

栢川村売主

孫右衛門(印)

明和二酉年十二月

同村同

万藏(印)

栢川村買主

喜十郎殿

三八 伊賀国真泥村六藏畠売券

拾年限元請料ニ売渡シ申畠之事

字源ノ川原新留三ツ成

一、下畠拾歩

高式升式合

代米四俵也

右之畠、当午暮方辰暮迄拾年限、元請料ニ売渡シ、代米慥ニ請取申処実正也、然ル上ハ、畠其許御支配ニ被成、毎年御年貢・諸人用等村並ニ御納所可有之候、尤拾年目辰ノ暮ニ元米相立候ハ、畠無相違御辰シ可被成候、元米不相濟候ハ、其節互ニ証文改替可被成候、於畠何方何之差構無御座候、仍而為後日証文如件、

真泥村名主

六藏(印)

安永三年

同村請人

午十二月

利右衛門(印)

同村五人頭

孫四郎(印)

同村年寄

孫左衛門(印)

伊勢講

中間中

彦八(印)	源右衛門(印)	孫左衛門(印)
伝四郎(印)	久助(印)	喜右衛門(印)
又平(印)	文三(印)	三九郎(印)
宇右衛門(印)	権(印)	権七(印)
孫兵衛(印)	善太郎(印)	善藏(印)
次郎助(印)	十介(印)	甚八(印)
平七(印)	藤七(印)	安右衛門(印)
甚七(印)	善六(印)	久右衛門(印)
惣兵衛(印)	勘右衛門(印)	惣右衛門(印)
半六(印)	文次(印)	源六(印)
多兵衛(印)	吉介(印)	孫市(印)
孫七(印)	十兵衛(印)	清三(印)
平九郎(印)	彦兵衛(印)	新兵衛(印)
清七(印)	甚九郎(印)	喜兵衛(印)
清六(印)	弥三郎(印)	多右衛門(印)
文四郎(印)	庄介(印)	勘七(印)
藤右衛門(印)	市郎兵衛(印)	左二兵衛(印)
清吉(印)	伝兵衛(印)	九右衛門(印)
九兵衛(印)	久四郎(印)	長五郎(印)
忠三郎(印)	清八(印)	彦六(印)
藤八(印)	半九郎(印)	伝九郎(印)
彦次郎(印)	長兵衛(印)	八郎兵衛(印)

利兵衛(印) 平藏(印) 平右衛門(印)

源七後家(印) 長助(印) 市兵衛(印)

七兵衛(印) 儀兵衛(印) 善兵衛(印)

孫平(印)

三六 伊賀国才良村又八田畑充り証文

拾年限充り申田畠之事

字東裏式ヶ所

一、上田三畝 田幅三拾五半刈

字北之坊式ヶ所

一、下畑式畝 畠幅四畝半餘

ノ

右作徳米五斗式升八合也

右之田畠、来巳年より寅年迄拾年限二相極、充り申所実正也、然上者毎年御年貢・諸入用村並、充り人る才良村御蔵へ御納所仕、外二右作徳米五斗式升八合御蔵納二仕、計り渡シ可申候、縦如何様之不作故障有之候とも、少茂無滞年内相作り、御年貢・諸入用并加地子米とも極之通、毎年極月十日限急度御納所可仕候、少茂違乱無御座候、仍而為後日充り証文如件、

才良村充り作人

宝曆拾辰歳十一月 又八(印)

同村請人

六左衛門(印)

相守可申候、仍而為後日人別一札如件、

栴川村年寄

惣兵衛(印)

宝曆八寅年二月

同村庄屋

佐平太(印)

下神戸村年寄

四郎兵衛(印)

同

長八(印)

同村庄屋

平三郎(印)

栴川村方

宇右衛門(印)

浅右衛門(印)

又兵衛(印)

儀八(印)

五郎兵衛(印)

勘右衛門(印)

千次郎(印)

茂兵衛(印)

甚八(印)

勘兵衛(印)

平五郎(印)

忠助(印)

半兵衛(印)

七兵衛(印)

文七(印)

八郎兵衛(印)

清兵衛(印)

文六(印)

治兵衛(印)

作介(印)

武兵衛(印)

甚兵衛(印)

忠兵衛(印)

源兵衛(印)

源七(印)

治介(印)

重蔵(印)

六兵衛(印)

少助(印)

茂作(印)

清七(印)

五郎四郎(印)

平兵衛(印)

庄蔵(印)

清八(印)

清六(印)

平助(印)

源治(印)

茂右衛門(印)

孫四郎(印)

伝次(印)

×四拾壹人

下神戸方

与兵衛(印)

平次郎(印)

伝十郎(印)

吉兵衛(印)

善五郎(印)

又七(印)

文吉(印)

半左衛門(印)

又介(印)

文右衛門(印)

文六(印)

五助(印)

作十郎(印)

宇平次(印)

孫六(印)

平四郎(印)

仁左衛門(印)

孫四郎(印)

半七(印)

伝吉(印)

宗助(印)

源次(印)

伝六(印)

庄五郎(印)

久七(印)

六左衛門(印)

弥七(印)

久作(印)

庄九郎(印)

吉之丞(印)

庄八(印)

権右衛門(印)

源八(印)

新之丞(印)

弥平太(印)

徳兵衛(印)

弥右衛門(印)

茂兵衛(印)

清五郎(印)

屋・年寄中へ断、其品聞届、其上両村役人ともより、本伐り何本と申書付を貰、猶又山入札を借り、腰二下ケ、山入りいたし、木数無相違きり取可申候、尤山廻り江伐株改貰、無滞相済候うへ、右山入札庄屋方へもとく、可申候事、

一、惣林之儀、下刈落葉ハ常明ニ相究置、松枝打候儀者、両村示合可申候、下刈二まきらかし、小松一本茂かりませ申間鋪候、若心外二かり込申儀、自然有之時ハ、刈り柴束之内ニ而、八寸以下之小まつ七本迄ハ用捨仕候八寸已上之木ハ老本茂かりませ申間鋪候、且又村用之樽木類一村限ニひそかにきりとり申事無用ニ候、無抛要用ハ、両村庄屋・年寄相談之上可請差図候事、

一、近村より神戸・研川領内へ入こみ、下刈松枝本伐り等盗取候者及見候ハ、早速駆付、其所持之道具を預り、本人召連、先村役人江相訴、盗候分規済候ハ、預り候道具先村役人江相預ケ、罷歸り可申候、勿論所役人江茂其品召、則注進任、少茂手ぬけ無之様ニ相働可申候、

一、割林其外古来有来候土手・かいごめニ而、大木盗きりとり候ハ、早速山主・山廻りより見付次第、村役人江相訴可申候、早速家並及詮儀可申事、

一、城山割林之上手平地之所、下刈落葉とも差留置候、山之口明候時分、双方立合かりとり可申極之事、

一、瓦屋柴心儘ニ売買仕間鋪候、若無抛売申度者ハ、村役人江届ケ可申事、

過料定之事

一、鉦伐過料 米貳斗

一、斧伐過料 同壹俵

一、鋸伐過料 同貳俵

一、割林落葉過料 同七升

一、同下刈過料 同七升

一、割林元伐ハ惣林過料 同断

×

一、両村惣山割林ノ方之儀、五十年前以前享保六丑年四月、両村相談之上、夫々掟相極、両村人別連判之一札有之候得共、近年不心得之者茂有之ニ付、殊之外惣林・割林とも伐り荒シ申ニ付、先年之一札ケ条書之通此度相改、両村一統ニ得心之上、一連之判形相務申候ハ、山廻りハ勿論、外より茂重々勸合政道可仕候、若村方掟相背者有之候ハ、右之過料急度取立可申候、尤見付候者へ過料米半分相渡し、残り半分ハ村方へ出し可申候、山廻り毎日山内打廻り、盗山仕候者見付次第、両村庄屋方へ相訴、過料之輕重・名前帳面ニ記置可申候、たとへ山廻り之親類縁者ニ而も依怙鬪肩之仕形有之候ハ、其過料山廻りより取立可申候、両村山廻り申合夜毎打廻り、小松きりませ候柴有之候ハ、法式之通少茂いたわりなく吟味仕、不届之仕形有之候ハ、右過料取可申事、

右之通、此度両村相談之上、山内ノ方古格之通、相改り候ケ条之趣、一々得心仕人々身為之儀ニ候得ハ、自今猥ニ無之様ニ急度

右之田地、来寅年方亥年迄拾年限、元請料ニ売渡シ、代米髓ニ請取申処実正也、然上ハ、御年貢・諸入用等村並ニ庄屋方へ御納所可在之候、拾年同亥之年、元来相立候ハ、右之田地無相違御戻シ可被成候、若寅之通請戻シ申事不成候ハ、其節互ニ証文改替可申候、此田地ニ付、外方何之差構無御座候、尤来春御法式之通、本証文ニ御裏判相願、此証文と引替可申候、仍而為後日引替証文如件、

上林村かり主

うり

彦五郎(印)

同村与方

宝曆七丑年十二月 清五郎(印)

同村五人頭

彦十郎(印)

同村年寄

半平(印)

同村庄屋

宇右衛門(印)

栴川村買主

喜十郎殿

三五 伊賀国下神戸村栴川村割林惣林掟書

下神戸栴川割林惣林掟之覚

一、御公儀御代官様方其山砂留之儀切々被 仰付、先年より段々帯芝松苗植申二付、割林惣林とも二近年余程くるみ候処、山ノメリ猥二相成、右砂留之松盜伐取候ゆへ、此度相改兩村相談之上山廻りを付、メリ仕候、然ル上ハ、人々心ニ掛ケ面々持林境目限二不絶情出シ、帯芝伏せ、松苗を植、年数を以其所無数成候様二励可申候、

一、兩村山内一所之儀二候得ハ、諸事示合一同二不仕候、

一、兩村割残り之明山、是迄牛馬を放、又ハ稲干場ニ致候、所々吾人として心儘二垣籠竹木植申間鋪事、

一、御公儀より被為 仰付候杭森之儀者、下苅落葉常明ニ相究置候、随分大事ニ掛、小松壺本茂苅ませ申間鋪候、兩村之内川除杭、其外二茂入用之儀有之候ハ、兩村庄屋・年寄対談之上、至極尤之場所、尤之筋ニ相極り候ハ、御法式之通、郡御奉行様江御願申上、御意を請、本伐可仕候、尤兩村より目明シ壺人宛出し、本伐無相違伐と可申候、勿論山廻り罷出寄判可仕候、

一、兩村割林之儀、下苅松枝とも二常留二而、一向足踏致申間鋪候、山之口を明候節ハ、兩村申合、何月何日より幾日迄之内と日限相究、明キ日之内ハ、本伐手ハ松枝下刈落葉とも二人々境目限心まゝに支配可然候、若山留之内ニ茂、家普請或者潰家等有之、無抛急用ニ而木伐り申度儀有之節者、本伐何本仕度と申義、兩村庄

三右衛門(印)

才良村かり主

金七(印)

同村請人

宝曆五亥年 善兵衛(印)

同村請人

十一月 小右衛門(印)

同村年寄

六之丞(印)

同村庄屋

与三郎(印)

三四 伊賀国上林村彦五郎田地売券

拾年限元請料ニ売渡シ申田地之事

字東うら

一、下田七畝 分米七斗七升

字北うら

一、中田八畝 分米壹石四升

字川原田

一、下田貳畝 分米貳斗貳升

畝数ノ壹反七畝

分米ノ貳石貳升

代米拾俵也

地下

与次兵衛殿

三三 伊賀国才良村金七蔵米借用証文

借用申御蔵米事

合式石五斗八舛也 年賦

内

壹俵 子暮返弁

壹匁 丑暮返弁

壹匁 寅暮返弁

壹俵 卯暮返弁

壹俵 辰暮返弁

壹匁 巳暮返弁

壹匁 午暮返弁

ノ

右者、無抛入用ニ借用申所実正也、此質物ニ字大谷口中田九畝分、米壹石壹斗七升之所、書入渡置申候、然ル上ハ、来子暮ノ午暮迄七年之内、割合之通、毎年急度返弁可申候、若少ニ而茂相滞候ハ、右質地請人方ノ相賄、年賦割合無相違請人より相立可申候、右質地ニ付外ノ何之差構無御座候、仍而為後日証文如件、

宝永二酉年三月晦日

同

八郎右衛門(印)

三一 伊賀国上柘植村善兵衛奉公人請状

御請状〔之〕□事

□、上柘植村善兵衛と申者、慥成者二御座候二付、申ノ三月ノ手代奉
公ニ被召置候、然上者、御公儀様御法度之儀、堅相守可申候、并
ニ宗旨之儀、代々禪宗ニ而同村薬師寺旦那二而、毎年所帳面ニ書
上申候、則寺請状も別紙ニ進せ申候、
一、米商其外何ニ而茂自分ケ間敷商致させ申間□□、給金之儀、壹ケ
年ニ金子三兩ニ相極申候、右之一々相違無御座候、急度相守勤さ
せ可申候、未々迄茂〔御〕□氣ニ入被召置候ハ、幾年ニ而も此請判
御用被成可申候、若如何様之儀出来致、取逃欠落仕候□□をも尋
出し、又ハ金借り申儀有之共、親請人罷出、早速埒明、少しも貴
様へ御役界ニ懸申間敷候、為後日請状如件、

親分

四郎八(印)

請人

助太郎(印)

正徳六歳

請人

申ノ三月五日

平右衛門(印)

新堂屋

七兵衛殿

三二 伊賀国真泥村六右衛門借米証文

質地証文之事

一、米拾三俵式斗也 但シ利足壹割

字樋口

一、下田七畝 高壹石式斗六升六合

ノ

右ハ無扨入用ニ借用申所実正也、来ル極月十五日限、元利共急度
返并可申候、右質物之田地七畝書入渡シ置候、若定之御限元利相
滞り候ハ、田地御大法之通、彼流地其元へ相渡シ可申候、然ル
上ハ於此田地、何方も何之差構無御座候、御年貢・諸入用等村
並ニ御勤可被成候、仍而為後証如件、

借り主真泥村

六右衛門(印)

延享三寅年二月

同村与力証人

又右衛門(印)

同村五人組

喜兵衛(印)

同村年寄

此取米四石三斗八升五合定免高壹匁五分取

新取米×貳拾貳石三舛貳合

納米合五百四石八斗六舛七合

外口米可納

右者、当立毛上見を以相如斯相究遣候、小百姓等迄無高下致割符、
来ル霜月限急度可皆済者也、

寛延三庚午年十月廿八日 坂倉野右衛門(印)

奥村小右衛門(印)

前田佐仲治(印)

庄屋
百姓中

【伊賀国関係】

二九 伊賀國中友田村頼母子請状

定御請状之事

右八下友田源四郎頼母支ヲ西十一月廿一日ニ高六石六斗四升ニテ買請
取申候間、毎年度々ニ四斗つゝの六左衛門かけ可申候、若此懸ケ米ニ
おゐてハ、無沙汰仕間敷候、自然六左衛門無沙汰仕候者、右請人ニ我
等より罷立申候、かたく度々ニかけ可申候、若天下一道のらん行・徳
正□□自然国ノ守護・御給人・諸代官相替、左様之違目在之候ハ、

異儀かけ可申候、若壹人無沙汰仕候ハ、残り壹人として成候、かたく
かけ可申候、仍御請状如件、

中もた

太衛門(花押)

正保貳年

同

西十一月廿一日 与七郎(花押)

衆中各様

□□□
〔まいる〕

三〇 他所より還住に付達書

居申もの、其外何となく御国を出、他所ニ有之男女共、迎茂古郷
へ帰り申間敷もの、書付差上、帳面払申候事、

一、年久敷他国・他領ニ居申者ニ而も、他所ニ而家をも不持、又者妻
子をも不持もの者、何年以前ニ罷出候共、呼返シ可申候事、

右條々之趣、少茂相違無御座候、若後日ニ不念之事御座候者、其
町之肝煎・五人組・親類之者迄、如何様之曲事ニ茂可被 仰付
候、為後日如件、

西町肝煎

次郎大夫(印)

【伊勢国関係】

二八 伊勢国木崎村午年免田目録

午年免相定之事

鈴鹿郡

一、高九百六拾六石九舂貳合 木崎村

内

高四拾八石九斗貳舂三合八勺 年之荒

高八石八斗四舂四合 寺領引

高貳石六斗五升貳合 庄屋々敷引

高五石 問屋給引

高四石三斗三舂貳合 関中町取立之者
屋敷方引

高拾貳石 年寄四人給引

高三石四舂貳合八勺 当検見田引

引高八拾四石七斗九舂四合六勺

残高八百八拾壹石貳斗九舂七合四勺 毛付

内

高五百貳拾八石壹舂五合貳勺 本毛

此取米三百四拾石五斗七舂高六勺四分五厘取

巳ヨリ酉迄五ヶ年

高百壹石四斗四舂壹合 免違

本免壹匁八分下り

此取米四拾七石壹斗七舂 高四勺六分五厘取

高拾貳石四斗貳舂四合五勺 瀬替地

此取米壹石九斗八升八合 高壹勺六分取

高拾六石五斗四舂七合五勺 瀬替地

此取米四石壹斗三舂七合 高貳勺五分取

高百九拾五石五斗七升九合六勺 起返

此取米七拾八石貳斗三舂貳合定免高四勺取

午ヨリ

高壹石七斗七舂六合 起返

此取米五斗三舂三合 高三勺取

高貳拾五石五斗壹升三合六勺辛丑砂入

此取米拾石貳斗五合 高四勺取

一、高百拾貳石四斗九舂九合 新田畑

内

高拾五石九斗壹舂 新田

此取米六石三斗六升四合 高四勺取

高貳拾七石三斗四升四合 新田畑

此取米三石貳斗八升壹合 高壹勺貳分取

高四拾石九合 新田

同高三拾石壹斗三升三合 関町休意新田

此取米八石貳合 定免高貳勺取

高貳拾九石貳斗三舂六合 新田

【大坂関係】

二五 質物名義変更に付一札

一札之事

一、其方へ遣シ申候質物共、我等手代市郎兵衛名前前二いたし申候、此方質物二紛無御座候、重而度々二質物遣シ申候共、埒明ケ可被下候、為其一札如此申候、以上、

宝永三年

戌ノ七月十日

鍛冶

与三左衛門(印)

光吉

清兵衛殿

二六 四郎兵衛質物請状

質物請状之事

一、嶋町壱丁目太平寺屋藤兵衛借屋二居申候茂兵衛、手前ふ布子壱つ質物二持被参銀子拾五匁御借被成候、則此請人二我等罷立申候、若此質物二付如何様之出入出来仕候共、我等罷出候、更度々断可申分候、為後日之請状、仍而如件、

享保三年

置主 茂兵衛(印)

戌正月六日

釣かね上丁舟橋屋伊兵衛かし屋

請人四郎兵衛(印)

三つよし

清兵衛殿

右之茂兵衛懺成仁二而御座候、以来質物持被参候共、每度質物は我等印判相添可進候間、幾度二而も判次第二御取被成候、為其一札如此二御座候、以上、

享保三年

戌正月六日

請人四郎兵衛(印)

三つよし

清兵衛殿

二七 為替銀請取状写(全文抹消)

請取申為替銀之事

合銀貳貫目也

右之銀高残炭屋次郎右衛門殿を懺二請取、銅拾貳貫目余入、九尾船積相頼、為替取組申、右之銀高於当地懺請取申所実正也、然ル上者、此代り銀荷物着船次第、此手形ヲ以御請取可被成候条、無相違急度御渡シ可被下候、為後日^{〔為〕}替証文、仍而如件、

元文五申年

■■■■■■■■衛門

十月七日 証人

大津屋長右衛門

大坂西横堀木綿橋

丸羽屋次郎兵衛殿

忠右衛門殿

二二 金戒光明寺末寺大雄寺寺請状

寺請状之事

一、大宮通壱町目鑑屋又兵衛殿家二太郎兵衛と申仁借屋仕居被申候、此仁宗旨者浄土宗二而妻子共二当寺之旦那紛無御座候、若御法度之宗門切死丹と申訴人於有之者、御公儀様江拙僧罷出、其明々申上、御町中家主へ少も御難懸申間敷候、仍而為後日之寺請状如件、

黒谷末寺

元禄十六年

七本松通下立売上ル町
大雄寺

未八月廿一日 嚴誉(印)

御町中
参

二三 金戒光明寺塔頭龍光院寺請状

寺請状之事

一、大宮通壱丁目万屋六兵衛殿家二、越後屋庄右衛門と申仁、妻子共二借屋仕被居申候、此仁代々浄土宗二而、当院旦那紛無御座候、若御法度之切死丹・耶蘇宗与申訴人、於有之者、何時成共 御公儀様江拙僧罷出、其埒明申上、御町中・家主へ少茂御難懸申間敷候、為後日之寺請状、仍而如件、

黒谷寺中

宝永三丙 五月四日

龍光院

仙雅(印)

大宮通壱丁目

御町中

二四 奈良屋茂兵衛婚礼妨害に付口上書写(全文抹消)

乍恐願上候口上書之覚

一、富小路通押小路下ル町白木屋茂兵衛裏借屋二罷有候堺屋貞順与申者二而御座候、私娘二はや与申者、伏見開道通式丁目二罷有候かち与申者仲立ヲ以縁組仕、則去年霜月廿二日二結納請取、当正月廿三日二婚礼仕筈二相極々申所二、新町通二条上ル丁二罷有候奈良屋茂兵衛与申者、無躰之義を申掛ケ、少シ之道具并娘はや差遣シ申義難成段、家主茂兵衛江相届ケ申候二付、娘はや心底段々吟味仕候所、少シ茂蜜通ケ間敷品無御座候、然ル所二、右茂兵衛何分横道計ヲ申二付、彼者身内之者共を相頼、再三異見為致候得共、何分二茂得心不仕由二付、無是非御願申上候、縁組先江是迄数度日延相頼、当廿日二ハ最早延引難成段、娘はやを尼二仕様二与申候得共、娘はや心底二不届之品、聊無御座候二付、段々断を立来ル廿六日迄二者御願を申上置、娘・道具共二差送り可申段、一札認遣シ置候、然ル上者、御慈悲之上、右茂兵衛ヲ被召出、妨不仕候様二被為 仰付被下候者、難有可奉存候、以上、

娘母

享保十六年

堺屋貞順

亥二月日

御奉行様

合拾三組

二〇 寄宿仲間組分布図

〔末尾に画像とトレース図を掲載〕

「寄宿関係以外の文書」

【京都関係】

二一 不審者止宿禁止に付請状

御請状

一、博奕、遊女、其外むさと人之出入多ク、又ハ何事ニ不寄、不審ニ被存候義有之ニ付而、年寄并町中ノ改被申候時、無実を被申掛候様ニ面々腹立仕ニ付而、都而町中之申事出来仕候事多御座候、向後不寄何事ニ不審ニ被存候儀有之時、年寄町中使を被立候ハ、聊遺恨ニ不存、一々巨細ニ可申明候、猶うたかわし事御座候者、幾度成共神妙ニ御請可申候、少茂 御公儀并町

儀等之御法ニ背キ申間敷候、此上者親類・知音之者共相遅^{〔互九〕}ニ申合、内証ニ而異見之仕止させ可申候、若止兼候者、町中へ申止させ可申候、仍而為後日之請状如件、

元禄拾六年

松屋町三町目

癸未正月廿三日

請人 帯屋次兵衛(印)

借主 栄光(印)

大宮通老町目

年寄権兵衛殿

一九 寄宿仲間心得事書写

心得之事

- 一、新加入之儀者、為樽代金貳百足ツ、差出セ、組中受納之事、
- 一、古株譲り・名前改之義者、銀三両ツ、差出させ可申事、
- 一、新加入之儀者、最寄之外、遠方之者人間敷候、無抛知音杯ニ而差加へ候義在之候ハ、其辺之組之年番江、差支無之哉相届申候上、加入為致可申事、
- 一、仲ケ間年番之儀ハ、古株之者而已相勤メ可申事、
- 一、加入之者ハ、年番之者正路成仁歟見聞糺シ候上、差加へ可申事、
- 一、^(貼紙)毎月正月杓ケ度、組之年番参会いたし可申事、尤年番替り候は、其席ニ而披露いたし可申候事、
- 一、年番之者まいなひ杯請、我儘之取計いたし申ましく事、
- 一、国所を偽り、にせ書状持参り寄宿いたし、相客所持之物盗取候者、前々在之候間、右躰之客并道連等之客之儀ハ、得と相糺候上、寄宿為致可申事、
- 右之通、一統評定之上、取極候間、相互ニ心得違無之様可被成候、則組々年番名前書、左之通、

麩屋町錦小路上ル町

い組年番

鍵屋平左衛門

室町四条下ル町

ろ組同

越後屋清五郎

真如堂跡要町

は組同

河内屋吉兵衛

醒井松原下ル町

ほ組同

嶋田屋茂兵衛

四条堺町西へ入町

へ組同

八幡屋宗兵衛

烏丸松原下ル町

ち組同

但馬屋平次郎

富小路錦小路上ル町

り組同

敦賀屋彦兵衛

通通五条上ル町

ね組同

越中屋又八

寺町松原上ル町

れ組同

鍵屋次兵衛

知恩院門前袋町

う組同

近江屋長次郎

御幸町御池下ル町

み組同

伊勢屋弥兵衛

三条室町西へ入町

く組同

千切屋善左衛門

安居院中之町

ま組同

丸屋吉兵衛

一五 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金貳朱卜

貳百文

一、御昼飯 金壹朱

慶応貳年寅七月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一六 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金三朱

一、御昼飯 金壹朱

貳百文

慶応貳年寅十一月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一七 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金三朱

三百文

一、御昼飯 金壹朱

百文

慶応三年卯九月

洛中寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一八 寄宿料定

定

飯料

一、御泊り 金三朱と

五百文

一、御昼飯 金壹朱卜

四百文

明治二年巳三月

寄宿貸座敷仲間

肝煎(印)

一一 寄宿料定

定

上飯料

一、御泊り 五百五十文

中飯料

一、同 四百八十文

一、御屋飯 貳百文

元治貳丑年

寄宿仲間十二組

惣代(印)

年番(印)

一三 寄宿料定写

定

飯料

一、御泊り 六百五拾文

一、御屋飯 貳百五拾文

慶應元年丑十月

洛中寄宿仲間十二組

惣代

年番

一四 借金返済に付一札写

一札之事

一、去ル嘉永四年、亀屋儀兵衛殿方并二大坂屋彦吉殿方及絶家二節、金三百兩町借出来候所、其以後町分を金貳十兩被差入、又候元治元甲子四月、炭屋源兵衛殿方を為祠堂て金百兩計被差入、当時残り金高百八十兩町借二相成、罷在候所、此度其許殿方、炭屋源兵衛殿方并二亀屋儀兵衛殿方為祠堂、与金百八十兩町分江借出金被成候二付、則右金子を以、町借り残り之元金高不残皆済仕候間、向後亀屋儀兵衛殿方并二大坂屋彦吉殿右兩家方二付、町借之義聊茂無御座、右之通り町分を永世相働可申候事、為後日町分を一札差入、仍而如件、

慶応貳年

丙寅二月

年寄 一文字屋治郎左衛門印

五人組鍵屋平左衛門印

同 炭屋藤介印

同 菱屋治兵衛印

町中 大坂屋徳兵衛印

惣代

誉土屋正治郎殿

(裏書)「〇〇〇〇〇(丸印四〇)」

一、寄宿之外、風来之客又者道者等之客ハ、宿致間鋪、且宿札宿引等差出し之儀、堅無用之事、

一、新規之商人来客之義ハ、是迄何方ニ寄宿被致候哉相糺、其元へ応対におよひ候上、寄宿被致可申候事、

一、客人道中にて同道人ハ、断を遂、留メ申間敷、客人請合在之候ハ、留メ可申候事、

一、不算用之節、又ハ格別不埒成仁者、仲ケ間組々江名前を委敷書附、通達致、一統断可申事、

一、変宅・名前替・品替り之義有之候節者、早速年番へ相届可申候事、譲り替之儀者、十式組年番へ相届、差支無之候上にて、惣代奥印を以御願申上、且変宅・名前替等も同断候事、

一、変宅之節ハ、十式組之内、最寄定町之内へ附替可申候事、

一、印形紛失相改候ハ、早速年番并惣代へ相届ケ可申譲り、品替り等之節御吟味在之候事、

一、仲ケ間外之者へ貸借致、客為致申間敷候事、

一、寄宿仲ケ間之内、来客ニ付故障之義出来候而、御公訴ニ相成候節者、其家より入用差出し可申候、且仲ケ間一統ニ拘り候儀ニ候ハ、仲ケ間箱より差出し可申候事、

一、都而寄宿ニ拘り候 御公訴之儀者、先規之如く町役を離し、年番惣代付添ニ而罷出候様、被為 仰渡候通、心得違ヒ無之様可致候事、

右之條々堅相守、簾直ニ渡世いたし、心得違 之義無之様、急度相

慎可申候、以上、

嘉永六丑年十二月

洛中寄宿仲間十式組

惣代(印)

年番(印)

一一 寄宿料値上げに付通達

口演

一、近來米・其外諸色存外之高直ニ相成、仲ケ間一統渡世ニ難相成迷惑任候ニ付、不得止事、飯料直上ケ御願奉申上候、何卒左之通御承知被成下、不相變御光来被下度、御止宿之程奉願上候、猶米・

諸色下直ニ相成次第、早速引下ケ減少可仕候、

一、帶刀之御方様
御出家方様

并二 上之分御飯料 四百文
御中飯 百七拾貳文

一、諸御客様御飯料 三百五拾文
御中飯 百五拾文

右之通御承引可被下様、偏ニ奉願上候、以上、
万延二年 寄宿仲間

酉正月 い組年番(印)
御得意中様

一、若州寄宿之儀者、此度相定メ候軒数之外者、以来加入之儀申来り候共、右軒数内ノ惣代・年番へ相断指留貫可申候事、若又軒数之外、無株ニ而、若州寄宿致候者有之候節ハ、早速及対談、早々差留可申候、尤以来度々吟味致、相互ニ正路ニ渡世致可申候事、
一、来客之内、算用不埒成仁者、以書附相互ニ通達致、一統相断止宿為致申間敷候、且亦宿主江対し、故障申客人有之候共、其筋合相糺不申候内者、是又一統相断り止宿為致申間敷候事、
右之條々、堅規定致候上者、急度相守可申候、企我意候人有之候節者、早速御惣代・組御年番へ相届ケ、御指図之上、仲ケ間相省可申筈ニ而、一統承知連判依而如件、

綿屋善兵衛(印)
丸屋平兵衛(印)
天保七年
柘屋庄五郎(印)
丙申十月
若狭屋治郎兵衛(印)
中村屋幸次郎(印)
嶋屋万助(印)

若狭屋忠兵衛(印)
大和屋茂兵衛(印)
河内屋政次郎(印)

〔後欠力〕

九 株仲間再興に付達書
今般被 仰渡之趣、左之通、

去ル丑年、諸問屋仲ケ間停止被 仰渡候処、其以来商法取締相崩し、諸品下直ニ茂不相成、却而不融通之趣ニ付、今般問屋仲ケ間之儀、当時現在之姿を以再興申付、仲ケ間年寄・行事等取極。商法等前之通相心得可申候、尤農家余業之分者、此上人数不相増様いたし、其余者増減勝手次第之義ニ付。以前人数定在之向ニ而も。差支等無之分者。同様相心得、其外此度差出し候触書之趣相守、物価下ケ方厚心懸、実直ニ渡世相営、不取締之儀無之様可致候、自然手狭窮屈之義有之候ハ、仕来ニ不拘、便利之方ニ申付、其旨可存候、
右申渡之趣、夫々同渡世之者共江申聞、名前帳面仕立可差出候、右之通、被 仰渡、難有奉存候、依之、前々仲ケ間御立置被成下候節之商法定書、左ニ相記奉差上候、以上、

嘉永六丑年十二月
寄宿 惣代(印)
仲ケ間 年番中(印)
十二組

一〇 寄宿仲間定書

定

一、從 御公儀様被為 仰渡候御法度之趣、堅相守可申候事、
一、博奕・賭之諸勝負聊たり共一切為致申間鋪候事、
一、売女躰之儀者勿論、紛敷女杯召抱、茶屋ケ間敷義一切致間敷候事
一、来客之得意場へ立入、音物を以てかち落し候義、急度相嗜可申事、

可奉存候

寄宿ち組之内

文政八年酉二月廿五日 武蔵屋喜内

同組年番

無双屋藤右衛門

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門

如し

七 玉屋清兵衛詫状

一札

一、私義、新規無株ニ而寄宿渡世相始メ、客先へ書附等相廻し、専ラ渡世仕候付、其御仲ケ間一同御差支被成候付、是迄私并丁分へも御掛合有之候共、一向頓着不仕相止メ不申候付、御出訴可被成候而被仰聞驚入、右者全私心得違ひ之儀ニ而、今更後悔仕、段々御詫言申上候処、御承知被成下、御願下ケ被成下、重々忝存候、然上者只今方寄宿渡世急度相止メ可申候、重而紛敷取斗仕、客受被仕、其仲ケ間御差支ニ相成候義ハ、決而仕間敷候、若相違之儀御座候ハ、此一札ヲ以如何様ニ御申立被成候共、其時一言之申分無御座候、為後日、仍而如件、

文政八

新町五条上ル町

酉年二月

玉屋清兵衛(印)

武蔵屋喜内殿

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門殿

八 若狭国寄宿軒数取決に付定書

定

一、此度若州寄宿軒数取極候ニ附、左之通規定致、相互ニ無相違相守可申候事、

二、從御公儀様、被為 仰出候御法度之趣、堅相守可申候、且亦御惣代・御年番中ハ被申渡候規定之趣、急度相守可申候事、

一、米直段格外ニ高直并諸色共高直ニ附、飯料之儀ハ一統申合、相互

二堅相守、聊ニ而茂高下無之様、急度相守可申候事、

一、上之分

式分三分

中飯六分

一、上下飛脚之分

式百文

中飯六分

右之通り相定メ、少シニ而茂高下無之様可致候、若心得違之者有之、内々ニ而茂高下之取計致候人者、為過料錢目五貫文ツ、為差出可申筈ニ而、堅規定致申候事、

右同断惣代

弥兵衛(印)

定宿御幸町三条下ル

柏屋茂右衛門(印)

同 柳馬場三条下ル

亀屋喜兵衛(印)

同 柳馬場錦小路下ル

近江屋権右衛門(印)

同 堺町錦小路下ル

近江屋清介(印)

同 麩屋町錦小路下ル

美濃屋佐兵衛(印)

京都寄宿

御惣代

但馬屋平次郎殿

河内屋忠兵衛殿

五 寄宿渡世差止願に付口上書写

乍恐口上書

一、私共義八寄宿ち組之内之者共ニ御座候処、此度新町五条上町玉屋清兵衛与申もの無株ニ而、私共同様寄宿渡世相始メ、剩口上書等を取拵、丹州表所々江差出候付右躰之義候、仲間一同之差支ニ相成候付、寄宿渡世を相止メ呉候様、段々及対談候へ共聞入不申、

理不尽申募り差張渡世罷在候付、色々及懸合候へ共、此節ニ而

ハ不埒而已申聞、私共乃引合者一切頓着不仕御座候、不顧恐御頼

奉申上候、何卒御慈悲を以右清兵衛被召出、御糺被成候、以来寄

宿渡世仕候義、御差留被成下候様奉願上候、右之段御聞届被成下

候ハ、仲間一同如何計難在可奉存候

寄宿ち組之内

文政八年酉二月廿五日 武蔵屋喜内

同組年番

無双屋藤右衛門

寄宿十二組惣代

鍵屋平左衛門

如し

六 寄宿渡世差止願下げに付口上書写

乍恐口上書

一、新町五条上町玉屋清兵衛与申者、私共仲間外ニ而、新規ニ寄宿渡世仕、差支難渋仕候付、御差留被成下候は、今日書付ヲ以御願奉申上置候、然者清兵衛義恐入、御人別へ罷越、段々及引合ニ、全心得違之旨ニ而相詫、以後寄宿渡世相止メ、私共仲間差支ニ相成候義ハ、決而仕間敷旨申之一札差入、内済致置候様、段々相頼候付、私共得心之上事済仕候、然上ハ外ニ御願可申上筋無御座候付、御慈悲ヲ以右之段御聞届被成下候、右願御下ケ被成下候ハ、難在

三 日光屋八郎兵衛詫状写

一札

一、此度其元方江被參候薩州表旅人、三条通被致通行候故、相尋候処、伊勢參宮之由被申候故、宿之義相頼候処、其元方江被參候、右者伊勢參宮之道者と存、此方江引戻宿致度旨、対談仕候処、其元承知無之候付、無是非其御町年寄方江相届候二付、御公儀様江御願被成候二付、早速双方御召出之上、御理解被仰渡、私心得違之義茂在之候二付、御願下ケ之義御頼申候得共、

御承知無之、依之私町役^了被及御挨拶候而、何分私心得違不行届故、右躰相成候段、御弓箭之上、御願下ケ之義御頼申入、御承知被下御願下ケ被成 被下候段、忝仕合奉存候、然ル上者、其元江被參候商人之妨者、決而仕間 敷候、為後日之一札、仍而如件、

文化五年辰五月 日光屋八郎兵衛

永楽屋伊兵衛殿

四 飛脚仲間定宿一件に付一札

一札

一、此度私共飛脚仲ケ間之儀ハ、先達而京都東御役所様江御願申置候処、相違無之候、然ル上者、右仲ケ間不取極メ二付、一統及相談候所、柏屋茂右衛門殿・亀屋喜兵衛殿兩人以御世話、寄宿御惣代

川内屋忠兵衛殿江向御頼被下候所、御聞取被下忝安心致、然ル上定宿五軒二御定被成被下候所、此外高寫飛脚之者共宿一切無之、尤御上京御登り之御客様方々江御宿有之候得者、何れ被成ル共御勝手宜敷、年寄之方へ御上京可然ル差支無之任候、尚又若狭・敦賀、其外北国筋、今津・海津出シ荷物等一切取集メ申間鋪候、為其飛脚宿共名々印形仕差上置候、為後日一札如件、

文政七年

申八月

江州高嶋郡飛脚人別

- 彦兵衛(印)
 - 長三郎(印)
 - 定次郎(印)
 - 寄八(印)
 - 仙右衛門(印)
 - 茂兵衛(印)
 - 次兵衛(印)
 - 九兵衛(印)
 - 七兵衛(印)
 - 三五郎(印)
- 飛脚仲ケ間惣代
安兵衛(印)

『林屋辰三郎氏旧蔵文書』翻刻

凡例

- 一、漢字は原則として現代常用の字体を用いたが、変体仮名(江・茂など)や合字(ㇿ)はそのまま使用した。
- 一、抹消は抹消記号「ㇿ」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。全文を抹消している場合は煩雑となるので記号は用いず注記するにとどめた。
- 一、虫欠損等による不可読文字は「□」であらわした。文字があることとはわかるが判読不能の場合は「■」であらわした。
- 一、編者による注記は「〔 〕」で示した。
- 一、紙数の都合により、平出以外の改行は原本に準じていない。

「洛中寄宿仲間関係文書」

- 一 道者宿一件に付触書写
他国々京都江罷登り候伊勢参宮・西国順礼道者宿之儀者、前々々宿屋渡世之もの有之候処、近来右躰之旅人宿之外、寄宿并貸座鋪、又者素人共迄、猥ニ致候もの有之、宿屋渡世之者難儀之旨、以来宿屋之外ニ而親類・縁者・見寄之外、伊勢参宮・西国順礼道者之宿堅致間鋪候、

右之通、洛中洛外申通候様被 仰候、以上、
安永五申年十月

二 寄宿仲間定書

定

- 一、從 御公儀様、被 仰渡候御法度之趣、堅相守可申事、
 - 一、博奕・賭之諸勝負、聊たり共一切致させ申間敷事、
 - 一、売女躰之儀者勿論、紛敷女召抱、茶屋ヶ間敷義致間敷事、
 - 一、寄宿之外、風来之客又ハ道連等之客ハ断申、致間敷事、
 - 一、不算用之客又ハ格別不埒成仁ハ、仲間組々江名・所委敷書付、致通達、一統断可申事、
 - 一、新規之商人衆来客、是迄何方ニ寄宿致哉相糺、其先々及応対候上、寄宿為致可申事、
 - 一、来客之得意場ニ立入、音物を以〔糶〕落候儀ハ決而相嗜可申事、
 - 一、都而寄宿拘り 御公訴之儀ハ、先規之ことく町役を離れ、組々年番之者付添候而罷出候様、被 仰渡候通心得違無之様可致事、
- 右之條々堅相守、簾直ニ渡世いたし、規定之趣急度相慎可申候、

享和二年壬戌三月

寄宿仲間(印)

八瀬赦免地踊 — 霊をまつる燈籠と踊り —

福持 昌之

1. はじめに

京都市左京区八瀬の八瀬天満宮社の本殿に並んで秋元社が鎮座しており¹⁾、毎年10月第2日曜日には秋元祭が行われている。午前中に湯立神楽を伴う祭典が行われ、夜に仮屋と呼ばれる舞台とその前庭で、赦免地踊が奉納される。19時、切紙細工を施した燈籠を女装した少年（燈籠着）が被り、4つの花宿から門口（左京区役所八瀬出張所前）に集まる。踊り子の少女、新発意、音頭取らと行列を組み、出立の儀礼の後、秋元神社に向かう。道歌で燈籠が練り込み、少女の踊り（汐汲踊、花摘踊）や俄狂言をはさんだ後、狩場踊で燈籠が境内を去る²⁾。

近年は少女による可憐な潮汲踊、花摘踊が人気であるが、その本質は、女装の男子が蠟燭の炎が揺れる切子燈籠を頭に載せ、音頭衆の歌声にあわせて櫓の周りを巡る燈籠踊である。また、「三番叟³⁾」に始まり、燈籠踊の前後には俄狂言など余興を挟むという点は、能の上演形態にも似通っており、神社での芸能奉納の古態を伝えているとも考えられている。昭和27年（1952）、「八瀬赦免地踊」は、文化財保護委員会により助成の措置を講ずべき無形文化財⁴⁾に選定され⁴⁾、その後、昭和58年（1983）に

京都市の無形民俗文化財に登録された⁵⁾。

赦免地踊の由来は、宝永4年（1707）に起こった山門との山堺相論の際、老中秋元但馬守喬知（1649-1714）が八瀬村に有利な裁定を行ったことから、この秋元但馬守を祭神とする祠を建て、祭りを行ったとされている。

本稿では、赦免地踊に関する言説を整理し、その文化財的価値について再確認するとともに、近世の燈籠と踊りの様相をたどり、赦免地踊に燈籠踊が取り入れられた背景をさぐることを目的とする。

2. 八瀬赦免地踊の歴史

ここでは、八瀬赦免地踊について記された資料を時代順に追いながら、研究者の評価や地元の意識について整理する。

(1) 明治・大正期の記録

管見の限り八瀬赦免地踊に関する近世期の資料はみあたらない⁶⁾。最も古い紹介は、明治19・20年（1886-1887）の京都府町村沿革調のうち「沿革取調書／愛宕郡八瀬村」に記載されている下記の記述と思われる。

町村休日
毎年八月十六日後醍醐天皇様御縁日ニ

当ルト唱氏神様へ朝総参り休日ナリ
六月十四日武州河越城主秋元但馬守様
ノ御縁日ニテ休日ナリ
應円満院様九月十四日休日
文正院様十月十四日休日
右何レモ毎月朝齋戒ナリ
外ニ三月十日男女共若連中丈ケ友朋ノ
組宿ヲ設ケ休日スルナリ
右ハ往古ヨリ今ニ不變ルナリ

休日遊

八月十六日ハ餅ヲ搗キ
九月十一日ハ綸旨祭ト唱へ切紙燈籠ヲ
拵へ綸旨宮へ備へ踊リヲナス (是ハ始
メニ租
税ヲ免セラレ)
タルトカ唱フ)
其他七月ハ盆踊リ
氏神祭礼ハ競馬ス

綸旨休ミハ只休スノミ (下線筆者)

ここから、6月14日が秋元但馬守の縁日
であるとしつつ、9月11日に綸旨祭として
切紙燈籠を作って綸旨宮に奉納し、踊りを
していることがわかる。しかし、それら日
程が決定された理由は、詳らかではない⁷⁾。

明治44年(1910)の『京都府愛宕郡村
志』(京都府愛宕郡)の八瀬村の節に、「山
門結界訴訟并秋元神社」の項があり、訴訟
に際して八瀬に足を運んでくれた秋元但馬
守への報恩感謝の意から秋元大明神を祀っ
て祭りを行っていること、「八瀬躍の事」の
項目があり、9月から10月に日程が変わっ
たことがわかる。また、燈籠を頭に載せた
踊りであることや、女装すること、音頭の
曲目については、ここで初めて知れる。

[山門結界訴訟并秋元神社]

同年(宝永6)七月老中秋元但馬守八
瀬山巡見の事あり随従哀訴愈らす八月

又江戸に上り嘆願すれども沙汰なし
(中略)八瀬村一同は生計を立つる事
を得る舊時の如きを得たり之に依て秋
元氏の實見の恩に感じ其靈社を氏神社
内に立て秋元大明神と稱し毎年十月十
一日其祭事を行ひ今に至りて絶えずと
云ふ

[八瀬躍の事]

毎年十月十一日の夜八人を一隊となし
女官の用ひし上衣を着し各切子燈籠を
頭に戴き大蠟燭を點し氏神境内に於て
鼓を打て踊を奏す神社には百燈を點し
各戸に大提灯を掲げ篝を焚く其式最盛
んなり其謠物の曲は左の如し

道歌、花積踊、津島踊、家方踊、茶
摘踊、白糸、御所踊、忍踊、獵場踊

此歌醇敦撲觀風の資と爲すへき者あり
これらの具体的な歌詞については、大正
4年(1915)に高野斑山・竹野紫葉編の
『俚謡集拾遺』(六合館)で初めて紹介され
る。そこでは、「綸子祭燈籠踊の歌」として
「道うた」「花つみをどり」の2曲が紹介さ
れた。なお、高野斑山とは、国文学者の高
野辰之のことである。

(2) 昭和初期の記録

その後、昭和5年(1930)の『民俗藝
術』3巻11号に、八瀬村役場の執筆による
「赦免地踊—京都府愛宕郡八瀬村—」が掲
載された。これは、同年11月3日の明治神
宮の遷座10周年記念大祭に奉納された
「神事舞解説」の特集号であった。

「赦免地踊の由来」の節では、秋元但馬守
の八瀬巡見が7月4日であったこと、裁定
後に村人が江戸に下ったところ、数年前に

逝去していたことが記されている。「赦免地踊」の節では、八瀬村の4か町から燈籠が2個ずつ出ること、燈籠製作に約20日かかること、十人頭が四度の使をもって出発すること、一定の場所（門口のことか）で十人頭の検査を受けること、燈籠（女装した青年）には年長の青年が警固としてつくことなどが記されている。

此の十月十一日は、晝は御湯、御神楽の式があり、午後四時頃より八瀬村四ヶ町で、燈籠に灯を入れる。燈籠は各町より二個づゝ、出て、二十日前より製作した紙細工を燈籠に張りつけ、その他の装飾をも施し、二百目蠟燭を用ひる。十人頭といふ役人、四度の使を以て出発の合圖をし、最後の合圖を待て出るのが、例年、時刻は二更を過ぎ三更に近い。

各町内の燈籠は氏神の境内に集つて練り歩き、やがて一定の場所に至つて十人頭の検査を受け、徐々に神社の前に参列する。燈籠は女装した青年が頭上に頂くので、その後に警固と呼ぶ年長の青年がつき添ふのである。

踊子は十二三歳の娘、十人ばかり、その衣裳は友染模様の下着、緋縮緬の裌袴、六寸の平帯を前で蝶形に結び、白と淡紅色のひきしごきを前横に垂らして結ぶ。水色の手甲、白足袋、白脚絆、赤い紐の武者草鞋、花笠を冠る。そして踊に依て持物が變る。

舞臺は秋元神社の前脇にあり、地上よりの高さ三尺、間口六間、奥行三間、屋根も柱もある。板敷の上で踊るので、太鼓の拍子につれて音頭取が音頭

を歌ひ、歌が一曲終ると燈籠も踊子も一度休息所へ下る。すると、新發意衆が出て一座の藝をして退くと、改めて踊子と燈籠と出て次の曲を踊り、順逆三回四回と数を重ねて、夜も三更を過ぎると祭は終るのである。

ここでは、燈籠を被った女装の青年と、12～13歳の少女の踊り子は、ともに（同時にとは書いていないが）舞台上上って踊るとあり、踊りは複数回（順回りと逆回りを合わせて3～4回か）あって、その合間に新發意衆が芸をするとある。しかし、これは文字通りに理解することを躊躇する。

歌詞については、八瀬村役場よりの報告によるとする「道歌」「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「屋形踊」「狩場踊」のほか、八瀬村の竹林岩松からの報告による追加分として「道歌」「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「家形踊」「御所の踊」「白糸」「茶摘踊」「忍踊」「狩場踊」が紹介されている。また、コメントに次のような一文があることから、八瀬赦免地踊の解説記事は、八瀬村役場から完全原稿で提出されたものではないと考えられ得る。実際に八瀬赦免地踊を見ていない編集者小寺融吉が整えた部分が相当あり、そのための誤認もあったのではないだろうか。

また八瀬村役場から今回報告した文中には、綸子祭燈籠踊といふ言葉がない。いづれ出演者の上京を待って、くはしい話を聞き後で雑誌に書くつもりである。(K生)

もう一点、注意したいことは、この時点では、燈籠着よりもむしろ少女の踊りを前面に出していることである。「赦免地踊 出

演者」の項に、踊子として女性10名、音頭取として男性10名、警固として男性5名の名前は逐次掲載されているが、燈籠被り（燈籠着のことか）4名、足軽（現在の配役は不明）2名は「姓名不詳」とある。掲載順も年若い少女が先であり、そのような意図を感じさせる。

『民俗藝術』とほぼ同じ頃の資料として、昭和10年（1935）歌人の小埴徳子『山居』（人文書院）に掲載された「八瀬赦免地祭を見る」がある⁸⁾。燈籠の欄間、大間、小間といった部分に、鳥や獣の精緻な透かし彫を施すこと、少女の踊り子の詳細な装束解説、音頭の座に花傘のあること、石段を昇りきると大音声で挨拶（三番叟のことか）があること、燈籠を被った青年は「姫」と呼ばれており、少女の踊りの「踊子」とは区別していることは、特筆すべきであろう。（小埴による使い分けの可能性もある）。

[踊子と姫の様子]

踊子は、その繪燈籠をかつぐ姫姿の若衆八人と、稚兒姿の少女十人。それらが宮へのぼるまでに、一と先、街道の廣場に集り、其所で列を調べ、音頭に從ひ、練つて行くのださうである。

[踊子の風俗]

緋の振袖の裃を据短かにしごきでからげ、五寸程の帯を前で吉彌に結んである。その帯のしごきと裃をからげたしごきとが、さながら帯の飾りの様に大きく前の両方に垂れてある。

髪は下げ髪にタケナガを結び、花笠をかぶり、手には水あさぎの小手（手甲の事）足は白足袋白はゞお（脚絆の

事）紅緒の武者草鞋。風俗についての文献は無いさうだが、恐らく往時の旅装から来たものであらう。

[舞台と音頭の座]

境内は石段の上端から北に向つてひろがつてをりその北端に今宵の舞臺が組まれて、その前面、即ち觀衆の眞中に大花傘を高く音頭の座が調べられてあつた。

[踊りの構成]

燈籠姫の列が昔頭に連れて石段を昇り切ると、上方から、ようござった、ようござったお姫達……云々と、大音声で迎への挨拶がある。

それから、音頭取は座にのぼり、お姫達は大きく圓を畫いてその周圍をぐるぐる廻る。

やがて舞臺の幕が開く。最初に狂言。

踊りは、汐汲み、花摘み、館。その間々に狂言、素人芝居がある。だがお姫達は幕が閉じた時丈初と同じ場所を、只ぐるぐる廻る丈であつて、踊子は稚兒ばかりである。

お姫達の服装は、白麻に御所時模様を刺繍した振袖に、赤いしごきを前結びにして、例の燈籠をかづくといふよりはかぶつてゐるので顔は全く見えない。そして群衆の中を廻るので燈籠丈が人々の頭上を廻つてゐる様に見える。

十二時を過ぎると見物は追々減り始める。遙か下方の街道では迎への自動車のサイレンがせはしく、けたゝましい。

私達は二時頃歸路についた。
祭は夜明まで續くのださうである。

(3) 昭和5年の振付の追加

昭和28年(1953),『京都郷土藝能誌』(京都市役所)に,井上頼壽が「赦免地踊」の原稿を寄せている。それによれば,八瀬赦免地踊には昭和5年の明治神宮での奉納以外にも,大正から昭和にかけて数度の天覧や公開公演があったことがわかる⁹⁾。

踊は素朴にして優雅。東京へも屢演じに行つた。大正五年五月東京大宮御所に演じ皇太后陛下に御聞かせした。昭和五年十一月三日には明治神宮の神事舞奉納に参加した。同八年十一月廿五日,京都放送局から放送。同十二年六月十七日皇太后陛下関西行啓に際し仙洞御所で演じた。同十七年四月三日京大の録音に収めた。同廿七年十月五日円山音楽堂に於いて無形文化財の発表会に参加…等である。

また,少女の踊りについて,昭和5年の明治神宮での奉納の際に復興したものであることも言及している¹⁰⁾。

踊り子…十人許り。十二三歳の少女。小学校の六年の女子が一年間奉仕する習いである。踊り子は昭和五年に明治神宮へ奉納するに際し復興した。頂上に菊の造花を附けた花笠をかむり、赤の縮緬の着物を着け、裾を旅からげにする。帯の結び方は吉弥と呼び、前結びとする。其の上にはしごきを結ぶ。ひわ色の手甲に前で合わす白色のはばき。白足袋の上に『うちかけ』を付け草履を穿く。採り物は踊によつ

て遣い、花籠(花摘み)手拭(津島)や団扇(屋形)の類である。

(下線筆者)

昭和39年(1964)10月に八瀬を訪れた本田安次は,聞き取り調査によって芸態の変遷に言及している。

燈籠踊は,今の七十、八十の故老たちが覚えてゐる限り燈籠と音頭の歌のみで,少女達の踊りはなかつたといふ。しかし,以前の人たちは,やはりもと踊りがあつたことを語ってはゐたといふ。昭和五年,この踊りが明治神宮遷座十周年記念大祭に,奉納踊の一つとして東京に招ばれたとき,その頃遊園地に来てゐた祇園の老妓某に振をつけてもらつた。それが今日までつゞいてゐるのである。

その時振をつけてもらつたのは,鹽汲踊、花摘踊、茶摘踊、及び津島踊(手拭を持つ)、屋形踊(団扇を持つ)等であつた。後の二つは,今振は絶えてゐる。

本田は振付は「祇園の老妓某」としているが,昭和41年(1966)の日本放送協会編『日本民謡大観(近畿篇)』(日本放送出版協会)によれば,京舞井上流の松本佐多(1873-1955)であると記している¹¹⁾。

そして神社に到着してから華やかな十人の少女の踊が始まるが,踊には「汐汲踊」「花摘踊」「津島踊」「屋形踊」「狩場踊」の五番があり,外に踊の伴わぬ唄に「茶摘踊」「御所の踊」「白糸踊」「忍び踊」の四番があるが,これも勿論元は踊があつたものだろう。なお現在の踊の手振りは京舞の井上(松本)さ

だの考案のものという。(下線筆者)

祇園甲部の芸妓であった松本佐多は、三世井上八千代に師事し、35歳で名取となったのち、井上流の存続に尽くした人物である。八瀬の振り付けをした頃は、芸妓は廃業し、お茶屋を営んでいた。

(4) 井上頼壽の由緒と芸態のまとめ

先述の井上頼壽が「赦免地踊」(『京都郷土藝能誌』京都市役所、1953)では、由緒と芸態について、ほぼ完成された内容となっている。また、「秋元神社祭礼(秋祭)」として当日の次第を整理しており参考になる。

由緒については、秋元但馬守との関係がより詳しく記されている。秋元但馬守は皇室を大切にされた人物で、宝永5年(1708)3月に御所が炎上した際、造営奉行の任に当たり、檜材20万本を献納するなど、皇室に尽した人物だという。そして、赦免地踊の切子燈籠は、但馬守の遺徳を偲ぶためのものであるとしている。

村人一同打喜び挙つて江戸に下り但馬守に逢つて謝意を心より述べようと訪ねたととろ、但馬守はすでになくなつたと聞き茫然として爲す処を知らなかつた。童子達は再び八瀬に引返し但馬守を祭神として秋元神社を氏神の境内に建てた。そして九月十一日(現今新暦十月十一日)の祭礼の夜分、切子燈籠の形を作って女装の青年が頭に戴き切々たる哀調を籠めた唄を謡つて一夜中祭り明かし、赦免地の謝意を表した。そして但馬守の遺徳を偲ぶのである。

芸態については、町の組織(童子会)と結び付けて、赦免地踊の役割を説明している点は、井上らしい切り口である。また、4か町についても説明している。

[童子会]

赦免地踊は、童子会、即ち古くからの土着の人々の行事である。八瀬の住人の内、年齢順に上三十六人を『おとな』と呼び、その内の上十八人を『かみおとな』下十八人を『しもおとな』と言う。其の次に『十人士』(一名十人頭)と称する組が有り十人である。此の十人が赦免地踊に関する指導及び監督をする。十人士の上一人を『かしら』十人目を『しんか』と言う。『しんか』は新加と書き無給の小使役である。

十人士の次には『こぐち』(小口)四人が年長順に当り、燈籠の世話をする。

[4か町]

明治迄は八瀬の地は四カ町からなり川を以つて東西に分けた。

{ 西…西陣町
東…稲小出町、久保町、南出町
各町から燈籠一対宛を出したが、近年は西を近術町、東を秋元町と改称大別し、両町から二対宛即ち八箇を出す事となつた。

井上は、燈籠着の装束である刺繍の着物が、御所の女官から拝領したものであるという由緒を紹介している。

燈籠着…十五歳か十六歳位の男子八人。長男を選ぶ。白色の絹又は麻の地に縫いの有る着物を着る。江戸時代に八瀬村が御所勤めをしていた時、女官

より賜わつたものである。桜様は唐草、花、御所車などがある。とき色の帯を後にしめる。其の帯の上に縮緬の色帯を二つ締め脇結びとする。燈籠は四カ町から一対宛即ち八箇出る風習で、赤紙に緻密な透し彫の絵模様（武者絵や猿など）を施し白の地紙に貼つたものである。燈籠を作るのは彫人十六人と、製作の責任者小口が一人とである。燈籠に部分名があつてそれぞれを彫る人に決りがある。

また、豊年の年には、京や大阪から役者を呼んで稽古をつけてもらい、京の貸衣装を借りて歌舞伎を演じたという。夕方になると燈籠の宿に十人頭の使いの者（しんか）がやってくる儀式、行列が石段を昇って溝を越える時に新発意が挨拶を述べること、舞台上で酒を飲む役と飲ませる役に分かれて盃事をおこなう三番叟があることなどが紹介されている。

音頭については、詞章を掲載しているほか、「白糸」「道歌」は四拍子、「潮汲」は六拍子と八拍子、「御所の踊」は八拍子など、例を挙げ、拍子が違うことを指摘している。

ただ、井上は女装の青年である燈籠着と、少女の踊り子を区別しているものの、次第の説明のなかでは、やや混同がみられる。

石段を昇ると、踊り子は脇から楽屋に入るが、「踊り子が一踊をすますと、芝居が行われ三番叟の新発意が出る」というのは、楽屋に入った踊り子ではなく、石段を昇って来た燈籠着が、そのまま音頭の座の周囲を廻ることを指しているのだろう。井上は

燈籠着による踊りについて、「踊はその下（音頭の屋形の下）を廻る」と説明していることから、燈籠着も広い意味で踊り子ではある。その後、芝居の後で三番叟（盃事）が行われるのではなく、盃事（三番叟）が芝居風であるということであろう。

それを合図に道歌が初まる。音頭が初めて行われるのである。それに連れて燈籠が上る。踊り子は脇に進んで楽屋に入る。

神主は一名神殿という。淨衣姿で社に参り、人々に焼松茸を肴に酒を薦める。

踊り子が一踊をすますと、芝居が行われ三番叟役の新発意が出る。酒を飲ます役と受ける役とが現われ盃事を行なう。

『のうのう新発意衆、村に持ち合わせの御酒がござる。酒は千石も又万々石も有る程に御ゆるりと召さっしゃれ』

『有難う御座ります』

以上がすむと芝居が行われる。芝居は四幕、その間に音頭が行われる。音頭は屋形を組み音頭取が上に登り大鼓も叩かれる。踊はその下を廻るのである。そして一夜を通して里人が踊を楽しむ遺徳を慕うのである。

（下線筆者）

（5）本田安次による赦免地踊の評価

昭和28年の井上頼壽による八瀬赦免地踊りの解説は、その要素をくまなく紹介したものととして完成度が高く、また、門口から境内に入る道中の儀礼、境内に入って舞

台で行われる三番叟という盃事、音頭と踊（音頭は座にあがり、燈籠がその周りを回る）と、舞台での芝居（かつて豊年の年には地元有志が歌舞伎を演じた）が交互に行われることが示された。

昭和37年（1962）に調査した本田安次は、音頭に合わせた燈籠踊が赦免地踊の軸であって、少女の踊りは燈籠踊の合間に演じられる芝居と同列であることを理解している。そして、そのような番組構成、すなわち風流踊と風流踊の間に俄芝居を組み込むことが、祭りにおける芸能の古い形式をとどめていると評価した。

[境内に入ってすぐの燈籠踊]

境内、假屋の前に、一間四方の手摺のある檜が立つ。柱は紅白の布で巻く。その天井中央にかへでの青葉で美しく飾った傘が下る。檜のまはりに紅提燈、太鼓と音頭とがこの檜に上る。燈籠は檜の前で左右に分れてこの檜のまはりをまはり、正面で入れちがつて更にまはる。このとき道歌の

へ廻れ廻れ くるりと廻れ
十五夜の月の輪の如く

の歌がうたはれる。かうして歌一ぱい、三まはりもまはると、假屋前に一列に並び、お宮に近い崖際に設けられた臺の方に退いて、その上に燈籠を置いて休む。踊子たちは、このまはりには加はず、先に、假屋の樂屋の方に行き休む。

[少女の踊]

次に再び、「さらば音頭取衆、例年の通り云々」の言葉がかゝり、音頭がはじまると、幕があき、小原女の仕

度で踊子たちが手籠を持ち、花道から出る。「茶摘踊」である。同じく舞臺に一列になり、茶を摘み入れる振、籠を置いて手桶にもなる。振付があまりよくない。所作事風の振も入る。

[評価]

風流踊の間々に俄を演ずることは、やはり古い仕来りによつたものと思ふ。「新発意」の名称も、役も残つてゐる。又、歌舞伎のはやつた頃は、京都から玄人を頼んできて、稽古をつけてもらひ、花々しく演じたこともあつた。しかしこれは、言はゞ俄が形を変へたものである。

このような評価は、昭和50年（1975）の京都府教育委員会編『京都の民俗芸能』（京都府教育委員会）に掲載された「八瀬赦免地踊」にも通底している様子である。ただ、ここではさらに、傘の下の音頭衆が音頭をとる形態が、風流踊の流行のあとに取り入れられた道念佛や紅葉音頭の影響であろうと指摘している。

踊り場に練り込む入端にはじまり、数番の踊りをみせてのち、出端の曲で退場するのが風流踊の形式とされるが、踊り場から踊り場へ踊つては移動してゆく往時の面影がそこによくかがわれるのである。もと「どうねん」「てっせん」「もみじ」という節もあつたという。これは大原に伝わる八朔踊などと同じもので、風流踊の波がひいたあとにひろがった盆踊であつた。燈籠のまわりの中に立つ檜はおそらくこの盆踊にともなつたものであろう。古風な盆踊にはいまでも傘のもとで音頭

をとる姿がひろく認められるが、この櫓の天井にはかへでの青葉で飾られた傘が下げられているのである。

昭和54年（1979）の『京都市の地名』（平凡社）の「秋元神社」の項では、「中世の風流踊に念仏踊系統の灯籠が加わった踊として名高い」と評されている。

（6）地元の意識とのズレ

現在、八瀬赦免地踊がさまざまなメディアで紹介される際、少女の踊りの画像（映像）が使用されることが多い。闇の中にほんのり灯る和蝋燭が揺れる燈籠は、カメラにとって光量不足で苦手な素材である。一方、少女の踊りは、可憐な少女の華やかな衣装が、舞台の照明で浮き彫りにされ、カメラ映えする。それだけに、赦免地踊の本質が燈籠踊であることは、繰り返し強調しなければならない。

昭和52年（1977）『八瀬校百年史』（八瀬小学校創立百周年記念事業実行委員会）の「秋元神社」の項に、次のように赦免地踊が紹介されている。

毎年十月十一日を例祭日（現在は十日）として赦免地踊（燈籠踊）ともいう、を催してその恩に感謝することとなったといい伝えられる。

即ち、夜十時頃より、青年の丹精こめたすかし彫りの紙細工を灯籠に張り、中に火を入れ、これを婦人の装束をした青年が頭に戴き、各町をねり歩き氏神の境内に集る。そして域内を音頭につれて廻り歩く、この時の音頭は、歌の種類によって其の曲が違っているが、太鼓のリズムにあわせて歌う

ことは同じである。十才前後の少女が友仙の小袖を着て、花笠をかぶり、音頭に合わせて踊る。これを「燈籠踊り」とも「赦免地踊り」ともいい、又「御繪旨祭」とも言っている、村の年間行事の一つになっている。（下線筆者）

「これを…」が指すところが、青年が燈籠を被って練り歩くところか、少女が花笠を被って踊るところなのか、一見すると微妙なところである。さらに、巻末のグラビア頁では、「赤小袖をきた踊り子」と「燈籠の行列」のキャプションがつけられた写真があり、「踊り」は燈籠ではなく少女のものである印象が強い。このような表現は、年代未詳であるが、館林市立図書館蔵「赦免地踊縁起書」にも一致する¹²⁾。

青年の丹精に成れる透し彫りの紙細工を燈籠に張り中に火を入れ 婦人の風俗を爲せし青年はこの燈籠を頭に戴き各町々より練り歩き氏神境内に集ひ音頭につれて廻りを歩く 又此の音頭は歌の種類に依りて其の曲を異にすれども鼓を鳴らし節面白く謠ふこと一様なり 十歳前後の少年少女友仙の小袖を着花笠を冠りて音頭に合せて踊る之を燈籠踊とも赦免地祭とも唱へ又御繪旨祭とも称し里人の意気込み大なり
(部分)

先述の本田安次も、燈籠踊よりも芝居が優先してしまっている様子を示唆している。

次に俄風の芝居。舞臺には、部屋の中をあらはした書割りが下る。夫婦喧嘩を題材にしてゐる。

次に燈籠がまはりかけたが、舞臺の

幕があいたので、そのまゝひつこんで休んでしまふ。舞臺は俄芝居。男女が寝てゐる所に泥棒が入るところ。

(下線筆者)

地元の人々にとっての実感はおそらく、手間暇のかかる部分にこそ、思いが詰まるものであろう。燈籠踊については、透かし彫の製作には非常に時間がかかるが、燈籠着には特に練習を必要とする部分はない。つまり燈籠踊には、芸能としての「踊」の要素がほとんどない。一方、昭和5年に新たな振り付けをすることで復興した少女の踊りは、地域をあげての取り組みである。10人ほどの小学生が踊りを習得するには相当な練習が必要であり、さらには保護者の協力も欠かせない。

その一方で、燈籠踊も少女の踊りも、八瀬に伝わる音頭に従うことが共通している。したがって、音頭という軸がしっかりしている以上、踊りの主役が燈籠から少女に移行しても、地元ではそれほど違和感がなかったのではないだろうか。

3. 『日次紀事』からみる燈籠

八瀬赦免地踊の成立は、伝承によれば秋元但馬守が逝去した正徳4年(1714)から数年を経た時期とほぼ特定される。したがって、八瀬赦免地踊に燈籠踊が取り入れられた背景については、近世期の踊りと燈籠の様相を確認することが一つの手段である。

ここでは、延宝4年(1676)の黒川道祐著『日次紀事』の記載から、近世期の年中行事における燈籠のありようを確認す

る。

(1) 中元に灯す燈籠

『日次紀事』では、燈籠や燈籠踊の記載が7月に集中している。

1日 燈籠、孟蘭盆会(懸^レ燈籠^ヲ毎夜点^ス灯火^ヲ)

13日 燈籠

14日 燈籠

15日 燈籠、燈籠躍(岩倉、花園)

16日 燈籠、燈籠躍(岩倉長谷)

17日 燈籠(大坂東西本願寺燈籠)

他 売^ル截子燈籠、台燈籠、金燈籠、草挑燈、小行燈^ヲ

また、7月にはいと、街で燈籠が売られるのが通例であり、その燈籠は中元(陰暦7月15日)の夜に灯すものであった。

1日 燈籠 自^リ今日^ニ街市売^ル燈籠^ヲ

他 ○街市売^ル大鼓団扇大小^ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作^リ鬚金銀薄^ノ紋所等^ヲ是^レ兒童踊躍所^ニ用^ル之具^{ナリ}也 売^ル截子燈籠台燈籠金燈籠草挑燈小行燈^ヲ是^レ皆^ニ中元^ノ夜所^ニ点^ス灯^ヲ也

中元とは道教の習俗で、上元(1月15日)、中元(7月15日)、下元(10月15日)の三元のひとつである。中元は地獄を司る地官の生誕を祝い、死者の罪などが許されることを祈って、火を焚くものとされた。この中元の習俗が仏教の孟蘭盆会与習合し、仏に物を供え、死者の霊の冥福を祈るようになったともいわれている。『実隆公記』の延徳2年(1490)7月15日条に「中元祝著之儀如^レ例、滋野井、頭中將等在^レ座、及^レ晚看經、念佛抛萬事、入^レ夜向^レ水念誦等

及深更」とあり、中元は万事をなげうって念仏をすべき日とされ、經典の黙読に始まり、夜になると香水を供えて念仏や經文読誦を深夜までおこなったことがわかる。このように、少なくとも15世紀には中元に念仏する儀礼として定着していたことがわかる。

道教の習俗では中元ではなく、天官の生誕を祝う上元に燈籠（提燈）を灯す。『日次紀事』では、7月14日から24日（もしくは晦日）までの夜、家々で中国の上元でみられるような灯火を灯し、男女が踊りを踊ったという。つまり、日本では、上元の燈籠は中元の儀礼と習合された形で受容されていたことがわかる。その受容の時期については、次節に譲る。

14日 踊躍 洛内外自今夜至二十四日或晦日戸々点灯火如中華上元夜少年男女為踊躍

(2) 寺院や禁中で灯す燈籠

『日次紀事』には、寺院の門前で7月1日に高木や立てた柱の高いところに燈籠を吊って毎晩灯す。これを上燈籠といい、盂蘭盆会の行事として15日までおこなう。また、ところによって24日や晦日までおこなうとされる。現在でも、右京区水尾の円覚寺では、盆燈籠を立てているが¹³⁾、このような風習がこの時期にはすでにあったことがわかる。

1日 盂蘭盆会 自今日至十五日俗稱盂蘭盆又專稱盆諸寺院門前樹頭或別建柱以高懸燈籠每夜点灯火是稱上燈籠依処到二十四日或晦日

而止

盆の燈籠の習俗として、『日次紀事』には禁裏の燈籠の記載がある。7月13日に、禁裏の女中、親王家、摂関家、諸家、東西の本願寺が燈籠を禁裏に献上し、14日に諸人が禁裏の庭に入って禁裏殿上の燈籠を見ることが許されたというものである。15日も同様に閲覧できた様子で、16日には、それらの燈籠の多くを諸家に下賜したという。

13日 燈籠 今日 禁裏之女中親王家摂関家并諸家東西本願寺被獻燈籠於禁裏

14日 燈籠 今日 禁裏殿上之燈籠被許諸人入御庭窺見之被用燈籠起于後堀川院寛喜前後至今以為故事東西本願寺自今夜至明夜数多燈籠今点火

16日 燈籠 禁裏十四日十五日所被用之燈籠多今日頒賜諸家

『日次紀事』では、このように禁裏で燈籠を祭るのは、寛喜年間の頃からだとして、藤原定家の『明月記』を引用している。『明月記』の寛喜2年（1230）7月14日条には「近年民家今夜立長竿、其鋒付如燈樓物〈張紙〉、擧燈、遠近有之、逐年其數多、似流星人魂著錦」とある。紙を張った燈籠を長い竿の先に吊って立て、夜に灯すことが流行している様子が記されている。定家は、流れ星や人魂、きせわた¹⁴⁾に似ているとしている。

15日 燈籠 凡中元用燈籠起於後堀川院寛喜前後至今相承以為故事藤定家卿名月記曰

寛喜二年七月庚寅十四日近年民間ニ
今夜建^テ長竿^ヲ其^ノ末梢^ニ設^ケ燈籠^ヲ
貼^レ紙^ヲ拵^ク燈^ヲ遠近共^ニ倣^シ之^ニ似^タ
流星^ニ

(3) 本願寺の燈籠

『日次紀事』では、7月13日に東西本願寺が燈籠を禁裏に献上し、14・15日の夜に東西本願寺で燈籠が灯されるとある。

また、大坂の東西本願寺¹⁵⁾でも、17日の夜に燈籠が数多飾られ、多くの人が参詣したとある。

17日 燈籠 今夜大坂東西本願寺燈籠
諸人羣^リ觀^ル

正月と盆に祖霊を祀るのは、日本古来の祖霊信仰であり、それが仏教と習合して仏教行事のように思われてきた。日本で習合したものであるから、仏典にその説明がないのは当然である。

お盆に祖霊が帰ってくるという思想は、お盆の迎え火、送り火に通じ、また家の門に立てられた盆の燈籠は祖霊の依代になるとか目印になると考えられている。しかし、仏教のいずれの經典にも、そのような記載はない。中国で成立したとされる經典(いわゆる偽經)である「盂蘭盆經」が、お盆の習俗の典拠されることがあるが、厳密には施餓鬼会の典拠であるにすぎない。「盂蘭盆經」が説くところでは、釈迦の十大弟子の一人、目蓮尊者が亡くなった母が地獄(餓鬼道)で苦しんでいる姿を見て、釈迦から、それを救うために安居の最後の日すべての比丘に食べ物を施す必要があると説かれ、実践したというもので、盆の時期に祖霊を迎えるという考え方は示されて

いない。

むしろ、宗派によっては、盆に祖霊が帰ってくるという思想を否定している。たとえば浄土真宗では、死者は浄土に往生すると、もう祖霊としては、二度とこの世に帰ってこない。ただし、往生した者が、阿弥陀仏と同体となり、あるいは阿弥陀仏の力で菩薩となり、この世に帰って衆生を導く還相回向という思想がある。これは、盆の時期に関わらず、常に行われるものであり、盆の送り、迎えの行事とはそぐわない。なお、浄土真宗における往還二回向とは、この往相回向と、還相回向からなる。還相回向とは、阿弥陀仏が自ら積んだ功德を、すべての人にも施して、ともに往生しようとする往相回向、自ら積んだ功德を、すべての人にも施して、ともに往生しようとする願うものである。

つまり、浄土真宗では、お盆には亡くなった人を思うことをご縁としつつも、祖霊に対してお経をあげるのではなく、阿弥陀仏を讃え、仏法の教えを守る機会として、法会をしているのである。したがって、燈籠を飾るのも、祖霊に対するものではなく、阿弥陀仏の莊嚴のひとつとして、飾られていると考えられる。

福岡県の仏具業者によれば、同じ浄土真宗といえども、浄土真宗本願寺派(西)と真宗大谷派(東)では切子燈籠(切籠燈籠)が違うという。西は、切子面の頭は白一色、頭に花飾り、頭上部の冠は赤色、紙飾りの先端は切り抜きであるのに対し、東は、切子面の頭は紺と赤の染め分け、頭上部に彫刻、紙飾りの先端は筒状である¹⁶⁾。

なお、広島市で見られる盆幡・盆燈籠

は、盆の墓参りで、墓地に死者を供養するための幡や燈籠を立てる風習で、安芸門徒が始めたとされる。しかし、墓地を管理する寺が教義に反するとして認めない場合もあり、門徒といえども、祖霊信仰の影響を否定できず、浄土真宗の教義との整合が難しいことがわかる¹⁷⁾。

(4) 上元の燈籠と盆の燈籠の習合

このように、そもそも道教の上元に燈籠を灯す習俗と、同じく道教による中元に死者の贖罪を祈る習俗が、日本では盆の時期の習俗として習合した。盆に中元として燈籠を吊ることは、盆に祖霊を迎えることを否定する浄土真宗においても受容できることであったと考えられる。

一方で、盆(中元)に、祖霊を迎えるという考え方に基づく、祖霊の目印として燈籠を吊るという考え方も存在している。

4. 『日次紀事』からみる踊り

燈籠の様相を整理したところで、ここでは『日次紀事』から、踊りのありようを確認したい。

(1) 踊りの諸相

踊の記載についても、燈籠と同様に7月に集中し、踊躍(おどり)、念仏踊、児女踊躍、地藏躍、燈籠踊、題目躍の6つの踊りが立項されている。なお、これ以外には、12月に節季候の項目で踊があるが、これは皆で踊るものではなく、民間宗教者が演じる踊りであって、性質が違う。7月に踊りが集中することは、踊りが「盆の踊り」

であることを示すと考えられる。また、「七夕の踊」も盆の踊りの一種といわれている。

14日の念仏踊の項目には題目踊も含まれ、16日の題目踊の項目には念仏踊が含まれていることから、黒川道祐は両者は呼称は異なるものの、同種の踊りであると認識していたと思われる。

- 7日 ・踊躍(児女、撃^テ太鼓)
- 14日 ・踊躍(至^テ二十四日或^ハ晦日、少年^ノ男女)、
・念仏躍(川合村、一乗寺、修学寺村)
- 15日 ・児女踊躍(児女、撃^テ太鼓)、
・地藏躍_リ(幡枝)、
・燈籠躍(岩倉村、花園村)
- 16日 ・題目躍(松^ノ崎村、川合村)、
・燈籠躍(岩倉長谷村)
- 20日 ・田中光福寺六斎念仏(僧徒撃^テ太鼓^ヲ催^ス念仏^ヲ)
- 他 ・売^ル大鼓団扇大小^ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作^リ鬚金銀薄^ノ紋所等^ヲ(児童踊躍)
- 12月22日 ・節季候(入^リ人家^ニ庭上^ニ催^シ躍^ヲ乞^フ米錢^ヲ)

このうち、7月7日の踊りは、七夕の児女の踊りである。七夕に少女たちが、帯を纏にして、太鼓を打って踊ったもので、15日にも七夕と同じように踊りを催した。この七夕踊は、江戸初期から中期にかけて流行し、小町踊とも呼ばれた。随筆『還魂紙料』(1826)に所収の「絵本をどりづくし」によると、「小町踊」の行列は、紅絹^{もみ}の鉢巻に花を挿し、振袖姿に着飾って女帯の折り纏を掛けた少女たちが、平型の太鼓を塗り

撥で打ち、地拍子八、歩行五拍子で歌い踊り町内を練り歩き、その傍らを腰元等が日傘や布袋図柄の団扇を手にしさしかけて随行したものだという。しかし、随筆『嬉遊笑覧』（1830）では、小町踊について「古画をみるに」として引用していることから、『還魂紙料』が成立した頃には、すでに下火になっていたと思われる。

7日 踊躍 今日洛下ノ兒女結^レ帯^ヲ為^ス之^ノ禪^ト擊^チ太鼓^ヲ催^ス踊躍^ヲ

15日 兒女踊躍 洛下ノ兒女今日^モ亦擊^チ太鼓^ヲ催^ス踊躍^ヲ同^シ于七夕^ノ式^ニ

『還魂紙料』 案に七夕踊（タナバタヲドリ）とて別にあるにあらず。少女の人情に盆を待かねて、七夕よりをどる故の名なるべし

『嬉遊笑覧』 古画をみるに小娘ども美しく出立、手すきかけ鉢巻し作り花を挿、小大鞆を持ちちはやし、輪にならびて廻りながら歌うたふ躰なり

14日から24日（または晦日）にかけての踊りは、家々に灯火（燈籠か）を灯す。これは、中国の上元節の夜に燈籠をともしている様子に似ているという。踊る人は、十四日の条には「男女」とあり、月末のその他の記載には「大人小兒」つまり大人も子供もとある。街頭で踊りを催すほか、列を組んで仲間内の家の前に行き、そこで大いに踊ることもあり、これを懸踊^{かけおどり}という。掛けられた家の人が再び踊りを催した場合、そこに行って再び踊る。これを返^{かえし}という。

14日 踊躍 洛ノ内外自^リ今夜^ニ至^テ二十四日^ノ或^ハ晦日^ニ戸々^ニ点^テ灯火^ヲ如^シ中華^ノ上元^ノ夜^ノ少年^ノ男女^ヲ為^ス踊躍^ヲ

他 ○自^リ十四日^ニ至^テ晦日^ニ入^レ夜^ニ大人^ノ小兒^ノ街頭^ニ催^ス踊躍^ヲ或^ハ又各催^ス同列^ヲ到^テ下^ノ所^ノ相知^ル之家^ニ而大^ニ為^ス踊躍^ヲ是^ヲ謂^フ懸躍^ト其^ノ所^レ被^レ掛^ケ之家^ニ再^ビ催^ス踊躍^ヲ往^テ而酬^レ之^ニ是^ヲ称^ス返^ト又入^レ夜^ニ民間^ノ請^シ僧^ヲ使^シ擊^テ六斎^ノ太鼓^ヲ或^ハ歌念仏^ノ或^ハ説經^ノ解任^シ意^ニ而請^ス之^ヲ

（2）念仏踊と題目踊

念仏とは、「南無・阿弥陀仏」つまり阿弥陀仏に帰依するという意味の言葉を唱えるもので、浄土教系の仏教の基本的な祈りの形である。法華宗（日蓮宗）では、題目唱和といい、法華経すなわち妙法蓮華経の題目を唱えることが基本的な祈りの形であり、「南無・妙法蓮華経」と唱える。それらを唱えながら踊るというものが、念仏踊であり、題目踊である。ただし、発音や節回し、踊りの所作などは、地域によってそれぞれ発展し、まったく別の芸能となっている。史料では、名称のみの記載が多く、詞章や節回し、所作などに言及されることは珍しい。名称から想定される芸態には、限界がある。

『日次紀事』では、十四日に、高野川と賀茂川が合流する川合つまり下鴨村と一乗寺村では、念仏踊があったとしている。修学院村では、老女が題目を唱える中で踊りしており、「題目踊」と呼んでいたことが分かる。十六日は、松ヶ崎村で老若男女が題目を唱え、踊る「題目踊」がある。また、川

合村（下鴨村）でもまた念仏踊があるという。

14日 念仏躍 川合村一乗寺^{ニモ}亦有^リ念仏躍^ニ修学寺村村中^ノ老嫗唱^テ法華題目^ヲ作^リ躍踊^ニ是^ヲ謂^フ題目躍^ト

16日 題目躍 今夜北山松^ノ崎^ノ男女老少口^ニ唱^テ法華題目^ヲ為^ス躍踊^ニ是^ヲ謂^フ題目躍^ト今夜川合村^{ニモ}亦男女唱^テ念仏之号^ヲ為^ス躍踊^ニ

このほか、地蔵踊というものもあった。

15日と16日は、岩倉の幡枝村で地蔵踊があり、その背景として火伏せの神である愛宕神の本地仏が地蔵菩薩であることから、火難を免れることを祈ったとしている。ただし、地蔵踊の芸態は不明である。

15日 地蔵躍^リ 今夜^{ヨリ}至^テ明夜^ニ幡枝地蔵躍^リ凡^ソ於愛宕山地蔵権現有^下鎮^{ムル}火災^ノ之誓^ヒ此^ノ処^ノ人^モ亦祭^リ之^ヲ祈^ル免^レ火難^ト

(3) 燈籠踊

15日に岩倉村と花園村で、16日には岩倉長谷村で燈籠踊があるという。岩倉村、花園村では、少女が大きな燈籠を頭上に載せ、八幡社の前に集まって、男子が太鼓と笛を演奏したという。岩倉では、八幡社（石座神社のことか）の踊りの後、観音堂でも踊り、その後に烟火すなわち花火をあげたという。花火は16日の長谷村でも燈籠踊のあと、花火があった。これらの燈籠は、踊る少女の家で、春の初めから作るもので、その間、作る様子は互いに秘密にしていたという。

15日 燈籠躍 洛北岩倉花園両村少年^ノ女子各^ノ載^キ大ナル燈籠^ヲ各^ノ聚^リ八幡^ノ

社^ノ前^ニ而男子擊^テ太鼓^ヲ吹^キ笛^ヲ勸^ム踊躍^ニ是^ヲ謂^フ燈籠躍^ト又於^テ岩倉觀音堂^ノ前^ニ作^リ踊躍^ニ兩處共^ニ踊躍^シ後村人点^テ烟火^ヲ烟火倭俗^ニ謂^フ花火^ト所^レ戴^ク頭上^ニ之燈籠^ハ踊躍^ノ女子^ノ家々自^リ春初^ニ又製^シ造^ス之^ヲ互^ニ秘^シ其^ノ所^レ作^ル之模様^ヲ

16日 燈籠躍 今夜岩倉長谷^{ニモ}亦作^リ燈籠躍^ニ花火等^ノ之儀同^シ于前夜^ニ

現在、岩倉、花園、長谷では燈籠踊は伝えられていない。しかし、燈籠踊が伝わる八瀬や久多は、これらの地域と比較的関りを持ちやすい地理関係にあるといえ、影響を受けた可能性が考えられる。

(4) 六斎念仏などの踊り

夜に、僧侶を呼んで六斎太鼓を打たせたり、歌念仏や説経解を催したり、それぞれの都合にあわせて民間宗教者を呼ぶという。

『日次紀事』では、これらについて、盆の踊りと同じ項目のなかで説明していることから、黒川道祐は、盆の行事として同類のものとして考えていたと思われる。つまり、踊りがもともと念仏を母体とし、踊念仏へと展開したものであること、盆に祖霊を祀るために念仏や囃子を行っているということを示しているのであろう。

他 ○自^リ十四日^ニ至^テ晦日^ニ入^レ夜^ニ大人小兒街頭^ニ催^シ踊躍^ニ或^ハ又各催^シ同列^ニ到^テ所^ノ相知^ル之家^ニ而大^ニ為^ス踊躍^ニ是^ヲ謂^フ懸躍^ト其^ノ所^レ被^ル掛^ケ之家再^ヒ催^シ踊^ヲ往^テ而酬^レ之^ニ是^ヲ称^シ返^ト又入^レ夜^ニ民間請^シ僧^ヲ使^シ擊^テ六斎太鼓^ヲ或^ハ歌念仏^或説経

解任^レ意^ニ而請^ス之^ヲ

子供の仮装の踊り。子供たちの踊りには、太鼓、団扇、大小の木刀、三尺の手巾、奇特の頭巾、作り鬚、金銀箔の紋所を使用し、これらは市場で売っているという。木刀は、柄に梅花皮と呼ばれるエイの皮が張ってあるもので、しっかりした造りのものらしい。三尺の手巾、奇特の頭巾の詳細は不明。作り鬚や、紋付の衣装など、成人した男性の風体を基本とした仮装である。これらが、盆の踊りに共通するものなのか、また独自の演目によるものなのかは、不明である。

他 ○街市売^ル大鼓団扇大小^ノ木刀加伊羅木三尺手巾奇特頭巾作^リ鬚金銀薄^ク紋所等^ヲ是兒童踊躍所^ニ用^ル之具^{ナリ}也

(5) ハネツ踊

江戸後期には、現在の山科区の一部の小野村で、盆に「ハネツ踊」という地蔵巡りの踊りがあった。これは、豊年が間違いないと思われる年に限り、12～13才の男子が7～8人ほどで踊る。17日の夜、醍醐村の一言観音へ奉納かたがた参詣し、その後、22日朝から23日にかけて、六地藏村・上音羽村・桂村・山科郷四宮村・壬生村の5か所の地蔵、若者が小児を連れて参詣し、ハネツ踊も催した。

明治初年頃、はねず踊りの復興が申請された文書が伝わっており、その詳細がわかる¹⁸⁾。

[竹本家文書] 年未詳七月三日

乍^レ恐奉^ニ願^上一口上書

一、当村方従^レ前ハネツ踊ト唱、十二、三

歳計男子供七八人程相揃、年柄ニ寄りてハ、地蔵巡り令^レ申^ニ盆中^ニ、若年成者供催し致し候事共有^レ之候処、十四五年此方年柄モ不^レ宜、中絶致し罷在候処、当年ハ順気も宜く遣哉、豊作之年柄ト奉^レ存候ニ付、村方小前若年之者共大悦仕、夫ニ付従前之通り、ハネツ踊相催候て、来ル十七夜、醍醐村一言観音へ奉納旁参詣仕度、其後地蔵祭ニハ相巡り度由、願出候ニ付、仍^レ之乍^レ恐奉^ニ窺^上候。地蔵巡りト申ハ左通り、六地藏村・上音羽村・桂村・常盤村・御菩薩池村・四宮村、此等ニ地蔵有^レ之候ヲ、老若不^レ限母(毎)年七月廿二日三日参詣仕候事ニ御座候。此内来ル廿二日朝より廿三日両日ニ、右六地藏村・上音羽村・桂村・山科郷四宮村有^レ之候地蔵四ヶ所、其外落(洛)西壬生村地蔵、都合五ヶ所、若年成者共小児相連、右踊ヲ催俵合之ため、参詣仕度奉^レ存候。

尤其砌、道筋順路村之[]て、右踊所望計相願候ハハ、所々にて催しヲ仕度、其外隣村近辺之所、別段所望被^レ願候ハハ、夕方より参り只[]之間[]

[]間、八朔近之所、格別夜深ニ不^レ相成、且翌日 稼之差支被^レ成不^レ申様、決而大業成儀、且物之□ヶ間敷義、決而為仕申間敷、随分質素ニ可^レ仕旨、若か者共え急度申付置候へハ、何卒右願之通、御念ヲ以、御聞済可^レ被^ニ成下^ニ候ハハ、難^レ有奉^レ存候。以上。

七月三日 庄屋

年寄

御出張所

お役人中様

現在、小野の随心院で3月に行われている「はねず踊」は、かつてハネツ踊で歌われていたと伝わる歌詞（小野小町のもとに深草少将が百夜通いをしたことを題材にしている）をもとに、昭和48年（1973）、大橋博氏の作曲、森本博子氏の振付で少女の踊りとして再生し、薄紅色である「はねず」を象徴する梅が咲く頃、つまり3月に行うようになったものである。

（6）盆の踊りとしての燈籠踊

盆の月の踊りは、江戸初期から中期にかけて、7日～15日に少女の七夕踊があり、それとは別に15日～24日もしくは30日の間、念仏踊や題目踊そして燈籠踊があった。

念仏踊、題目踊、燈籠踊は、日程からみても祖霊を迎え、送るための踊りであると考えられる。そこで、燈籠踊が踊られることは、祖霊を迎え、送るための目印としての燈籠との関係をうかがわせる。

5. まとめにかえて

八瀬赦免地踊について、明治期以降の言説を整理したところ、その全貌が明らかになったのは昭和28年（1953）の井上頼壽の報告以降であることがわかった。八瀬赦免地踊の芸能史上の評価は、本田安次らによって、室町小歌の影響が残る音頭、音頭にあわせて風流燈籠が櫓を廻る（燈籠踊）、燈籠踊の合間に余興の芝居が行われる番組構成にあるとされた。音頭衆が登る櫓（座）は、鉄扇節や紅葉音頭が取り入れられた際の名残であると思われるが、それらの節は

八瀬では廃れた。また、昭和5年（1930）に松本佐多によって振り付けられた少女の踊りも、もともと同様の踊りがあったとも伝えられていた。

近世初期には、踊りも燈籠も、盆に祖霊を迎え、送るためのものとして特化されたものであった。すなわち、赦免地踊りで燈籠踊が取り入れられたのは、亡くなった秋元但馬守への報恩感謝を表すもので、盆の燈籠や燈籠踊を意識的に取り入れられたものといって差し支えない。ただ、それがなぜ秋に行われるようになったのかは、未詳のままである。

註

- 1) 八瀬天満宮社の境内社として、秋元社のほか、山王社（祭神・八大龍神）、岩上社（祭神・天武天皇）、八幡社、六折社（祭神・猿田彦神）、幸神社がある。（『京都府愛宕郡村志』京都府愛宕郡、1911年）
- 2) 『京都の祭り・行事―ふるさと伝統行事を伝える』京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会編・発行、2019年、26頁に簡単に紹介している。
- 3) いわゆる三番叟とは、式三番において3番目に上演される猿楽を指す。前半は面を付けずに力強い足拍子が特徴の揉ノ段、後半は黒式尉の面をつけ鈴を振る鈴ノ段の構成。歌舞伎や人形浄瑠璃にも取り入れられ、特に開演にあたって演じられる演目である。八瀬赦免地踊では、通常三番叟とは芸態は全く異なるものの、開演を告げる演目として名前だけが伝えられてきたのであろう。
- 4) 昭和27年3月（第1次）から昭和29年3月（第5次）まで、全国から芸能関係113件、工

芸技術関係46件が選定された。京都市の芸能関係は、壬生大念仏、蹴鞠、閻魔堂狂言(千本)、京都の六斎念仏(吉祥院・桂・久世)、八瀬赦免地踊、祇園祭の6件。(俵木悟氏の御教示による)

- 5)「八瀬赦免地踊」は、昭和58年6月1日、京都市無形民俗文化財(民俗芸能)に登録された。以下、『京都市の文化財—京都市指定・登録文化財』第1集(京都市文化観光局文化財保護課、1983年)に掲載の解説文を引用する。

八瀬赦免地踊は、秋元神社の10月10日の祭りに演じられる芸能で、宝永4年(1707)に山門と八瀬村との間に山堺相論が起こった際、老中秋元但馬守が八瀬村に有利な裁決を行ったことから、この秋元但馬守喬知を祭神とする祠を建て、赦免地祭を行ったと伝えられるところからこの名がある。

この踊りは別に燈籠踊りともいわれるように、中心となるのは切子燈籠である。この燈籠は動物などの図柄を透し彫りにして精巧につくったもので、現在4つの花宿から各2基、計8基が出るのである。

そして、この切子燈籠を頭に載せた女装の男子(燈籠着)8名とその警固役、美しく化粧した少女の踊子約10名、新発意2名、太鼓打1名、太鼓持2名、音頭取の一団が、夜に各花宿から伊勢音頭を囃しながら集まり、行列を整えて秋元神社へ向かう。神社の石段にかかる「道歌」を歌い、燈籠着が境内の台座のまわりを巡り、次いで仮屋の舞台で踊子が「潮汲踊」から「狩場踊」に至る数々の踊りを演じるものである。踊りと踊りの間に俄狂言をはさむ点は古態を示すものであり、また切子燈籠や音頭に室町時代の風流踊りの面影を残して貴重である。

- 6)昭和5年(1930)の『民俗藝術』3巻11号に掲載された八瀬村役場が執筆した「赦免地踊—京都府愛宕郡八瀬村—」に対するK生(編輯者の小寺融吉か)によるコメントに、「赦免地踊の事は、古書にも見えぬ。少くも、つぎねふ、洛陽名所集、京童、京童跡追、近畿歴史記、山城名跡巡行志、京師巡覧集、都名所

草、雍州府志、日次記事にも見えぬ。近年の俚謡集二巻に、愛宕郡の繪子祭燈籠踊歌として報告してあるものは、即ちこゝに掲げた赦免地踊の歌である。」とある。なお、俚謡集二巻とは、大正4年(1915)の高野斑山・竹野紫葉編の『俚謡集拾遺』であろう。

- 7)秋元但馬守が八瀬を巡見に訪れたのは宝永6年(1719)7月4日、老中の連署の裁許状の発給日も宝永7年(1710)7月12日であり、秋元但馬守が逝去した日は正徳4年(1714)8月14日である。

- 8)「去年明治神宮へ奉納の際」とあるので、昭和6年(1931)10月の訪問記であることがわかる。

- 9)昭和27年以降、平成16年までの主な出演記録は以下の通り。昭和34年8月7日、皇太子殿下京都御所御滞在中、大宮御所の御庭にて御覧に供する。昭和39年10月18日、オリンピック東京大会芸術展示「民俗芸能大会」上野文化会館において出演。昭和41年11月7日、皇太子同妃両殿下、京都御所御滞在中、御旅情をお慰めするため大宮御所の御庭にて御覧に供する。昭和45年3月15日、万国博覧会「民俗芸能大会」に選抜され、大阪府千里ヶ丘会場において出演。昭和61年11月22日、第1回国民文化祭(「NHK」)に出演。昭和63年7月30日、瀬戸大橋開通記念式典に出演。平成16年8月21日、天皇皇后両陛下京都行幸啓の折、京都御所の中庭において天覧に供する。(八瀬郷土文化保存会提供)

なお、近年では平成30年3月15日、下賀茂神社での奉納がある。

- 10)本田安次『本田安次著作集 日本の傳伝統藝能 第13巻 風流IV』錦正社、1996年に所収の「八瀬の赦免地踊」より。
- 11)昭和41年(1966)の日本放送協会編『日本民謡大観(近畿篇)』(日本放送出版協会)に、「赦免地踊(山城国愛宕郡八瀬村)」として「道歌」「汐汲踊」「狩場踊」「茶摘踊」「忍び踊」の5曲を採譜し掲載している。また、その解説文も充実した内容である。
- 12)平成29年(2017)に改定出版された『秋元家の歴史と文化—館林藩最後の城主 改訂版』



註12)「赦免地縁起」(撮影・館林市教育委員会文化振興課)

- (館林市教育委員会文化振興課)に紹介されている。「赦免地踊縁起書」(29.5×58cm)館林市立図書館蔵。
- 13) 水尾では重要無形民俗文化財「京都の六斎念仏」のひとつ「円覚寺六斎」が伝承されている。8月7日、円覚寺(浄土宗)の前に高さ10mほどの棹を立て、燈籠1基を吊る。燈籠を片付けるのは8月31日で、その間、毎晩住職が灯す。燈籠はオショウライ(祖霊)が帰って来る目印であるという。近年は7日、31日を基本としながらも、人手を確保しやすい土日曜日に作業をしている。六斎念仏は、8月14日、16日、地蔵盆に行っているが、かつては8月7日と31日にも行っていた。(2015年8月調査)
- 14) 着綿(きせわた)とは、重陽の日に、菊の花に黄色の真綿を載せ、翌朝に朝露を含んだ真綿で体を拭うという習俗。また、その真綿のことを指す。
- 15) 大坂の東西本願寺とは、西が本願寺津村別院(北御堂)、真宗大谷派難波別院(南御堂)である。
- 16) 「お仏壇のまごころ」(福岡県大川市の仏具店のブログ <https://ameblo.jp/magokorookawa/entry-11567000754.html>)より「切り燈籠の納入例③」(2013年7月10日付)を参照。
- 17) 岡田裕美「物質文化としての盆灯籠—広島市とその周辺を事例として—」(2015年3月29日、京都民俗学会第276回談話会(第2回修論報告会))
- 18) 京都市編『史料 京都の歴史 11 山科区』(平凡社)より。資料番号 [小野村—51]。

参考文献

1886・1887 「町村沿革取調書 愛宕郡八瀬村」(京都府立京都学・歴彩館蔵)

1911 湯本文彦著 京都府愛宕郡役所編『京都府愛宕郡村志』京都府愛宕郡(1970 大学堂書店より復刻)

1930 八瀬村役場「赦免地—京都府愛宕郡八瀬村」『民俗藝術』3巻11号(神事舞解説)

1935 小堀徳子「八瀬赦免地祭を見る」(小堀徳子『山居』人文書院)

1953 井上頼寿「赦免地踊」『京都郷土藝能誌』京都市役所

1975 「八瀬赦免地踊」『京都の民俗芸能』京都府教育委員会編・発行

1977 『八瀬校百年史』八瀬小学校創立百周年記念事業実行委員会

1979 「秋元神社」『日本歴史地名大系 27 京都市の地名』平凡社

1983 「八瀬赦免地踊」京都市文化観光局文化部文化財保護課編・発行『京都市の文化財 第

一集』

- 1988 京都市編『史料京都の歴史 11 山科区』平凡社
- 1996 本田安次「八瀬赦免地踊」(本田安次『本田安次著作集 日本の傳伝統藝能 第13巻 風流IV』錦正社, 1996)(調査年は1964年)
- 2000 『叢書京都の史料 4 八瀬童子会文書』
- 2012 沼田愛「学外実習調査報告—八瀬の赦免地踊の組織の現況」『アジア文化史研究』12号
- 2012 梅木喜寛「京こよみ・秋 八瀬赦免地踊」『京』vol.173(日本新薬)
- 2014 福持昌之「八瀬天満宮社例祭」『京都 剣鉾のまつり調査報告書2 民俗調査編』京都の民俗文化総合活性化プロジェクト実行委員会
- 2017 『秋元家の歴史と文化—館林藩最後の城主改訂版』館林市教育委員会文化振興課
- 2019 『京都の祭り・行事—ふるさとの伝統行事を伝える』京都ふるさと伝統行事普及啓発実行委員会
- 2019 石井久美子「四季彩祭 10月13日 八瀬赦免地踊り」『スタイルアサヒ』Vol.120

映像・音声資料

- 1982 『八瀬赦免地踊』〈16mmフィルム, 15分, 京都映画社制作〉(京都市文化観光局)
- 2006 「八瀬赦免地踊」〈DVDビデオ, 4分〉(『左京を彩る伝統絵巻』京都市左京区役所区民部総務課)
- 2014 『八瀬赦免地踊 普及啓発編』〈DVDビデオ, 34分, CNインターボイス制作〉(京都市府文化遺産活用事業推進実行委員会)

付記

本稿は、平成26年(2014)のDVDビデオ『八瀬赦免地踊 普及啓発編』の製作に当たって収集した資料を中心にまとめたものである。その成果として、平成28年(2016)9月10日のアスニー京都学講座「八瀬赦免地踊—一霊を祭る燈籠と踊り—」(京都アスニー)で報告した。なお、京都学講座の当日は、八瀬郷土文化保存会の協力を得て燈籠の展示も行うことができた。関係各位に対し、深く感謝申し上げる。

ふくもち まさゆき
福持 昌之 (文化財保護課 文化財保護技師(民俗担当))

京都市指定名勝中井家の庭の築造過程と地割構造の解明

今江 秀史

はじめに

平成26年(2014)3月に京都市の名勝指定を受けた中井家の庭(左京区)は、明治から大正時代にかけて活躍した実業家政治家、4代目中井三郎兵衛(1851-1932/写真1)の隠居所に伴って築かれたものである。同家では、この隠居所の築造における、庭と建築の領収書が保存されてきた。また平成27年度以降に実施した修理などと相まって、指定時には詳らかではなかった庭の築造過程の一端が明らかとなった。

本文では、名勝指定に係って調査した同庭の成立背景と現況分析に加えて、前述の領収書(写真2)の調査、修理記録に基づいて、その築造過程と地割構造の解明を行うものである。なお同庭は、個人住宅に伴うものであり、非公開である。



照小歳七十七士磨臨部

写真1 4代中井三郎兵衛(慈眼)肖像

1. 中井家の宅地(中井家岡崎新別邸)の成立背景

中井家の庭を創設した4代中井三郎兵衛^{1) 2)}は、河内国(現在の大阪府南東部)の小原家に生まれ、3歳のときに古くからの親戚であった京都の中井家の養嗣子となった。実子と同然に育てられた4代三郎兵衛は、13歳の時に、先代の三平(1821-1899)³⁾に引き続くかたちで「三井越後屋呉服店」に仕えることになった。

17歳になった4代三郎兵衛は、呉服店を辞めて、家業の越三(えつざん)商店(東洞院通三条西入ル)に入り、紙業に従事することになった。20歳の時には、家を継ぎ三郎兵衛を襲名した⁴⁾。越三商店とは、初代から三井家に勤めた中井家の功績が認められ、弘化2年(1845)に、同家からの暖簾分けをもって、三平が開いた和紙専売の紙商のことである。嘉永年間には、京都



写真2 中井家新別邸領収書(一部)

で名の通った紙商へと成長を遂げていた。なお三平の名は、大阪府枚方市と八尾市にある紙加工の会社・三平興業株式会社の社名として残されている。

4代三郎兵衛は、京都府が明治9年に桂川沿いで建設した、梅津製紙場の御用係に任ぜられ、洋紙の販売に注力することになった。次第に業務量を広げた越三商店は、明治14年に合名会社中井商店となった。その翌年には、東京の王子製紙との代理店特約を結び、その製紙の販売を一手に引き受けるほどの成長を遂げた。なお、中井商店は、現在の日本紙パルプ商事株式会社の発端となったことでも知られる。

事業と平行して、4代三郎兵衛は、明治14年5月からの2年間と同21年からの3年間に府会議員、明治34年に市会議員を務めた⁵⁾。市議会では、東山公園構想とそれに関わる円山公園の改修について多くの発言をし⁶⁾、その職を辞した明治時代の末期から大正時代にかけては、京都東山に公共的な事業として道標や石碑(写真3)、祠を設け、登山道を開いた⁷⁾。



写真3 東山登山道(伊藤博文顕彰碑)

晩年は慈眼と名乗り(以下、4代中井三郎兵衛については、慈眼とする)、藪内家十代休々斎・竹翠紹智宗匠に入門して茶の湯を嗜んだ⁸⁾。また八坂神社や清水寺、青蓮院などの氏子・檀徒総代も務めた⁹⁾。

次に中井家の宅地の成り立ちについて示す。紙業で財を成した慈眼は、明治39年(1906)、京都岡崎に居然亭(きょぜんてい)と称する別邸を設けた(図1)。もともと居然亭とは、江戸時代の後期に「風雅のパトロンの立場にあった京都の豪商で画、連歌をよくした」¹⁰⁾と伝わる、世継寂窓(よつぎじゃくそう/不明-1843)が寛政年間頃に築いた別荘であった(図2)。

当該の土地は、明治維新後の一時期に、医者・漢学者であり桂宮令・宮内省官吏を務めた、宇田淵(うだえん/1827-1901)



図1 岡崎中井別邸之図
(徳力富吉郎, 昭和15年)

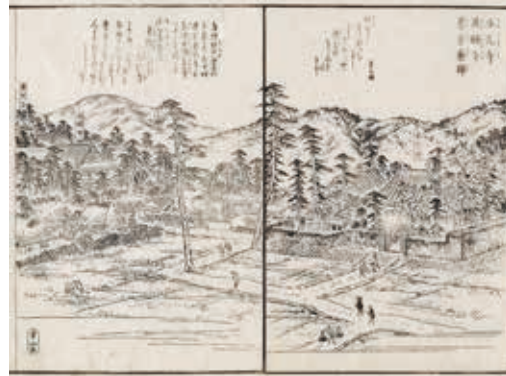


図2 本光寺, 満願寺, 蓼蔵薬師
(『花洛名勝図会』より転載)

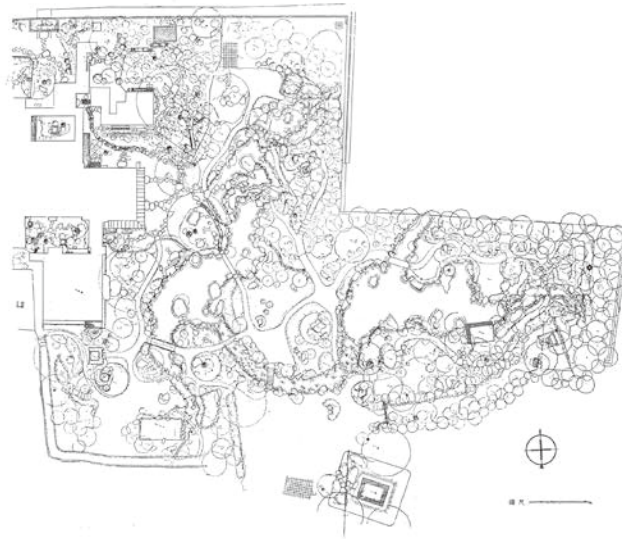


図3 居然亭の庭 平面図（『日本庭園史大系』より転載）

の居宅となった¹¹⁾。その後、中井家の所有地となったのは、明治30年代である。

世継寂窓から宇田淵に引き継がれた居然亭は、慈眼の取得後、どの程度残されたのか詳らかではない。いわゆる中井氏居然亭については、建築を上坂浅次郎、庭を川崎熊三郎と七代目小川治兵衛（植治）が手がけたと伝わる¹²⁾。慈眼の伝記である『かたばみ草』には、明治39年の「三月七日降雪あるの日岡崎別荘上棟式をなす」とあり、同年の9月18日には「山縣公外八名岡崎別荘に御招待」と記されている¹³⁾。

慈眼は、政財界に留まらず、文化人や仏僧など幅広い交友関係を築いた。彼は、それらの人々を居然亭に招いて、茶事や宴会法要などを催した（図3）。明治44年3月に慈眼夫妻は、東洞院通三条の本宅から居然亭へと移住した¹⁴⁾。その後、居然亭の南東側に「中井家岡崎第二別邸」と称して築造された隠居所が現在の中井家の宅地（以下、新別邸とする）である。それは、迎賓機能を備えた別邸が近傍にありながら、本格的な茶事を行うことができる造りとされ

た。なお、居然亭は、昭和41年（1966）に実業家らへ譲渡される際、分解され一部は除却された。その過程で、中根金作（1917-1955）の助言などがあったことにより、部分的に現存している¹⁵⁾。

大正4年（1915）の中井家執事宛に提出された「中井家新別邸領収書」（以下、「領収書」とする）によると、新別邸の庭は、7代目小川治兵衛（植治）、建物は、上坂浅次郎の手がけたものである。庭の工事は、同4月27日に終わられた。慈眼は、同年11月の時点で、新別邸に移る意志があったようだが¹⁶⁾、竣工の後も住まれる機会がないまま貸家となった。第2次世界大戦後には、中井家へ返却され、個人住居として現在に至る¹⁷⁾。

2. 「領収書」の概要と分析

（1）概要

先述の「領収書」とは、当時の中井家の執事が、新別邸（現・中井家の宅地）の建設に従事した複数業者が発行した領収書

を、月ごとに整理して封筒に納めたものである。同家では、それを100年以上の間、保管してきた。これまで、その存在は知られてこなかったが、名勝指定の後、京都市に情報提供された。「領収書」には、庭を含む住宅の成立に関する多様な事項が含まれている。本節では、同家の許可を得て、「領収書」のうち庭造りの範囲（以下、「領収書（庭）」とする）についてのみ、概要を示す。

「領収書（庭）」は、植治が作成したものであった。体裁としては、大正4年1月29日から2月23日までの支払いに関する「大正4年2月28日締」と、同年2月24日から3月28日までの「大正4年3月31日締」、同年3年29日から4月27日までの「大正4年4月30日締」の3袋からなる。

その記載内容は、庭工事にかかった人工

数と材料である（表1、2）。工事期間は、大正4年1月29日から4月27日までの約3ヶ月間であった。そのうち休日は、雨天の3日を含む5日であった。

総人工数は、547人であり、実働は84日間であった。1日当たりの稼働は、平均すると6.5人であった。人工の記載には、「朝出」という追記がなされている日があった。それらの数値は、いずれもほぼ人工数を下回っており、「特別に朝早くから仕事にかかること」（『大辞林 第3版』）を意味していると考えられる。

1日の人工数が10人を越える時期は、2月13日から3月12日までの約1ヶ月間である。この時期の後半は、集中して朝出となっている。また4月3日から最終日までの1ヶ月弱の間は、途切れることなく朝出が続けられた。

材料については、購入の時期と材料名、

表1 新別邸の庭の築造に係る人工一覧

大正4年2月28日締 請求書					大正4年3月31日締 請求書					大正4年4月30日締 請求書					
年	月	日	人工(人)	備考	年	月	日	人工(人)	備考	年	月	日	人工(人)	備考	
大 正 4 年		1	29	3.5		大 正 4 年		2	24	10	大 正 4 年		3	29	—
		30	7	25				10	30	4					
		31	10	26				1	31	3					
		2	1	1				27	12	4			1	3	
		2	10	—				28	10	2			2	4	
		3	10	—				3	1	3			4	朝出壹	
		4	—	雨天				2	—	雨天			4	2	朝出壹
		5	4.5	—				3	12	5			5	朝出貳	
		6	8	—				4	10	6			4	朝出参	
		7	9	—				5	9	朝出四ツ			7	—	朝出壹
		8	8	—				6	10	朝出六ツ			8	7	朝出参
		9	0.5	—				7	9	朝出八ツ			9	6	朝出貳
		10	8.5	—				8	5	—			10	6	朝出貳
		11	9	—				9	9	朝出七			11	1.7	朝出貳ツ
		12	7.5	—				10	10	朝出七			12	1	朝出壹
		13	11	—				11	10	朝出七			13	5.5	朝出四
		14	10	—				12	10	朝出七			14	7.3	朝出
		15	10	—				13	0.5	—			15	6	朝四
		16	8	—				14	9	出五ツ			16	6.5	朝四
		17	8	—				15	7.5	出四			17	5	朝四
		18	8	—				16	2	—			18	3	朝貳
		19	—	雨天				17	8	—			19	2	朝壹
		20	10	—				18	7	—			20	8	朝貳
21	6	—	19	7	—	21	4	朝貳							
22	8	—	20	5	—	22	3	朝参							
23	7	—	21	5	—	23	7	朝四							
小計 182.5 人				22	6.5	—	24	6.5	朝四	小計 134.5 人					
					23	1	—	25	6	朝四					
					24	4	—	26	7	朝参					
					25	4	—	27	7	朝参					
					26	5	朝出貳								
					27	4	—								
					28	4.5	—								
					小計 230 人										
														合計 547 人	

数量，単価，金額が記載されている。材料の購入が初めて記載されるのは，2月21日であった。材料の項目をとりまとめ，記載順に挙げると以下の通りとなる。植栽や地被植物としては，杉・苔（杉苔・地苔）・檜（檜苗・小檜）があった。工作物の材料などとしては，小竹（竹・白竹），棕櫚縄・マセ竹，ワラビ縄があった。石材としては，飛石・コンクリト石・畳石・ゴロ石・鴨河石があった。土砂等としては，砂利（並砂利・深草砂利）・石灰があった。なお「伊豫二世」の意味については，不明である。

(2) 分析

「領収書（庭）」の記述だけにしたがえば，中井家の庭は，大正4年1月29日に施工が開始し，同4月27日には工事が終わったことになる。そのことについては、『かたばみ草』で言及されていない。

土工事などの重労働は，まだ重機が使われていない時代であることを念頭に置けば，1日の人工数が10人を越える，2月の半ばからの約1ヶ月間に，行われたものと考えられる。大正時代の初期と現代とでは，社会背景が大きく異なるため，庭造りに伴う職人の稼働日数を比較することはできない。ただし，名勝指定範囲の763.55㎡を参考数値として，547人工が投入されたことは，近代京都の庭造りに必要とされた日数と人数の指標となる。

実働の84日間に対して，休みが雨天を含む5日間ということ，休日は2週間に1度以下であったことになる。一方，4月3日から最終日までの1ヶ月弱の間，途切れることなく朝出が続けられていたことは，4月末にまでの竣工を目指していたことと関係しているとみられる。まだ日の出が遅く，日暮れが早い3月はじめから朝出

表2 新別邸の庭の築造に係る材料一覧

大正4年							
月	日	購入材料	単位	数量	単価	金額	備考
2	21	杉(7尺もの)	本	30	-	-	
		飛石	個	4	-	-	
		小竹	束	1	-	-	
		シュロ縄	口	20	-	-	
23	杉	本	30	-	-	うち大5本、中25本	
3	10	コンクリト石、棕櫚縄	車	3	1圓20銭	3圓60銭	
		棕櫚縄	口	5	24銭	1圓20銭	
		畳石	個	55	3銭	1圓65銭	
		マセ竹(6寸9)	束	1	1圓30銭	1圓30銭	
		並砂利	車	2	60銭	1圓20銭	
		石灰	俵	4	35銭	1圓40銭	
	16	杉苔	俵	10	14銭	1圓40銭	
	17	杉 8尺	本	40	80銭	32圓	
		杉苔	坪	20	7銭	1圓40銭	
		小竹	束	1	1圓40銭	1圓40銭	
		シュロ縄	口	10	8銭	80銭	
	22	石灰	俵	5	35銭	1圓75銭	
		砂り	車	2	60銭	1圓20銭	
	26	杉 6尺	本	30	-	-	
	27	苔 貳坪入	俵	20	14銭	2圓80銭	
	4		檜	本	102	12銭	12圓50銭
10		ワラビ縄	口	38	10銭	2圓80銭	
13		深草砂利	車	1	1圓80銭	1圓80銭	
		石灰	俵	3	30銭	90銭	
14		杉 345尺	本	25	20銭	5圓	
15		並砂利 石灰共	-	-	-	1圓30銭	
16		伊豫二世	-	20	7銭	1圓40銭	
		檜苗	本	5	5銭	25銭	
		ゴロ石	個	200	3銭	6圓	
		鴨河石	個	50	10銭	5圓	
17		小檜	本	60	30銭	48圓	
		地苔	坪	5	1圓40銭	7圓	
		棕櫚縄	口	10	8銭	80銭	
21		深草共石灰	俵	2	1圓20銭	2圓40銭	
		〃	車	2	1圓80銭	3圓60銭	
26		並砂利 石灰	俵	5	2圓10銭	42銭	
28		白竹	本	4	-	25銭	
	長六尺六分 竹	本	3	-	8銭		
	長五尺 竹	本	15	-	70銭		

をするということは、竣工が急がれていた可能性が認められる。これらのことから、職人らは冬期から春先にかけても多忙を極めていたことが知られる。

材料については、付近に居然亭があったことを、念頭に置く必要がある。すなわち、居然亭に材料の余剰や在庫があった可能性があるため、工事の開始から2月21日までの間、縄張りや造成工事だけが行われていた訳ではなかろう。「領収書（庭）」に記載された項目と、庭の現況を照合しても、例えば石像品やソメイヨシノ、イロハモミジが掲出されていないように、庭は、購入材料だけで造られたわけではないとみられる。

ところで、新別邸の地盤造成については、不明なところがある。第4節で後述するように、中井家の宅地は、元は傾斜地であった土地を平坦にするよう、大きく地盤造成されている。また、中井家の庭に流れる水は、元来、居然亭のために琵琶湖疏水の分線より引かれた専用の給水管から分配されている。つまり、建築の基盤と庭を通る管渠の高さは、接道などを含む立地条件

から導き出されたことになる。さらに、宅地の南端にあり、0.75m四方・深さ1.7mの規模を持つレンガ造の人孔（マンホール）2基は、造成工事と同時でしか成立することができない。

これらのことからみると、新別邸の地盤造成は、同土地を取り巻く諸条件を考慮して設計されたものであり、同時に大掛かりな水道工事を伴うものであった。引いては、工事の開始から2月21日までの24日間の庭仕事は、準備工や下地造りだけではなく、地盤造成と同時に行われていた可能性がある。したがって、中井家の庭造りに関しては、宅地造成の設計、土木工事、水道工事、建築の専門家が関与していたものと推察される。

3. 庭の構成

現況の現地見分に基づき、中井家の庭の構成を分析し、記述する。

その敷地は、西寄りの中央付近に位置する主屋と土蔵を中核とする（図4）。西面に開く表門を軸として反時計回りに、表門



図4 中井家の庭 実測平面図

庭、玄関庭、南庭、東庭、露地、稲荷社廻りの庭、中庭、離れ廻りの庭が配されている(図5)。名勝指定の対象は、玄関庭、南庭、東庭、露地、稲荷社廻りの庭である。植栽樹木には、築山や流れに沿ってアカマツやイロハモミジ、ツバキ等、外縁部にアラカシやスギ、低木にはアセビやサザンカ、モチツツジなどがある。

5尺程度の奥行をもつ表門庭を介して表門より入ると、内玄関と本玄関に面した玄関庭(写真4)に至る。砂利敷を基調とした玄関庭には、クロマツ、アラカシ、ウバメガシなどが建物と板塀の周りに植えられ、外景を緩やかに遮蔽している。表門と本玄関をつなぐ通路は真黒石による石畳、内玄関への通路は切石敷となっている。南庭との境にある庭門との間は飛石で連絡しており、その東脇には井戸が設けられている。

東西に細長いつくりの南庭(写真5)は、主屋南側にある居間と特徴的な形状の縁先手水鉢を備えた便所並びに座敷に面している。敷地の南端に沿っては、名勝指定の時点では水が途絶えていた滝と、水路を伴う小高い築山が築かれ、その周囲には園路が巡っている。

主屋の東側に展開する東庭(写真6)は、平行する流れと築山を主体とし、双方を縫うように幾条もの園路と沢飛び石が小気味よく配されている。築山上には、周囲に石が積まれた給水口が設けられ、園路の分岐点など要所に景石が据えられている。分散配置された層塔や石燈籠の中には、居然亭が売却された際に移設されたものがある¹⁸⁾。



図5 中井家の庭形態概念図



写真4 玄関庭



写真5 南庭



写真6 東庭

流れの水は、離れの西側から流入し、流れ蹲踞を経て2つの流れを合わせ、開放的な座敷の東隅に至って池状に広がる。池中に据えられた座敷の束石を回り込み、石橋を潜った流水は、南庭の築山裾部の中央付近で、かつては西側から流入していた滝の水と共に排出される。

この水は、後述するように、鹿ヶ谷付近の琵琶湖疏水分線から引かれたものである。疏水の水の一部は、現存する旧居然亭の領域に一旦流入した後、中井家の庭や市指定名勝白河院庭園¹⁹⁾へ分配されている。

露地(写真7)は、茶室に袴付と腰掛待合を併設した実用に応じた造りであり、周囲とは低い築山と生垣によって仕切られている。露地内には、燈籠と蹲踞手水鉢が備



写真7 露地



写真8 稲荷社廻りの庭

わり、枝折戸と躡口との間を細やかな飛石と石畳で繋いでいる。茶室に用いられている柱材は、コブシ、アカマツ、北山杉と様々である。

稲荷社廻りの庭(写真8)は、東庭と露地の北側に接し、かつて堀川通二条にあった三井本家京都屋敷から移設されたと伝えられる社を中心とする²⁰⁾。南方は、鳥居と両脇に狐の石造品を伴う砂利敷の参道を開き、西方には庭門が設けられている。

岡崎・南禅寺界限は、これまでの文化財指定等や調査の蓄積により、全国の政財界人らが別邸を構えた地域として著名である。その中で中井家の庭は、京都在住の実業家によって営まれ、個人住居として継承されている、希少なものとして位置づけられる²¹⁾。

4. 修理を通して知られる 庭の地割構造

中井家の庭は、名勝指定を受けた平成26年(2014)の時点で、大正4年(1915)の築造より、約百年の年月が経過していたことになる。その間も、継続的に維持管理がなされてきたが、部分的には毀損が生じていた。名勝指定の後、所有者と協議を重ねた結果、断続的に毀損箇所の修理等を行うことになった。

修理業者は、京都市内で文化財に指定等された庭の修理実績がある3社による、現地確認に基づき、相見積もりの提出を受けて、所有者が決定した。以下、平成27、29、30年度に実施された修理事業の概要を示す。平成30年度の施工については、

恒常的に維持管理を行う業者が担当した。なお、これら事業は、京都市文化財等保護事業補助金の交付を受けたものである。

(1) 平成27年度(2015-2016) 修理

平成27年度の修理事業は、排水機能の回復、滝の通水の回復、稲荷社廻りの庭における表面排水の改修を目的とした。

1) 修理の契機

中井家の庭では、池の排水口が、南庭の南端の中央付近に設けられている(写真9)。排水口から池水を外部へ排出する管渠の通水は、長らく不順となっていた。それにより所有者は、大雨の度に、池の水があふれ出す危険性を感じていたという。それは、平成25年9月16日に京都に最接近した台風18号が、史上初の大雨特別警報が発令されるほどの暴風雨をもたらしてから、時期を隔てていないため、なおさらのことであった。

池の水があふれ出ると、築山の土が、コケなどの地被植物もろとも流出するなど、庭の毀損を誘引する。さらには、名勝指定範囲外ではあるが、建築にも影響を及ぼす

ことになる。そこで、池の水の氾濫による毀損の予防を兼ねて、排水機能の回復を目的として修理をすることになった。

中井家の庭には、3箇所の滝(北から南側にかけて、一の滝〔写真10〕、二の滝〔写真11〕、三の滝〔写真12〕と称する)が設



写真10 一の滝



写真11 二の滝



写真9 排水口/池の流末



写真12 三の滝

けられており、そのうち南庭に所在する三の滝は、長期間に渡って不通となっていた。三の滝は、住居に最も近い位置にあるため、かつて滝水の落ちる音が屋内でよく聞こえていた。所有者にとって、その音が聞こえなくなったことは、寂しいものであり、気にかかっていたという。後述するように、前述の排水機能の回復を行うためには、築山の掘削をする必要があり、自ずと三の滝の給水管にも抵触するため、その修理も併せて行うことにした。

中井家の庭では、露地から南側の範囲の雨水を園路上で表面排水する仕組みとなっている。その一方で、流れより上方（北側）にある稲荷社廻りの庭は、うまく雨水処理ができない状態であった（写真13）。それにより、近年増加しているゲリラ豪雨の発生時には、水が引くのにかなりの時間を要するほど、庭内が湿潤状態となり、日々の使用に支障が生じていた。そこで、雨水の排水を良好にするための改修をすることになった。

2) 事前の検討

中井家の庭には、開渠の流れと暗渠の通水管が並行して設置されている（図6）。

開渠の流れは、露地の東側に流水口（写真14）を置き、表出した水は、南側に流下する。流れは、主屋の南東角の辺りで池となり、その南側でオーバーフローにより、東から西側に向けて排水される。一方、暗渠の通水管は、東庭の中央東寄りに位置する一の滝、南庭の池の北東にある二の滝、三の滝を繋いでいる。一の滝と二の滝の水は、流れに吸収されるが、三の滝の水は、



写真13 稲荷社廻りの庭の西側



写真14 流入口

西から東側に向けて排水口へと流れる。つまり排水口は、東側からの池水と西側からの三の滝の水を両面で受けていることになる。

排水口に入った水は、暗渠管を通じて東側の人孔へと至り、南側の敷地外へ排出される。所有者への聞き取りによると、排水管については、これまで一度も手が入られたことがないという。中井家の庭が築造された大正4年の時点では、暗渠に陶管が使われていたことが予想された。その場合、通水が不順となる原因としては、陶管のつなぎ目に樹根が入り込んだり、何らかの外圧を受けたりすることによって、ひび割れが生じ、漏水したことが考えられる。

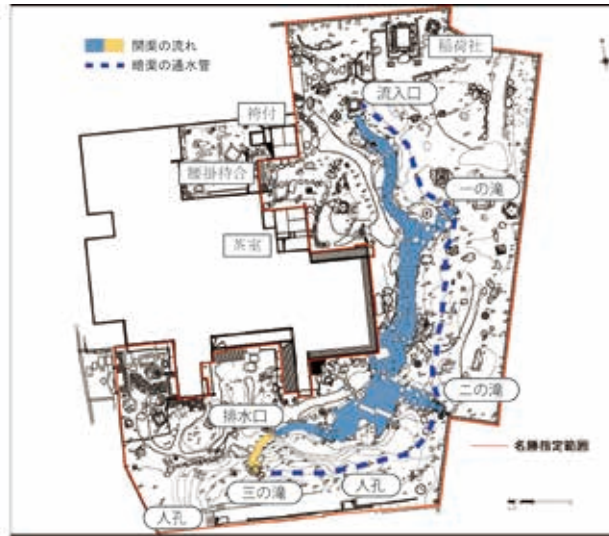


図6 開渠の流れと暗渠の通水管の関係

仮にそうであれば、修理の手法としては、高圧洗浄、もしくは既設の陶管内に口径の小さな塩化ビニール製の管（以下、塩ビ管とする）などを挿入する簡易なPIP（Pipe in Pipe）工法、さらには暗渠の上部から開削して管をすべて新しいものと取り替える、入替工法が想定される。

高圧洗浄は、土砂が詰まっている管を通す場合などに、適した手法である。しかし100年以上前に設置された陶管に対しては、高圧の水で毀損を誘引する恐れがあるとともに、樹根が詰まっている場合には、効果が期待できない。

PIP工法の利点は、施工が容易であり、工事により庭を傷めないで済むことである。しかしながら、管径が狭まることによって排水量が減ること、陶管が曲がっていたり、管が土砂や樹根で詰まっていたりすれば、新しい管が挿入できないという、欠点がある。陶管が曲がっていた場合には、フレキシブル管を用いることもできるが、給水口から敷地の外部まで管を通じるかは、施工してみなければわからないとい

うリスクを伴う。また、排水量が減ることにより水があふれ出す危険度は、未知数であった。

入替工法は、古い管を更新できるため、排水の不順を解消する点では、最も効果が期待できる。ただし、暗渠管の上部に築かれた約2メートルの築山を、上部から5.2mほどの延長で開削し、一部樹木を撤去しなければならない。立地条件により、バックホウなどの重機が使えないため、人力で根の除去、掘削をする必要がある。掘削後には、築山を復旧する必要があった。つまり工事の規模としては、最も大掛かりで、費用も高くなる。

以上、3通りの手法は、いずれも一長一短であるが、所有者が将来的に長く安心できることを望んでいることから、施工業者との協議の結果、入替工法を採用することになった。

排水機能の回復工事に伴って、築山を掘削するのであれば、二の滝と三の滝の位置関係からみて、暗渠の通水管を確認できる可能性が高い。そこで、三の滝の通水も同

時に回復させることになった。修理手法としては、掘削の際に管の深度と素材を調べた結果に応じて、高圧洗浄もしくは入替工法を選別することにした。

また、排水管と三の滝の修理を検討するために現地見分を行っていた所、二の滝の南方にバルブがあることが分かった。しかし、バルブのハンドルが、固まって回らない状態となっていた。そのバルブの東側の敷地境界には、管口を確認することができ、元来、そこから水が排出できるようになっていた可能性があった。このバルブと管口との関係性は判然としなかったが、機能していないので、修理することになった。

最後に、稲荷社廻りの庭の排水を改善するためには、雨水を既設の雨水枡もしくは流れに導くことが想定される。現地見分によりその経路を検討した所、同庭と雨水枡、流れの間には、延べ石や樹木の根があり、さらにレベル調査をして高低差を確認した所、全域を一括して水を表面排水することができないことが判明した。

レベル調査の結果によると、稲荷社廻りの庭で最も地盤面が低い箇所は、庭門の周辺であった。同庭自体の面積は限定されていることをみれば、庭門の周辺に素掘りの穴を設けて自然浸透させ、既設の雨水枡のレベルを調整するのが妥当であろうということになった。

以上の検討の結果、排水機能の回復には入替工法、三の滝の通水を回復させるためには、高圧洗浄か入替工法、稲荷社廻りの庭における排水の改善には、自然浸透工法と枡、暗渠管の併用をもって、施工を実施

することになった。

3) 施工

排水機能の回復は、工期を2回に分けて実施した。

第1期は、排水口から東側の人孔までの区間とした。排水口と敷地境界の管の出口との軸線上で、築山の溝掘りを行ったところ、およそ1.7mの所で陶管が確認された(写真15)。同時に地表から約50cmの深さで三の滝に通じているとみられる鉄管を確認した(図7)。

陶管同士は、モルタルを用いて接続されていた。陶管には割れている箇所があり、そこから水が漏れ出していたため、管の底部は湿った状態であった(写真16)。陶管



写真15 築山の掘削状況



写真16 陶管の敷設状況

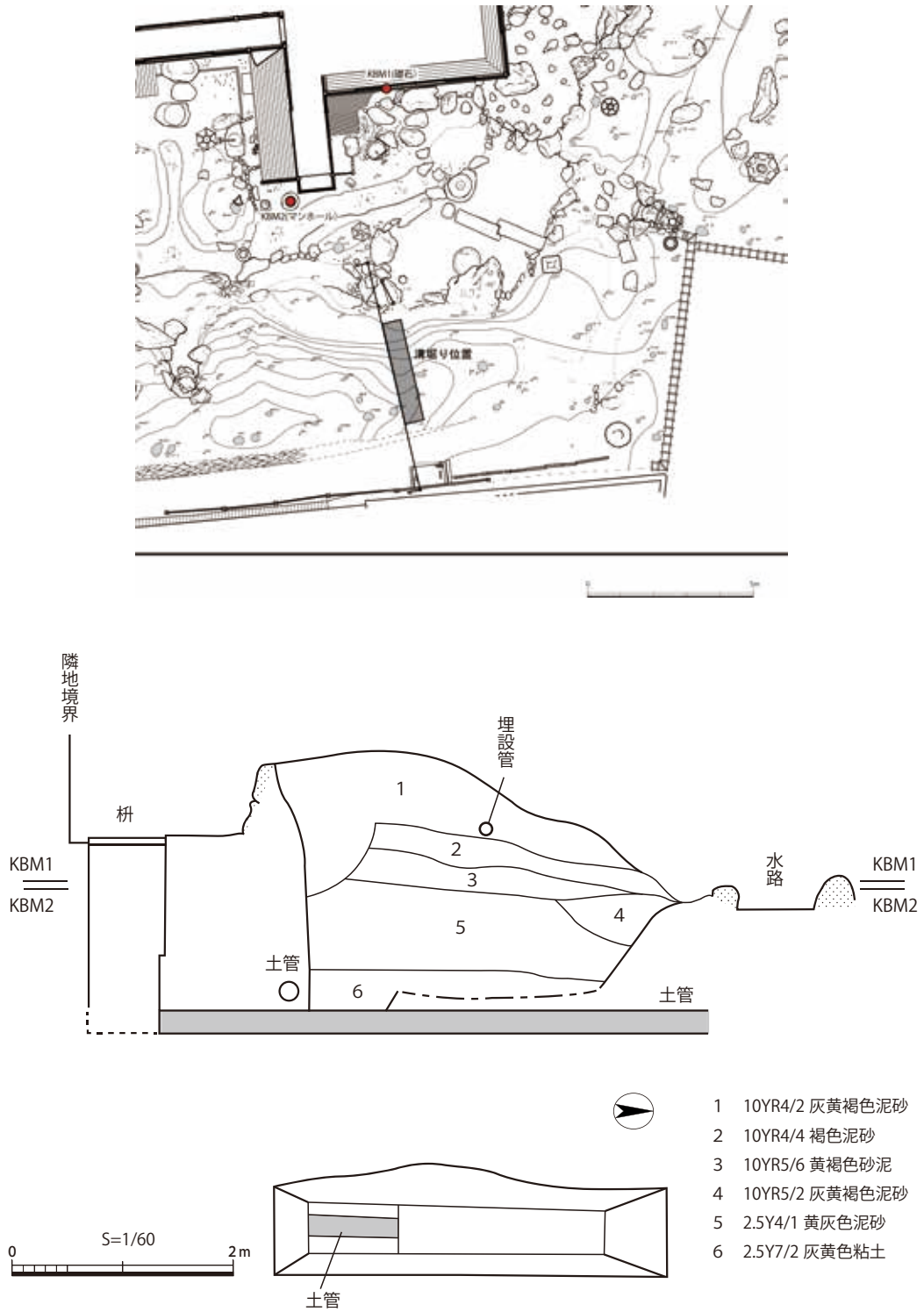


図7 南庭築山の溝掘り(平面図・断面図)
(調査・図面作成：京都市文化財保護課 家原圭太)

は、全て取り出し、塩ビ管V P 200mmと入れ替えた後、その一部を同箇所埋設して保存した。溝堀箇所は、築山用土を用い、版築で埋戻し、地表面を整えて苔を張った。

第2期は、東側の人孔から敷地境界までの区間とした。前述の排水口から人孔までの区間の排水管は、南北に一直線であったが、東側の人孔（写真17）を介して90度東側に曲がり、およそ8m延伸した後、隣地境界の南側に角度を変えて出口となっている。隣地へと流れ出た水は、二条通の地下を通り、最終的に動物園の北東隅の北面に流れる白川へと排水される。人孔と排水口は目視できるため、その延長線上を掘削し、暗渠管の位置を探索した。

その結果、暗渠管の上部の東寄りに階段状に据えられた石と、西面に人孔のものとみられるレンガ積みを確認された（写真18）。これにより、第1期のように上部からの開削により、陶管を取り出して塩ビ管と取り替えることができないことが判明した。そこで、この区間の管については計画を変更し、PIP工法を用いることとした。管の通りが斜め方向にねじれていたため、施工は一筋縄ではいかなかったが、施工者の技術によって、最終的に陶管内へ延長7.6mの塩ビ管を挿入することができた（写真19）。

先述した鉄管は、高圧洗浄を施した結果、水が通じて三の滝の口から水が導出されたものの、水量は少なかった。施工業者がその原因を探った所、3つの滝の排水量のバランスに支障があることが判明した。

中井家の流れと池の水は、鹿ヶ谷通から



写真17 人孔（東側）



写真18 人孔東方掘削状況



写真19 塩ビ管の挿入作業

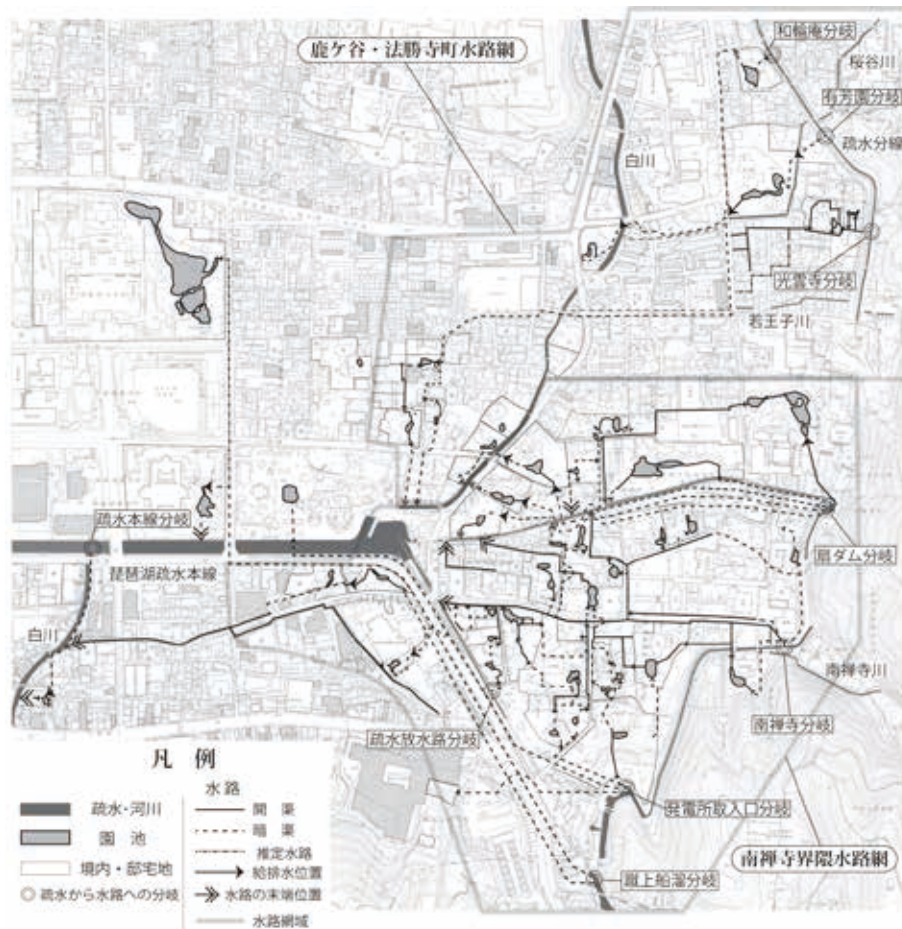


図8 琵琶湖疏水の水路網図(『岡崎・南禅寺界隈の庭の調査』p.43より転載)

冷泉通を通じる専用管を通じて、引かれている。この専用管は、もともと中井慈眼が設けたものであり、「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」を形成している。その水は、中井家にだけでなく、白河院庭園を含む計4箇所の敷地の庭へ水を供給している(図8)。

鹿ヶ谷通と中井家が所在する岡崎法勝寺町との間には、高低差があるため、その区間における流下の勢いによって、滝に水が上昇する仕組みとなっている。2,500分の1の都市計画図によれば、鹿ヶ谷通に所在する琵琶湖疏水の取り入れ口の標高が65.8m、冷泉通の分岐点(52.9m)、中井家の宅地への取入口付近(52.2m)である。

中井家の庭にある3箇所の滝は、いずれ

もこの仕組みが取り入れられている。前述の専用管から最も近い位置にある一の滝は、水の勢い(水力)の影響を直接受けている。その水位がどこまで上がるかを実験した所、滝口から2m以上に達することが明らかとなった。この水力は、3つの滝で分け合うかたちとなっており、一の滝あるいは二の滝までで使い尽くしてしまうと、三の滝まで水の勢いが届かなくなる。つまり逆をいえば、三の滝に水を届けるためには、一の滝と二の滝の水量を抑制しなければならないのである。そこで、施工業者が実験と工夫を重ねた結果、三の池から一定量の水が継続的に流出するようになった。併せて三の滝の流水口、石組みを補修し、

滝の流れ方を調整した。

バルブについては、長年使用されていないなかったせいか、ハンドルが固まって、回らなくなっていた（写真20）。最初は全く動かなかったので、取り替えも検討したが、何とか工夫をして、ハンドルが回るようになった。その後、機能を確認めた所、このバルブを開くと、通常は、開渠と暗渠に通じている水が、東側の敷地外に通じている水路に放出されることが確認できた（写真21）。つまり台風などの大雨の際、池の水が溢れ出る恐れが生じた際などは、このバルブを開放することによって、雨水の反乱を防ぐことができるのである。

稲荷社廻りの庭の排水改修については、庭門の北側の東西に深さ900mmの素堀りの穴を設け、その中に栗石を充填して浸透

枡とした（写真22, 23）。また、庭門の西側については、浸透枡で受けきれない範囲に対して、離れの南東角付近にある既設の雨水枡をレベル調整し、水を導くようにした（写真24）。



写真22 浸透枡の掘削状況



写真20 二の滝南方にあるバルブ



写真23 浸透枡（画面中央の下側）

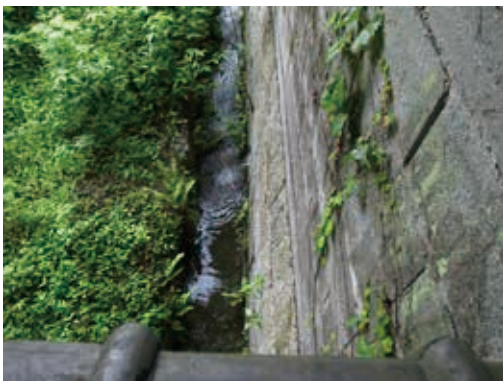


写真21 外部への排出口



写真24 既設暗渠のレベル調整
（手水鉢の踏石の右手が既設の暗渠枡）

(2) 平成29年度(2017-2018) 修理

平成29年度の修理事業は、露地の土間の修理、表面排水の改善を前提した地割りの修理であった。

1) 修理の契機と事前の検討

所有者によると、文化財に指定される以前より、庭の状態について気にかかっていた点が二つあるという。一つ目は、前項で述べた、三の滝の水が不通であったこと、二つ目が露地の地割りが不鮮明になっていることであった(写真25)。

主屋と接続した茶室、袴付を伴う露地は、限られた敷地ながら実用に叶ったものであるが、経年劣化が目につくようになっていた。所有者としては、一つの懸念点であった、三の滝の通水が回復したことをきっかけに、次は露地の修理を希望された。そこで、平成27年度の事業と同じ体制により、露地を中心とした修理を行うことになった。

露地の地割りが不明瞭になっている原因は、現地検分と所有者からの聞き取りにより、表面排水の不良にあることが判明した。東庭と露地との間には丈の低い築山が配されており、それらの境界には、低く刈



写真25 地割りが不鮮明になった露地

り込まれたアラカシが植わっている。東庭から露地への出入りには、築山の高まりがない袴付の北側と、主屋の北東角に設けられた庭門が用いられる。

露地には、ヒノキ・モミジ・アラカシ・アセビなどが、限られた敷地に、高い密度で植栽されている。その影響から、地表の苔が生えていない箇所では、細根がびっしりと生えている様子が明白であった。部分的には、太い根が走り、その周囲に水みちができて、地表の陥没を誘発していた。また、前述の築山に接する東庭の園路の標高が、度重なる砂利の補充によって、露地よりも高くなっていた。その結果、露地内の水が外部に排出できないだけでなく、園路側の水が、露地へ流入する事態を招いていた。

さらに、築山が風雨に晒され続けた結果、表土が低い方へと流出していた。それにより、築山と飛石のチリ(高さ)、地表は、平らかな状態になっていた。その影響で、大雨の後には、露地全体に水が滞留することとなり、浸水が、土間にまで及ぶ場合さえあった。繰り返し雨水に浸された土間は、表面が溶け出していた。溶け出した三和土が乾燥すると、粉末状(シルト)となって、腰掛け待合の奥などに集積していた。

以上の現地検分等の結果から、露地の修理項目は、樹根の整理、露地と東庭の園路のレベル調整、土間の修繕とした。また、庭門の扉が経年劣化していたため、同時に修繕することになった。

2) 施工

工事は、樹根の整理に伴う苔の剥ぎ取りから開始した。露地全面の苔を剥ぎ取り、パレットに移して養生した(写真26)。次に堆積土と細根を除去し(写真27)、築山の安定地盤を露出させた。その際には、旧地盤と安定地盤との高さの差が分かるように、セクションを残した(写真28)。東庭の園路は、積み足された砂利を剥ぎ取り、



写真26 苔の剥ぎ取り作業



写真27 露地内を覆う細根



写真28 苔を剥ぎ取った築山とセクション

露地からの雨水を主屋東側の池の方に導くよう調整した。

土間の輪郭を調査した所、茶室の北側は明瞭であった(写真29)。それに対して、茶室の北東角の躡口付近については、躡石と石畳、延段が複雑に絡み合っており、土間の範囲が不明確となっていた(写真30)。詳しく調べてみると、茶室の北側の土間が黒色のシルトが叩きしめられたもの



写真29 茶室の北側



写真30 茶室の北東角の躡口付近



写真31 三和土の旧態

であるのに対して(写真31), 東側の土間は、黄色みを帯びたモルタル混じりのものであった。

茶室東側の土間と築山の間を表土をみると、一部で開削されたとみられる痕跡があったので、断ち割り調査を行った。その結果、南北方向に通る細い塩ビ管を検出した。この管渠は、茶室の北東門で腰掛待合の方(西側)に曲がっており、同じ箇所にも別の太い塩ビ管が埋設されていることが判明した(写真32)。

それらの塩ビ管は、茶室の北東角にある雨樋の水を受ける排水枡と関係しているようであった。その管路を探索し始めれば、健全な部分まで破壊する可能性があったため、余計な掘削は行わなかった。それでも、茶室の北東角における土間の範囲を不明確にしていたのは、それら塩ビ管の敷設による改修であるのが明白であった。

その改修は、土間の旧状を分からなくさせていただけではなく、茶室の屋根と庭の関係性を、辻褃の合わないものとしていた。茶室の北東角の屋根は角が切れた状態であり、樋が付いていないため、雨水はそのまま地面に落ちようになっている。排水枡は、その雨落ちの部分にあると合理的なのだが、実際はその外側にあった。つまり、雨落ちの部分にあるのは、土間であり(写真33)、雨水で穿たれる状態にあった(写真34)。このまま雨水排水が矛盾を抱える状態にしておくのは、不合理であったが、土間の旧態の痕跡が失われているため、復元も困難な状況にあった。

土間に雨水が当たらないようにすると、茶室の北東角は隅切りの状態となる。管見



写真32 土間の輪郭の調査



写真33 土間と屋根の関係



写真34 雨落ちの確認状況
(写真中央の黄色い糸と重りが雨落ちの位置を示す)

でも、施工業者に相談しても、そのような事例は知られなかった。そこで、大阪電気通信大学教授の矢ヶ崎善太郎氏(当時は京都工芸繊維大学所属)に立ち会いして頂き、茶室の屋根の納まりと土間の関係について助言を頂戴した。その際、泉涌寺の末

寺・来迎院の茶室は、大正11年に上坂浅次郎が手がけたものであり、参考にするよう教示を受けた²²⁾。

最終的には、既存の土間は、外観で見える範囲を除去して、三和土を復旧した。また茶室の北東角は、雨水を避けるために隅切りとした。土間の復旧に当たっては、三和土の耐久性と色目について品質試験を行った(写真35)。その結果、三和土の配合は、いくつかの候補の中から所有者から同意を得て、深草砂利10リットルに対して、普通セメント980グラム、白セメント160グラム、塩焼石灰560グラム、という割合を採用した。旧態の痕跡の調査と、屋根との位置関係から導き出した土間の位置は、白色の水性スプレーで位置出しをした



写真35 土間の材料の品質試験



写真36 土間の位置出し

上で、施工した(写真36)。

土間の修理後、築山に版築で盛り土を施し、養生していたコケを張った。コケの不足分は、園内の一部より移植した。盛り土の高さは、土間と飛び石のチリ、景石の根入れの相関関係に基づいて、設定した(写真37-41)。



写真37 竣工状況(露地北側)



写真38 竣工状況(露地東側)



写真39 竣工状況(露地南側)



写真40 竣工状況（露地北側）



写真41 竣工状況（露地の躰口付近）

（3）平成30年度（2018－2019）修理

平成30年9月4日に京都市に最接近した台風21号は、市内に甚大な被害をもたらした。筆者は、国庫補助事業による災害復旧に際して、清水寺、高山寺、大覚寺、雙ヶ丘などの現地立会をしたが、その傷跡は深く、1年半を経過した現時点でも、復旧は道半ばの状況である。台風21号の影響は、中井家の庭についても例外ではなく、幸い大きな被害はなかったが、樹木の枝折れ等が発生した。それら樹木の中には、腐朽するなど倒木が危険視されるものがあった。そこで、恒常的に維持管理を行う施工業者により、折れた枝の除去と危険木の伐採を行った。

伐採の対象は、稲荷社付近と一の滝の南側にあったソメイヨシノ、露地南側のヒノ

キの計3本であった。三の滝付近では、ソメイヨシノの枝下ろし、アセビの枝折れの除去を行った。

（4）まとめ

以上の修理を通して、庭の地割り構造について判明したことは、以下の通りである。

中井家の宅地は、元々北から南側に下がる傾斜地を造成したものである。それにより敷地の南と東側の敷地の境界に段差ができており、擁壁が施されている。この造成工事により、地盤面をほぼ平坦とした上で、緩やかな勾配による開渠の流れと、造成地盤の中に暗渠の通水管を配している。

暗渠の通水管は、一・二・三の滝の為に用意されたものであり、滝から流れ出た水は、開渠の流れへと吸収される。このような構成は、宅地造成の時点から計画されていなければ不可能であると共に、建物からの眺望と部屋割りとも密接に関わっている。さらに、腰掛待合からは、東山連峰が眺められるなど、建物と工作物の配置と庭の景色は、相互関係となっている。

また、一・二・三の滝の全てから水を流そうとすると、それぞれの水圧のバランスを調整する必要があった。三の滝の水が長らく不通であったのは、管詰まりのせいだけではなく、ある時期に、水圧のバランスが崩れたことによる可能性がある。別の見方をすれば、滝の高さは、水圧のバランスの計算あるいは実験の結果により、割り出されたものと推定される。

庭内の雨水処理には、綿密な配慮がなされていた。稲荷社廻りの庭は、後の改修に

よるものであるため、例外とすれば、庭内の雨水は、主として築山あるいは園路の表面排水が、流れと池に取り込まれる仕組みとなっていた。排水桝は、建物に対するものであり、庭内にあるものは、塩ビ製のものが多く、後付けのものである。地盤造成により、地表の高低差は緩やかなものとなっているため、砂利の量増しや土砂等の堆積により、園路と築山の高さ関係に変化が出たり、むやみに改修をしたりすると、雨水が庭内に滞留することになる。

二の滝の傍に設けられたバルブは、大雨の際に大量に押し寄せた水を、庭の外に逃がす役割があった。中井家の庭に水を供給している「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」は、鹿ヶ谷通の取水口をオーバーフローとしており、それぞれ宅地内に大量の水が入らない仕組みとなっている。しかし、先述した平成25年9月の台風18号のように、400mmの総雨量と暴風を受けてしまうと、大量の水がオーバーフローを飛び越して、宅地へと至る。そこで、バルブで強制的に庭内の水を排出できれば、宅地内が水浸しにならなずに済む。このバルブは、近年、使用できない状態にあったが、大雨の被害を防ぐバックアップ装置として、有用であることが明らかとなった。

5. 結論

これまで、庭の成立の背景や、庭造りに関する領収書の分析、庭の現況分析、文化財指定以降の修理報告など、多面的な情報に基づいて、庭の築造過程と地割構造の解明を行ってきた。その結果に基づけば、以

下の事項が推察される。

中井家の庭の流れと池は、多彩な水の扱いと安全性の両立が念頭に置かれて、設計・施工されている。特に、「鹿ヶ谷・法勝寺町水路網」を利用する庭内の水利用では、水圧や水量が考慮されており、高い土木技術が庭造りの前提条件となっている。明治時代の半ばから昭和時代の初期にかけて築造された数多くの数奇屋住宅と同様、中井家の庭は、建築と一体のつくりとなっている。これらのことから、高い次元における庭造りと土木や建築技術者との共同作業が、優れた見栄えと実用性を兼ね備える庭を実現したものと考えられる。

慈眼夫婦は、最終的に新別邸に住まうことはなかったものの、複雑かつ手の込んだ庭の造りからみれば、終の棲家として不足がないよう、力が尽くされたものとみられる。最後に付け加えれば、現在、居然亭は、残念ながら完全な姿を留めないが、中井家の庭をみる限り、相当高い水準の造りであったと想像される。

おわりに

本文の作成に当たっては、中井家の庭の所有者の皆様をはじめとして、平成27、29年度の施工を担当して頂いた花豊造園株式会社の山田耕三氏、河村知彦氏、羽野文貴氏、同30年度の施工に当たって下さったスミイ造園の住井康伸氏、露地の施工にあたって現地指導を頂いた大阪電気通信大学教授の矢ヶ崎善太郎氏に、多大なる協力を頂きました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

註

- 1) : ルーブル社出版部編, 大日本人物名鑑 巻5の1 : 1922 : ルーブル社出版部, p.1。
- 2) 五十嵐栄吉 : 大正人名辞典 第4版 : 1918 : 東洋新報社, p.890-891。
- 3) 「三平」は, 3代目中井三郎兵衛が次代に名を譲った晩年に号した通称である。初代から3代三郎兵衛については, 『百三十年史』(日本紙パルプ商事株式会社編集・発行 : 1975, p.1-9) に詳しい。
- 4) 中井家編集発行 : かたばみ草 : 1934, p.6。日本紙パルプ商事株式会社編集・発行 : 前掲書, p.6-10。
- 5) 中井家編集発行 : 前掲書, p.121-123。
- 6) 明治39年京都市会議事録 第31号, p.3-7。
- 7) 中井家編集発行 : 前掲書, p.38-39。
- 8) 中井家編集発行 : 前掲書, p.71。
- 9) 中井家編集発行 : 前掲書, p.68-69。
- 10) 改訂新版 世界大百科事典 : 2014 : 平凡社, 「煎茶道」。
- 11) 名園 `居然亭、の身のふり方 : 夕刊京都 : 1968.8.11。
- 12) 重森三玲 : 日本庭園史図鑑 明治大正昭和時代3 : 有光社 : 1936, p.21-22。
- 13) 中井家編集発行 : 前掲書, p.90, 124。
- 14) 中井家編集発行 : 前掲書, p.96。
- 15) 夕刊京都 : 前掲資料。
- 16) 中井家編集発行 : 前掲書, p.100。
- 17) 故・中井正和氏からの聞き取りによる。
- 18) 庭内には, 「岡崎中井別邸之図」(図1) に描写された石造品の一部が, 保存されている。
- 19) 京都市文化市民局文化財保護課編 : 京都市の文化財第21集 : 京都市文化市民局 : 2003, p.26-28。
- 20) 故・中井正和氏からの聞き取りによる。
- 21) 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課・京都造形芸術大学 日本庭園・歴史遺産研究センター編 : 京都市内未指定文化財庭園調査報告書 第1冊 岡崎・南禅寺界隈の庭の調査 : 京都市文化市民局 : 2012。
- 22) 中村昌生 : 茶室夜話444 来迎院の茶室 : 同門 第523号 : 表千家同門会 : 2015, p.10-11。

いまえ ひでふみ
今江 秀史 (文化財保護課 主任 (名勝担当))

京都出土中国産陶磁器の形・質・割合とその背景（1）

—平安時代前・中期の文化人が憧れたものは何か—

赤松 佳奈

1 はじめに

横田賢次郎氏・森田勉氏が「大宰府出土の輸入中国陶磁器について—型式分類と編年を中心として—」¹⁾を公表してから約40年、冒頭には「比較的良く編年がなされている大宰府跡の土師器を中心として陶磁器の編年を行うこととする。」という基本姿勢が明示されている。

対して、消費地・京都では、堀内明博氏²⁾・前川要氏³⁾・小森俊寛氏⁴⁾による論考はあるものの輸入陶磁器だけを体系だって整理した論考は未だ見ない。それは多種多様な遺物が膨大な量で出土する都市遺跡、消費地遺跡故の難しさに起因している。しかし、京都では1996年以降基準としてきた土師器編年があり⁵⁾、さらに2019年には平尾政幸氏によって、蓄積された問題を再検討した改訂版が出されたばかりである。

京都市内で調査が開始されて約50年、発掘累計数は3000件以上、出土遺物は20万箱以上に及ぶ。刊行された報告書も800冊以上となり、報告資料のみを収集しても、統計学的な信頼度を担保できる数に達している。他の器種においても、整理する条件は整っている。

現時点での京都・輸入陶磁器研究にとって最優先課題は、まず各時代に何がどれく

らい出土するのかという実態を明らかにする事である。そこで本稿では平安時代前・中期出土中国産陶磁器の器形種類と量の把握を第1の目標とし、次に土師器編年を軸にすることによって時期毎の様相を明らかにし他地域と比較可能な資料を提示することを目指した。この上で、多量にある器形については型式学的な変化について考察するよう努めた。その結果、9・10世紀の様相とその中には中国の紀年銘墓資料と比較可能な高品質のものが一定量含まれている事が分かった。あわせて大消費地である京都の特性を活かし、平安時代前・中期の高級食器である緑釉陶器を含めた土器様相の中に中国産陶磁器を位置づけた時、とりかかった当初には思いもよらなかった結論が導き出され、そのエッセンスを副題とした。それではまず、京都出土の中国産陶磁器の整理から順を追って述べていく。

2 京都出土の中国産陶磁器

対象とする時期と資料

今回対象とする時期は8世紀末から11世紀の初頭まで、京都の土師器編年で言えば1期に当たる1B～3B段階（780～990年頃）に一部3C・4A段階を加えたおよそ11世紀前葉までとする（図1）⁷⁾。

中国では唐後半に成立した文化が五代に

引き継がれ、新興の宋が文化を確立するまでに当たる。

輸入陶磁史から見た当該期は、越州窯系青磁と邢州・定窯系白磁に代表され⁸⁾、中でも越州窯系青磁の出土量が多い事は全国的な現象と捉えられよう。共伴する土師器の時期を基準に段階毎の様相を追いかけた時にも転換は認識でき、検討時期を決めるに当たっては青磁主流の時期から白磁主流に変わる11世紀代を目安の1つとした。

出土遺物の数量把握については基本的に報告書掲載遺物を対象としたが、補助的に未報告資料も使用する。資料収集は本来悉皆的に行うべきであるが、力が及ばず精査できなかった報告書も多い。ここでは実物の確認が容易な文化財保護課・京都市埋蔵文化財研究所による調査と平安京右京域で当該時期の遺構が比較的良好に残っている調

査報告書を中心に、87件の調査から出土した586点（細片であっても1点と数えた）の輸入陶磁器を対象とした。

なお収集に当たっては包含層出土のものや、新しい時代の遺構への混入品も数に含めた。これは越州窯系青磁や邢州・定窯系白磁は特徴的であり、生産・輸入時期もある程度絞れる事から抽出が可能である事が理由として大きい。古い遺構ほど攪乱を受ける都市遺跡の特徴を加味した上で、平安京の全体像を統計的に可視化できないかと考えたためである。

出土器種と器形の分類

出土器種には、唐三彩、絞胎陶器、長沙窯磁（長沙は広義の青磁だが本稿では長沙窯磁or系）、越州窯系青磁（以下青磁）、邢・定窯白磁、それに10世紀代からは産地不明の白磁が見られる（以下両者をあわせて白磁）。

器形には多様な種類がある。器形名称とその細分は器種にかかわらず統一したものを使用する（図2）。

供膳具には椀、杯、鉢、皿、托があり卓上で使用するものに水注、唾壺がある。

貯蔵具やその他には壺、合子、香炉、灯明皿、鉢、枕がある。

形態が多様な器形（椀・皿・杯・托）については稜椀・段皿といった既知の分類名称に加えて記号による細分を使用する。

細分は各器形とも体部形態を基準とし、高台、口縁端部形状をより下位の基準として進める。輪花意匠のものは記号末尾にRを付す。

椀（稜椀，椀Ⅰ～Ⅷ）＋輪花R

稜椀 体部に稜をもつ。

中国時代区分	時代区分	土師器の段階区分と略年代
中唐	奈良時代	750 A
	長岡京	780 B
		810 C
晚唐	平安時代	840 A
		870 B
		900 C
五代	時	930 A
		960 B
		990 C
宋	代	1020 A
		1050

図1 京都出土土師器の時期区分と年代観
平尾2019より引用・追記

碗Ⅰ 体部が弱い弧を描きながら真つすぐに立ち上がる。他と比較して器高に対して口径が小さく筒状を呈する。

碗Ⅱ 体部が弧を描きながら立ち上がり口縁部にむけて内弯気味に続く。

碗Ⅲ 斜め方向直線的に体部が立ち上がる。時期が降るとやや丸みを帯びる。

碗Ⅳ 底部から強い弧を描きながら体部が立ち上がり口縁部にむけて外反する。

碗Ⅴ 体部が角をなして立ち上がり、外反気味に開きながら口縁部に続く。

碗Ⅵ 体部が角をなして立ち上がる。腰部が折れる。

碗Ⅶ 平坦な底部からやや丸みを帯びてに立ち上がり外反気味に口縁部に続く。

碗Ⅷ 体部全体で花型を表現する。花卉に沿って口縁部から体部にかけて屈曲する。

碗Ⅱ・Ⅲ・Ⅳは高台形態→高台形態の細部・口縁端部を基準にさらに細分する。

碗ⅡはA・Bの2つに分かれ、Bはさらに口縁部で分類する。

碗Ⅱ A：蛇の目高台。

碗Ⅱ B：輪高台。

Ⅱ B1 直口口縁。

Ⅱ B2 玉縁状口縁。

碗Ⅲは3つに分かれ、さらに高台の細部形状・口縁部形状によって各々細分する。

碗Ⅲ A：蛇の目高台。

Ⅲ A1：直口口縁。

Ⅲ A2：玉縁状口縁。

碗Ⅲ B：輪高台。目安は底径に対し高台幅が20%未満のもの。

Ba：高台幅が標準的～広いもの。
目安は底径に対して高台幅が20%未満8%以上。

Ba1：直口口縁。

Ba2：玉縁状口縁。

Bb：高台幅が細いもの。目安は底径に対して高台幅が8%未満。

碗Ⅲ C：平高台

Ca：底部の接地面が広いもの・弱く外反するもの。

Cb：平高台で高台部が体部下端より外にあり、底部内反りの大きいもの。

碗Ⅳは全て輪高台形状のため、分類記号の都合上B（輪高台）として高台幅と断面形状を基準に細分する。

碗Ⅳ Ba：輪高台の幅が標準的～広いもの。目安は底径に対して高台幅が8%以上。断面形状は方形か撥形が多い。

Bb：輪高台の幅が細いもの。目安は底径に対して高台幅が8%未満。断面形状は長方形あるいはU字型、U字型は時期が降ると斜めに踏ん張る形が現れる。

杯（小杯・杯ⅠR・ⅡR）

小杯：口径が10cm以下のもの。

杯は平高台で現状では輪花がつく。

杯ⅠR：底部が丸く、体部が強く弧を描いて立ち上がり口縁部にむけて強く外反する。9世紀代は碗Ⅳによく似る。

杯ⅡR：底部が平らで体部が角をなして立ちあがり口縁部にむけて外反する。

皿（皿Ⅰ～Ⅲ，段皿）+R

皿Ⅰ：体部が角をなして立ちあがり、斜

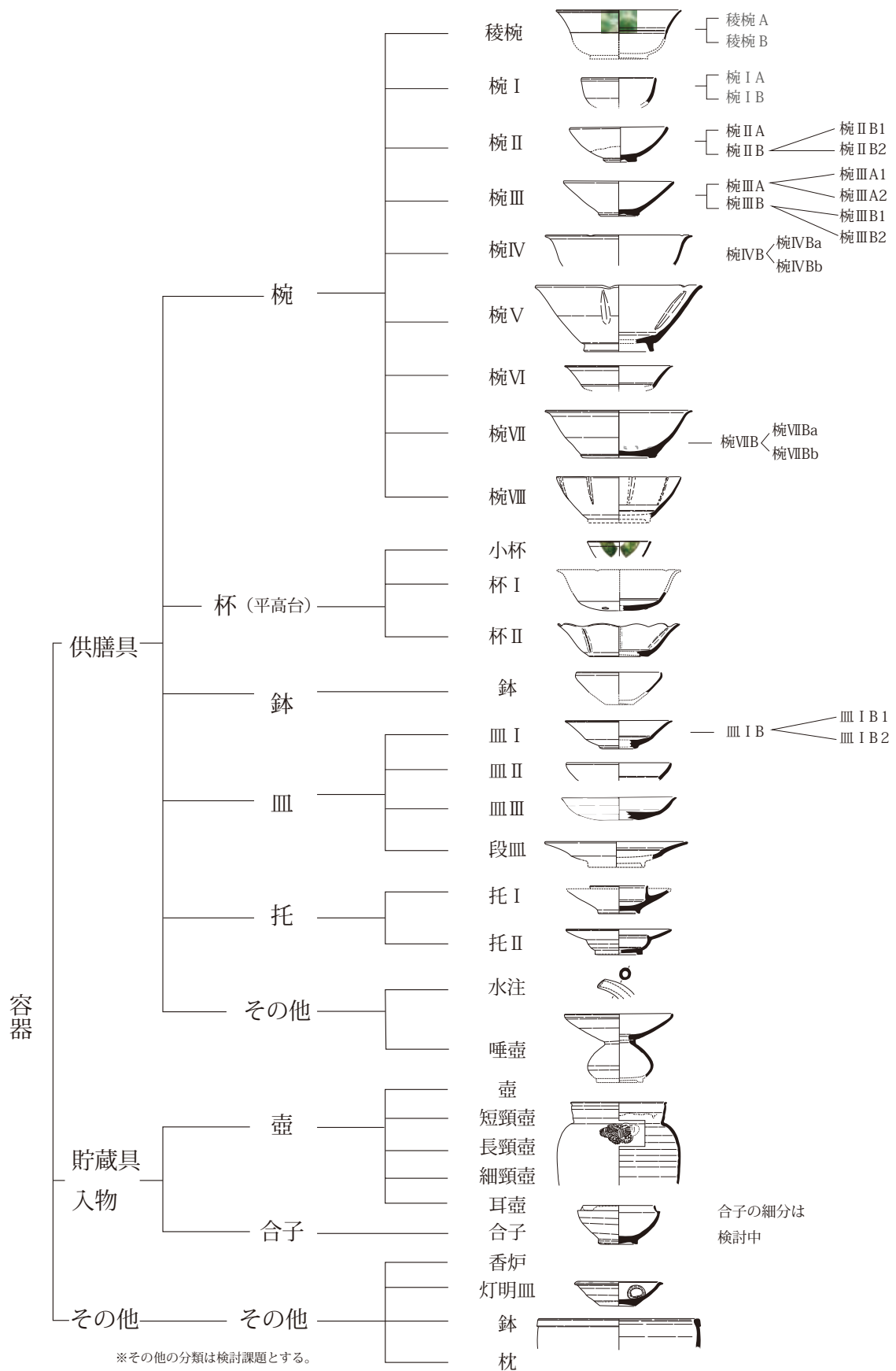


図2 出土器形の種類と形態分類 (1:8)

め方向に真っすぐあるいはやや外反気味に伸びる。高台形状で A・B に分け、B はさらに口縁部形状で 2 つに細分する。

皿 I の細分は以下のとおりである。

皿 I A：蛇の目高台。

I B：輪高台。

I B 1：直口口縁。

I B 2：玉縁状口縁。

皿 I Ba：輪高台の幅が標準的～広いもの。目安は底径に対し高台幅が 6% 以上。

I Bb：輪高台の幅が細いもの。目安は底径に対し高台幅が 6% 未満。

皿 II：体部が角をなして立ちあがり口縁部にむけて内弯する。底部が遺存していないが中国の類例から輪高台と推定される。

皿 III：底部からやや弧を描いて立ち上がり口縁部にむけて外反する。

托（托 I・II）+ R

托 I：受け部が皿部より高いもの。

托 II：受け部が皿部より低いもの。

以上、将来的に細分あるいは統合する場合には体部：ローマ数字，底部形状：アルファベット大文字，その細分：アルファベット小文字，口縁端部形状：アラビア数字の基準で記号をふり，必要に応じ再検討する。

各器種の割合と器種別概要（図 3）

点数による各器種の割合は唐三彩，絞胎陶器，長沙窯系が合わせて 8%，青磁 62%，白磁 30% である。器形の種類は総じて椀類が目立つ。以下，器種毎に出土状

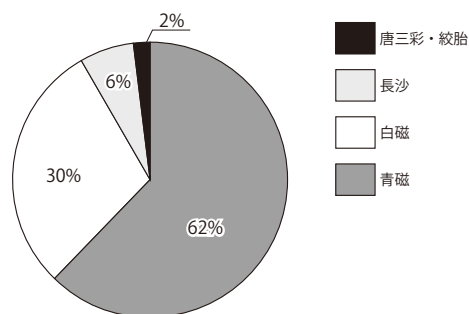


図 3 各器種の割合

況を概説する。

唐三彩と長沙窯系（図 29）

唐三彩系の中国産陶器には二彩・三彩と絞胎陶器がある。三彩には枕，壺があり，二彩は小杯，鉢，稜椀，水注がある。絞胎陶器はいずれも細片である。枕と壺がある。全体量が少ないため詳細は不明だが，現段階では寺院周辺の遺跡から出土する事が多い。10 世紀後半の土師器と共に出土する場合もあり伝世品だけではなく平安時代にも輸入されていたと考えられる。

長沙窯系の磁器には水注を含む壺類が多いが椀，皿もある。9 世紀代の遺構からの出土が多い。壺類は主に黄釉褐彩でまれに白釉緑彩もある。褐釉単色の壺も 1 点ある。成勝寺跡出土の黄釉褐彩壺は水注ではなく双耳壺である。史跡・名勝嵐山から出土した椀・皿は 2A 段階古相の土師器に相伴して出土した。椀 II A と皿 I A が各 1 点である。京都出土の蛇の目高台の器形としては古い方に属す。

青磁

青磁は基本的に越州窯系で精製品と粗製品とがある（図 4）。ここでは調整が丁寧で

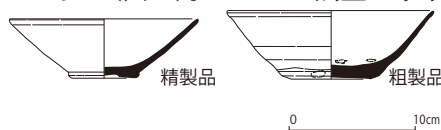


図 4 青磁椀の精製品と粗製品

総釉のものを精製品、ケズリの調整が簡易で基本的には外面下部が露胎のものを粗製品とする。

精製品には椀Ⅰ・ⅡA・ⅢA・ⅢB(R)・Ⅳ(R)・Ⅴ(R), 大椀, 椀蓋, 杯ⅠR・ⅡR, 皿Ⅰ(R)・Ⅱ・Ⅲ, 段皿, 托Ⅰ, 鉢, 唾壺, 水注, 合子, 細頸壺, 長頸壺, 短頸壺, 壺蓋, 香炉がある。粗製品には, 椀ⅢC・Ⅶ(R), 壺, 鉢, 灯明皿がある。

精製品の器形・形態と数量（図5）

現在出土が確認できた青磁精製品の椀はⅠ～Ⅴがある。中国陶磁史からみた器形成立の背景に沿って群別すると,

イ：隋代からの伝統的器形椀Ⅰ, 計4点。

ロ：中唐に成立した蛇の目高台椀系で椀ⅡA・ⅢA・ⅢB。

蛇の目高台であるⅢAが型式変化し輪高台ⅢBになる（詳細後述）。京都では底部までである確実な出土資料を欠くが、中国の出土例では青磁椀ⅡAも時代が降ると輪高台ⅡBに型式変化する。

この他, 椀ⅢBには口径23cm大の椀（大椀）がある。形態は椀ⅢBで仮に椀とするが鉢の可能性もある。

椀Ⅱ 4点, 椀Ⅲ 126点（底部無49点, A40点, B37点（B内R9点））, 計130点。大椀4点。

ハ：盛・中唐に成立した同時代金属器写し系の椀Ⅳ, Ⅴ。

時代が降るにつれ輪高台が細くなる傾向にある。椀ⅣBaが型式変化してⅣBbになる。しかし全てBb（細高台）になるわけで

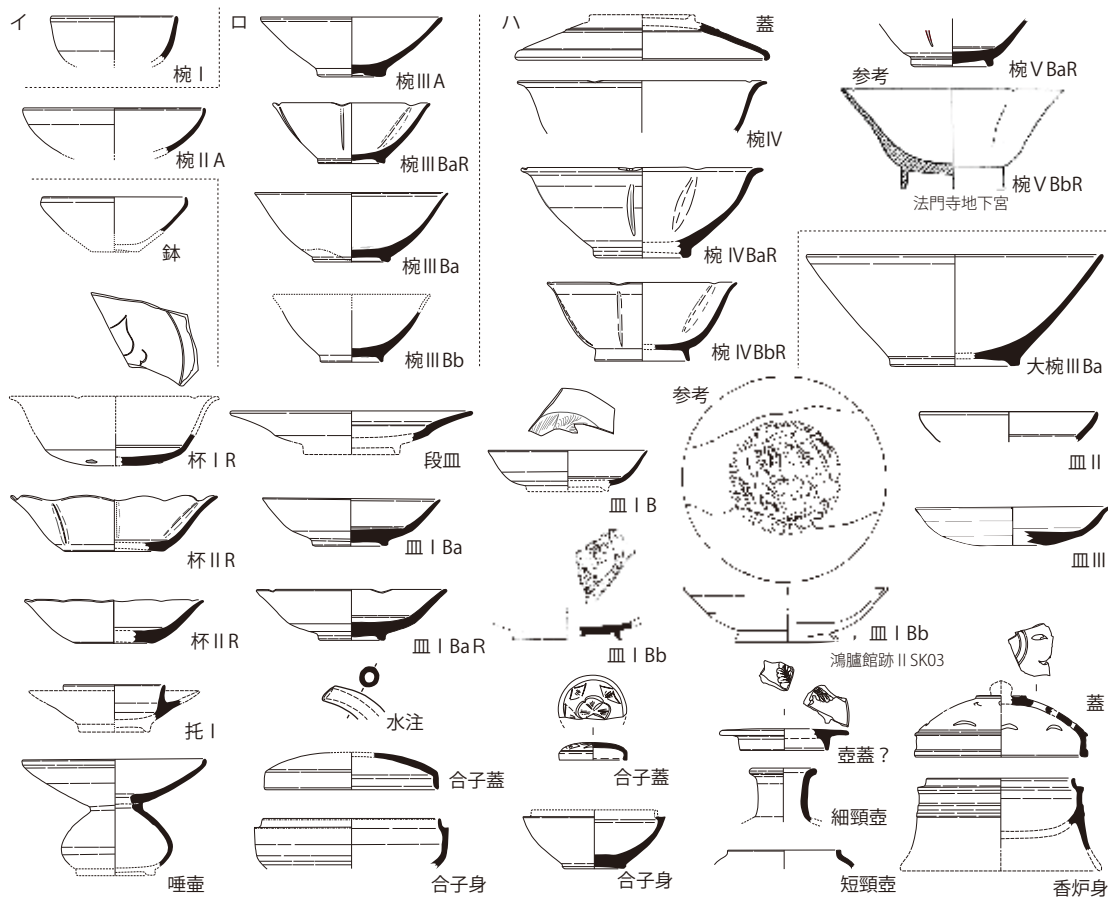


図5 出土青磁精製品の器形と細分（1：6）

はない。Vは出土数が少なく型式変化は現段階では不明であるが、IVBbはIVとVが収斂したものとして現段階では考えている（図11）。出土量が増えればVの型式変化による細分が可能かも知れない。

椀IVは56点、Vは8点ある。ほかにIVに伴う蓋が1点出土している。計65点。

椀の合計は203点。

杯（図5・6）は現在のところ輪花意匠のあるものしか出土していない。杯IRは椀IVと類似性が高い。10世紀代になると杯の主流はIIになると想定される。IR4点、杯II R4点ある。計8点。

皿（図5・6）はほとんどが皿Iで皿II・皿III、段皿は各1点である。皿Iには同

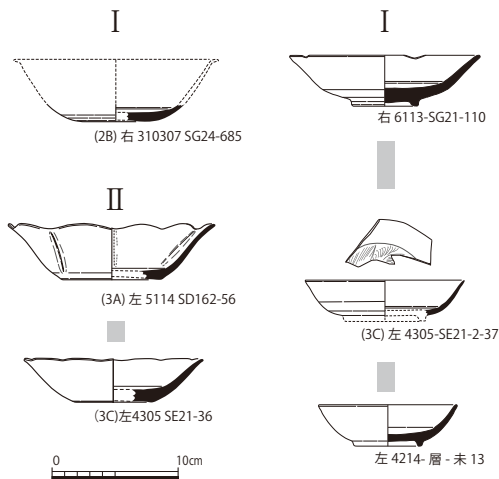


図6 杯・皿の変化（1：6）

表1 青磁精製品の器形別割合

器形	数量	割合	器形	数量	割合
椀I	4	2%	大椀	4	1.3%
椀II	4	2%	細高台*	12	3.9%
椀III	126	64%	托	2	0.6%
椀IV	57	28%	鉢	4	1.3%
椀V	8	4%	水注	11	3.6%
小計	199	100%	唾壺	4	1.3%
杯I	4	50%	供膳具合計	270	87.4%
杯II	4	50%	合子	14	4.5%
小計	8	100%	香炉	4	1.3%
皿I	23	88%	壺	21	6.8%
皿II	1	4%	その他計	39	12.6%
皿III	1	4%			
段皿	1	4%			
小計	26	100%	総計	309	100%

* 11 C 前葉出土のもの

形態で輪花意匠の皿IRもある。変化の方向性は時代が降ると法量が縮小し薄手になる。10世紀のものには見込みに陰刻のあるものもある。基本的に輪高台で10世紀後葉に細高台の皿IRが少量見え始める。また、現段階の皿Iは見込の広さに差がある2つの系統を含む。将来的に細分が必要かもしれない。皿Iは23点、皿IIは1点、皿IIIは1点を確認した。ほかに段皿が1点ある。計26点。

青磁の托は托Iのみで2点確認した。

鉢には供膳具と火鉢（粗製）がある。供膳具の鉢は口径が13cm～15cm大のもので底部の残存例が無いが中国の出土例（図14-19）では平底である。細片では椀IIと区別が付きにくいものの、口縁部が強く内湾するものは鉢の可能性が高い。この青磁鉢を模した緑釉陶器素地が灰方窯跡⁹⁾（図7）から出土しており、輸入されていた事の傍証

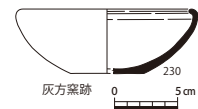


図7 緑釉陶器素地の鉢

その他に、唾壺が4点、水注が11点ある。

壺類は細頸壺、長頸壺、短頸壺、壺蓋があり計21点。他に合子14点、香炉3点がある。

精製品の合計は309点。精：粗の比は85：15である。

粗製品の器形・形態と数量

粗製品は大宰府跡・鴻臚館跡と比べて京都に運ばれた器形の種類が少ない。椀III C・VII、壺、灯明皿がある。

椀III Cは底部形態によって細分した。

Ca：底部の接地面が広いもの・弱

く反るもの。25点。

Cb：平高台で高台部が体部下端より外に張り出し、底部内反りの大きいもの。11点。

椀Ⅶ：平らな底部からやや直線的に立ち上がり外反気味に口縁に続く。18点。

椀Ⅶは現時点では椀Ⅲ Caの流れを組むと考えている輪高台の椀Ⅶ Baのみ確認した。椀Ⅶ Baは平坦な高台の端部に低い輪高台がつく。10世紀代からみえる器形で、出土が少量のため现阶段では予察として椀Ⅲ Caの系統としておく。精製品の蛇の目高台椀が輪高台化する影響、あるいは器形の主流が椀Ⅳ Bbに移った事による影響により、高台をもち口縁部が外反する器形に変化したと推測している。なお、京都では出土事例を確認できなかったが、博多・鴻臚館跡から椀Ⅲ Cbと底部の特徴が類似する椀Ⅶ Bbが出土している（図8）。

細分すると次のようになる。

椀Ⅶ Ba：底部が平らで外端に輪高台が

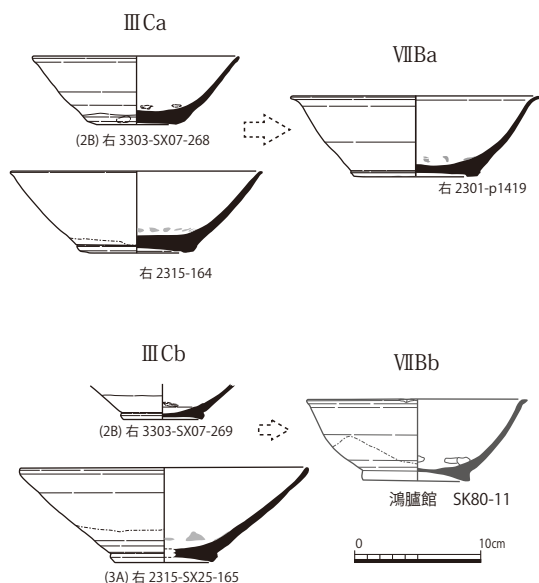


図8 粗製椀の細分と変化（予察）（1：6）

つく。

Bb：底部が強い内反で底部外端が輪高台状を呈する。

灯明皿は1点出土している。口縁端部上端にカイメがつく。

壺は外面下半露胎で粗製椀と胎土・釉調が良く似たものが1点出土している。胴部までの破片資料である。

鉢は体部外面が露胎で火鉢の類と考えられるものが1点ある。

粗製品は計57点。

表2 青磁粗製品の器形別割合

器形	数量	割合	器形	数量	割合
椀Ⅲ Ca	25	46%	灯明皿	1	1.8%
椀Ⅲ Cb	11	20%	壺	1	1.8%
椀Ⅶ	18	33%	鉢	1	1.8%
小計	54	100%	総計	57	100%

白磁（図9）

白磁は現時点で椀、皿、托、唾壺、壺蓋が確認できた。生産地中国では他にも器形の種類があり、青磁と類似した器形も知られる事から将来的には種類が増えると予想される。

椀にはⅠ～Ⅵ、Ⅷがあり、椀Ⅱ・Ⅳには輪花意匠のものもある。青磁と同じ系統で分けると、

イ：隋代からの伝統的な器形で椀Ⅰ。

椀Ⅰはすべて細片である。計2点。

ロ：中唐に成立した蛇の目高台椀系で椀Ⅲ。白磁椀Ⅲも時期が降ると蛇の目高台から輪高台へ大局的には変化する。型式変化については後述する。椀Ⅲ 87点（底部無43点、A 29点、B 12点、細分不明3点）。

ハ：盛・中唐に成立した同時代金属器写

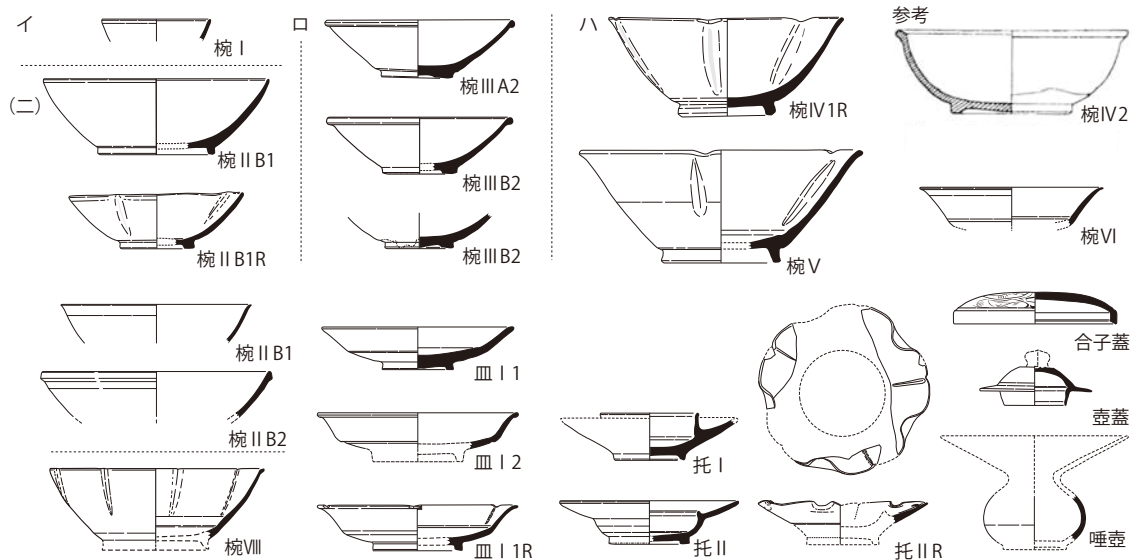


図9 出土白磁の器形と細分（1：6）

しの輪高台碗系で碗IV、V、VI。
碗IVは13点、碗Vは12点、碗IV・V不明は3点、碗VIは2点で計30点ある。

二：イとハの要素をもつ器形で碗II。

二は予察として提示する。白磁に特異な現象か、あるいは越を除く青磁にも捉えられるかもしれない。

イに属する碗Iは、中国では唐代を通して存在する碗で祖形は南北朝以前に遡り¹⁰⁾、広く使用された形態である。口径が器高より1.5倍以上広い碗は初唐からあるが、盛・中唐に盛行し、中・晩唐に主流となった。この過程で碗Iから派生した形態が碗IIだと捉えており、青磁は碗III、白磁は碗IVと親和性が高いようにみえる。

表3 白磁の器形別割合

器形	数量	割合	器形	数量	割合
碗I	2	1%	皿	14	8.1%
碗II	7	5%	托	4	2.3%
碗III	87	62%	唾壺	1	0.6%
碗IV	13	9%	壺	6	3.5%
碗V	12	9%	合子蓋	1	0.6%
碗IV・V	3	2%	不明	7	4.0%
碗VI	2	1%	総計	173	100%
碗新(Ⅷ含)	14	10%			
小計	140	100%			80.9%

碗IIは7点（内R1点）ある。

10世紀後半以降は産地未確定の白磁（精製品）が増え、形態の基本が碗IIになる（図12）。口縁部が直口あるいは外反の碗II1と玉縁状の碗II2がある。

碗II1は5点（内R1点）。

碗II2は8点。

宋代に盛行する碗Ⅷは11世紀初頭の資料を1点確認した。

白磁の皿は現段階で確認したものは皿Iのみで、基本的に輪高台（B）である。口縁部形態が2種ある。輪花もある。

皿I B1：直口口縁。9点。

皿I B2：玉縁状口縁。3点

底部のみ2点、計11点。

白磁の輪花意匠は内型を用いて施される事が多く、内型で整形された輪花は外面が瓜破状を呈しない。

托、托I・IIがある。托IIには輪花意匠のものがある。いずれも少数である。托I1点、托II3点（内R1点）

その他に唾壺1点、壺が6点、合子蓋1

点が確認できた。他に白磁には体部片などで器形が不明な破片が7点ある。

白磁は合計173点。

青磁・白磁の段階別出土傾向と様相

出土資料を概観すると、青磁・白磁の器形種類と形態および長沙窯系の椀・皿には共通性がある事がわかった。ただしこの共通性は9世紀代～10世紀前葉までのもので、10世紀後半になると両者は乖離し始める。再び共通性が見え始めるのは宋代に流行する器形（京都では10世紀末頃から出土、この点は別稿で詳述する。）が出土するようになってからである。

次に出土量について考えたい。1B～2A段階（780-870年頃）の土師器と共伴する輸入陶磁器の出土例はごく少量しかない。しかし2B段階（870-900年頃）には数が増え本検討中最多量となる。次の2C段階は2B段階に比べてやや減少する。ただし時期別出土量は共伴資料が整っている遺構数に左右されるため将来的には見解が変わるかもしれない。

続く3A段階（930-960年頃）は減少期である。共伴土師器による検討だけでなく、青磁・白磁の型式学的な知見を含めて考えた時、2C段階の末～3A段階の前半は明瞭ではないが供給停滞期の可能性がある。時期別出土量も減るが空白期と言えるほど激減するわけではない。しかし3A段階に共伴する資料は型式学的には2C段階に位置づけても大過ないものが多くあり、新しい要素が他段階に比べて少ない。

そもそも本稿で提示する年代観は廃棄年代である。京都出土資料は、墓や埋納遺構など特定用途の遺構から出土したものを除

けば一定期間使用した後に捨てられたものと言える。土師器を年代の軸にする優位はこの点にもあって、「清浄」である事を価値の一部とする土師器皿は出土状況からも使い捨てられた事が明らかであるため生産後短期間の内に廃棄されたと想定できる。これに対し輸入陶磁器のような奢侈品は保持期間、つまり生産から廃棄までの時間幅が長く変動的である事は現在ある伝世品の存在からも想定されたとおりである。

供給が停滞すれば、既にあるものを保持する時間が長くなる可能性は十分に考えられ、3A段階出土資料の中には、中国の紀年銘墓出土資料と比較した時に、生産年代との差が60年以上になると想定されるようなものもある¹¹⁾。

続く3B段階（960-990年頃）は3A段階に比べ出土量が増える。しかし9世紀代ほど多くない。この時期の椀は青磁・白磁とも蛇の目高台だったものが輪高台化している。青磁は椀Ⅲと椀Ⅳの形態が近似する（詳細については後述）。白磁は精製品であるが産地未確定の資料が増え、全体的に薄手化する。椀の形態はⅡになり、最も実用的な形に戻ったような印象を受ける。

なお、この出土量に対する見解は京都独自のものである。京都で出土量が減る時期の青磁は博多・鴻臚館跡¹²⁾などで多量に出土している。

椀の型式変化

青磁

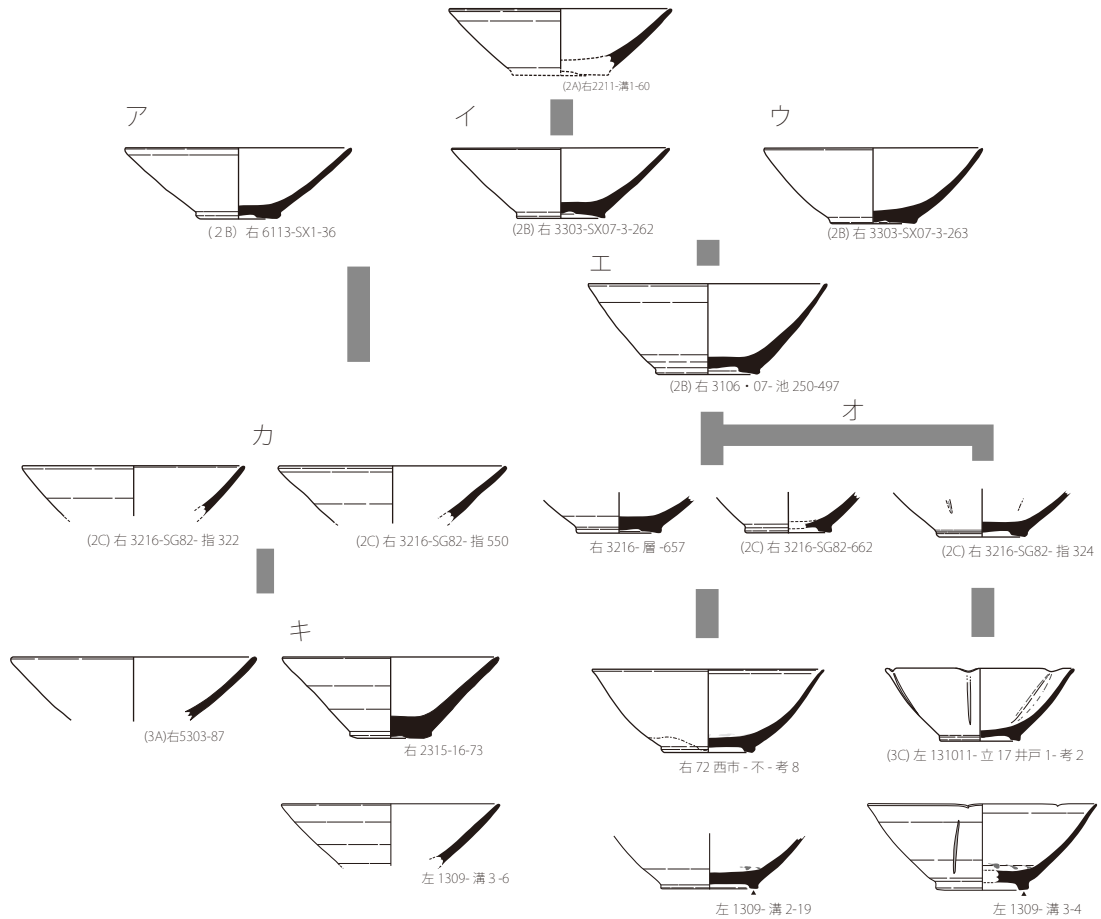
青磁椀のうち椀Ⅲは100点以上、椀Ⅳ・Ⅴは50点以上の個体が確認できたため、ある程度型式学的な変化が看取された。

椀Ⅲ（図10）変化の大きな流れは、①

蛇の目高台の幅が段階的に狭くなり輪高台化する事、②体部にやや丸みを帯びる事、③輪花椀が登場する事、そして、④調整は簡略化されるものの基本形態が大きく変化しないグループがある事、の4点である。

亀井明德氏は、唐代磁器の高台は平高台

から発展的に蛇の目高台，輪高台へと変わると考え、9世紀後半には蛇の目高台から輪高台に変化したと指摘した¹³⁾。2000年には森達也氏がこれを更新させて、青磁椀には当初から輪高台と蛇の目高台の2系統がある事を示した¹⁴⁾。これについては中国



※あくまで型式変化の推移であって実際には前後の段階のものが共伴して出土する。

S=1/5

参考 五代呉越国 康陵（939年）出土遺物



参考 中国紀年銘墓にみる斗傘椀



図10 型式学的な観点から見た青磁椀Ⅲの推移

の上林湖越窯跡でも認識されている¹⁵⁾。

京都で碗ⅢAが量的に出土し始める2B段階（870-900年頃）の資料を見ると、

ア：体部が直線的で蛇の目高台下端面の接地面が広いもの。

イ：体部が直線的で蛇の目高台下端面の接地面が外端のみのも（内反り高台の中央部を挟み蛇の目高台にしたもの）。

ウ：体部にやや丸みをもち蛇の目高台下端面の接地面が広いもの。

といった形態差が見られる。またこの段階で1点だが、

エ：蛇の目高台の幅がやや狭いものがある。

続く2C段階には高台幅が確実に狭く輪高台と呼べる碗ⅢBが現れ（後述のオ）、この体部がやや丸みをもつことから、ⅢAのうち体部にやや丸みが帯びる「ウ」・「エ」がⅢBに型式変化していくと考えている。

しかし一方で碗ⅢBが出土した同じ遺構（右京三条二坊十六町跡SG82 2C段階）から、体部に丸みをもたない直線的な碗（底部を欠く）も出土している。直線的な体部の碗（カ）は次の3A（930-960年頃）以降も残る。つまり2C段階以降の碗ⅢAは

オ：体部に丸みをもち蛇の目高台の幅が狭くなって輪高台化したもの。

カ：体部が直線的なままで高台形状が蛇の目高台である可能性のあるもの2つに分かれたと解釈できる。

10世紀以降の主流はオで、3B段階（960-990年頃）まではカに比して調整が丁寧である。またオに輪花碗が現れる。

輪花は元をたどれば金属器の意匠で、胴

部が凹む瓜破と口縁部の小さな刻みは可逆性の低い金属器を成形する上での技法上の工夫であったと考えられている¹⁶⁾。陶磁器には製作上の必要性がなく、したがって盛・中唐代の陶磁器につく輪花意匠は金属器模倣である事を意味していた。このため日常の器から派生した碗Ⅲには、基本的には輪花がついていなかった。

しかし、晩唐から五代にかけて青磁は碗全体、とくに晩唐の主流器形であった碗ⅢとⅣ・Ⅴの特徴が収斂していく。この過程で元の意味が忘れられ、輪花碗ⅢBRが作られるようになったと推測される。

碗Ⅳ・Ⅴ（図11）

碗Ⅲから輪花意匠のつく碗ⅢBRが分派する背景には、金属器写の碗Ⅳ・Ⅴの影響が考えられるが、さらにその背景には素材を越えた唐代容器の共通性、金属器を範とした類似デザインの流行があったと推定される。このデザインの類似性は中・晩唐代の磁器では輪花意匠の形をとって碗、皿、杯、高足杯、托、水注、壺などに現れた。

碗Ⅳ・Ⅴは、口縁部の残る資料の多くが輪花意匠をもち、高台も金属器と同じ輪高台を基本としている。碗Ⅳの成立はおそらく盛唐で、体部形態の類似性から初期のモデルは金属器の有蓋碗であると想定されるが、9世紀前葉には輪花意匠をもつ碗が主流となる。日本・中国ともに出土数が少ないため成立時期については将来の課題であるが、その中からより「花」の意匠が強くなった碗Ⅴや京都では出土例が無いが海棠型の碗・杯などが作られるようになったのではなかろうか。これら金属器写しの碗の京都での確実な初現は2B段階で、右京三

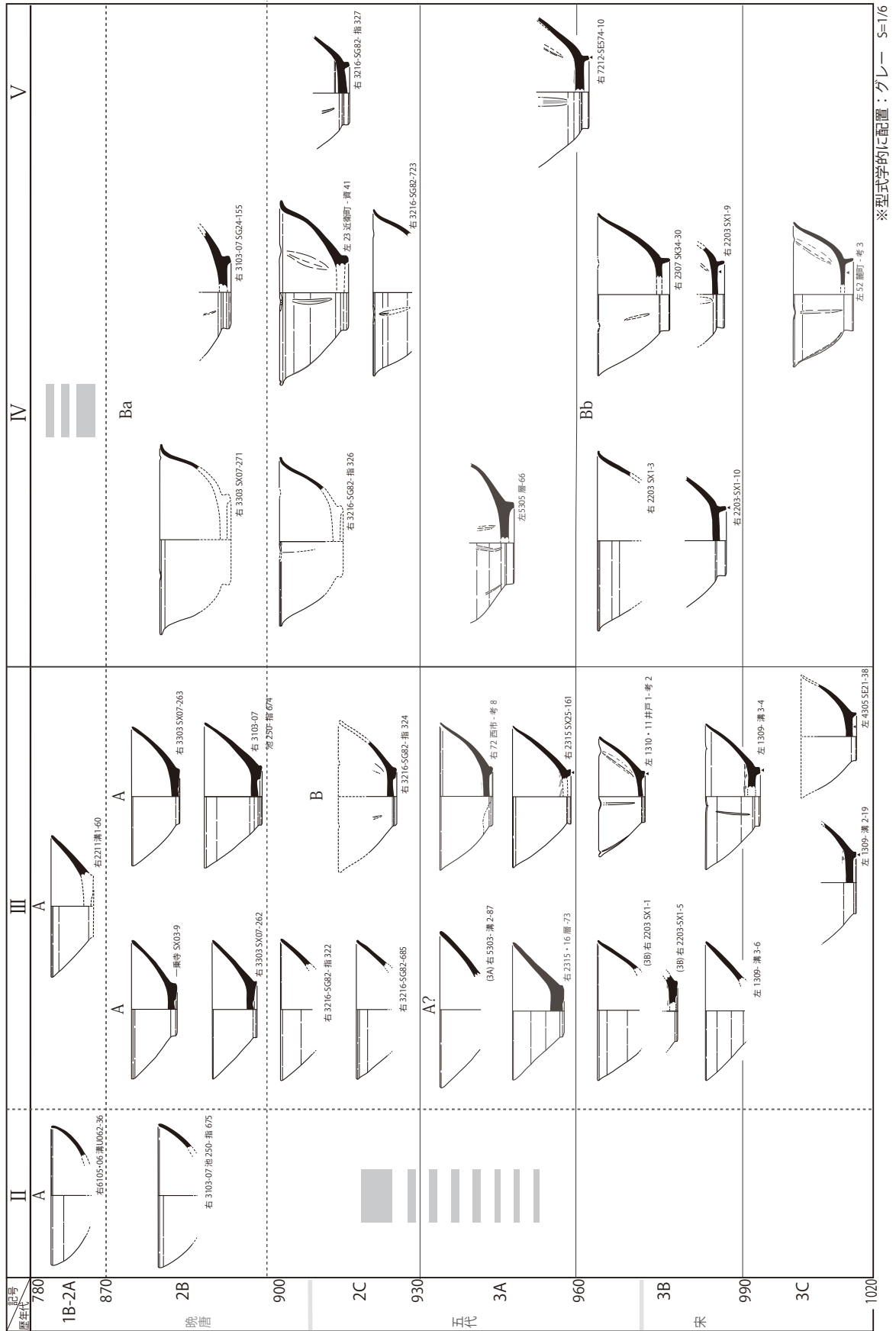


図 11 越州窯青磁碗の変化と廃棄年代

条三坊跡SX07から椀ⅣBaが7点出土している。体部が角をなす椀ⅤBaは2C段階からみえる。ただし、1C段階（810-840年頃）の土師器に共伴する猿投窯産の緑釉陶器に椀Ⅳを模倣した輪花椀がある事から金属器写しの系統も9世紀の初頭に輸入されていたと推測される。

これらの系統は3A段階の良好な資料が無く詳細を追えていないが、10世紀初頭までは調整が簡略化する方向で型式変化し、五代後半に、京都では10世紀中頃以降出土する高台が細くてやや高く体部が緩い弧を描く椀（ⅣBb）に変化する。現時点では2つの金属器写し系椀Ⅳ・Ⅴが収斂されたものと推測しており¹⁷⁾、時代が降るにつれて形態の特徴である強い腰の張り、角張った器形といった要素が薄れ、体部の弧は緩くなり口縁部の外反も弱くなる傾向にある。また図11にみえるように10世紀後半以降の出土資料は、椀ⅢBと椀ⅣBbの形態が近似する。蛇の目高台系の椀Ⅲと金属器写し系の椀Ⅳ・Ⅴの特徴もまた収斂したと考えており、生産の縮小が予想される。この後10世紀末から11世紀の初頭に出土する椀・皿は、細い輪高台が主流で斜め方向に踏ん張るものが多くなりメアトは高台内面につく。

白磁（図12）

白磁の椀Ⅲは型式変化が不明瞭である。亀井氏の指摘どおり¹⁸⁾、大局的にみれば蛇の目高台が輪高台化する点は青磁と同様の变化であるが、青磁のように形態全体が変化するわけではない。時代が降るとやや調整が簡易になるも明瞭な変化ではなく、高台幅を確認しなければA・Bの区別がつか

ない。ここでは底径に対する高台幅が20%未満になれば一応輪高台と考えているが、初現期の2B段階（870-900年頃）にすでに椀ⅢBがあり、逆に3A段階にも椀ⅢAは出土する。3B段階の資料で区別のないものがある事から、100年以上も型式変化が不明瞭な状態が続く。

これには2つの原因が考えられる。1つめは生産地中国に型式変化を留めるなんらかの規制が働いていた事、2つめは日本側の事情で古い形のを好んで輸入していた、あるいは昔手に入れたものを長く持っていた事で、この2つの要因によって京都出土の白磁椀Ⅲはこのような特異な見え方をしていると予想している。前者は椀Ⅲの本質と唐代容器の特徴を考える上で重要なため項を改めて詳述する。

この他の変化には、少量だが2C段階に典型的な邢州・定窯系の白磁ではない玉縁の幅がやや大きい椀Ⅲが現れる事が挙げられる。白磁椀は10世紀後半になると、邢州・定窯系の白磁ではなく精製品で産地が未確定のものが主となり、型式変化が追えなくなる。11世紀以降に続く玉縁状口縁と直口口縁の形態が椀Ⅱになるのは、邢州・定窯系ではなく産地が地方窯になったことに起因する可能性があり、生産地中国の研究進展を待ちたい。

金属器写しの椀Ⅳ・Ⅴ・Ⅵは型式変化が追える程の量がまだない。しかし白磁にも大きな系統として金属器写しの輪花椀が存在する事は注目に値する。中国でやや遅れて成立するためか、京都に多量にもたらされた時期が遅れるためかは不明であるが、白磁は青磁に比べ椀Ⅴが多い。また全体的

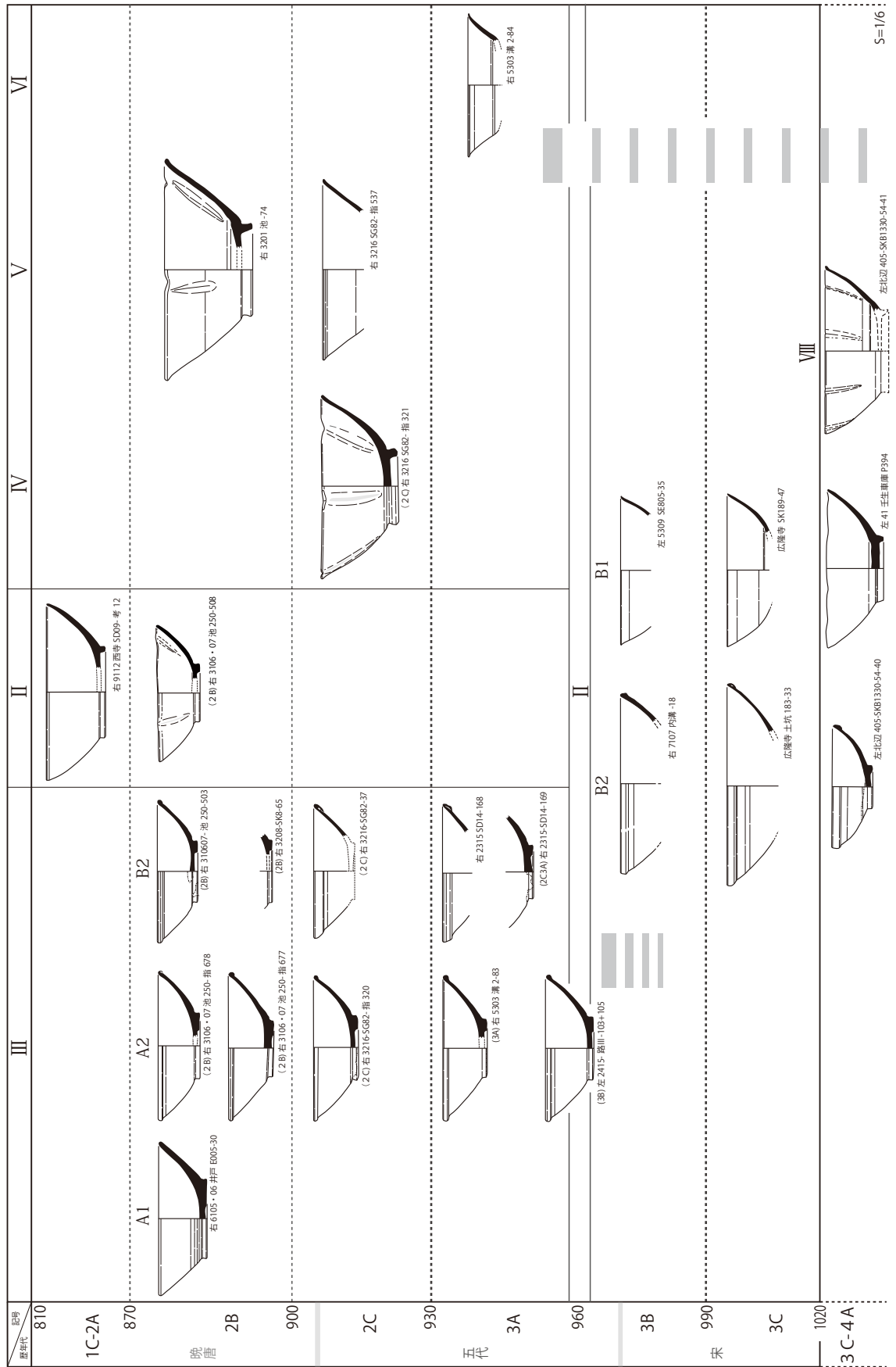


図12 白磁碗の変化と廃棄年代

に時期が降ると薄手化し、やや外反気味で細い口縁端部形状になる。Vは法量の縮小傾向がみえる。

小結

以上、青磁・白磁を中心に京都出土資料を各要素に分けて整理した。では実際の遺構からどのような共伴関係で出土するのか例示し、京都出土資料についてのまとめとしよう。

図13は2B段階の遺構，右京三条三坊三町跡S X 0 7出土の中国産磁器と緑釉陶器の一部を抜粋したものである。青磁には椀が多く、特に椀Ⅲが目立つが輪花意匠の器形も少量含まれる。

生産地中国の様相については次に詳述するが、椀Ⅲと金属器写しの椀Ⅳ・Ⅴは中・晩唐代に成立した椀の2大系統であり、青磁・白磁とも大きくみれば形態・意匠に共通性がある。当該期の輸入陶磁器は椀Ⅲが量的に目立つ存在だが、青磁を模倣した精製品の緑釉陶器を生産した猿投窯の初期製品には椀Ⅳを写した器形が多い。初期の優品が出土した右京三条三坊五町跡S D 19や冷然院跡（1 C段階）出土の陰刻花文の椀は、調整・釉調とも別格といえる丁寧な作りである¹⁹⁾。また、東海の緑釉陶器・灰釉陶器で10世紀以降主流となっていく深椀は、本稿でいう椀ⅣBbをモデルにしている²⁰⁾。

9世紀代の青磁精製品の椀Ⅲ・Ⅳはいずれも体部外面を丁寧に削り、椀Ⅳは内面の丁寧な調整で深い腰の丸みを作りだしている。両者を比べると、法量が大きい事もあり、後者の方が調整が丁寧で釉調も美しいものが多い。この両者の質の差、もう少し

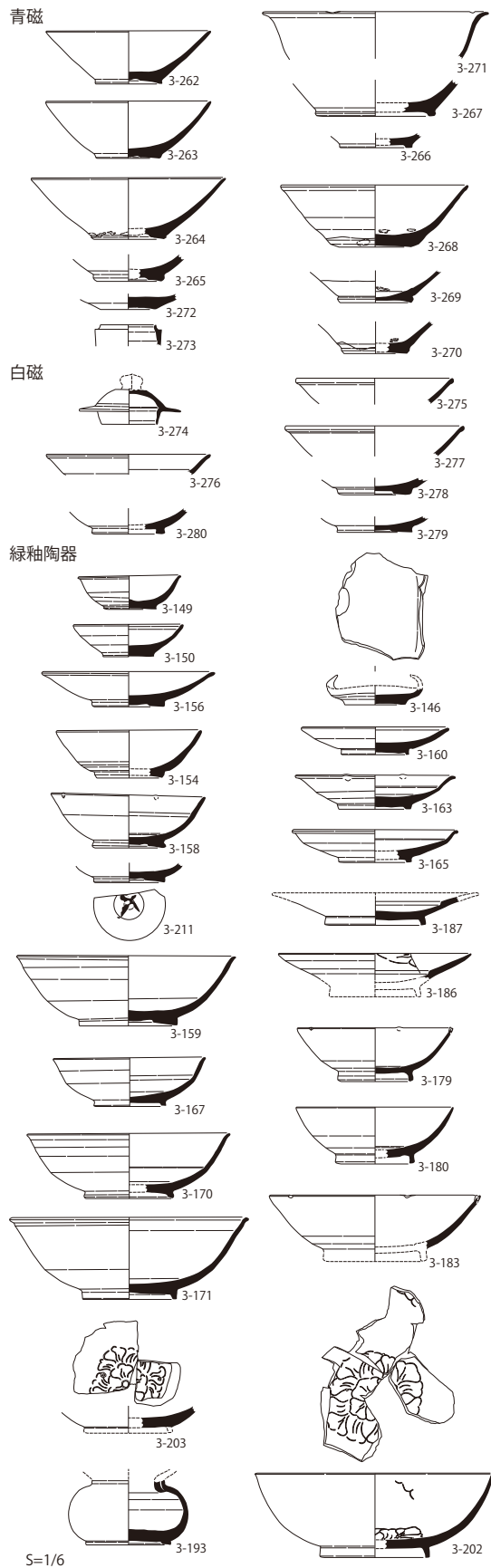


図13 右京三条三坊三町跡S X 07出土中国産磁器・緑釉陶器（報右3303より抜粋）

踏み込めば唐代文化の中での価値の差は、反比例の関係で出土量の差となってあらわれている。緑釉陶器の優品を生産している猿投窯が金属器写し系の青磁碗の動きに敏感であるのは必然といえよう。

土師器を除く平安時代前・中期の供膳具の様相は輸入陶磁器のみならず緑釉陶器、灰釉陶器、須恵器、黒色土器などを構成要素としているが、京都で出土する青磁・白磁が、盛唐の容器様相中の西域器物写しのような異国情緒を感じさせないのは、唐文化への憧れによって成立した日本の器種・器形と輸入陶磁器の選択的受容によって、平安時代前期の土器様相が東アジア文化共通の雰囲気をもっていたからではなかろうか。そのあたりの背景を探るため、次に同時代の中国の様相についてみてみよう。

3 唐・五代の中国産磁器の様相

中・晩唐に活躍した陸羽の『茶経』「四之器」²¹⁾には、陶磁器生産地として越州、鼎州、婺州、岳州、寿州、洪州、邢州の名が挙がる。これらのうち鼎州窯を除く各窯はそれぞれ比定される窯址が発見されており、中国考古学の進展にともなって製品の内容がわかるようになった。

「中晩唐の中国陶磁」については今井敦氏による的確な論考²²⁾があり、この時期に中国の南北各地に数多くの窯が興った事、中晩唐の間に邢州窯の白磁、越州窯の青磁が、宋磁に直接連なる新たな表現内容をもった様式として完成された事、この2窯を除く茶経に記された唐代の窯は黄色味の強い青磁を焼いており唐代末には廃れて

いった事、などの重要な指摘が述べられている。

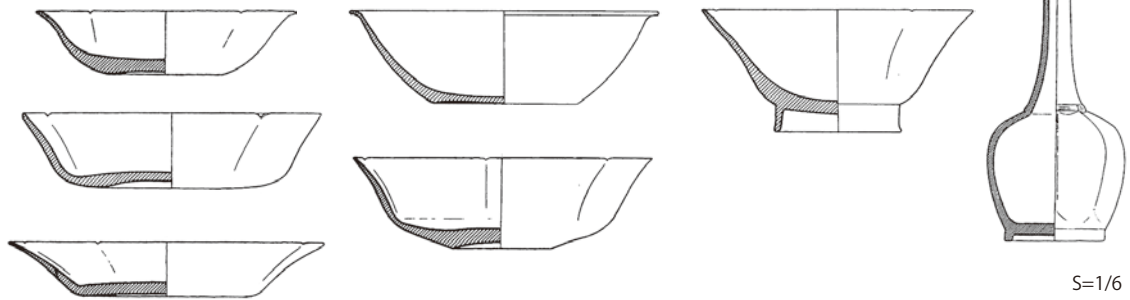
中国の出土資料で特に重要なものには「秘色」青磁の美しさを世間に知らしめた法門寺地下宮出土資料や越州窯出土資料（図14）²³⁾、邢州窯出土資料²⁴⁾などのほか紀年銘のある墓誌と共に墓から出土した陶磁器があり、記録を残すような階級の人々が各時代にどのような器を使っていたかが明らかになっている。

古代東アジアの容器の全様については毛利光俊彦氏による優れた研究²⁵⁾があり、中国編は殷周から五代・十国まで、金属器を中心として体系的にまとめられているため、隋・唐代がどのような連続性の中にあつたかを知る事ができる。この論考では陶・瓷器が金属器を考察する補助として使われており、視点を変えれば陶・瓷器と金属製容器の相補関係は漢代に遡り、瓷器が誕生した頃から成り立っていたと言える。

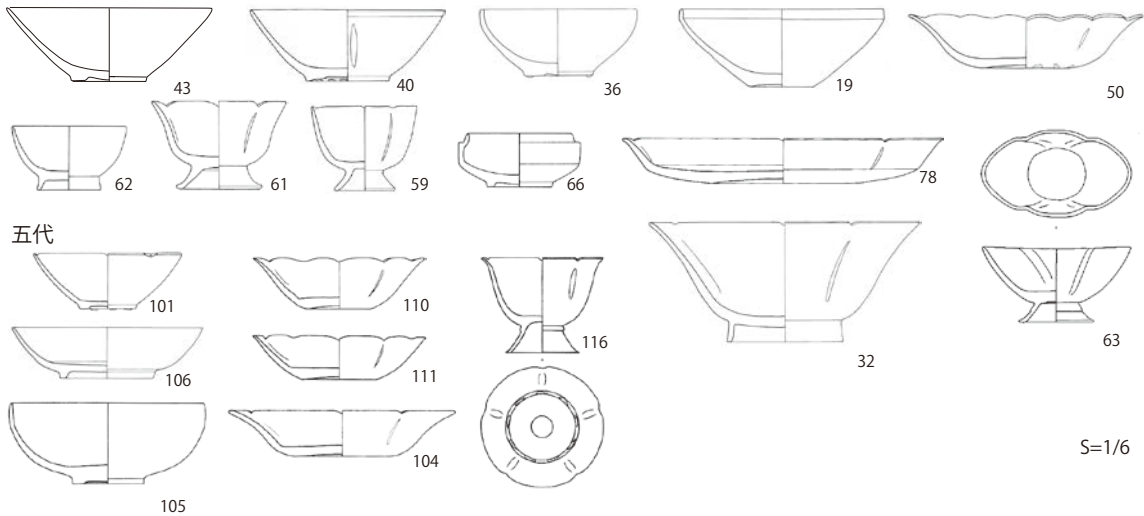
これらの先行研究から、初唐から盛唐の器は南朝・隋以来の伝統的な形態と構成を基本的には踏襲していた事がわかる。盛唐までの紀年銘墓には本稿で碗Ⅰとした筒型の碗（蓋）が副葬されている事が多い²⁶⁾。

碗Ⅰは日本では出土量が限られるため印象が薄いだが、唐代の中国においては最も日常的な器であり、副葬品としても多様された伝統的な供膳具である。数が多いため形態・変化も多様で、高台形状は平高台と輪高台があり、托を伴う事もある（図14-Ja₁）。また、碗Ⅰとは別に初唐には器高に比して口径の大きい碗が知られる²⁷⁾。このような日常的な供膳具の流れを組んで盛唐末から中唐にかけて蛇の目高台碗のⅡ

法門寺地下宮 出土青磁 874年



越窯（上林湖后司岙址）出土青磁
晚唐



京都では出土が少量および未確認の供膳具



出典

毛利光『古代東アジアの金属製容器Ⅰ』2004より引用 S=1/6

- Lb 河南李帰厚墓 『偃師杏園唐墓』中国社会科学院考古研究所 2001 (『中国田野考古報告集』考古学専刊 丁種第 64 号)
- Fa 陝西青龍寺 翟春玲 王長啓『青龍寺遺跡出土“盈”字款珍貴白瓷器』『考古與文物』1997-6 西安市文物保護考古研究所 1997
- Ja 河南穆崧墓 『偃師杏園唐墓』中国社会科学院考古研究所 2001 (『中国田野考古報告集』考古学専刊 丁種第 64 号)
- Qc 河北王処直墓 「河北曲陽五代壁画墓發掘簡報」『文物』1996-9 河北省文物研究所 保定市文物管理處 曲陽縣文物管理所 1996
- Sc 江蘇李璟陵 『南京二陵』南京博物院 1957
- Qd 福建王審知墓 「唐末五代閩王王審知夫婦墓清理簡報」『文物』1991-5 福建省博物館 福州市文物管理委員會 1991
- Sb 河南洛陽王墓 「洛陽發現一座后周墓」『文物』1995-8 洛陽市文物工作隊 1995
- Ee 河北邢寨 「河北省内丘縣邢寨調查簡報」『文物』1987-9 内丘縣文物保管所 1987
- Nb 浙江省錢寬墓 「浙江臨安晚唐錢寬墓出土天文圖及“官”字款白瓷」『文物』1979-12 浙江省博物館 杭州市文官會 1979
- Oa 江蘇鎮江 「江蘇鎮江唐墓」『考古』1985-2 鎮江市博物館 1985
- Ra 浙江康陵 「浙江臨安五代吳越國安康陵發掘簡報」『文物』2000-1 杭州市文物考古所 臨安市文物館 2000

図 14 中国出土 唐・五代之青磁・白磁

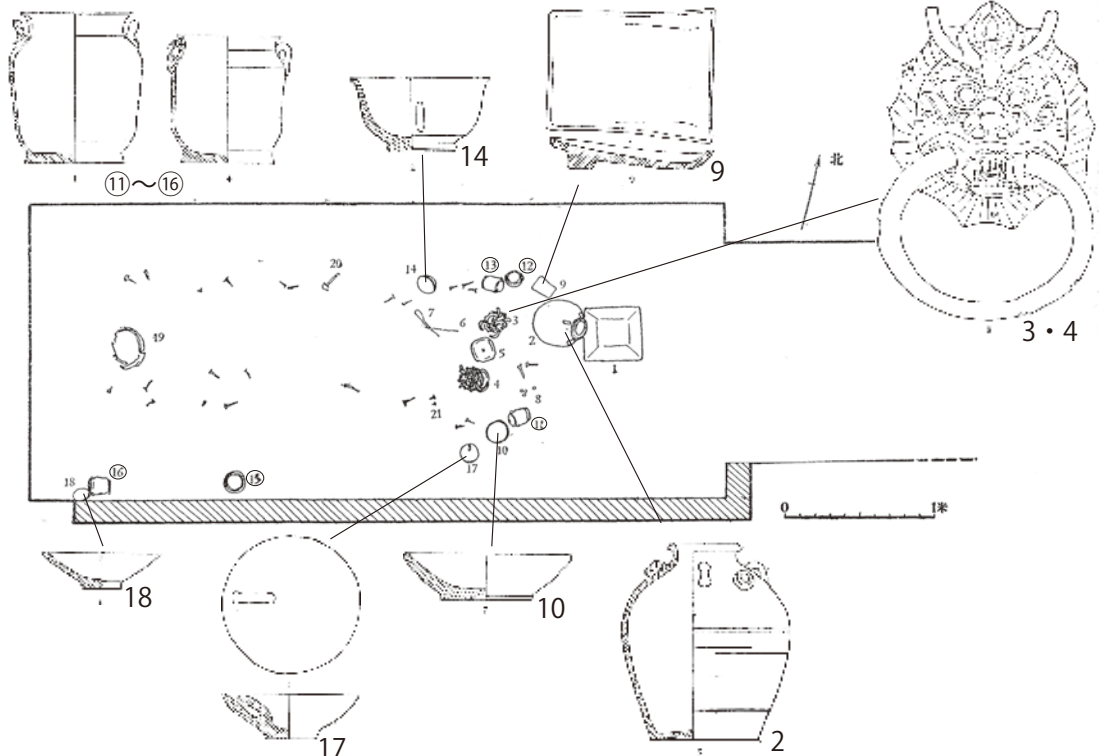
A・ⅢAは成立したと推測される。ただし、蛇の目高台は中・晩唐のみ盛行した特異な高台形状であり、この椀の普及には喫茶の流行と習慣化を含めた生活様式の変化があったと考えられよう²⁸⁾。喫茶が南から北へ広がったのも盛唐の頃と考えられている²⁹⁾。

一方、椀Ⅳ・Ⅴは形態の特徴から盛・中唐の金属器を写したものである事は明らかである。磁器が手本とした金属器の1つに華麗な花文をもつ鍍金銀器があり、輪花はその特徴として写されたものだった。初期の金属器写しの青磁輪花椀には陰刻花文のあるものがあり、その影響下でつくられた9世紀代の日本の緑釉陶器もまた陰刻花文をもつ³⁰⁾。初め輪花と陰刻花文は鍍金銀器の特徴を表現する意匠として一揃えであったが、写されて間もなくそれぞれ独立した

付加価値となっていく。金属器の模倣から始まった形態とデザインは陶磁器のもつ特性と制作技術の中でやがて再構築され中唐の器形に大きな影響を与えた³¹⁾。この中で輪花は晩唐には意匠の主流となって椀、皿、杯、高足杯、托、水注、壺などに付加される。そしてその共通性は青磁・白磁を越えて確認されるのである。

晩唐の容器様相の中で重要な位置を占めた輪花意匠の器形は京都でも珍重され、数量は多くないが椀、皿、杯、托などが出土している（図5・9）。

ただし、中国で流行したものの中には管見におよぶ限り京都では出土が確認できないものがある。その代表例が輪花意匠の高足杯（図14の越窯59・61）や海棠型杯（図14の越窯63）である。高足杯は晩唐・五代の墓や層位的に発掘された都市遺跡と



图一 墓葬平面图

- 1.墓志 2.青瓷瓮 3、4.铜铺首 5.铜镜 6.铜箸 7.铜匙 8.铜钱 9.陶砚 10.白瓷瓮 11—13、15、16.青瓷罐
14.青瓷碗 17青釉灯 18.青瓷小碗 19铜盆 20.铁棺钉 21.小铁棺钉

图15 湖南省益陽県鄧俊墓（763年）平面图と出土遺物（『考古』5 科学出版社1981より引用・改変）

して著名な和義路遺跡などから出土しており、越州窯跡からも多数出土する点から中国ではありふれた器形と評価できる。この祖形は盛唐に流行した西域器物模倣の高足杯（図14のLb₁）で、口径の小さいものは用途が酒器と推定されている³²⁾。

加えて京都で出土が少ない資料に先述の伝統的な供膳具である椀Ⅰがある。

図15は墓誌の内容から西暦763年埋葬と推定される湖南省益陽県鄧俊墓の出土遺物を平面図に配置したものである³³⁾。供膳具様相の過渡期にあたる時代の墓で、椀Ⅰのほか椀Ⅲの祖形が出土するが両者の出土

位置には特に区別がみえない。

しかし会昌二年（842）の墓誌をもつ安徽巢湖市環城郷伍府墓（図16）³⁴⁾まで降ると様子が変化する。墓は盗掘を受けており副葬品は散乱していたようだが瓷器10点、陶器3点、石硯1点、銅銭63枚、鉄の灯蓋1点が残っていた。墓は前室と短い羨道、玄室（后室）からなり、副葬品は原位置を失っているもののいくつかにまとまる。玄室には多く陶磁器が残されていた。中央付近の3点の長沙窯水注の（M2-9～11）の近くには蛇の目高台の白磁椀（M2-12、椀Ⅲ A2）3点が出土した。また前室か

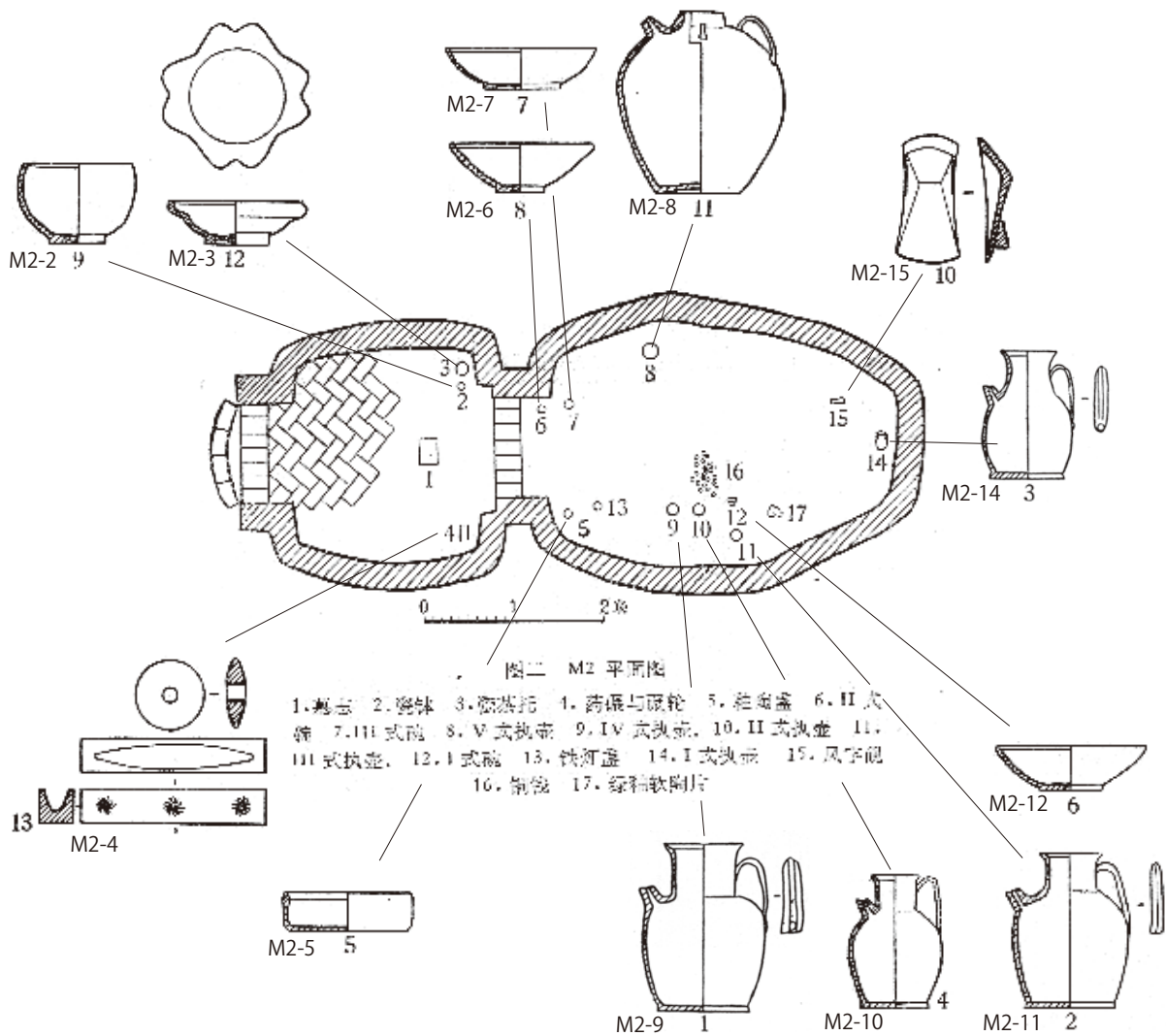


図16 安徽巢湖市環城郷伍府墓（842年）平面図と出土遺物（『考古』6科学出版社1988より引用・改変）

らは黄釉磁丸椀（椀Ⅰ）と托が出土している。盗掘は受けているが、ある程度まとまりがみえる事から原位置からかけ離れているとは考えられず、前室にあった伝統的な丸椀・托、玄室にあった蛇の目高台椀と水注の組み合わせは葬送における役割が異なる可能性がある。

以上のように同時代中国の様相と比較すると京都で出土する器形の種類は限定的であり、改めてみると、京都では中国で出土例の多い明器・隋以来の伝統的な器形・酒器はほとんどなく、少量の仏具と多数を占める椀皿・鍍金銀器模倣の器形が目立つ。「唐物」の全てを選択なく受容・珍重したというよりは、京都側の「好み」がある程度反映されていたと考える方が自然ではなかろうか。

蛇の目高台椀と喫茶の流行

では京都で最も好まれたものは何か。それは全資料に対し43%³⁵⁾の割合を占める

蛇の目高台系の椀皿である。

青磁の蛇の目高台椀については、法門寺地下宮出土の同形状ガラス椀・托が、宮入口に立てられていた奉納台帳といえる石碑「監送真身使隨真身供養道具及恩賜金銀宝器衣物帳」に「瑠璃茶碗柘子一副」と書かれている事などを根拠に、用途は「茶碗」と推定される³⁶⁾。白磁についても同様に王莉英・穆青氏は「蛇の目高台の椀は茶の飲用器として唐代に広く流行し‘茶盞’と呼ばれた。食器の椀に比べ、茶盞は小ぶりで丁寧な作られ、器身は直線的に大きく開き口縁を大小さまざまな玉縁形に仕上げた例も多い³⁷⁾と述べる。李肇の『国史補』には「内邱瓷甌，端溪紫硯，天下貴賤無不之通用」と記されており、唐代に内邱瓷甌一邢州窯産白磁椀の評判が高かった事が伺われる。

図17「唐人宮楽図」³⁸⁾は作者・制作年代ともに不詳であるが、描かれた女性の風俗



図17 唐人宮楽図（蔵：故宫博物院 ウィキペディア・コモンズよりパブリックドメインを使用）

から唐代の軸図と考えられている。絵の中で女性たちは机を囲み音楽を奏でながら卓上の食器類で飲食をする。卓中央には青磁大椀、それと高足の金属製容器がみえる。銘々の前には漆器、金属器、青磁椀があり、卓の左端には青磁の中椀もある。中央の大椀には柄杓が入っており、広口の青磁椀から小振りの青磁椀に移して飲んでいる物は「茶」であろう³⁹⁾。制作年代不詳ではあるが、唐代喫茶の風景を今に伝える絵画といえよう。また、女性の前に描かれた漆器と金属器の海棠型杯は良く似た意匠である。少なくともこの絵を見るかぎり、デザインが共通した食器は、同じ卓上で使用され、楽や喫茶の補助具として全体で一つの雰囲気を作成させている。唐代の瓷器はこのような文化行為が盛んに行われた時代に、実用的な器形と美しい釉薬を成立・発展させた器といえよう。そして宮廷でも嗜まれた「喫茶」はただの流行に留まらず、以後多様性を増しながら中国に根付いた。

椀Ⅲの法量と形態からみえるもの

中国・日本で流行した「茶碗」と比定される蛇の目高台椀（椀ⅢA）は、同時期の輪花椀などと比べると法量が小さく、青磁・白磁ともよく似た法量分布をしめす。本稿で扱う出土資料の口径は（精製品青磁・白磁の椀Ⅲ 図18）⁴⁰⁾、両者とも14.8cm付近に分布が集中した。この傾向は出土地域にかかわらず認められる。図19は9世紀代の輸入陶磁器と国産施釉陶器の法量を比較するため堀内明博氏が作成したもので⁴¹⁾、資料として集められた輸入陶磁器は全国出土の蛇の目高台椀である。数値を見ると青磁・白磁とも口径15cm・

器高5cmに分布が集中する。

この両データから推測されるのは、口径14.8～15.0cm、器高5cmが、青磁・白磁ともに、蛇の目高台椀の目指した基本的な法量という事、口径14.8cmというのは、尺度を唐の小尺（1尺29.6cm）とした時の5寸に当たる事から「茶椀」に必要な口径は5寸という事である。

この点については史料からも追認できる。『延喜式卷二十三民部省』⁴²⁾には尾張・長門の2国に対して国家に納めるべき緑釉陶器の品目・数量・規格を記した条項があり「茶碗」の記載がある（図20）。延喜式が編纂されはじめた延喜5年（905）には尾張・長門の二国での緑釉陶器生産はほぼ終焉している事から、この条項は『弘仁式』あるいは『貞観式』から引き継がれたと考えられている⁴³⁾。

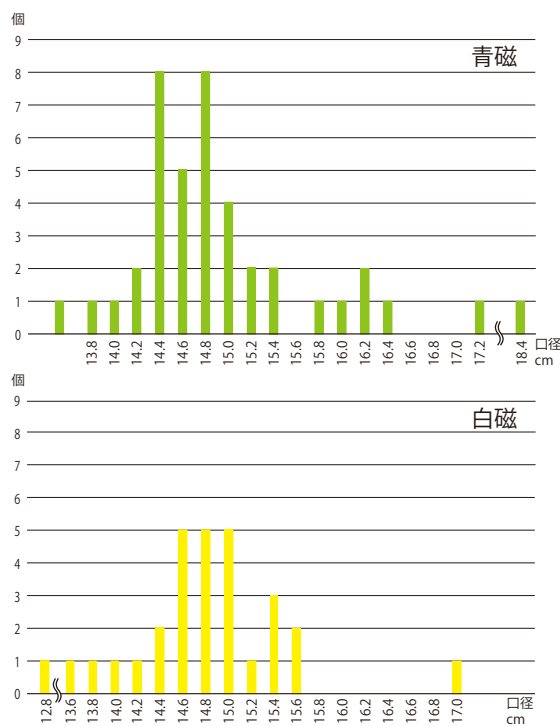


図18 青磁・白磁 椀Ⅲの口径分布

当該条文の内容は、

年料雑器

尾張国瓷器、大椀五合（口径五寸）中椀五口（口径五寸）小椀（口径五寸）茶碗廿口（口径五寸）蓋五口（口径五寸）中掬子十口（口径五寸）小掬子五口（口径五寸）花盤十口（口径五寸）花形鹽杯十口（口径五寸）瓶十口（口径五寸）

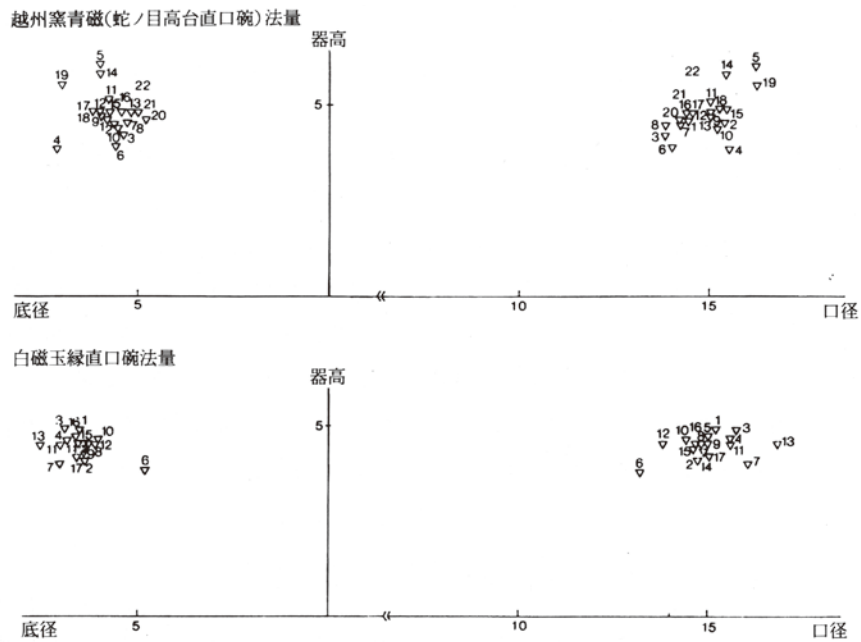
長門国瓷器、大椀五合（口径五寸）中椀十口（口径五寸）小椀十五口（口径五寸）茶碗廿口（口径五寸）花盤卅口（口径五寸）花形鹽

杯十口（口径五寸）瓶十口（口径五寸）大四口（口径五寸）小六口（口径五寸）

右両国所進年料雑器、並依前件、其用度皆用正税、

というもので、「茶碗」は納入数 20 口、口径は「5 寸」と記される。

高橋照彦氏は口径 5 寸、約 15 cm に一致する事から緑釉陶器の蛇の目高台椀を「茶碗」と比定した⁴⁴⁾が、青磁を模倣して生産



9 世紀における白磁法量の変遷

越州窯青磁（蛇ノ目高台直口碗）法量一覧表

- ①深草古墓（火葬墓） 京都市伏見区深草
- ②右京三条二坊八町 京都市中京区西ノ京原町
- ③左京八条三坊七町 京都市下京区塩小路通新町東入
- ④長岡京右京四条四坊 京都府長岡京市長法寺芝端
- ⑤薬師寺西僧房 奈良市西ノ京
- ⑥東大寺 奈良市雑司町
- ⑦平城京東三坊大路東側溝 奈良市北新町
- ⑧平城京東三坊大路東側溝 奈良市北新町
- ⑨秋根遺跡 山口県下関市秋根
- ⑩秋根遺跡 山口県下関市秋根
- ⑪十郎川遺跡 福岡市西区十郎川団地
- ⑫多々良込田遺跡 福岡市博多区多の津
- ⑬多々良込田遺跡 福岡市博多区多の津
- ⑭多々良込田遺跡 福岡市博多区多の津
- ⑮大宰府学校院東南部 太宰府市大字観世音寺字学業院
- ⑯大宰府右郭六条二坊 太宰府市大字観世音寺字大楠
- ⑰観世音寺僧房 太宰府市大字観世音寺字山ノ井
- ⑱池ノ上墳墓群23号火葬墓 福岡県甘木市大字提字池ノ上
- ⑲西谷火葬墓第1号火葬墓 福岡県久留米市山本町
- ⑳下中杖遺跡 佐賀県神埼郡三国町大字豆田
- ㉑下中杖遺跡 佐賀県神埼郡三国町大字豆田
- ㉒鮑田国府跡 熊本県熊本市二本木

白磁玉緑直口碗法量一覧表

- ①西寺 京都市南区唐橋西寺町
- ②西寺 京都市南区唐橋西寺町
- ③西寺 京都市南区唐橋西寺町
- ④平安京右京六条二坊 京都市中京区壬生東高田町
- ⑤広隆寺 京都市右京区太秦東峰ノ岡町
- ⑥長岡京右京二条二坊 京都府長岡市今里
- ⑦延暦寺西塔地区 滋賀県大津市延暦寺
- ⑧薬師寺西僧房 奈良市西ノ京
- ⑨薬師寺西僧房 奈良市西ノ京（薬師寺蔵）
- ⑩中宮寺 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺
- ⑪多々良込田 福岡市東区多の津
- ⑫多々良込田 福岡市東区多の津
- ⑬大宰府観世音寺 太宰府市大字観世音寺字山ノ井
- ⑭大宰府右郭六条二坊 太宰府市大字観世音寺字大楠
- ⑮下中杖遺跡 佐賀県神埼郡三国町大字豆田
- ⑯下中杖遺跡 佐賀県神埼郡三国町大字豆田
- ⑰麦ノ浦遺跡 鹿児島県川内市高城町麦ノ浦

図19 9世紀における白磁法量の変遷

（「第1章 平安京の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』図80より抜粋）

が始まった緑釉陶器の茶椀が「5寸」と決められているのは偶然のはずがなく、まさに「茶碗」の在り方を当時の人々が知っていたからと言えよう。

ところで、陸羽（733～803）が著した『茶経』は唐代喫茶流行の火付け役と評価され、同時代人である封演も『封氏聞見記』⁴⁵⁾に「楚人陸鴻漸為《茶論》、説茶之功效並煎茶炙茶之法、造茶具二十四事、以“都統籠”貯之。遠近傾慕、好事者家藏一副。有常伯熊者、又因鴻漸之論廣潤色之。於是茶道大行、王公朝士無不飲者。」と記すほどであった。

その『茶経』「四ノ器」には「風爐 筥
炭 槌 火 筴 鍍 交 床 夾 紙 囊 碾
羅 合 則 水 方 漉 水 囊 瓢 竹 筴 齧 篋
塾 盃 盃 盃 札 滌 方 滓 方 巾 具 列
都 籃」という24種の道具が挙げられ、本文には各道具の使い方、材質による良し悪しや寸法などが記載されている。陶磁研究でよく引用される「盃」の項は越州窯と他窯を比較した内容が特徴で、

「盃 盃は越州が上品。鼎州は次品。婺州は次品。岳州は次品。寿州・洪州は次品。ある人は邢州を越州の上に処くが、決してそうではない。もし邢州の磁器が銀に似ているとするならば、越州の磁器は玉に似ている。邢州のものが越州のものに及ばない第一点である。もし邢州の磁器が雪に似ているとするならば、越州の磁器は氷に似ている。邢州のものが越州のものに及ばない第二点である。邢州の磁器は白く、茶の色は丹い。越州の磁器は青く、茶の色は緑になる。邢州のものが越州のものに及ばない第三点である。晋の杜毓の「荈の賦」に、

「器は扱び陶は揀び、東甌より出づ」と謂っている。甌（甌は盃の意）とは越の事である。甌は越州が上品。口唇が巻らず、底が巻って浅く、半升以下しか受らない。越州の磁器、岳州の磁器はみな青い。青ければ茶がよく見え、茶は白紅色になる。邢州の磁器は白い。茶の色は紅くなる。寿州の磁器は黄色い。茶の色は紫になる。洪州の磁器は褐色、茶の色は黒くなる。すべて茶に宜しくない。」という内容となる⁴⁶⁾。様々な比喻で越州窯の優位性を説くが、形についてはわずかな記載しかない。「口唇が巻らず、底が巻って浅く、半升以下しか受らない」の部分である。甌を別の器形とする解釈もあるが⁴⁷⁾、道具をふく「巾」まで規定した陸羽が形態の差異を無視して複数器形をまとめて書くとは考え難く、ここでは布目潮風氏の訳文のとおり「甌は盃の意」と読む。

質感や色については細かく記述するにも拘わらず、形と大きさについての記述がほとんど無いのは「口唇が巻らず」以外比較の必要が無かったためだろうか。他の器物では寸法の記載がある場合もあるが「盃」文中には口径の記載が無い。しかし「半升以下しか受らない」とは書かれている。厳密ではないが、椀を直径15cm、高さ5cmの円錐だと仮定すれば容量は0.294 lであり唐代1升（0.6 l）の半分以下である。

また「盃」の次に記載のある「盃」は、椀入れの事で「盃は白蒲を（円形に）捲いて編み、盃十個を貯れる事ができる。或いは筥（丸籠）を用いる。紙包みの場合は刻紙で四角に袋型に縫い、これも十個入れである」とされる。10個をセットで「盃」に

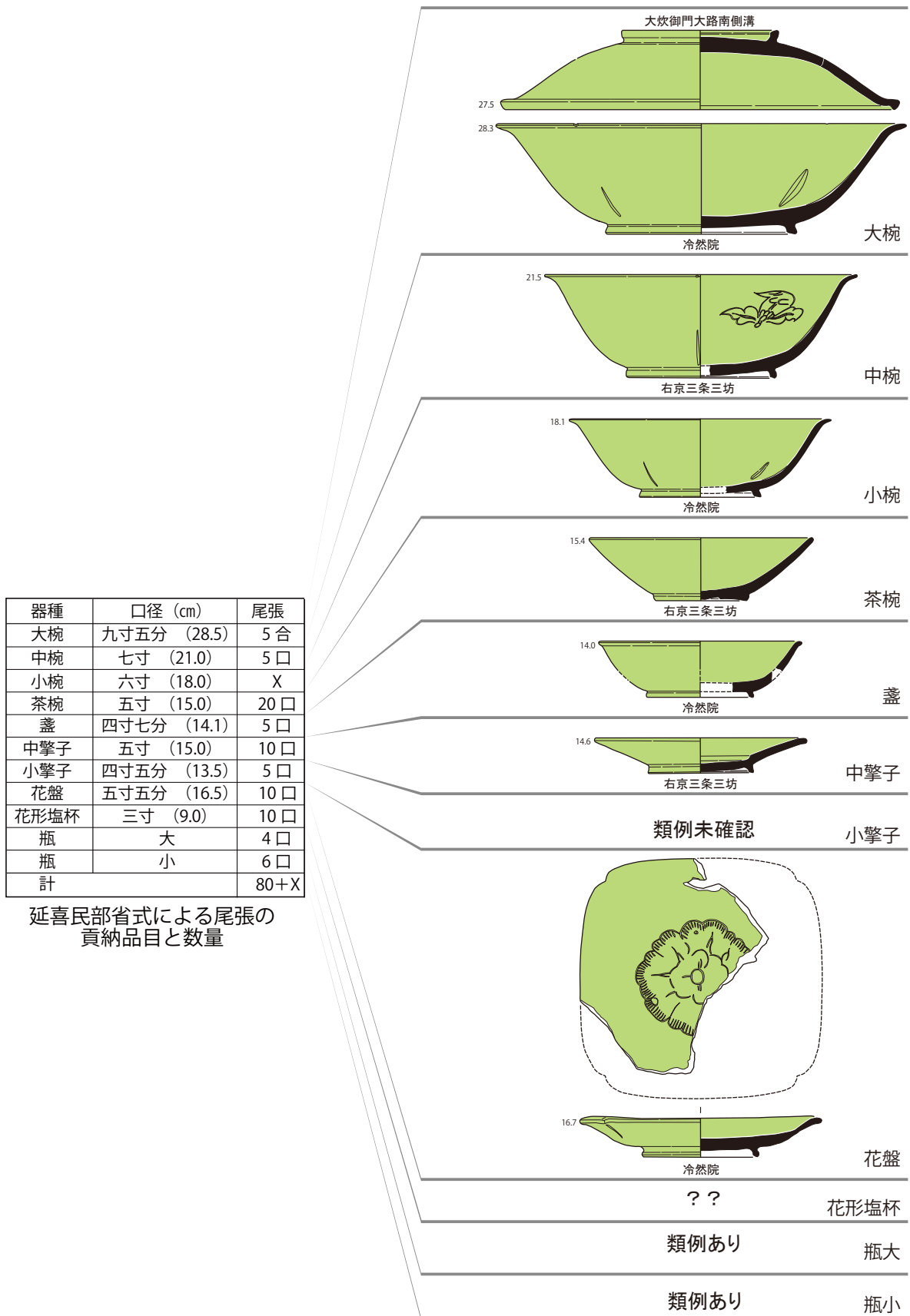


図20 延喜式民部省式に対応する平安時代初期猿投窯産緑釉陶器
(平成27年度京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書より転載)

入れるならば重ねていたと推測され、大きさは同じと考える方が自然だろう。

他に「五之煮」には「およそ水一升を煮かし、五盃に酌み分ける〔盃数は少なくとも三盃まで。多くても五盃まで。もし人数が多く十人になれば、風炉を二個に増やす。〕熱いうちにつづけて飲む（後略）」と記載があり、細かな決まりがあった事がわかる。この作法に則ってお茶を入れる風景を想像する時、使用する椀は同じ形で同じ大きさが望ましいように思う。

蛇足ながら延喜式の規定では緑釉陶器の「茶碗」は必要数20口、納入個数が10の単位であるのは『茶経』に基づいている可能性がある。

ここで書かれた「茶碗」は本稿の分類では椀ⅢAあるはⅡAである。そして、陸羽の『茶経』成書以後に形が定まったと推測される⁴⁸⁾ 椀ⅢAは型式変化の速度が遅いという特徴がある。特に白磁は10世紀になっても高台幅が細くなりきらず形態も変化が少なく10世紀前半に廃棄されたものと9世紀代のもは混ざれば識別できない。口径も「5寸」を基準にほぼ一定である。青磁は高台形状が輪高台化するが一方でより古い特徴である直線的な体部の椀ⅢA系が在り続ける。青磁・白磁とも、法量が不定になった事が出土資料からみえるのは3B段階（10世紀後葉）である。以上の観点より少なくとも唐代の蛇の目高台椀には大きさや形に対するなんらかの制約があったと考えられる。

ところで、9世紀代に日本で「喫茶」を愛好した事で知られる人物と言えば嵯峨天皇とその周辺の人々である。この頃の記載

としてよく知られるのは、唐からの帰国僧である永忠が近江梵釈寺付近で嵯峨天皇に茶を献じた『日本後期』弘仁6年（815）の記事⁴⁹⁾である。梵釈寺の所在地は滋賀県大津市志賀里付近の山中にあった崇福寺の近隣に比定され、当時は山岳寺院の趣を留めていたのであろう。陸羽は『茶経』「九之略」にて野寺山園での喫茶において省略できる器具を挙げており、想像を逞しくすれば、近江での茶はこの野寺山園での喫茶の趣が再現された可能性もある。

一方、布目氏は同「九之略」末文の「ただ城邑の中、王公の門、二十四器、一を闕けば、茶は廢す。」の結びから「四之器」の茶器こそ陸羽茶道の眼目なのである。」と述べ「茶器の素材・寸法の指定は、これを循守して飲茶を行う事によって、陸羽の茶道が完成するよう考察されたものである。この点において、法門寺出土の皇帝用銀製茶器は基礎的に飲茶について『茶経』と同一機能をもちながら、陸羽茶道とは異なったものとする立場もはっきり認識しておかねばならない」と指摘する⁵⁰⁾。

この指摘は日本の「喫茶」にとっても重要で、「唐人宮楽図」の大椀から柄杓で汲み分けるような唐宮廷の茶は、野寺山園での「喫茶」を嗜んだ嵯峨天皇がもう一方で愛した唐風「喫茶」の在り方だったとも考えられよう。なぜなら青磁大椀写しの猿投窯産緑釉陶器が嵯峨上皇后院期の冷然院北築地内溝跡から出土しているのである（図20大椀）。

椀Ⅲは時期が下がるにつれて前節で記したように形態変化するが、9世紀の前葉から約200年間継続的に輸入された器であ

る。今回対象とした全資料に対する比は43%、日本においても平安時代前・中期の文化に「喫茶」が与えた影響は軽いものとは思えない。

茶碗が普及した背景に『茶経』の存在が伺える。機能は形態に制約を与え、用途は意匠の共通性を生み出す。晩唐代にあったであろう様々な「喫茶」の作法こそが、白磁碗Ⅲの型式変化を最小限に留めた力ではなかったか。また碗Ⅲに比べると数が少ないが、金属器写しの青磁が緑釉陶器に与えた影響は大きい。

4 まとめ

本稿では、最新の土師器編年による年代観という明確な手がかりをもとに、可能な限りの中国産陶磁資料を集成し、碗の型式変化と廃棄年代を明らかにすることができた。

また、年代別の分析には使用できないが、包含層出土資料や混入品についても分析の対象とした。これは、当該期の中国産陶磁器は生産地が限られていると言われ、釉調・胎土の特徴による抽出が可能なためである。これにより、11世紀以降に比べて年代観のわかる一括資料が少ないため全体像が明らかになりにくい9・10世紀の様相を捉えることができた。対象とした87件の調査には多量の中国産陶磁器を一括廃棄した遺構は無く、1点から数十点の出土遺物を集めた586点を基礎資料とした。結果的に、京内各所における約50年間の調査成果から集成した資料は統計学でいう無作為抽出のサンプルと評価でき、今後数が

増加しても、大きな比率、例えば碗の圧倒的優勢、中でも碗Ⅲが多数を占める傾向に変化は無いと思える。

時期別の型式変化と数量、多様な器形種類と偏った割合がみえた事で、中国の様相との差異に気づき、唐代流行の中でも「喫茶」と鍍金銀器写しの器を好んだ京都の「憧れ」がみえた。

さらに圧倒的に多数を占める碗Ⅲの変化に注目すべき特徴がある事を見出しその背景として中国における喫茶文化の成立にきわめて強い影響をうけて起きた特異な動きがある事もまた明らかにできたのではないかと思う。

こうした動きはわが国での陶器生産において緑釉陶器の本格的生産にも影響を及ぼしている。嵯峨・淳和朝の緑釉陶器は金属器写しの青磁にも影響を受けており、当時の皇族や貴族階級の人々が喫茶を含む唐文化に強い憧れをもち、深い見識をもっていた事がわかる。

こうした分析は、土師器編年という安定した手がかりをもとに多量の中国産陶磁のみならず緑釉陶器・灰釉陶器といった他器種の高級食器についてもあわせて対象とする事ではじめて可能となるものであり、京都というフィールドでこそ明らかにできることではなかろうか。消費地視点からの陶磁器研究は少ない。われわれのフィールドには取り組むべき事がまだ沢山ある。そこに少しでも貢献できていければそれが本稿の意義である。

執筆にあたっては下記の方々にお世話になった。（敬称略，五十音順）

上村和直，大立目一，奥井智子，尾野善裕，児玉光代，近藤奈央，佐藤 隆，津田京美，西大篠哲，新田和央，平尾政幸，尾藤德行，水橋公江，村野正景，吉川義彦，吉本健吾

特に新田氏，平尾氏，吉川氏には構想段階から相談にのって頂いた。分類構造の階層性については吉川氏と，具体的な階層・構造や陶磁器様相については平尾氏と議論を重ねた。また平尾氏と京都市埋蔵文化財研究所から図データを提供頂いた。末尾になりますが，記して感謝申し上げます。

註

- 1) 横田賢次郎・森田勉「大宰府出土の輸入中国陶磁器について—型式分類と編年を中心として—」『九州歴史資料館研究論集』4，九州歴史資料館，1978年。
- 2) 堀内明博「第1章 平安京の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第4集，財団法人古代学協会，1994年。
- 3) 前川 要「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究—様式の形成とその歴史的背景—」『古代文化』第41巻第8・10号，1989年。
- 4) 小森俊寛「輸入陶磁器と国産施釉陶器」古代の土器研究会第3回シンポジウム『古代の土器研究—律令的土器様式の西東3—』古代の土器研究会，1994年。
- 5) 小森俊寛・上村憲章「京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究」『研究紀要』第3号，財団法人京都市埋蔵文化財研究所，1996年。
- 6) 平尾政幸「土師器再考」『洛史』研究紀要第12号，公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所，2019年。
- 7) 京都の土師器皿は，奈良時代から引き継いだ椀・杯・皿などの供膳具が10世紀を通して「皿」形化し，以後，政権・文化・社会の変化に関わらず使用され続けた特殊な土器である。1000年の連続性は京都の生活文化と密接な関わりがあり，形態が漸移的に変わるため年代の物差しとなるばかりでなく，新しい形態・系統の成立は生活様式の変化に関連していると考えられる。このため，本稿では輸入陶磁器の廃棄年代を決めるだけでなく，その背景にある時代のまとまりを含めた輸入陶磁器の整理・分類の軸としても土師器皿による時期区分を使用する。
- 8) 本稿で使用する産地名称は広義のもので，厳密な産地については京都出土遺物から言及できるものではないため意見を持たず，研究史上の用語として便宜上必要な場合に名詞として使用する。
- 9) 『灰方窯跡・灰方の塚跡・南春日町片山遺跡・勝持寺旧境内』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2010-8，財団法人京都市埋蔵文化財研究所，2010年。
- 10) 毛利光俊彦『古代東アジアの金属製容器Ⅰ』奈良文化財研究所資料68，独立行政法人奈良文化財研究所，2004年。
今井敦『中国の陶磁』第4巻 青磁，平凡社，1997年。
- 11) 例えば左京五条一坊十四町跡SD162から出土した青磁杯ⅡR。共伴土師器の年代観は3A段階最新相（口径分布では3Aだが形態に3Bの要素が見え始めている）で廃棄年代は10世紀の中頃である。この杯と型式学的な距離の近いものが大中七年（853）の紀年銘をもつ浙江省海寧市徐歩橋唐墓から出土している。中国陶磁全集4『越窯』美乃美，1981年。
- 12) 例えば鴻臚館跡S K 56 福岡市『鴻臚館跡Ⅰ』福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集，福岡市教育委員会，1991年。
- 13) 亀井明德「唐代玉璧高台の出現と消滅時期の考察」『貿易陶磁研究』No.13，貿易陶磁研究会，1993年。
- 14) 森達也「唐代晩期越州窯青磁碗の二つの系譜—玉璧高台碗と輪高台碗—」『金大考古』第

- 34号, 金沢大学考古学研究室, 2000年。
- 15) 『上林湖越窯』古陶磁学術研究基金会叢書 慈溪市博物館・謝純竜編, 科学出版社, 2002年。
- 16) 王莉英・穆青著(富田哲雄訳)『定窯瓷』鑑賞と鑑定, 中国名窯名瓷シリーズ6, 二玄社, 2009年。
- 17) 器高差によりプロポーションの異なる同時期の個体がある事を考えると将来的に数量が増えれば細分も可能になるかもしれない。
- 18) 前掲13)
- 19) 平尾政幸「冷然院北内溝出土土器群の特質」『平成27年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書』平安京左京二条二坊「冷然(泉)院」出土品, 京都市文化市民局, 2016年。
- 20) 尾野善裕「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景」『新修名古屋市史』資料編 考古2, 2013年。
- 21) 『茶経』(758~761年間に成書。) 布目潮瀨『茶経全訳注』講談社学術文庫, 2012年。
- 22) 今井敦「中晩唐の中国陶磁」『東京国立博物館紀要』31, 1996年。
- 23) 『法門寺考古発掘報告』陝西省考古研究院, 法門寺博物館, 宝鸡市文物局, 扶風縣博物館著, 文物出版社, 2007年。
『秘色越器』上林湖后岙窑址出土唐五代秘色瓷器 浙江省文物考古研究所, 慈溪市文物管理委員会办公室編著, 文物出版社, 2017年。
- 24) 『唐磁』白磁・青磁・三彩, 根津美術館, 1988年/『初期白磁』常盤山文庫中国陶磁研究会会報7, 2018年などに集成されている。
- 25) 前掲10), 『古代東アジアの金属製容器Ⅱ』奈良文化財研究所資料69, 独立行政法人奈良文化財研究所, 2005年。
- 26) 前掲13), 『初期白磁』常盤山文庫中国陶磁研究会会報7, 2018年などに集成されている。
- 27) 「広東電白唐代許夫人墓」(661年)の椀 広東省博物館 茂名市博物館 電白県博物館「広東電白唐代許夫人墓」『文物』1990-7, 1990年などの出土例がある。
- 28) 唐代の土器様相から生活様式の変化が推測できるほどの大きな変化が最初に見えるのは盛



- 唐で、西域器物の模倣品が盛行したことを契機に伝統的な器形からの転換がおこった。中唐代には水注は実用的なデザインとなって椀Ⅲとともに副葬品に用いられる。卓上では食物残滓を入れたと推測される唾壺は9世紀代には液体を受ける形に変化した。初期白磁の変化をまとめた佐藤サアラ氏は初期白磁の流れから脱皮し実用的な器形が主流になる時期を8世紀中頃としている。佐藤サアラ「初期白磁—白磁の始まりとその展開」『初期白磁』常盤山文庫中国陶磁研究会会報7, 2018年。
- 29) 岡崎敬「隋・唐の文化と陶磁」『世界陶磁全集11 隋・唐』小学館, 1976年。
- 30) 平尾政幸「緑釉陶器の変質と波及」古代の土器研究会第3回シンポジウム『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東 施釉陶器—』古代土器研究会, 1994年。
- 31) 張東「唐代金銀器対陶瓷造型影響問題的再思考」『上海博物館集刊』第8期, 上海書画出版, 2000年。
- 32) 前掲10) 毛利光文献。
- 33) 益陽縣文化館「湖南省益陽縣鄧俊墓」『考古』5 1981-4, 科学出版社, 1981年。
- 34) 巢湖地区文物管理所「安徽巢湖市環城鄉伍府墓」『考古』1988-6, 1988年。
- 35) 粗製品青磁椀ⅢCは精製品の代用品と考えているため数に含めた。精製品青磁椀Ⅲ, 粗製品青磁椀Ⅲ, 白磁椀Ⅲ 計249点/586点。

- 36) 高橋忠彦「唐代の喫茶と法門寺出土の茶具」『中国の正倉院 法門寺地下宮殿の秘宝「皇帝からの贈り物」』展図録, 新潟県立近代美術館ほか, 1999年。
- 37) 前掲16)
- 38) 国立故宮博物院蔵 国立故宮博物院HP「國寶的形成」展示解説によれば落款は無いが絵と描かれた風俗などから唐代中晩期の屏風絵が掛け軸になったものと考えられている。
- 39) 前掲38) 解説も喫茶としている。
- 40) 椀ⅢB R, ⅢB bは「茶碗」ではない可能性もあるため計測から外した。
- 41) 前掲2)
- 42) 国史大系編集会『新訂増補 国史大系 延喜式 中篇』吉川弘文館, 1972年。
- 43) 平尾政幸「平安時代の緑釉陶器生産に関するいくつかの問題」『古代の土器研究会 平安時代の緑釉陶器一生産地の様相を中心に一』古代の土器研究会, 2003年。
- 44) 高橋照彦「平安初期における鉛釉陶器生産の変質」『史林』第77巻6号, 史学研究会, 1994年。
- 45) 『封氏聞見記』卷六生活・遊戯の33 飲茶
- 46) 前掲21) 『茶経』訳文は全て布目潮風氏の訳を引用。
- 47) 水上和則『茶文化史にそった中国茶碗の考古学』勉誠出版, 2009年。
- 48) 蛇の目高台の椀は椀ⅡA・ⅢAで, 椀ⅡAは長沙・越州窯青磁に, 椀ⅢAは越州窯青磁, 邢・定窯白磁にある。椀ⅢAは中国の紀年銘資料から類推すると8世紀の第4 四半期頃に形態が安定したと思われる。水上氏は前掲47) で『茶経』が広く普及したのは印刷技術の発明と関係があるとみており興味深い指摘である。
- 49) 国史大系編集会『新訂増補 国史大系 日本後紀』吉川弘文館, 1972年。
- 50) 前掲21)

図の引用文献（京都市内の報告書を除く）

- 図5：法門寺地下宮：註23)
鴻臚館跡ⅡSK03：山崎純男『鴻臚館跡Ⅱ』福岡市埋蔵文化財調査報告書第315集, 福岡市教育委員会, 1992年。
- 図8：鴻臚館SK80-11 福岡市『鴻臚館跡Ⅰ』福岡市埋蔵文化財調査報告書第270集, 福岡市教育委員会, 1991年。
- 図9：鄭州市文物工作隊「鄭州地区発現的幾座唐墓」『文物』1995-5, 1995年。
- 図10：五代呉越国康陵：杭州市文物考古所, 臨安市文物館「浙江臨安五代呉越国康陵発掘簡報」『文物』2002-2。
遼韓佚墓：北京市文物考古隊「遼韓佚墓発掘報告」『考古学報』1984-3。
陳国公主墓：内蒙古自治区文物考古研究所 哲里木盟博物館『陳国公主墓』文物出版社, 1993年。
内蒙古通遼県二林場遼墓：朝陽地区博物館「遼寧朝陽姑営子遼耿氏墓発掘報告」『考古学集刊』3 中国社会科学出版社, 1983年。
- 図13：『平安京右京三条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第10冊, 財団法人京都市埋蔵文化財研究所, 1990年。
- 図14：越窯（上林湖）：註22)
法門寺地下宮：註21)
他：註32) 引用文献は図中に記載。
- 図15：註33)
- 図16：註34)
- 図20：『平成27年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書』平安京左京二条二坊「冷然（泉）院」出土品 京都市文化市民局, 2016年。

表4 出土資料一覧表(1)

青磁

No.	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
1	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-91	椀	I ?	細片	—		右 3103a	
2	右京三条二坊八町跡	層 2-2	未 84	椀	I	細片	—	2B	右 3208a	HKRI
3	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-37	椀	I		—		右 6105	HKXF002
4	右京六条一坊十一・十四町跡	層	未報告 P 7	椀	I ?	細片	—		右 6111b	XFO 1 1
5	右京五条三坊二町跡	SD1	図 48-47	椀	II		17	1B	右 5302	HKQG
6	右京三条二坊八町跡	層	平尾 12	椀	II		16.2		右 3208b	HKRP
7	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-498	椀	II		15		右 3106a	百花亭
8	右京六条一坊五・六町跡	溝 U062	図 34-36	椀	II	細片	14.6	1C	右 6105	HKXF002
9	平安宮 中和院跡	層	図版 2-7	椀	III R	細片	15	2C	宮 a	
10	平安宮跡内裏蘭林坊跡		第 25 図 -3	椀	III 1	細片 n	—		宮 b	
11	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 2	第 39 図 -19	椀	III B	n	—		左 1309	KBS 京都
12	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 3	第 40 図 -4	椀	III B1R	n	15		左 1309	KBS 京都
13	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 3	第 40 図 -5	椀	III 1R	n	14.8		左 1309	KBS 京都
14	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 3	第 40 図 -6	椀	III 1		14.8		左 1309	KBS 京都
15	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 3	第 40 図 -7	椀	III 1		14.2		左 1309	KBS 京都
16	左京一条三坊十・十一町跡	立 17-井戸 1	考古資料館 2	椀	III B1R	n		3C	左 1310	烏丸線 III
17	左京二条四坊十五町跡・東京極大路	路面 III	図 21-106	椀	III B	n		3BC	左 2415	
18	左京三条三坊十二町跡	灰色粘質土	第 8 図 -10	椀	III BR	n		底部	左 3312	三条西殿跡
19	左京三条三坊十二町跡	灰色粘質土	第 8 図 -11	椀	III BR	n		底部	左 3312	三条西殿跡
20	左京四条一坊跡	層	考古資料館 4	椀	III A1		14.8		左 41XX	中・壬生朱雀町
21	左京四条二坊十四町跡	SE3444	図 50-58	椀	III 1		—	2C	左 4214	
22	左京四条二坊十四町跡	SD3330	図 52-116	椀	III 1		—	3A	左 4214	
23	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	15	椀	III 1				左 4214	
24	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	16	椀	III 1				左 4214	
25	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	17	椀	III 1				左 4214	
26	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	18	椀	III 1				左 4214	
27	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	19	椀	III 1				左 4214	
28	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	20	椀	III 1				左 4214	
29	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	22	椀	III 1R	n		直椀	左 4214	
30	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	32	椀	III A				左 4214	
31	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	33	椀	III A				左 4214	
32	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	34	椀	III A				左 4214	
33	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	35	椀	III B				左 4214	
34	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	36	椀	III B				左 4214	
35	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	41	椀	III B				左 4214	
36	左京四条三坊五町跡	S E 21	38	椀	III B	n		底部	3 C	左 4305
37	左京五条三坊十一町跡	SD17 混入	図 11-78	椀	III A			底部	4A	左 5311
38	左京六条一坊一町跡	SK82	未報告 P 3	椀	III A			底部		左 6101
39	左京八条三坊七町跡	SD29A	図 11-66	椀	III A1		15.2	1 C2A		左 8307
40	左京八条三坊七町跡	SD29B	図 12-88	椀	III A			底部	2AB	左 8307
41	右京一条二坊四町跡	SD20B	図 7-2	椀	III 1	細片	16.2			右 1204
42	右京一条三坊十二町跡	層	図 18-182	椀	III B			底部		右 1312
43	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-1	椀	III 1		—	3B		右 2203
44	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-5	椀	III A	内面メアト	—	3B		右 2203
45	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-7	椀	III B	n	—	3B		右 2203
46	右京二条二坊十一町跡	溝 1	図版 10-60	椀	III 1		14.8	2A		右 2211
47	右京二条三坊七町	SD10	22	椀	III A	細片		底部		右 2307
48	右京二条三坊七町	SK34	29	椀	III B	n		底部	3B	右 2307
49	右京二条三坊七町	礫層	24	椀	III B	細片 n		底部		右 2307
50	右京二条三坊八町	層	図 77-194	椀	III A			底部		右 2308
51	右京二条三坊十五町跡	SE10 中層	157	椀	III A			底部		右 2315
52	右京二条三坊十五町跡	SX25	161	椀	III B1	n	14.8	2C3A		右 2315a
53	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 201	図 27-73	椀	III A1		14.3			右 2315 b
54	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 613	図 27-74	椀	III A			底部		右 2315 b
55	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 411	図 27-80	椀	III 1		—			右 2315 b
56	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-78	椀	III A1		15.4			右 3103a
57	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-79	椀	III 1		15			右 3103a
58	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-80	椀	III A			底部		右 3103a
59	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-82	椀	III 1		14.4			右 3103a
60	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-83	椀	III B	n		底部		右 3103a
61	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-86	椀	III 1	細片 n	—			右 3103a
62	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-88	椀	III 1	細片	—			右 3103a
63	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-87	椀	III 1	細片 n	—			右 3103a
64	右京三条一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-90	椀	III 1	細片	—			右 3103a
65	右京三条一坊三・六・七町跡	SG24 新	図 25-154	椀	III 1		14.4			右 3103 b
66	右京三条一坊三・六・七町跡	SG24 新	図 25-157	椀	III A	細片		底部		右 3103 b
67	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-497	椀	III A1		15.1	2B		右 3106a
68	右京三条一坊十・十五町跡	整地層	図 11-50	椀	III B	n		底部	2C3A	右 3110
69	右京三条二坊八町跡	SK8	74	椀	III A1		15.2	2B		右 3208a
70	右京三条二坊八町跡	SK8	75	椀	III 1		14.4	2B		右 3208a
71	右京三条二坊八町跡	層 47-5	82	椀	III 1		16.3			右 3208a
72	右京三条二坊八町跡	層 47-5	83	椀	III 1		—			右 3208a
73	右京三条二坊八町跡	SD4	85	椀	III 1		—			右 3208a
74	右京三条二坊八町跡	層 33-1	86	椀	III A			底部		右 3208a
75	右京三条二坊八町跡	層	未報告 11	椀	III 1		15.8			右 3208b
76	右京三条二坊十六町跡	井戸 2	図版 29-419	椀	III 1		14.4			右 3216
77	右京三条二坊十六町跡	井戸 2	図版 29-420	椀	III A			底部		右 3216
78	右京三条二坊十六町跡	SG82	指 322	椀	III 1		14.8	2C		右 3216
79	右京三条二坊十六町跡	SG82	指 323	椀	III A			底部	2C	右 3216

凡例：遺跡名の「平安京」は省略した。出土地点の「層」は包含層、混入、表探等を含む。分類記号のアルファベットは底部、数字は口縁部が残存する事を示す。

表5 出土資料一覧表(2)

No.	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
80	右京三条二坊十六町跡	SG82	指 324	椀	Ⅲ BR	n	—	2C	右 3216	HKRA 斎宮
81	右京三条二坊十六町跡	SG82	指 325	椀	Ⅲ BR		18.4	2C	右 3216	HKRA 斎宮
82	右京三条二坊十六町跡	SG82	550	椀	Ⅲ I		15.2	2C	右 3216	HKRA 斎宮
83	右京三条二坊十六町跡	SG82	662	椀	Ⅲ B		底部	2C	右 3216	HKRA 斎宮
84	右京三条二坊十六町跡	SG82	663	椀	Ⅲ B		底部	2C	右 3216	HKRA 斎宮
85	右京三条二坊十六町跡	SG82	664	椀	Ⅲ B		底部	2C	右 3216	HKRA 斎宮
86	右京三条二坊十六町跡	SG82	685	椀	Ⅲ I		14.5	2C	右 3216	HKRA 斎宮
87	右京三条二坊十六町跡	SG82	773	椀	Ⅲ B		底部	2C	右 3216	HKRA 斎宮
88	右京三条二坊十六町跡	層	651	椀	Ⅲ B		底部		右 3216	HKRA 斎宮
89	右京三条二坊十六町跡	層	655	椀	Ⅲ B		底部		右 3216	HKRA 斎宮
90	右京三条二坊十六町跡	層	657	椀	Ⅲ A		底部		右 3216	HKRA 斎宮
91	右京三条二坊十六町跡	層	686	椀	Ⅲ I	細片	—		右 3216	HKRA 斎宮
92	右京三条二坊十六町跡	SD1	689	椀	Ⅲ I		15		右 3216	HKRA 斎宮
93	右京三条二坊十六町跡	SE547	694	椀	Ⅲ I		14.8		右 3216	HKRA 斎宮
94	右京三条三坊三町跡	SX07	3-262	椀	Ⅲ A1		14.5	2B	右 3303a	HKCF2
95	右京三条三坊三町跡	SX07	3-263	椀	Ⅲ A1		14.5	2B	右 3303a	HKCF2
96	右京三条三坊三町跡	SX07	3-264	椀	Ⅲ A1		17.1	2B	右 3303a	HKCF2
97	右京三条三坊三町跡	SX07	3-265	椀	Ⅲ A		底部	2B	右 3303a	HKCF2
98	右京三条三坊三町跡	SX07	3-272	椀	Ⅲ A		底部	2B	右 3303a	HKCF2
99	右京三条三坊五町跡	古混(溝 801)	図 33-75	椀	Ⅲ B		—		右 3305	
100	右京四条一坊九町跡	層 78HK-CZ	163525-3	椀	Ⅲ A1		15		右 4109	朱1・2次
101	右京四条二坊四町跡	層	図 19-91	椀	Ⅲ A		底部		右 4204	
102	右京四条二坊四町跡	層	図 19-92	椀	Ⅲ I		14.8		右 4204	
103	右京四条二坊十三町跡(淳和院)	層	図 16-410	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4213	
104	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	13-2	椀	Ⅲ B		—		右 4216	88HK-RM
105	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	21-7	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4216	88HK-RM
106	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	22-8	椀	Ⅲ B		—		右 4216	88HK-RM
107	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	23-1	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4216	88HK-RM
108	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	28-5	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4216	88HK-RM
109	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	28-5	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4216	88HK-RM
110	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	33-3	椀	Ⅲ B		—		右 4216	88HK-RM
111	右京四条二坊十六町跡	不明 未報告	36	椀	Ⅲ I	細片	—		右 4216	88HK-RM
112	右京五条三坊三町跡	溝 2	図 18-85	椀	Ⅲ I	細片	15.4	3A	右 5303	HKQP
113	右京五条三坊三町跡	溝 2	図 18-87	椀	Ⅲ I	細片	16.2	3A	右 5303	HKQP
114	右京六条一坊三町跡	2区4層	未報告 P2	椀	Ⅲ B	n	底部		右 6103	XF018
115	右京六条一坊三町跡	SX1	図 41-36	椀	Ⅲ A1		14.9	2B	右 6113a	
116	右京六条一坊五・六町跡	井戸 E005	図 34-34	椀	Ⅲ A1		14.6	2B	右 6105	HXXF002
117	右京六条一坊六町跡	SX68 裏込	未報告 P 4	椀	Ⅲ A		底部		右 6106	XF019
118	右京六条一坊十一町跡	十一町整地層	図 98-375	椀	Ⅲ B ?		—		右 6111a	
119	右京六条一坊十一・十四町跡	掘乱	未報告 P 5	椀	Ⅲ A		底部		右 6111b	XF0 1 1
120	右京六条一坊十四町跡	SD02B	未報告 P1	椀	Ⅲ I	細片	底部		右 6114a	XF010
121	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P9	椀	Ⅲ I	細片	13.8		右 6114a	XF010
122	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P11	椀	Ⅲ A		底部		右 6114a	XF010
123	右京六条二坊三町跡	池 239	図 22-106	椀	Ⅲ I		15.9	2BC	右 6203	
124	右京六条三坊二町 西院遺跡	溝 68 (第4層)	図 27-158	椀	Ⅲ A1		14.4	2C?	右 6302	
125	右京七条一坊十四町跡	SE56	131	椀	Ⅲ I		14.4	3A ?	右 7114a	97HKNJ2
126	右京七條二坊(西市)跡		考古資料館 8	椀	Ⅲ B1	n	15.4		右 72XX	HKNE
127	右京七条一坊十五町跡	溝 5	図 18-38	椀	Ⅲ A		底部		右 7115	
128	右京九条一坊十二・十三町(西寺)跡	層	第 18 図-17	椀	Ⅲ B1		【15.4】		右 9112a	
129	右京九条一坊十二・十三町(西寺)跡	層	第 18 図-21	椀	Ⅲ I		14.6		右 9112a	
130	右京九条二坊四町跡	層	図 4-7	椀	Ⅲ B1		14.8		右 9204	洛陽高校 HKRK02
131	一乗寺向畑町遺跡	SX03	図 8-9	椀	Ⅲ A1		14.4	2B	一条寺	86KS-IJ
132	仁和寺旧境内	SD34	図 18-67	椀	Ⅲ I		14.8	3AB	仁和寺	
133	仁和寺旧境内	層	図 18-115	椀	Ⅲ A		底部		仁和寺	
134	仁和寺旧境内	層	117 図版 34	椀	Ⅲ A	細片	底部		仁和寺	
135	平安宮内酒殿・釜所・侍徒所跡	—	163525-1	大椀	Ⅲ B1		23.6		宮 c	H K Z N
136	左京六条一坊三・六町跡	SK02 (古混)	考古資料館 7	大椀	Ⅲ B1		23.6		左 6103	HKGK
137	左京六条一坊六町跡	層	図 105-3	大椀	Ⅲ B1		24.8		左 6106	
138	仁和寺旧境内	SK47	図 118-90	大椀	Ⅲ B1		22		仁和寺	
139	平安宮跡内裏蘭林坊跡	層	第 25 図-2	椀	Ⅲ Ca		18.1		宮 b	
140	平安宮西院跡	障 23	19-34	椀	Ⅲ Ca1		17.8	2C	宮 d	HKLM
141	左京二条四坊十五町跡・東京極大路	路面Ⅲ	図 21-107	椀	Ⅲ Ca		底部	3BC	左 2415	
142	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	45	椀	Ⅲ Ca		—		左 4214	
143	右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡	古混	図 7-49	椀	Ⅲ Cb		底部		右 1313	
144	右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡	古混	図 7-50	椀	Ⅲ Ca		底部		右 1313	
145	右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡	古混	図 7-54	椀	Ⅲ Ca		底部		右 1313	
146	右京二条三坊七町跡	SD10	25	椀	Ⅲ Ca		底部		右 2307	HKNR
147	右京二条三坊七町跡	SK04	26	椀	Ⅲ Ca		底部		右 2307	HKNR
148	右京二条三坊七町跡	SD02	図 46-73	椀	Ⅲ Ca		—	3BC	右 2308	花大
149	右京二条三坊七町跡	層	図 77-193	椀	Ⅲ Ca		—		右 2308	花大
150	右京二条三坊十五町跡	SE10 上層	164	椀	Ⅲ Ca1		20		右 2315a	HKIM
151	右京二条三坊十五町跡	SX25	165	椀	Ⅲ Cb 1		23	2C3A	右 2315a	HKIM
152	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 102	図 27-82	椀	Ⅲ Ca		底部		右 2315b	
153	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 109	図 27-83	椀	Ⅲ Ca		底部		右 2315b	
154	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-84	椀	Ⅲ Ca		底部		右 2315b	
155	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-85	椀	Ⅲ Ca		15.6		右 2315b	
156	右京三条一坊十・十五町跡	層	158744-14	椀	Ⅲ Ca		15.5		右 3110	H K U O O 5
157	右京三条二坊八町跡	SK8	69・70	椀	Ⅲ Cb		15.5	2B	右 3208a	HKRI
158	右京三条二坊八町跡	SD73 第 2 層	94	椀	Ⅲ Ca		底部		右 3208a	HKRI
159	右京三条二坊八町跡	層 18-3	93	椀	Ⅲ Cb		底部		右 3208a	HKRI
160	右京三条二坊八町跡	層	未報告 07	椀	Ⅲ Ca		底部		右 3208b	HKRP
161	右京三条二坊八町跡	層	未報告 08	椀	Ⅲ Cb		底部		右 3208b	HKRP

表6 出土資料一覧表(3)

No	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
162	右京三条二坊八町跡	層	未報告 09	椀	III Cb		底部		右 3208b	HKRP
163	右京三条二坊十六町跡	層	677	椀	III Cb		底部		右 3216	HKRA 齋宮
164	右京三条二坊十六町跡	層	674	椀	III Cb		底部		右 3216	HKRA 齋宮
165	右京三条二坊十六町跡	SG82	328	椀	III Ca		底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
166	右京三条三坊三町跡	SX07	3-268	椀	III Ca		16.5	2B	右 3303a	HKCF2
167	右京三条三坊三町跡	SX07	3-269	椀	III Cb		底部	2B	右 3303a	HKCF2
168	右京三条三坊三町跡	SX07	3-270	椀	III Ca		底部	2B	右 3303a	HKCF2
169	右京四條二坊跡	RHAW33	考古資料館 5	椀	III Ca		18.8		右 42XX	中・壬生仙念町
170	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	44	椀	III Cb		—		右 4214	
171	右京六條一坊五・六町跡	層	図 34-44	椀	III Ca		底部		右 6105	HKXF002
172	右京七條一坊十四町跡	層	163525-2	椀	III Ca		22		右 7114b	HKNJ
173	右京九條一坊十二・十三町(西寺)跡	層	第 18 図-16	椀	III Cb		20.4		右 9112a	
174	仁和寺旧境内	図 18-49		椀	III C?		—		仁和寺	
175	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 2	第 39 図-20	椀	VII Ba		—		左 1309	KBS 京都
176	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	46	椀	VII Ba		底部		左 4214	
177	左京六條一坊一町跡	SD 1 1 4	未報告 P 6	椀	VII Ba		底部		左 6101	HKHK005
178	右京一条三坊十三町・二條三坊十六町跡	古混	図 7-53	椀	VII Ba		底部		右 1313	
179	右京二條二坊三町跡	SX1	図 32-6	椀	VII Ba		—	3B	右 2203	HKIA
180	右京二條三坊一町跡	p1419	特 4	椀	VII Ba1		—		右 2301	H K I K
181	右京二條三坊七町跡	SD02	図 46-72	椀	VII Ba		—	3BC	右 2308	花大
182	右京二條三坊七町跡	層	図 77-191	椀	—		—		右 2308	花大
183	右京二條三坊十五町跡	SD23	162	椀	VII?		—		右 2315a	HKIM
184	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-86	椀	VII Ba		底部		右 2315b	
185	右京三條一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-84	椀	VII Ba		底部		右 3103a	
186	右京三條二坊八町跡	層 80-4	90	椀	VII Ba		底部	2B	右 3208a	HKRI
187	右京三條二坊八町跡	層 42-3	91	椀	VII Ba		底部	2B	右 3208a	HKRI
188	右京三條二坊十四町跡	溝 46	図 16-28	椀	VII BaR		9.6	—	右 3214	
189	右京四條二坊十六町跡	層 未報告	29-1	椀	VII Ba		底部		右 4216	88HK-RM
190	右京五條三坊三町跡	溝 2	図 18-86	椀小	—		底部	3A	右 5303	HKQP
191	右京六條一坊十四町跡	層	未報告 P12	椀	VII Ba		底部		右 6114a	XF010
192	右京九條二坊四町跡	溝	図 4-5	椀	?		底部		右 9204	洛陽高校 HRRK
193	右京六條一坊十三町跡	SD20	未報告 109	椀蓋	IV		—	2C	右 6113b	XF12
194	左京一条三坊九町(土御門烏丸内裏)跡	溝 3	第 40 図-9	椀	—		底部	3A-B	左 1309	KBS 京都
195	左京二條三坊跡		158744-1	椀	IV BAR		19.2		左 23XX	室町出水上近衛町
196	左京二條四坊十五町・東京極大路跡	溝 290	図 20-50	椀	IV BA		底部	3C	左 2415	東京極大路
197	左京三條三坊四町跡	Sx51		椀	IV BB		底部	3C4A	左 3304	18 H 462
198	左京四條一坊二町跡	碑 848	図 49-351	椀	IV BB		底部		左 4102	
		土留外側構築土								
199	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	23	椀	IV? R		—		左 4214	
200	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	38	椀	IV BB		—		左 4214	
201	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	39	椀	V Ba	5	—		左 4214	
202	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	40	椀	IV BB		—		左 4214	
203	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	42	椀	IV BB		—		左 4214	
204	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	43	椀	IV BB		—		左 4214	
205	左京五條三坊五町跡	層	図 19-66	椀	IV BAR		底部		左 5305	
206	左京五條三坊跡	81BBHL61-SE1	考古資料館 3	椀	IV BB		15		左 52XX	下・麓町
207	右京一条三坊十三町・二條三坊十六町跡	古混	図 7-51	椀	IV BA		底部		右 1313	
208	右京二條二坊三町跡	SX1	図 32-3	椀	IV		—	3B	右 2203	HKIA
209	右京二條二坊三町跡	SX1	図 32-9	椀	IV BB		—	3B	右 2203	HKIA
210	右京二條二坊三町跡	SX1	図 32-10	椀	IV BB		—	3B	右 2203	HKIA
211	右京二條三坊七町跡	SK34	28	椀	IV? R	細片	—	3B	右 2307	HKNR
212	右京二條三坊七町跡	SK34	30	椀	IV BBR		16.8	3B	右 2307	HKNR
213	右京二條三坊七町跡	SX07	29	椀	IV BA	細片	底部		右 2307	HKNR
214	右京二條三坊七町跡	層	図 77-192	椀	IV BAR		—		右 2308	花大
215	右京二條三坊十五町跡	包含層	163	椀	IV R		17.6		右 2315a	HKIM
216	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 108	図 27-75	椀	IV BA		底部		右 2315b	
217	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 107	図 27-76	椀	IV BA		底部		右 2315b	
218	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-77	椀	V B?		底部		右 2315b	
219	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 110	図 27-78	椀	IV BA		底部		右 2315b	
220	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 603	図 27-79	椀	IV BB		底部		右 2315b	
221	右京三條一坊三町(右京職)跡	SX283	図 15-89	椀	IV	細片	—		右 3103a	
222	右京三條一坊三・六・七町跡	SG24 新	図 25-155	椀	IV BAR		底部	2B	右 3103b	HKUI
223	右京三條一坊三・六・七町跡	SA11	図 27-82	椀	V?		底部		右 3103b	
224	右京三條一坊六・七町跡	池 250	図版 48-499	椀	V		底部		右 3106a	百花亭
225	右京三條二坊八町跡	層 98-2	81	椀	IV		—	2B	右 3208a	HKRI
226	右京三條二坊八町跡	層 7-1	88	椀	V B		—	2B	右 3208a	HKRI
227	右京三條二坊八町跡	SK89	89	椀	IV BA		—	2B	右 3208a	HKRI
228	右京三條三坊三町跡	SX07	3-266	椀	IV BA		底部	2B	右 3303a	HKCF2
229	右京三條三坊三町跡	SX07	3-267	椀	IV BA		底部	2B	右 3303a	HKCF2
230	右京三條三坊三町跡	SX07	3-271	椀	IV R		19.8	2B	右 3303a	HKCF2
231	右京三條三坊三町跡	井戸 340	図 32-102	椀	IV		20.8	3A	右 3303b	
232	右京三條二坊十六町跡	SG82	指 326	椀	IV R		17.6	2C	右 3216	HKRA 齋宮
233	右京三條二坊十六町跡	SG82	指 327	椀	V BR		底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
234	右京三條二坊十六町跡	SG82	指 551	椀	IV R		18	2C	右 3216	HKRA 齋宮
235	右京三條二坊十六町跡	SG82	723	椀	IV R		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
236	右京三條二坊十六町跡	層	667	椀	IV BA		底部		右 3216	HKRA 齋宮
237	右京三條二坊十六町跡	層	668	椀	IV BA		底部		右 3216	HKRA 齋宮
238	右京三條二坊十六町跡	層	670	椀	IV BA		底部		右 3216	HKRA 齋宮
239	右京三條二坊十六町跡	層	688	椀	IV R		—		右 3216	HKRA 齋宮
240	右京三條二坊十六町跡	層	725	椀	IV R		—		右 3216	HKRA 齋宮
241	右京四條二坊十三町跡(淨和院)	層	図 16-409	椀	IV BA	細片	底部		右 4213	
242	右京四條二坊十三町跡(淨和院)	層	図 16-411	椀	IV R	細片	18.6		右 4213	

表7 出土資料一覧表（4）

No.	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
243	右京四条二坊十六町	不明 未報告	26-4	椀	IV BA		—		右 4216	88HK-RM
244	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-43	椀	—	体部細片	体部		右 6105	HKXF002
245	右京六条一坊十三町跡	SX1	図 41-35	椀	IV BA		底部		右 6113a	
246	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P13	椀	IV R		16.8		右 6114a	XF010
247	右京六条一坊十四町跡	SD34	図 95-322	椀	IV BA		底部		右 6114b	
248	右京七条一坊十五町跡	流路1	図 17-24	椀	IV BA		底部	—	右 7115	
249	右京七条一坊十五町跡	溝5	図 18-37	椀	IV BA		底部		右 7115	
250	右京七条二坊十二町・西市外町跡	SE574	図 106-10	椀	V B R		底部	3AB	右 7212	HKYJ
251	仁和寺旧境内	SD30	50 図版 34	椀	—	細片	—	3AB	仁和寺	
252	仁和寺旧境内	SK25	図 19-105	椀	V B		底部		仁和寺	
253	仁和寺旧境内	層	118 図版 34	椀	IV ?	細片	—		仁和寺	
254	仁和寺旧境内	層	図 18-119	椀	IV ?		底部		仁和寺	
255	仁和寺旧境内	層	図 18-120	椀	?		底部		仁和寺	
256	右京二条三坊八町跡	SD02	図 46-71	椀	—		—	3BC	右 2308	花大
257	左京三条一坊五町（勸学院）跡	層	第28 図-31	椀	—	細片	—		右 3105	
258	左京四条一坊跡	22	図版 22・25-P 151 158744-5	皿	I B1		11.2		左 41XX	壬生車庫
259	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	13	皿	I B1		—		左 4214	
260	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	14	皿?	I	細片	—		左 4214	
261	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	21	皿	I		—		左 4214	
262	左京四条三坊五町跡	SE21	2-37	皿	I		12.4		左 4305	
263	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-4	皿	I B		—	3B	右 2203	HKIA
264	右京二条三坊十五町跡	SE10 堀形	158・160	皿	I B1		14.4		右 2315a	HKIM
265	右京二条三坊十五町跡	SD14	159	皿	I B		底部	3A	右 2315a	HKIM
266	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 402	図 27-81	皿	I B		底部		右 2315b	
267	右京三条二坊二町跡	SE4	図 45-4	皿	I B1		—		右 3202	H K R B
268	右京三条二坊八町跡	未	13	皿	I R		12		右 3208b	HKRP
269	右京四条二坊四町跡	層	図 19-93	皿	I		15.5		右 4204	
270	右京四条二坊十三町跡（淳和院）	SD78	図版 12-219	皿	I B		底部		右 4213	
271	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-31	皿	I	細片	15.6		右 6105	HKXF002
272	右京六条一坊五・六町跡	溝 Y018	図 34-40	皿	I R?	細片	—		右 6105	HKXF002
273	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-41	皿?	I	細片	—		右 6105	HKXF002
274	右京六条一坊十三町跡	SG21	未報告 110	皿	I B1R		15.1		右 6113b	XF12
275	右京六条一坊十三町跡	SD20	図 63-21	皿	I		—		右 6113b	XF12
276	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P 8	皿	I		16		右 6114a	XF010
277	右京六条二坊三町跡	池 239	図 22-107	皿	I		15.2		右 6203	
278	右京九条二坊四町跡	整地層	図 4-6 163525-4	皿	I B1R		14.6		右 9204	H K R K 02
279	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-18	皿	I B1		15.2		右 9112a	
280	広隆寺旧境内	層	第 33 図-3	皿	I B1		14.2		広隆寺	
281	右京三条二坊八町跡	SK8	72	皿	II		14.2	2B	右 3208a	HKRI
282	左京八条三坊七町跡	SD29B	図 12・89	皿	III		15.2		右 8307	
283	右京三条一坊三町（右京職）跡	SX283	図 15-85	段皿	—		19.2		右 3103a	
284	左京四条一坊二町跡	層	図 49-349	托	I		—		左 4102	
285	右京九条一坊十四町・西寺跡	層	1 3 Z11-90	托	I		—		右 9114	HKSG013
286	左京四条一坊二町跡	池 452	図 49-350	杯	I		—		左 4102	
287	左京四条二坊十四町跡	層 未報告	37	杯	I		—		左 4214	
288	右京三条一坊三・六・七町跡	SG24 新	図 25-156	杯	I		—	2B	右 3103b	HKUI
289	右京三条二坊八町跡	SK8	73	杯	I		—		右 3208a	HKRI
290	左京四条三坊五町跡	S E 21	2-36	杯	II		14.4		左 4305	
291	左京五条一坊十四町跡	SD162	図 19-56	杯	II		16.6	3A 新	左 5114	HKVK
292	右京二条三坊八町跡	SD01	図 45-59	杯	II		15	3B	右 2308	花大
293	太秦仲之町遺跡	層	未報告	杯	II		12.2		太秦	UZJK
294	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-8	椀	III Bb	細輪高台	—	3B	右 2203	HKIA
295	右京三条二坊八町跡	層	平尾 10	椀?	III Bb	蓮弁文	底部		右 3208a	HKRP
296	左京一条三坊九町（土御門烏丸内裏）跡	溝 6	第 44 図	皿	I Bb	花文	—		左 1309	KBS 京都
297	右京三条二坊八町跡	SD73	92	皿	I Bb		—	2B	右 3208a	HKRI
298	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	24	—	—	内面に文様	新		左 4214	H K H X
299	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	25	—	—	文様	体部		左 4214	H K H X
300	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	26	—	—	文様	体部		左 4214	H K H X
301	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	27	—	—	文様	体部		左 4214	H K H X
302	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	28	—	—	文様	体部		左 4214	H K H X
303	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	29	—	—	文様	体部		左 4214	H K H X
304	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	30	—	—	文様	高台		左 4214	H K H X
305	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	31	—	—	文様	高台		左 4214	H K H X
306	右京二条三坊十五・十六町跡		図 27-88	香炉	—	細片	—		右 2315b	
307	右京三条一坊三・六・七町跡	SA11	図 27-83	香炉	—	細片	—		右 3103b	
308	右京六条一坊十三町跡	SG21	未報告 112	香炉	蓋		—	2C	右 6113b	XF12
309	仁和寺旧境内	層	図 18-121	香炉	身		—		仁和寺	
310	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-20	灯明皿	—		—		右 9112a	
311	右京二条三坊十五町跡	SX25	153	合子	蓋		—	2C3A	右 2315a	HKIM
312	右京二条三坊十五町跡	包含層	154	合子	身		—		右 2315a	HKIM
313	右京二条三坊十五町跡	SX25	155	合子	身		—	2C3A	右 2315a	HKIM
314	右京三条一坊六・七町跡	池 250	図版 48-500	合子	蓋	線刻	—	2B	右 3106a	百花亭
315	右京三条一坊六・七町跡	池 250	図版 48-501	合子	蓋		—	2B	右 3106a	百花亭
316	右京三条一坊六・七町跡	池 250	図版 48-502	合子	身	輪高台	—	2B	右 3106a	百花亭
317	右京三条二坊八町跡	SK8	71	合子	身		—	2B	右 3208a	HKRI
318	右京三条二坊十六町跡	SG82	555	合子	身		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
319	右京三条三坊三町跡	SX07	3-273	合子	身		—	2B	右 3303a	HKCF2
320	右京四条二坊十六町	不明 未報告	19-4	合子	身		—		右 4216	88HK-RM
321	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-32	合子	蓋		—		右 6105	HKXF002

表8 出土資料一覧表（5）

No	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
322	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-33	合子	身		—		右 6105	HKXF002
323	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P14	合子	身		—		右 6114a	XFO10
324	南春日町遺跡	—	158744-11	合子	身		—		南春日	85MK-H0007
325	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	50	水注	取手		—		右 4214	
326	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	51	水注	取手		—		右 4214	
327	右京二条二坊三町跡	SX1	図 32-2	水注	取手		—	3B	右 2203	HKIA
328	右京三條一坊三町（右京職）跡	SX283	図 15-92	水注	注口		—		右 3103a	
329	右京三條二坊十六町跡	井戸 2	図版 29-421	水注	壺口縁		10		右 3216	HKRA 齋宮
330	右京三條二坊十六町跡	層	図版 29-422	水注	注口		—		右 3216	HKRA 齋宮
331	右京二条三坊十五町跡	包含層	167	水注			—		右 2315a	HKIM
332	右京三條二坊十六町跡	SG82	552	水注	注口		—		右 3216	HKRA 齋宮
333	右京三條二坊十六町跡	SG82	553	水注	取手		—		右 3216	HKRA 齋宮
334	右京三條二坊八町跡	—	未報告 14	水注	取手		—		右 3208b	HKRP
335	右京九條一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図 -19	水注			—		右 9112a	
336	左京四條一坊二町跡	層	図 49-348	唾壺			—		左 4102	
337	右京北辺三坊六町跡	柱穴 396	図 34-18	唾壺			—		右北 306	
338	右京六條一坊十三町跡	SX1	図 41-34	唾壺	口縁か	同一個体か	—		右 6113a	
339	右京六條一坊十三町跡	SX1	図 41-37	唾壺	体部		—		右 6113a	
340	右京二条三坊十五町跡	SD14	156	鉢	II		11.7	3A	右 2315a	HKIM
341	右京五條三坊三町跡	溝 2	図 18-88	鉢	II	細片	13.9	3A	右 5303	HKQP
342	右京六條一坊五・六町跡	層	図 34-35	鉢	II	細片	14.4		右 6105	HKXF002
343	右京六條一坊五・六町跡	建物 R002	図 34-38	鉢			—		右 6105	HKXF002
344	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	47	壺			—		左 4214	
345	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	48	壺			—		左 4214	
346	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	49	壺			—		左 4214	
347	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	52	壺	長頸瓶		—		左 4214	
348	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	53	壺	短頸壺		—		左 4214	
349	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	54	壺	底部輪高台		—		左 4214	
350	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	55	壺	底部輪高台		—		左 4214	
351	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	56	壺	底部輪高台		—		左 4214	
352	左京四條二坊十四町跡	層他 未報告	57	壺	底部平底		—		左 4214	
353	右京二条三坊八町跡	SD02	図 46-77	壺			—	3BC	右 2308	花大
354	右京二条三坊八町跡	層	図 77-200	壺	四耳壺		—		右 2308	花大
355	右京二条三坊十五町跡	SE10 上層	166	壺	四耳壺		—		右 2315a	HKIM
356	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-87	壺			—		右 2315b	
357	右京三條二坊十六町跡	SG82	329	壺	小壺		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
358	右京三條二坊十六町跡	SG82	556	壺	体部		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
359	右京三條二坊十六町跡	SG82	557	壺	底部		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
360	右京四條二坊四町跡	層	図 19-90	蓋		割花	—		右 4204	
361	右京六條一坊五・六町跡	北湿地	図 34-39	壺蓋			—		右 6105	HKXF002
362	仁和寺旧境内	層	図 18-114	壺？			—		仁和寺	
363	仁和寺旧境内	層	122 図 21	壺		線刻	—		仁和寺	
364	北野麩寺	—	163525-5	壺			—		北野麩寺	79RH-KG007
365	右京三條一坊六・七町跡	池 250	図版 48-511	壺	底部	下半部露胎	—		右 3106a	百花亭
366	右京六條一坊五・六町跡	建物 R002	図 34-38	鉢			—		右 6105	HKXF002

白磁

No	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
1	右京五條三坊三町跡	溝 2	図 18-80	小椀か	I ?	細片	—	3A	右 5303	HKQP
2	右京五條三坊三町跡	溝 2	図 18-81	小椀か	I ?	細片	—	3A	右 5303	HKQP
3	左京四條二坊十四町跡	層他	未報告 2	椀	II 1		—		左 4214	HKXF002
4	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 411	図 27-89	椀	II 1	細片	—		右 2315	道路拡幅
5	右京三條二坊十六町跡	SG82	538	小椀	II 1	細片	—		右 3216	HKRA 齋宮
6	右京四條二坊四町跡	層	図 19-94	椀	II 1	細片	—		右 4204	
7	右京四條二坊四町跡	層	図 19-95	椀	II 1		16.6		右 4204	
8	右京七條一坊七町跡	皇嘉門大路内溝	図 17-18	椀	II 2		18.3		右 7107	
9	右京九條一坊十二・十三町 西寺	SD09	考古資料館 12	椀	II B1		18	1C	右 9112b	HKSG
10	左京二条四坊十五町跡・東京極大路	路面Ⅲ	図 21-104	椀	Ⅲ A2		14.4	3B	左 2415	東京極大路
11	左京二条四坊十五町跡・東京極大路	路面Ⅲ	図 21-103・105	椀	Ⅲ 2		14.9	3B	左 2415	東京極大路
12	左京四條一坊二町跡	層	図 49-352	椀	Ⅲ B			底部	左 4102	
13	左京四條二坊十四町跡	層他	未報告 3	椀	Ⅲ 2		—		左 4214	
14	左京四條二坊十四町跡	層他	未報告 6	椀	Ⅲ 2		—		左 4214	
15	左京四條二坊十四町跡	層他	未報告 7	椀	Ⅲ 2		—		左 4214	
16	左京四條二坊十四町跡	層他	未報告 8	椀	Ⅲ 2		—		左 4214	
17	左京四條三坊五町跡	SE21	34	椀	II 2 ?	細片	—		左 4305	
18	左京七條二坊	—	考古資料館 11	椀	Ⅲ A2		14.6		左 72 X X	下・柿本町
19	右京一条三坊十二町跡	層	図 18-169	椀	Ⅲ 2		—		右 1312	
20	右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡	層	図 7-45	椀	Ⅲ A ?			底部	右 1316	
21	右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡	層	図 7-46	椀	Ⅲ A ?			底部	右 1316	
22	右京二条三坊七町	層	31	椀	Ⅲ 2 ?	細片	—		右 2307	HKNR
23	右京二条三坊七町	礫層	32	椀	Ⅲ 2		14.4		右 2307	HKNR
24	右京二条三坊十五町跡	SD14	168	椀	Ⅲ 2		14.1	2C3A	右 2315a	HKIM
25	右京二条三坊十五町跡	SD14	169	椀	Ⅲ B			底部	右 2315a	HKIM
26	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 613	図 27-91	椀	Ⅲ A			底部	右 2315b	道路拡幅
27	右京三條一坊三町（右京職）跡	SX283	図 15-81	椀	Ⅲ B			底部	右 3103a	
28	右京三條一坊三・六・七町跡	SG24 新	図 25-156	椀	Ⅲ A	細片	—		右 3103 b	
29	右京三條一坊六・七町	池 250	図版 48-503	椀	Ⅲ B2		14.6	2B	右 3106a	百花亭
30	右京三條一坊六・七町	池 250	図版 48-504	椀	Ⅲ A2		15.2	2B	右 3106a	百花亭
31	右京三條一坊六・七町	池 250	図版 48-505	椀	Ⅲ A2		15.4	2B	右 3106a	百花亭
32	右京三條一坊六・七町	池 250	図版 48-506	椀	Ⅲ 2		15	2B	右 3106a	百花亭
33	右京三條一坊六町	池 1	図 13-178	椀	Ⅲ A2		15	2B	右 3106b	西三条第（百花亭）

表9 出土資料一覧表（6）

No.	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等
34	右京三条二坊八町跡	SK8	65	椀	Ⅲ B		底部	2B	右 3208	HKRI
35	右京三条二坊八町跡	SK8	66	椀	Ⅲ B		底部	2B	右 3208	HKRI
36	右京三条二坊八町跡	SK8	67	椀	Ⅲ A		底部	2B	右 3208	HKRI
37	右京三条二坊八町跡	SK6・7	76	椀	Ⅲ 2		14.8	2B	右 3208	HKRI
38	右京三条二坊八町跡	SK83	77	椀	Ⅲ 2		13.9	2B	右 3208	HKRI
39	右京三条二坊八町跡	層 40-1	78	椀	Ⅲ 2	細片	—	2B	右 3208	HKRI
40	右京三条二坊八町跡	S E 87	80	椀	Ⅲ B		底部	2B	右 3208	HKRI
41	右京三条二坊八町跡	—	未報告 03	椀	Ⅲ A		底部	—	右 3208	HKRP
42	右京三条二坊八町跡	—	未報告 04	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 3208	HKRP
43	右京三条二坊八町跡	—	未報告 05	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 3208	HKRP
44	右京三条二坊八町跡	—	未報告 06	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 3208	HKRP
45	右京三条二坊十六町跡	SG82	指 320	椀	Ⅲ A2		14.7	2C	右 3216	HKRA 齋宮
46	右京三条二坊十六町跡	SG82	541	椀	—		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
47	右京三条二坊十六町跡	SG82	545	椀	Ⅲ A		底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
48	右京三条二坊十六町跡	SG82	546	椀	—	細片	—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
49	右京三条二坊十六町跡	SG82	547	椀	Ⅲ A		底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
50	右京三条二坊十六町跡	SG82	539	椀	Ⅲ 2	細片	—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
51	右京三条二坊十六町跡	SG82	536	椀	Ⅲ 2	細片	—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
52	右京三条二坊十六町跡	SG82	未報告 37	椀	Ⅲ 2		13.6	2C	右 3216	HKRA 齋宮
53	右京三条二坊十六町跡	SD01	62	椀	Ⅲ 2		—	—	右 3216	HKRA 齋宮
54	右京三条二坊十六町跡	SX404	28	椀	Ⅲ B		底部	—	右 3216	HKRA 齋宮
55	右京三条二坊十六町跡	SG449	1	椀	Ⅲ A		底部	—	右 3216	HKRA 齋宮
56	右京三条二坊十六町跡	層	109	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 3216	HKRA 齋宮
57	右京三条二坊十六町跡	層	8	椀	Ⅲ A		—	—	右 3216	HKRA 齋宮
58	右京三条三坊三町跡	SX07	3-275	椀	Ⅲ 2		13.8	2B	右 3303a	HKCF2
59	右京三条三坊三町跡	SX07	3-277	椀	Ⅲ 2		15.6	2B	右 3303a	HKCF2
60	右京三条三坊三町跡	SX07	3-278	椀	Ⅲ A		底 6.2	2B	右 3303a	HKCF2
61	右京三条三坊三町跡	SX07	3-279	椀	Ⅲ A		底 6.6	2B	右 3303a	HKCF2
62	右京三条三坊三町跡	溝 90	図 32-76	椀	Ⅲ 2		12.8	3A	右 3303b	
63	右京四条二坊十三町跡（淳和院）	SX640	図版 7-45	椀	Ⅲ B		底部	2A	右 4213	
64	右京四条二坊十三町跡（淳和院）	SD78	図版 12-220	椀	Ⅲ A		底部	—	右 4213	
65	右京四条二坊十三町跡（淳和院）	SD196	図版 14-293	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 4213	
66	右京四条二坊十三町跡（淳和院）	層	図 16-405	椀	Ⅲ A		底部	—	右 4213	
67	右京四条二坊十六町	層	未報告 37	椀	Ⅲ 2		—	—	右 4216	88HK-RM
68	右京五条三坊三町跡	溝 2	図 18-82	椀	Ⅲ A2		14.5	3A	右 5303	HKQP
69	右京五条三坊三町跡	溝 2	図 18-83	椀	Ⅲ 2		14.8	3A	右 5303	HKQP
70	右京六条一坊五・六町跡	井戸 E005	図 34-30	椀	Ⅲ A1	直口	15.6	2B	右 6105	HKXFP02
71	右京六条一坊十三町跡	SG19	未報告 104	椀	Ⅲ 2		15.4	2C	右 6113b	XF12
72	右京六条一坊十三町跡	SG19	未報告 105	椀	Ⅲ A		底部	2C	右 6113b	(遺構報告文Ⅱ新)
73	右京六条一坊十四町跡	SK47	未報告 P16	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 6114a	XF010
74	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P17	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 6114a	XF010
75	右京七条一坊十四町	SE56	(1)-10 132	椀	Ⅲ 2		15.2	3A ?	右 7114a	97HKNJ2
76	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-1	椀	Ⅲ A2		15	—	右 9112a	
77	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-2	椀	Ⅲ A2		15.4	—	右 9112a	
78	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-3	椀	Ⅲ A2		14.8	—	右 9112a	
79	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-4	椀	Ⅲ A2		14.6	—	右 9112a	
80	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-5	椀	Ⅲ 2		16.8	—	右 9112a	
81	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-6	椀	Ⅲ 2		—	—	右 9112a	
82	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-7	椀	Ⅲ B		底部	—	右 9112a	
83	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-8	椀	Ⅲ 2		14.8	—	右 9112a	
84	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-9	椀	Ⅲ 2		14.6	—	右 9112a	
85	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-10	椀	Ⅲ B		底部	—	右 9112a	
86	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-11	椀	Ⅲ A		—	—	右 9112a	
87	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-12	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 9112a	
88	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-14	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 9112a	
89	右京九条一坊十二・十三町（西寺）跡	層	第 18 図-15	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	右 9112a	
90	蜂岡寺跡	—	163525-8	椀	Ⅲ A2		15	—	蜂岡寺	80UZ-HF
91	仁和寺旧境内	SD30	52 図版 34	椀	Ⅲ 2	細片	—	3AB	仁和寺	
92	仁和寺旧境内	SD30	53 図版 34	椀	Ⅲ 2	細片	—	3AB	仁和寺	
93	仁和寺旧境内	SD30	図 18-54	椀	Ⅲ A	細片	底部	3AB	仁和寺	
94	仁和寺旧境内	SK47	91 図版 34	椀	—	細片	底部	—	仁和寺	
95	仁和寺旧境内	層	図 18-126	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	仁和寺	
96	仁和寺旧境内	層	127 図版 34	椀	Ⅲ 2	細片	—	—	仁和寺	
97	平安宮跡内裏蘭林坊跡	層	第 25 図-5	椀	Ⅳ	細片	—	—	宮 b	
98	左京四条一坊二町跡	層	図 49-353	椀	Ⅳ B R		底部	—	左 4102	
99	左京四条二坊十四町跡	SE3444	図 50-57	椀	Ⅴ B		底部	2C	左 4214	
100	右京二条三坊十五町跡	SX25	170	椀	Ⅴ B R		底部	2C 3A	右 2315a	HKIM
101	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 206	図 27-90	椀	Ⅳ B ?	薄	底部	—	右 2315b	道路拡幅
102	右京二条三坊八町	層	図 77-195	椀	Ⅳ B R		底部	—	右 2308	花園大学構内
103	右京三条二坊八町跡	SK8	68	椀	Ⅴ B		底部	2B	右 3208	HKRI
104	右京三条二坊八町跡	層 33-1	79	椀	Ⅴ B		底部	2B	右 3208	HKRI
105	右京三条二坊八町跡	SK6・7	95	椀	Ⅳ R	薄	底部	2B	右 3208	HKRI
106	右京三条二坊八町跡	—	1	椀	Ⅴ B		底部	—	右 3208	HKRP
107	右京三条二坊八町跡	—	2	椀	Ⅴ B		底部	—	右 3208	HKRP
108	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-507	椀	Ⅳ 1 R		14.5	2B	右 3106a	百花亭
109	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-508	椀	Ⅳ B 1 R		13.9	2B	右 3106a	百花亭
110	右京三条二坊一町跡	池跡	図 15-74	椀	Ⅴ B 1 R		22.5	2B ?	右 3201	96HO125
111	右京三条二坊十六町跡	SG82	図版 27-337 指 321	椀	Ⅳ B 1 R		18.6	2C	右 3216	HKRA 齋宮
112	右京三条二坊十六町跡	SG82	540	椀	Ⅳ		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮
113	右京三条二坊十六町跡	SG82	542	椀	-	体部細片	—	2C	右 3216	HKRA 齋宮

表10 出土資料一覧表(7)

No	遺跡名	出土地点	掲載番号	器形	分類	備考	口径	時期	報告書索引	調査記号等	
114	右京三条二坊十六町跡	SG82	548	椀	V B		底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮	
115	右京三条二坊十六町跡	SG82	549	椀	-		—	2C	右 3216	HKRA 齋宮	
116	右京三条二坊十六町跡	SG82	537	椀	V 1		—	18.4	右 3216	HKRA 齋宮	
117	右京三条二坊十六町跡	SD01	10	椀	IV B ?		底部		右 3216	HKRA 齋宮	
118	右京三条二坊十六町跡	SD01	11	椀	V B ?		底部		右 3216	HKRA 齋宮	
119	右京三条二坊十六町跡	層	図 43-438	椀	V B 1 R	細片	19.4		右 3216	HKRA 齋宮	
120	右京三条三坊三町跡	SX07	3-280	椀	IV B		底部	2B	右 3303	HKCF2	
121	右京四条二坊十三町跡(淳和院)	層	図 16-406	椀か	V B ?	細片	底部		右 4213		
122	右京六条一坊五・六町跡	土器溜 O019	図 34-29	椀	IV B	底部細片	底部	1C	右 6105	HKXF002	
123	仁和寺旧境内	SD30	55 図版 34	椀	-	体部	—			仁和寺	
124	仁和寺旧境内	SD30	図 18-56	椀	IV B		底部			仁和寺	
125	右京四条二坊十三町跡(淳和院)	層	図 16-407	椀	VI B	細片	14.2		右 4213		
126	右京五条三坊三町跡	溝 2	図 18-84	椀か	VI	細片	—	3A	右 5303	HKQP	
127	左京北辺四坊五町跡	土坑 B1013	54-41	椀	VII		—		左北 405	迎賓館	
128	左京北辺四坊五町跡	土坑 B1013	54-40	椀	II B2		—		左北 405	迎賓館	
129	左京三条三坊十二町跡	灰色粘質土	第 8 図-12	椀	II 2		—		左 3312	三条西殿跡	
130	左京四条一坊		p394158696-7	椀	II B 1 R		16	4	左 41 X X	壬生車庫	
131	左京四条二坊十四町跡	SD3330	図 52-117	椀	II 2	細片	—	3A	左 4214		
132	左京四条三坊五町跡	SE21	35	椀	II 1		—	14.8	左 4305		
133	左京五条三坊九町跡	SE805 下層	図 36-35	椀	II 1		—	3B	左 5309	HKPS	
134	右京三条一坊六・七町	溝 43	図版 38-186	椀	II 1		—		右 3106a	百花亭	
135	右京三条二坊十六町跡	層	59	椀	II 2		—		右 3216	HKRA 齋宮	
136	常盤仲之町遺跡・広隆寺旧境内	土坑 183	図 14-33	椀	II 2		—	3C	常盤	UZSY	
137	常盤仲之町遺跡・広隆寺旧境内	土坑 22	図 17-97	椀	II 2		—	3C	常盤	UZSY	
138	常盤仲之町遺跡・広隆寺旧境内	土坑 189	図 15-47	椀	II 1		—	4A	常盤	UZSY	
139	仁和寺旧境内	層	124 図版 34	椀	II 2 ?	細片 貫入	—			仁和寺	
140	仁和寺旧境内	層	128 図版 34	椀	II 2 ?	玉縁太 貫入	—			仁和寺	
141	右京三条二坊十六町跡	SG82	544	椀	—	不明細片	—	2C	右 3126	HKRA 齋宮	
142	右京三条二坊十六町跡	SG82	543	椀	—	細片	—	2C	右 3216	HKRA 齋宮	
143	右京四条二坊十六町	層	未報告 22-8	不明体部	—		—		右 4216	88HK-RM	
144	右京四条二坊十六町	層	未報告 22-8	不明体部	—		—		右 4216	88HK-RM	
145	右京四条二坊十六町	層	未報告 22-8	不明体部	—		—		右 4216	88HK-RM	
146	右京六条一坊六町跡	SX68 北掘形	未報告 P18	椀	—		—		右 6106	XF019	
147	右京九条一坊十二・十三町(西寺)跡	層	第 18 図-13	椀	—		底部		右 9112a		
148	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	1	皿	I C 1 R	平高台	—		左 4214		
149	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	4	皿	I 1		—		左 4214		
150	左京四条二坊十四町跡	層他 未報告	5	皿	I ?		—		左 4214		
151	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-509	皿	I B 1 R		15.9	2B	右 3106a	百花亭	
152	右京三条二坊二町	SE4	図 45-3	皿	I B2		—	(2C)	右 3202	H K R B 山田鉄工所	
153	右京三条二坊八町跡	層	未 96	皿	I R		—	2B	右 3208	HKRI	
154	右京五条三坊三町跡	溝 1・3	図 19-139	皿	I B 1 R		13	3A	右 5303	HKQP	
155	右京六条一坊五・六町跡	層	図 34-31	皿?	I 2	細片	—		右 6105	HKXF002	
156	右京六条一坊十三町跡	SX1	図 41-33	皿	I B 1		15.2		右 6113a	XF006	
157	右京六条一坊十三町跡	SD20	図 63-22	皿	I B 2		16		右 6113b	XF12	
158	右京三条二坊十六町跡	層	47	皿か	I B ?		底部		右 3216	HKRA 齋宮	
159	右京三条三坊三町跡	SX07	3-276	皿	I 1		14.4	2B	右 3303	HKCF2	
160	仁和寺旧境内	SD30	57 図版 34	皿	I B ?		底部			仁和寺	
161	仁和寺旧境内	SD30	図 18-58・59	皿	I B	貫入	—			仁和寺	
162	右京三条二坊一町跡	池跡	図 15-73	托	I		8		右 3201	96H0125	
163	左京一条二坊十二町跡	土坑 2	図 9-28	托	II		7.8	2BC	左 1212		
164	右京三条一坊六・七町	池 250	図版 48-510	托	II		—	2C	右 3106a	百花亭	
165	右京五条三坊三町跡	溝 1・3	図 19-140	托	II	細片	8.1	3A	右 5303	HKQP	
166	右京二条三坊八町	SK05	図 55-128	唾壺か				体部	3AB	右 2308	花園大学構内
167	右京二条三坊八町	層	図 77-196	小壺?	—		底部		右 2308	花園大学構内	
168	右京三条三坊三町跡	SX07	3-274	壺蓋	—		4.9	2B	右 3303a	HKCF2	
169	左京三条三坊十町跡	井戸 218	図 13-37	壺蓋	—	金属写し	—	3C	右 3310		
170	右京九条二坊四町	—	図 4-4	壺	—		—		右 9204	洛陽高校	
171	仁和寺旧境内	SD30	図 18-60	壺蓋	—	細片	—	3AB		仁和寺	
172	仁和寺旧境内	SD34	図 18-68	壺	細頸壺?	細片	8.4	3AB		仁和寺	
173	左京四条二坊十四町跡	層	未報告 9	合子	—		13.2		左 4214		

唐三彩・絞胎陶器 長沙窯系

No	遺跡名	出土地点	掲載番号	器種	釉色等	器形	備考	時期	報告書索引	調査記号等
唐三 01	左京四條四坊跡	—	考古資料館 56 ~ 59	唐三彩	三彩	枕			左 44xx	中京区帯屋町
唐三 02	左京九條三坊跡	—	資料選 II 32a	唐三彩	三彩	枕			左 93XX	南区東九條西山王町
唐三 03	右京二條三坊二町跡	—	資料選 II 32 b	唐三彩	三彩	壺			右 2302	朱八小学校 西ノ京中御門西町
唐三 04	右京二條三坊二町跡	—	資料選 34	唐三彩	二彩	鉢	細片		右 2302	79HK-SE003 朱八小学校
唐三 05	右京八條二坊二町跡	—	資料選 II 32 d	唐三彩	二彩	水注			右 8202	七條小学校
唐三 06	小倉町別当町遺跡	—	図 83(161769 - 9)	唐三彩	二彩	小杯			右 8207	北白川小学校
唐三 07	常盤仲之町遺跡・広隆寺旧境内	土坑 224	図 15-77	唐三彩	二彩	椀			常盤	UZSY
絞 01	左京七條三坊跡	立会	資料選 II 32 c	絞胎陶器	—	壺			左 73XX	HKAV 立会
絞 02	左京八條三坊跡	—	資料選 II 32e	絞胎陶器	—	枕			左 83XX	
絞 03	右京二條三坊二町跡	—	資料選 II 32 b	絞胎陶器	—	枕			右 2302	朱八小学校 西ノ京中御門西町
長 01	平安宮跡内裏蘭林坊跡	—	第 25 図-1	長沙	青釉	椀			宮 b	
長 02	左京四條一坊二町跡	層	図 49-354	長沙	黄釉	椀			左 4102	
長 03	右京二條三坊跡	SK05 上層	考古資料館 10	長沙	黄釉	椀			右 23 XX	75HKSE
長 04	右京二條三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-92	長沙	—	椀			右 2315b	道路拡幅

表11 出土資料一覧表（8）

No.	遺跡名	出土地点	掲載番号	器種	釉色等	器形	備考	時期	報告書索引	調査記号等
長 05	右京三条二坊八町跡	層	87	長沙	黄釉	椀			右 3208	HKR1
長 06	右京六条一坊十四町跡	層	未報告 P15	長沙	黄釉	椀			右 6114a	XF010
長 07	右京九条二坊四町跡	—		長沙?	—	椀	外面下半露胎		右 9204	洛陽高校 H K R K 02
長 08	仁和寺旧境内	SK47	図 18-89	長沙	青磁	椀	東口			仁和寺
長 09	史跡・名勝 嵐山	池状遺構	308	長沙	黄釉	椀		2A	嵐山	UZYA
長 10	史跡・名勝 嵐山	池状遺構	309	長沙	黄釉	皿		2A	嵐山	UZYA
長 10	平安宮西限跡	不明	資料選 32-j	長沙	黄釉褐彩	水注				宮 d
長 11	左京四条一坊二町跡	層	図 49-355	長沙	黄釉	水注			左 4102	
長 13	右京二条三坊二町跡	SD11	資料選 II 38	長沙	褐釉蝶文	壺			右 2302	79HK-SE003 朱八小学校
長 14	右京二条三坊二町跡	—	資料選 II 32 b	長沙	黄釉褐彩	水注			右 2302	朱八小学校 西ノ京中御門町
長 15	右京二条三坊二町跡	SD11	図 160 写真	長沙	—	水注			右 2302	朱雀第八小
長 16	右京二条三坊十五町跡	SX25	171	長沙?	褐釉	壺		2C3A	右 2315a	HKIM
長 18	右京二条三坊十五町跡	包含層	172	長沙?	褐釉	壺			右 2315a	HKIM
長 19	右京二条三坊十五・十六町跡	溝 111 上層	図 27-93	長沙	—	壺			右 2315b	道路拡幅
長 20	右京三条一坊三町(右京職)跡	SF150	図 22-193	長沙	黄釉	水注	底部	2C	右 3103	
長 21	右京三条一坊六・七町跡	池 250	図版 48-513	長沙	二彩	壺か	粗	2B	右 3106	百花亭
長 22	右京三条一坊六・七町跡	池 250	図版 48-512	長沙	白釉緑彩	壺か	細片	2B	右 3106	百花亭
長 23	右京三条二坊十六町跡	SG82	554	長沙?	—	壺・水注?		2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 24	右京三条二坊十六町跡	SG82	558	長沙	—	壺・水注?		2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 25	右京三条二坊十六町跡	SG82	559	長沙	黄釉	水注	取手	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 26	右京三条二坊十六町跡	SG82	560	長沙	黄釉	水注	取手	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 27	右京三条二坊十六町跡	SG82	561	長沙	褐釉	壺・水注?	褐釉体部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 28	右京三条二坊十六町跡	SG82	562	長沙	褐釉	壺・水注?	褐釉体部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 29	右京三条二坊十六町跡	SG82	563	長沙	褐釉	壺・水注?	褐釉体部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 30	右京三条二坊十六町跡	SG82	564	長沙	黄釉	壺・水注?	体部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 31	右京三条二坊十六町跡	SG82	566	長沙	黄釉	壺・水注?	肩部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 32	右京三条二坊十六町跡	SG82	566	長沙?	壺	壺	底部	2C	右 3216	HKRA 齋宮
長 33	右京四条二坊跡	—	資料選 II 32f	長沙	黄釉褐彩	水注			右 42 X X	立会か
長 34	右京六条二坊三町跡	層	図 26-154 ~ 156	長沙	貼花文	水注			右 6203	
長 35	右京七条一坊跡	—	資料選 II 32i	長沙	黄釉褐彩	水注			右 71 X X	中央市場か
長 36	右京八条二坊三町跡	—	資料選 II 32d	長沙	黄釉褐彩	水注			右 8202	85HK-YC002
長 37	成勝寺跡	—	図 53	長沙	黄釉褐彩	壺				成勝寺 161767-2
長 38	南春日町遺跡	—	資料選 32 g	長沙	黄釉褐彩	水注				南春日
長 39	左京二条四坊十五町跡	溝 290	図 20-51	長沙?	黄釉	合子蓋?		3C	左 2415	東京極大路

表12 引用報告書一覧（1）

参考・引用 報告書

索引 報告書名

- 宮 a 平田 泰「I 平安宮 中和院跡」『平安京跡発掘調査概要』京都市埋蔵文化財研究所概要集 1978 京都市文化市民局 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1986
- 宮 b 山田邦和「第 4 章 平安宮内裏蘭林坊跡出土の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第 4 集 山田邦和編 財団法人古代学協会 1994
- 宮 c 辻裕司・丸川義弘・大立目一「I 平安宮内酒殿・釜所・侍従所跡」『平成 7 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 1997
- 宮 d 梅川光隆「V 平安宮西限」『平安京跡発掘調査概報』昭和 60 年度 財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 左北 405 丸川義弘・小松武彦ほか『平安京左京北辺四坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 22 冊 財団法人埋蔵文化財研究所 2004
- 左 1212 網仲也『平安京左京一条二坊十二町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2003-18 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2004
- 左 1309 山田邦和「第 7 章 平安京土御門丸内裏跡出土の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第 4 集 山田邦和編 財団法人古代学協会 1994
- 左 1310 京都市高速鉄道丸九線内遺跡調査会『京都市高速鉄道丸九線内遺跡調査年報Ⅲ』198 1
- 左 23XX 未報告
- 左 2415 柏田有香・持田 透『平安京左京二条四坊十五町跡・東京極大路跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2015-5 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2015
- 左 3304 赤松佳奈「左京三条三坊四町跡」『令和元年度京都市試掘調査報告』京都市文化市民局 2020
- 左 3312 下條信行・植山茂・定森秀夫・隴谷寿『三條西殿跡』平安京跡研究調査報告 第 7 集 財団法人古代学協会 1983
- 左 4102 丸山真司・南孝雄『平安京左京四条一坊二町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2014-10 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2015
- 左 41XX 『平安京跡発掘調査報告』平安京調査会 1975
- 左 4214 平尾政幸・山口真『平安京左京四条二坊十四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2003-5 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所
- 左 4305 吉川義彦・平田 泰「1 章 09 左京四条三坊」『昭和 57 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 左 5114 津々池惣一・高橋潔・能芝勉『平安京左京五条一坊十四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2008-4 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008
- 左 52XX 考古資料館に展示
- 左 5305 平田 泰『平安京左京五条三坊五町跡・烏丸綾小路遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2008-9 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008
- 左 5309 網仲也・柏田有香『平安京左京五条三坊九町跡・烏丸綾小路遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2008-10 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2008
- 左 5311 伊藤 潔『平安京左京五条三坊十一町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2007-7 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2007
- 左 6101 平尾政幸「8 平安京左京六条一坊」『平成 3 年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1995
- 左 6103 「22 平安京左京六条一坊三・六町」『昭和 53 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2011
- 左 6106 「24 平安京左京六条一坊六町」昭和 54 年度 京都市埋蔵文化財調査概要 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2012
- 左 72XX 考古資料館に展示
- 左 8307 鈴木廣司・吉川義彦・永田信一・岡田文明『平安京左京八条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 6 冊 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1982
- 右北 306 柏田有香『平安京右京北辺三坊六町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2013-14 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2014
- 右 1204 吉川義彦『西大宮大路跡発掘調査報告 右京一条二坊四町』関西文化財調査会 2011
- 右 1312 吉川義彦『平安京跡発掘調査報告 右京一条三坊二町』関西文化財調査会 1997
- 右 1313 東 洋一『平安京右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡』京都市埋蔵文化財発掘調査報告 2011-4 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2012
- 右 1316 東 洋一『平安京右京一条三坊十三町・二条三坊十六町跡』京都市埋蔵文化財発掘調査報告 2011-4 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2012
- 右 2203 辻 裕司「2 章 6 右京二条二坊(2)」『平安京跡発掘調査概報』昭和 56 年度 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1982

表13 引用報告書一覧（2）

索引	報告書名
右 2211	高橋 潔・モンベティ恭代『平安京右京二条二坊十一町・西堀川小路跡・御土居跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-25 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2014
右 2301	堀内明博・吉崎 伸「1章 11 平安京右京二条三坊1」『昭和 60 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1988
右 2307	百瀬 網伸也「1章 30 平安京右京二条三坊七町」『昭和 53 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2011
右 2308	花園大学考古学研究室 花園大学考古学研究报告第 15 冊『平安京右京二条三坊八町』—花園大学構内調査報告Ⅶ—（附平安京右京一条四坊一・二町）花園大学考古学研究室 2010
右 2315a	平尾政幸「Ⅲ 平安京右京二条三坊」『平安京跡発掘調査概報 昭和 61 年度』京都市文化市民局・財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1987
右 2315 b	東洋一『平安京右京二条三坊十五・十六町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-14 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013
右 3103a	平尾政幸・山口真・上村和直『平安京右京三条一坊三町（右京職）跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-3 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 3103b	本弥八郎・平尾政幸・山口真『平安京右京三条一坊三・六・七町跡』京都市埋蔵文化財研究所概報 2002-5 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 3105	山田邦和「第 5 章 平安京勸学院出土の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第 4 集 山田邦和編 財団法人古代学協会 1994
右 3106a	丸川義広・網伸也・近藤奈『平安京右京三条一坊六・七町跡 西三条第（百花亭）跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告書 2011-9 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013
右 3106b	水谷明子・上村憲章・家崎孝治『平安京右京三条一坊六町・壬生遺跡・西三条第（百花亭）』古代文化調査会 2009
右 3110	大立目一『平安京右京三条一坊十・十五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査概報 2001-2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2011
右 3201	馬瀬 智光「Ⅲ 平安京右京三条二坊一町跡 No. 40」『京都市内遺跡試掘調査概報 平成 8 年度』京都市文化市民局 1997
右 3202	平尾政幸「2章 8 右京三条二坊」『平安京跡発掘調査概報』昭和 56 年度 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1983
右 3208a	堀内明博・木下保明「1章 11 平安京右京三条二坊」『昭和 61 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1989
右 3208b	辻 裕司「1章 19 平安京右京三条二坊1」『平成元年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1994
右 3214	布川豊治『平安京右京三条二坊十四町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2006-1 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2006
右 3216	網伸也・清藤玲子・鈴木廣司・辻裕司『平安京右京三条二坊十五・十六町 —「齋宮」の邸宅跡—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 21 冊 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 3303a	平尾政幸『平安京右京三条三坊』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 10 冊 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1990
右 3303b	南孝雄『平安京右京三条三坊三町跡・西ノ京遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-23 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013
右 3305	山本雅和・末次由紀恵 京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2017-15『平安京右京三条三坊五町跡』公益財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 2018
右 3310	山本雅和『平安京左京三条三坊十町跡』京都市埋蔵文化財研究所調査概報 2002-7 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 4109	未報告
右 4204	金島恵一・小椋山一良『平安京右京四条二坊四町跡・壬生遺跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2013-5 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013
右 4213	吉川義彦『淳和院跡発掘調査報告 平安京右京四条二坊』関西文化財調査会 1997
右 4216	辻 裕司「1章 20 平安京右京四条二坊」『昭和 63 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1993
右 42XX	考古資料館に展示
右 5302	伊藤 潔「1章 21 平安京右京五条三坊」『昭和 63 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1993
右 5303	東洋一・小森俊寛・北野信彦・竜子正彦『平安京右京五条三坊三町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2005-2 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2005
右 6103	平尾政幸・山口真・永田宗秀『平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所調査概報 2002-6 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 6105	梅川光隆・木下保明・丸川義広『平安京右京六条一坊 —平安時代前期邸宅跡の調査—』京都市埋蔵文化財研究所調査報告第 11 冊 1992
右 6106	平尾政幸・山口真・永田宗秀『平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所調査概報 2002-6 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 6111a	平尾政幸・山口真・永田宗秀『平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所調査概報 2002-6 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 6111b	平尾政幸「7 平安京右京六条一坊」『平成 7 年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1997
右 6113a	平尾政幸「11 平安京右京六条一坊」『平成 3 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 1995
右 6113b	平尾政幸「14 平安京右京六条一坊」『平成 8 年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1998
右 6114a	平尾政幸「11 平安京右京六条一坊」『平成 6 年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1996
右 6114b	平尾政幸・山口真・永田宗秀『平安京右京六条一坊・左京六条一坊跡』京都市埋蔵文化財研究所調査概報 2002-6 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 2002
右 6203	小椋山一良『平安京右京六条二坊三町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2006-25 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2007
右 6302	水谷明子『平安京右京六条三坊二町 西院遺跡』古代文化調査会 2016
右 7107	東洋一『平安京右京七条一坊七町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2016-2 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2016
右 7114a	『平成 29 年度 重要遺跡出土文化財整理報告』京都市文化市民局 2018
	桜井みどり「18 右京七条一坊」『平成 9 年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1999
右 7114b	「1章 31 平安京右京七条一坊十四町・衣田町遺跡」『昭和 55 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2011
右 7115	津々池惣一・小椋山一良『平安京右京七条一坊十五町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2008-19 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2009
右 7212	南出俊彦「19 右七条二坊」『平成 9 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1999
右 72XX	考古資料館に展示
右 9112a	寺升初代「第 3 章 平安京西寺跡出土の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第 4 集 山田邦和編 財団法人古代学協会 1994
右 9112b	長宗繁一・鈴木久男「西寺東僧房跡」『平安京跡発掘調査概報』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1977
右 9114	堀内明博「Ⅱ西寺第 13 次調査」『平安京跡発掘調査概報』昭和 61 年度 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1989
右 9204	堀内明博・梅川光隆「1章 18 平安京右京九条二坊」『昭和 60 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1988
南春日	未報告
一条寺	平尾政幸・本 弥八郎『一乗寺向畑町遺跡発掘調査概報』昭和 61 年度 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1989
太秦	東・南出・尾藤『平安京右京二条三坊十五・十六町跡』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2012-14 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2013
北野庵寺	「1章 71 北野庵寺 2」『昭和 54 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2012
広隆寺	山田邦和「第 6 章 広隆寺旧境内出土の土器・陶磁器」『平安京出土土器の研究』古代学研究所研究報告第 4 集 山田邦和編 財団法人古代学協会 1994
常盤	加納敬二『常盤伸之町遺跡・広隆寺旧境内』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 2010-4 財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2010
仁和寺	百瀬正恒『仁和寺境内発掘調査報告—御室会館建築に伴う調査—』京都市埋蔵文化財調査報告第 9 冊 財団法人 京都市埋蔵文化財研究所 1990
蜂岡寺	平田『広隆寺跡』右京検察庁庁舎改築に伴う発掘調査の概要 昭和 55 年度(1980), 「1章 78 広隆寺旧境内」『昭和 55 年度 京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2011

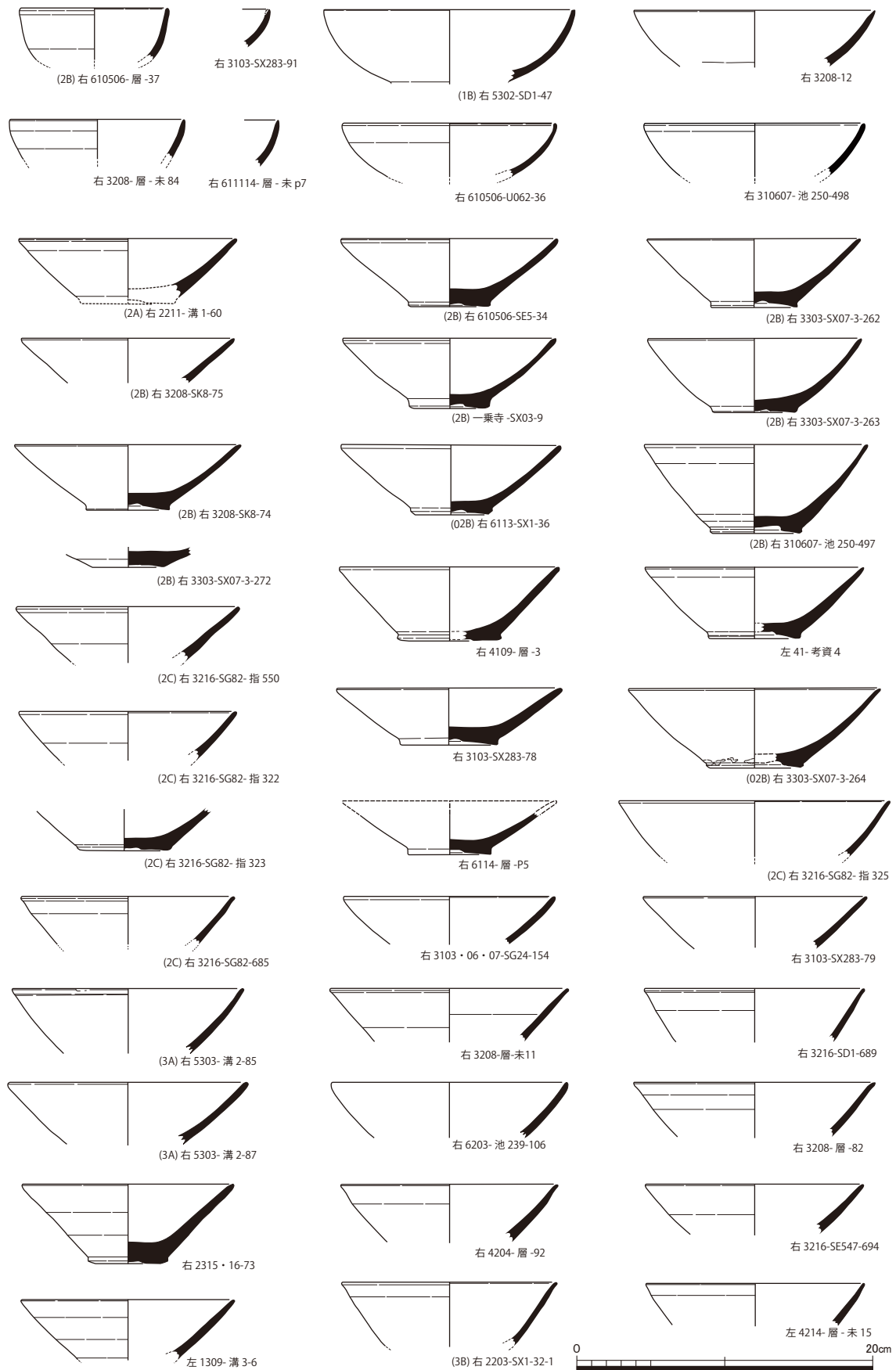


図21 京都出土遺物（1）青磁（椀Ⅰ・Ⅱ・ⅢA）

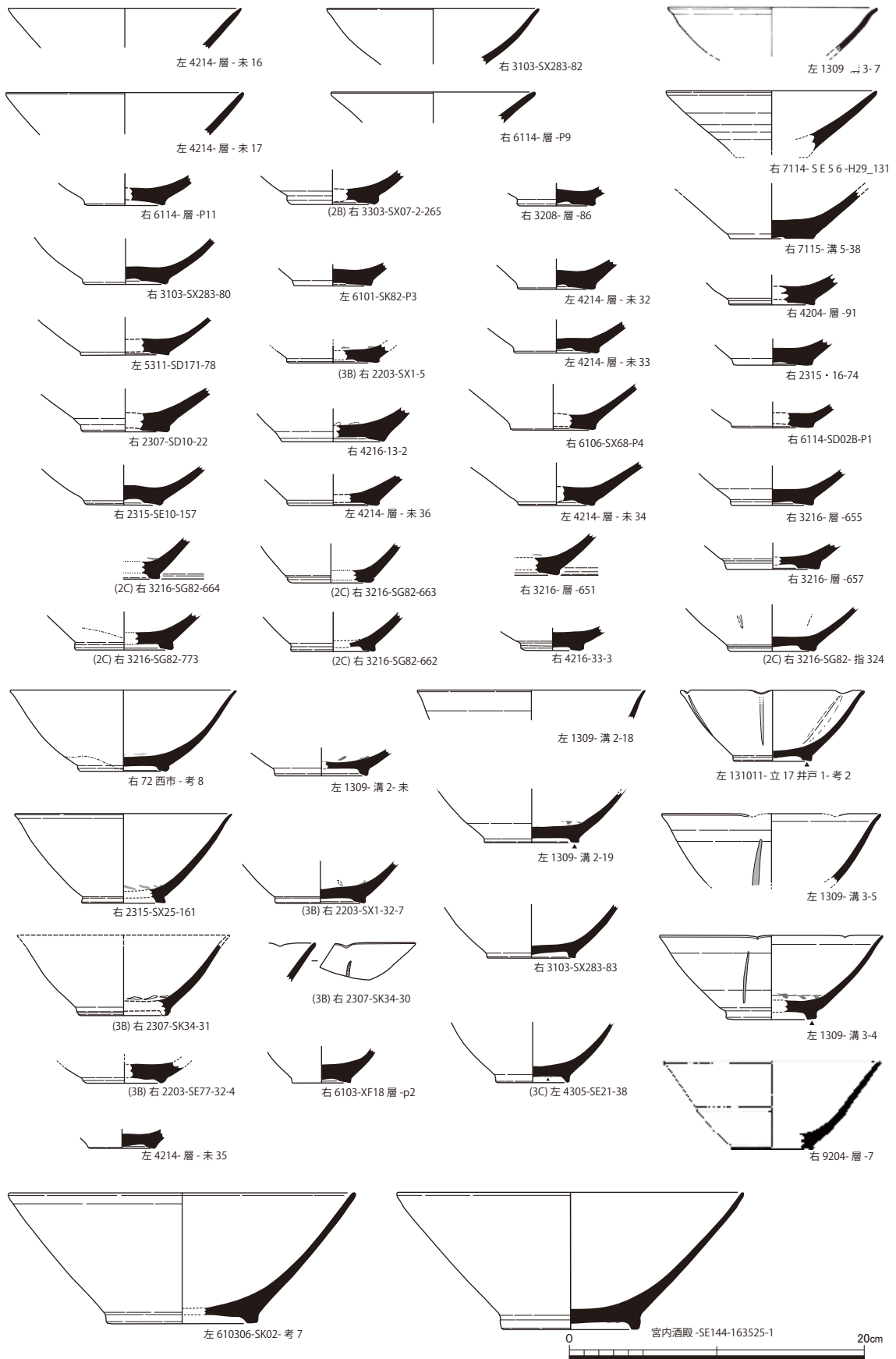


図22 京都出土遺物（2）青磁（椀Ⅲ・ⅢB・大椀）

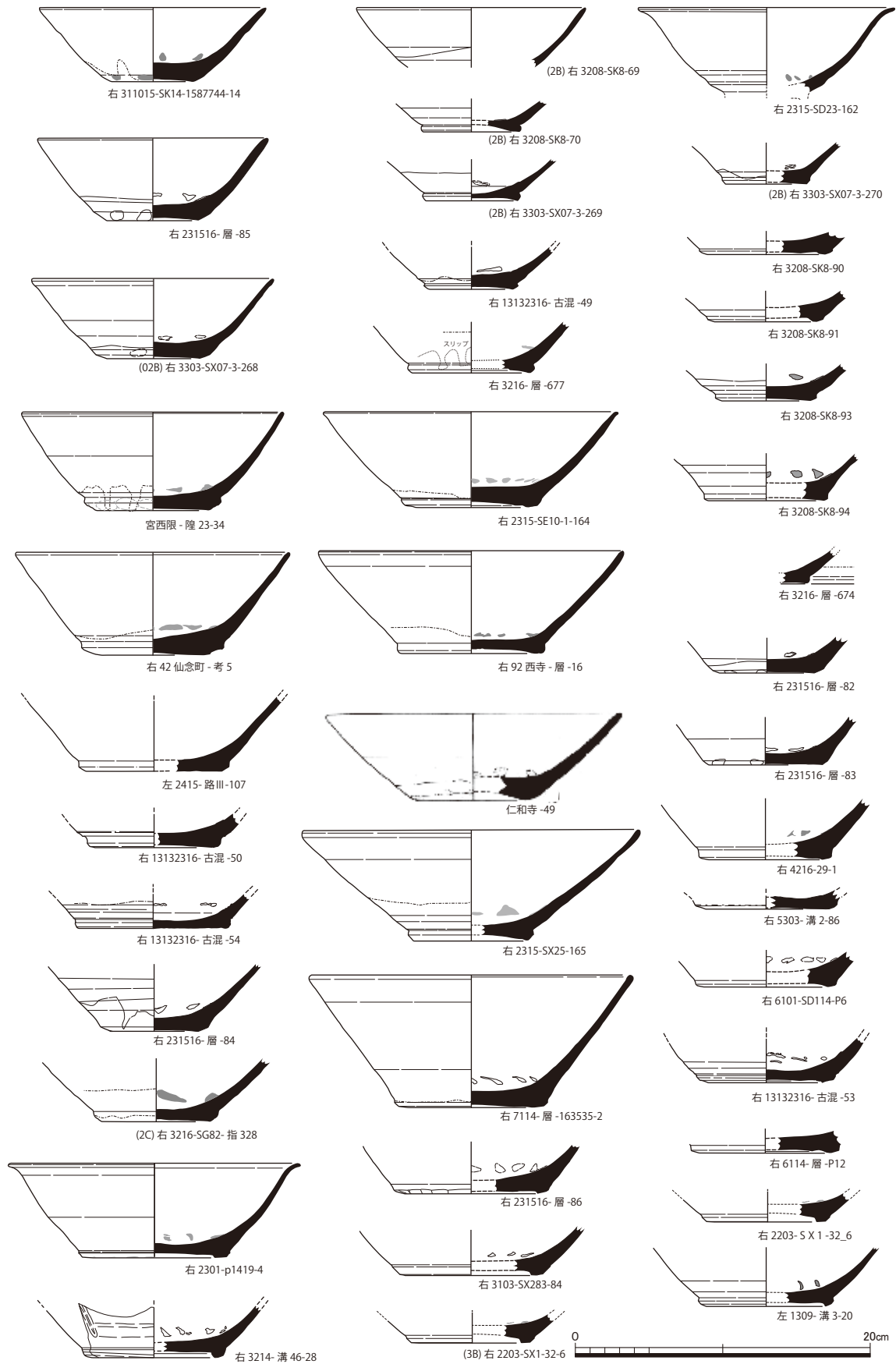


図23 京都出土遺物（3）青磁（粗製品 椀ⅢC・Ⅶ）

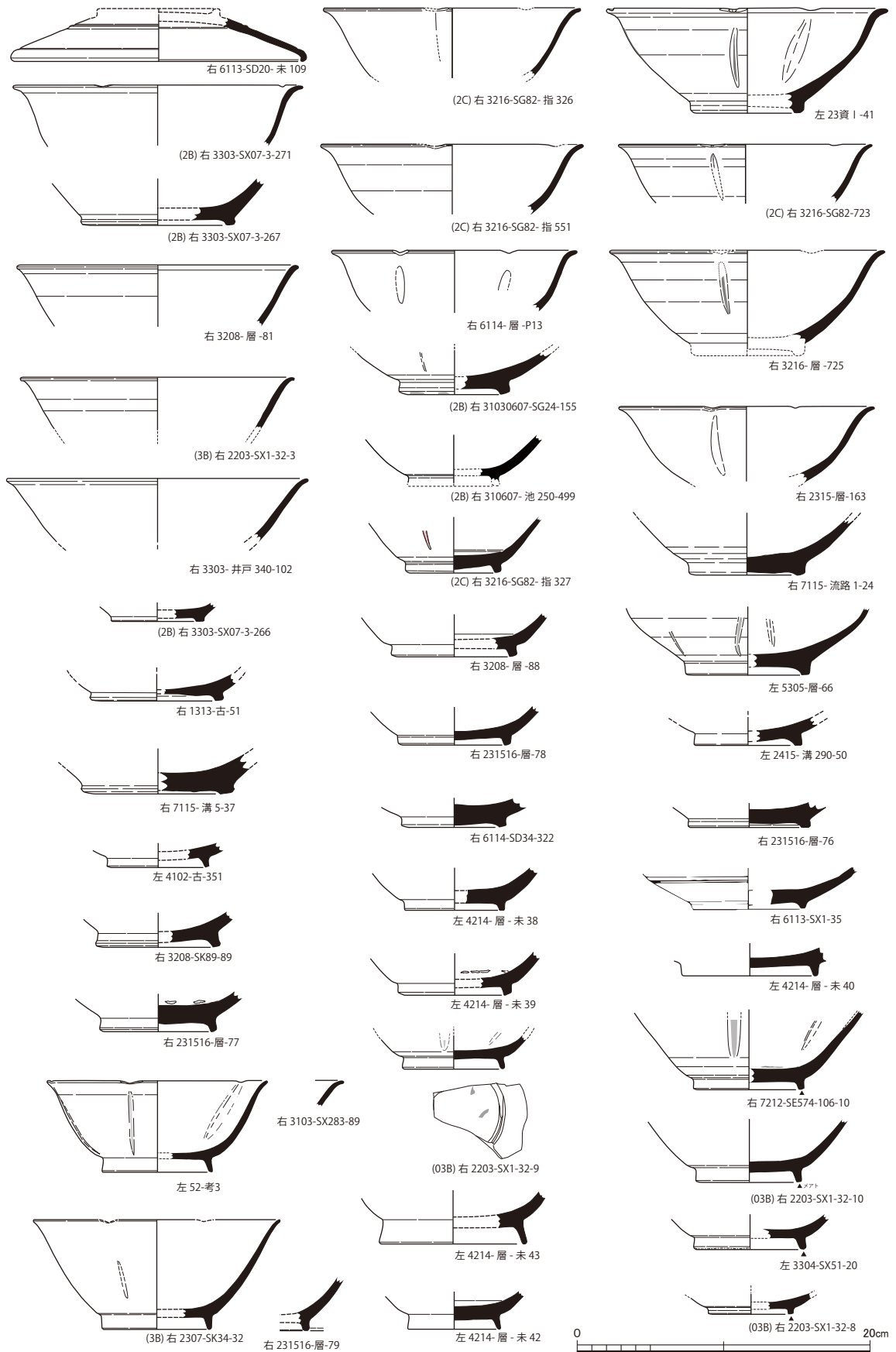


図24 京都出土遺物(4) 青磁(椀Ⅳ・Ⅴ)

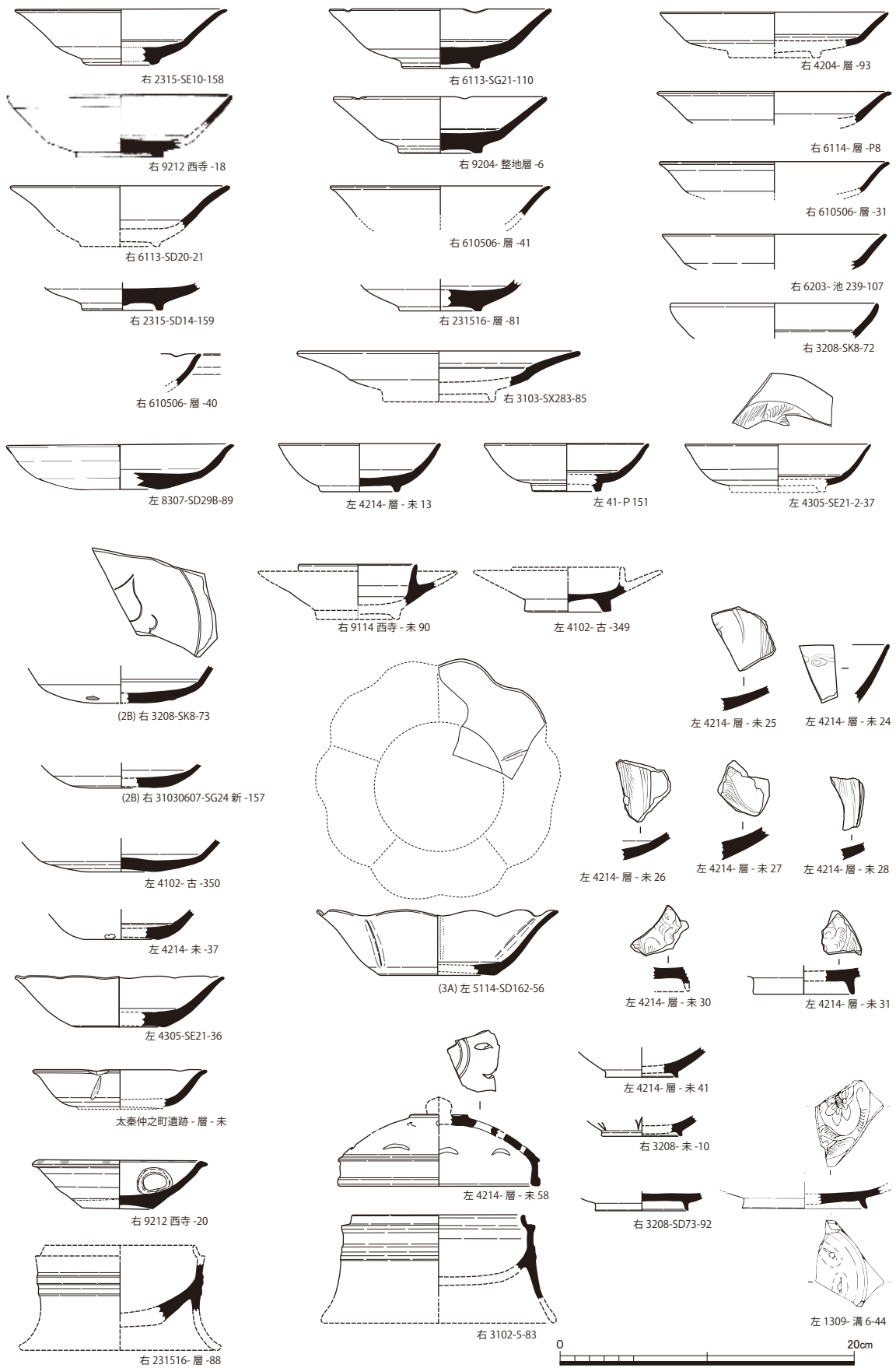


図25 京都出土遺物 (5) 青磁(皿, 杯, 托, 灯明皿, 香炉, 11世紀前葉の椀・皿)

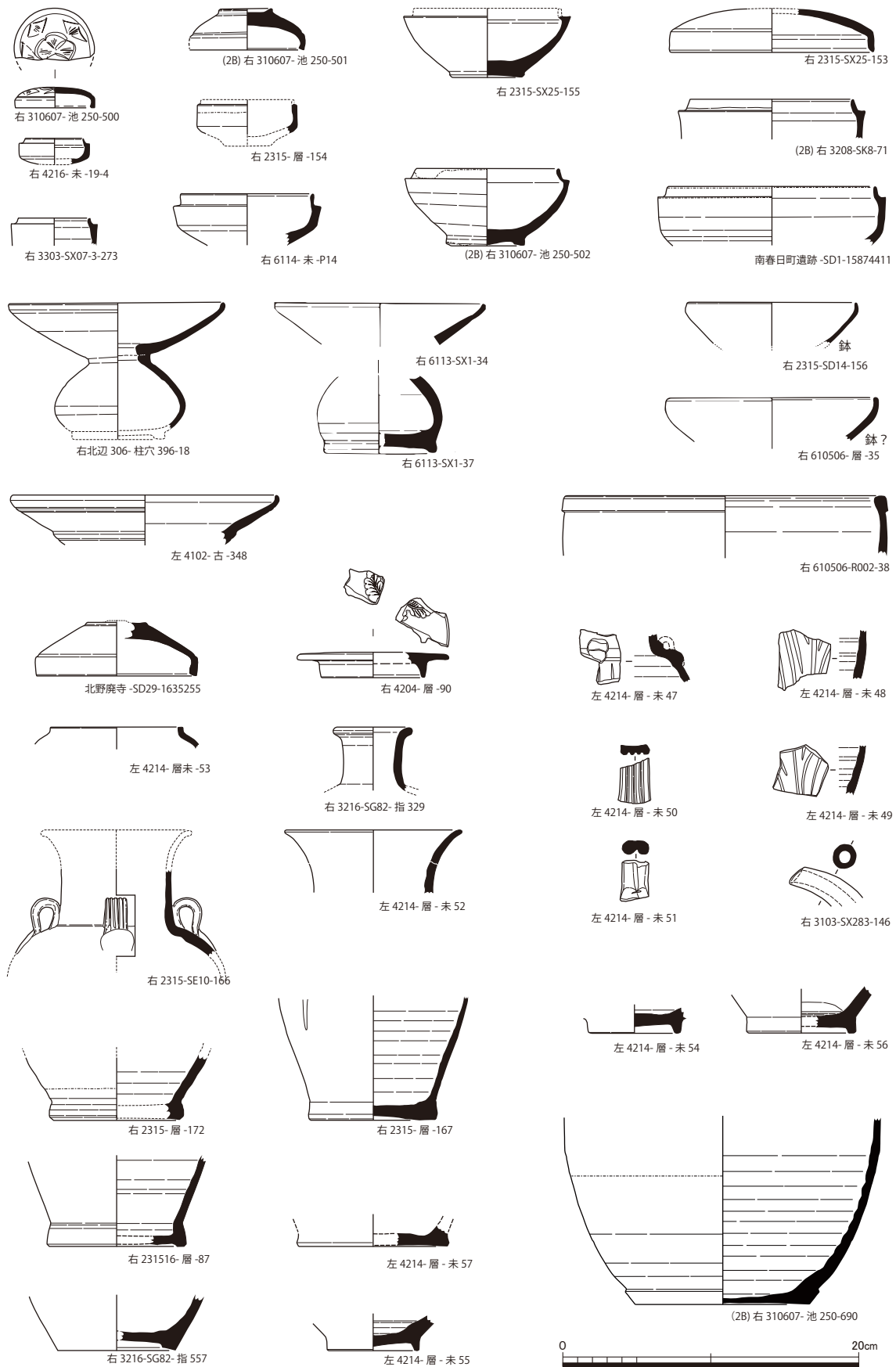


図26 京都出土遺物（6）青磁（鉢，合子，唾壺，水注，壺）

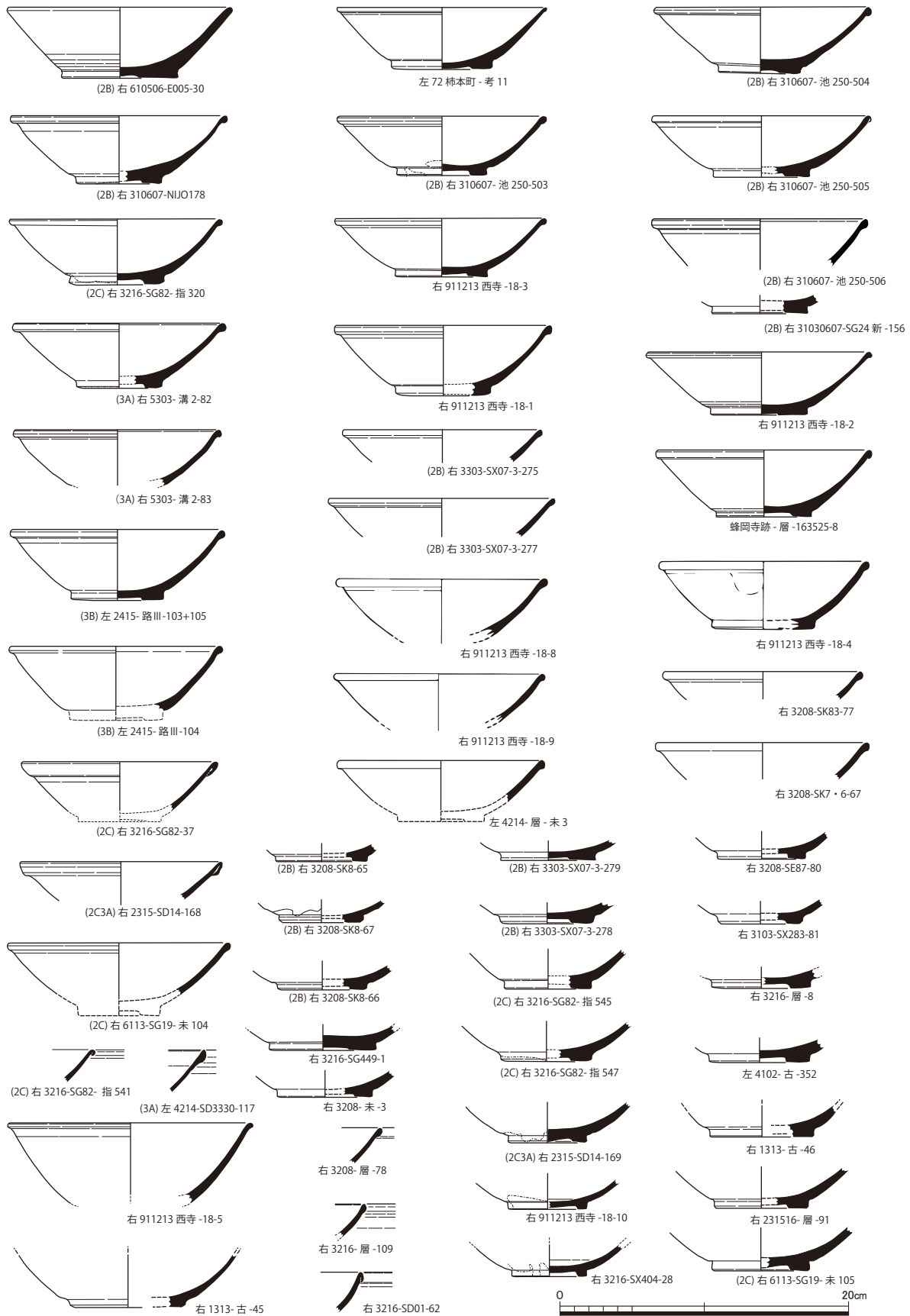


図 27 京都出土遺物 (7) 白磁 (碗III)

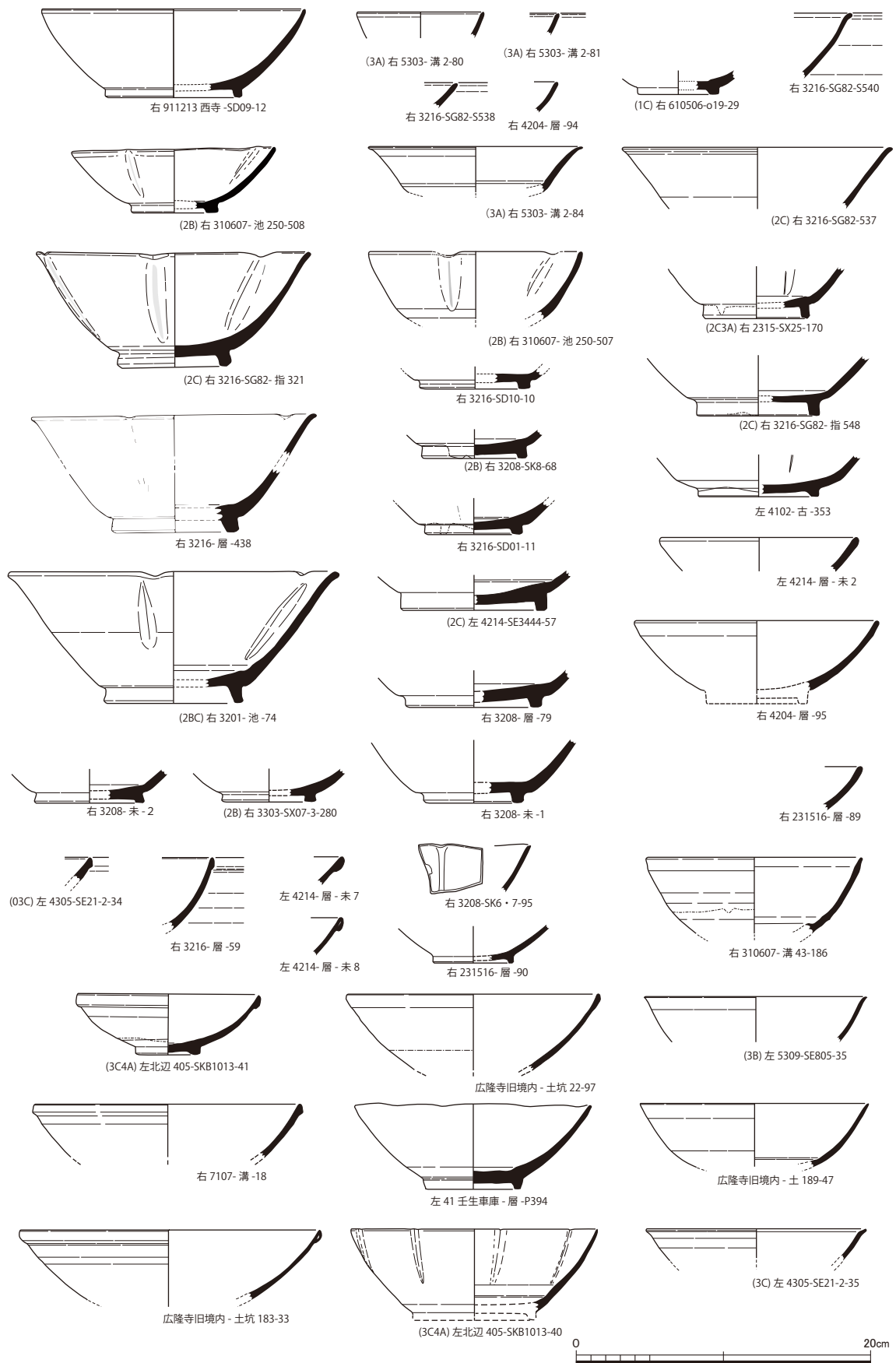


図28 京都出土遺物 (8) 白磁 (椀 I・II・IV・V・VI・VIII)

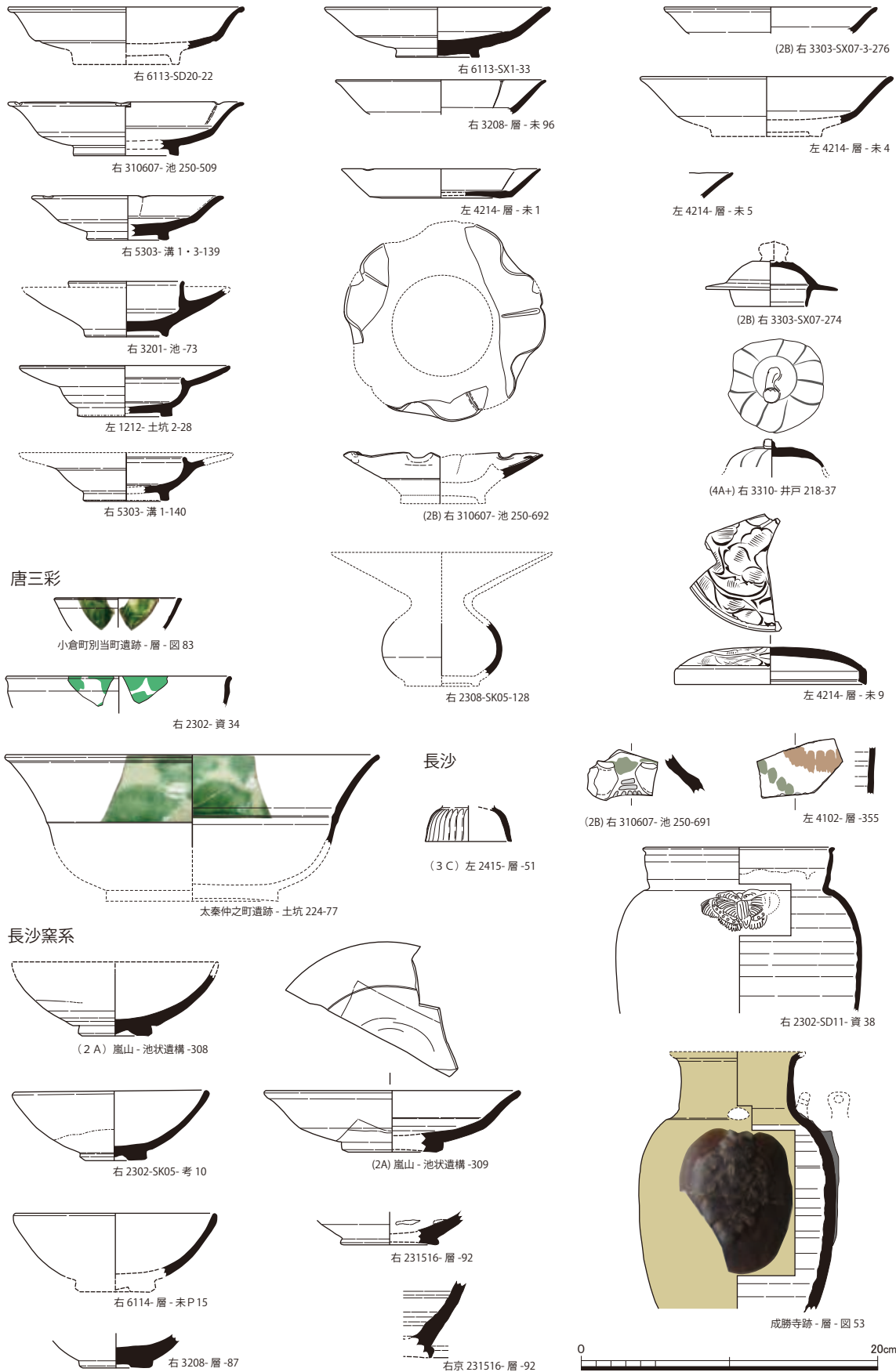


図29 京都市出土遺物 (9) 白磁 (皿・托・その他) 唐三彩・長沙窯系

伏見城下の土木事業について

奥井 智子

1. はじめに

伏見城跡は京都盆地の東側を画する東山の南端、桃山丘陵西側の北東から南西に向かう緩斜面地の中腹に立地している。現在、この緩斜面には所々に平坦部分が認められ、伏見城築城の造成時に地形が大きく改変された際の名残りと考えられている。現在の地形は豊臣秀吉により造られたといっても過言ではない。

伏見城は、文禄元年（1592）の築城から元和九年（1623）の廃城までの31年間に、指月屋敷（Ⅰ期）、指月城（Ⅱ期）、豊臣期木幡城（Ⅲ期）、徳川期木幡城（Ⅳ期）の4つの画期が想定され、特に慶長元年（1596）の大地震後の指月城（Ⅱ期）から豊臣期木幡城（Ⅲ期）への移行は、大きな画期と考えられている。

伏見城下の発掘調査では当時の建物や井戸や土坑など当時の生活を示す遺構や遺物が多く確認できるが、伏見城を形成するために行なわれた造成の痕跡も多数確認されている。その規模は屋敷地内で行なわれる堆積層の薄い小規模な造成から、厚さ2mを越える大規模な造成と様々である。

まずは、伏見城下の大規模造成について検討していく。

2. これまでの研究

これまで伏見城下の大規模造成については、1999年、森島康雄氏が府立桃山高校構内や周辺の調査成果をもとに検討を行っており¹⁾、現在の伊達街道より西75m地点から、府立桃山高校と京都府教育総合センターの敷地境までの範囲が木幡山伏見城期に盛土・整地された造成範囲であること、敷地境にある比高差10mほどの崖面はその名残であることを指摘している。同氏は2001年にこの造成土が北側へ及んでいることについても検討し、呉竹総合支援学校の西辺から北側の丹波橋通に回り込み、伊達街道へと、さらに北へ続くものと想定している²⁾。

2015年に筆者は、府立桃山高校の南側にあたる推定前田屋敷地内で発掘調査を行い、厚さ2mを超える造成土（写真1・2）を確認した。その際、現存する石垣や絵図なども踏まえ、その造成土の範囲と形成時期を検討した結果、推定前田屋敷地内の大規模造成土は府立桃山高校構内の調査や周辺の調査で確認された造成土と一連のものである可能性が高いこと、造成時期は木幡山伏見城が築城された時の整備に伴うものであると考えた³⁾。

これらの検討により、伊達街道西側では大規模な盛土造成が行われていたことが明



写真1 2015年調査 造成土断面（北東から）



写真2 2015年調査 造成土断面近景（東から）

表1 対象地内調査一覧

番号	遺跡名	調査区分	調査内容（報告書掲載内容）	出典
A	伏見城跡	発掘	上板橋通り及び伊達街道の拡幅工事に伴い、それぞれの道路沿いで、伏見城期の武家屋敷に伴う東西石垣、南北石垣、石組溝、犬走、路面、溝を確認。	『伏見城跡』『平成10年度京都市埋蔵文化財調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所 2000
B	伏見城跡	試掘	GL-0.3 mまで盛土にて時期不明の南北溝。	京都市内遺跡試掘立会調査概報 平成2年度 調査一覧表：伏見・醍醐地区（FD）図版番号15-16 京都市文化観光局 1991
C	伏見城跡	試掘	GL-1.96 mで時期不明の土壇状遺構・落ち込み状遺構。	京都市内遺跡試掘調査概報 平成8年度 調査一覧表：伏見・醍醐地区（FD）No.14 京都市文化市民局 1997
D	伏見城跡・福島太夫遺跡	試掘	遺構・遺物なし。	『京都市内遺跡試掘・立会調査報告 昭和54年度』試掘・立会調査一覧表No.474 京都市文化観光局文化財保護課 1980
E	伏見城跡	試掘	顕著な遺構・遺物確認できず	『伏見城跡』『京都市内遺跡発掘調査報告 令和元年度』京都市文化市民局 2019
F	伏見城跡	発掘	敷地東半部では表土直下で地山。敷地の北西側では北に急角度で傾斜した赤褐色粘土層を確認。多数の瓦が出土。北西部ではトレンチの下部から石垣の裏込めと考えられる栗石を確認。	『伏見城跡発掘調査現地説明会資料』伏見城研究会・龍谷大学考古学研究会編 1976.3.14（森島康雄「考古学からみた伏見城・城下町」『豊臣秀吉と京都 聚楽第・御土居と伏見城』日本史研究会 2001）
1	伏見城跡	立会	盛土のみ。	京都市内遺跡試掘立会調査概報 平成2年度 調査一覧表：伏見・醍醐地区（FD）図版番号15-7 京都市文化観光局 1991
2	伏見城跡	立会	GL-1.15 mまで現代盛土。	京都市内遺跡立会調査報告 平成14年度 調査一覧表：調査No.FD160 京都市文化市民局 2003
3	伏見城跡	立会	検出できず。	京都市内遺跡立会調査概報 平成3年度 調査一覧表：伏見・醍醐地区（FD）図版番号16-4 京都市文化観光局 1992
4	伏見城跡	立会	検出できず。	京都市内遺跡立会調査概報 平成6年度 調査一覧表：伏見・醍醐地区（FD）FD135 京都市文化観光局 1995
5	伏見城跡	立会	盛土のみ。	京都市内遺跡試掘立会調査概報 平成4年度 調査一覧表：FD-234 京都市文化観光局 1993
6	伏見城跡	立会	GL-0.5 m以下、黄褐色砂泥の地山。	京都市内遺跡立会調査報告 平成18年度 調査一覧表：調査No.FD369 京都市文化市民局 2007
7	伏見城跡	立会	GL-0.4 mまで現代盛土。	京都市内遺跡立会調査報告 平成18年度 調査一覧表：調査No.FD357 京都市文化市民局 2007
8	伏見城跡	立会	GL-0.4 m以下、褐色砂泥の地山。	京都市内遺跡詳細分布調査報告書 平成23年度 調査一覧表：調査No.FD045 京都市文化市民局 2012
9	伏見城跡	立会	No.1：GL-0.6m以下、橙色泥砂の地山。No.3：GL-0.4 m近世以降の土坑（軒平瓦、丸・平瓦）。No.9 GL-0.7 m、時期不明の土坑。No.13 GL-0.4 m、時期不明の落込。	京都市内遺跡詳細分布調査報告書 平成26年度 調査一覧表：調査No.FD-023 京都市文化市民局 2015
10	伏見城跡	立会	表土下0.6 mにて桃山の瓦を含む溝状遺構。0.72 mにて桃山～江戸の南北方向の溝状遺構1。	『京都市内遺跡試掘・立会調査概報 昭和56年度』調査概要一覧表 図版29-14 京都市文化市民局・財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1982
11	伏見城跡	立会	検出なし。	『京都市内遺跡試掘・立会調査概報 昭和56年度』調査概要一覧表 図版29-22 京都市文化市民局・財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1982
12	伏見城跡	立会	傾斜地を盛土して整地。表土下2.1 mにて桃山の瓦を含む層。	『京都市内遺跡試掘・立会調査概報 昭和56年度』調査概要一覧表 図版29-15 京都市文化市民局・財団法人京都市埋蔵文化財研究所 1982
13	伏見城跡	立会	伊達街道沿いに南北方向の桃山時代の溝を確認。	『伏見城（2）』『昭和58年度京都市埋蔵文化財調査概要』昭和58年度試掘・立会調査一覧表：46 財団法人京都市埋蔵文化財研究所
14	伏見城跡	不時発見	西面を向く石垣を確認。	『伏見桃山の文化史』加藤次郎 1953 P166

かになり，その範囲は，南辺が大手筋北側の段差近辺，北側については概ね丹波橋通であると想定できるようになった。

ただ森島氏の検討当時，府立桃山高校北側の範囲についての事例数が少なく，公開されている情報量も少なかった。しかし，近年新しい調査例も増えたことから改めて検討を試みた。その際，既存調査事例を再検討することで得た資料の提示と検討を通して得られた知見を示したい。

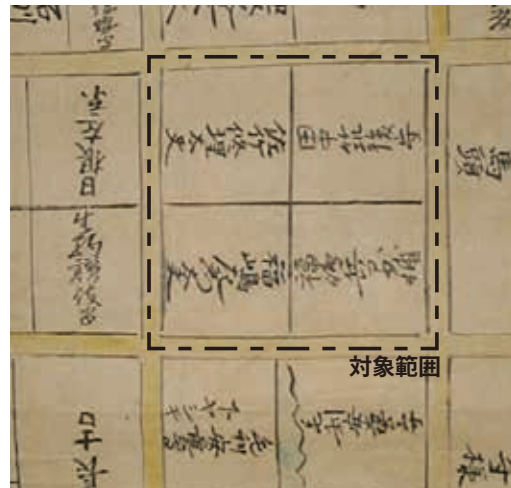


写真3 絵図内対象地該当範囲（上が北）

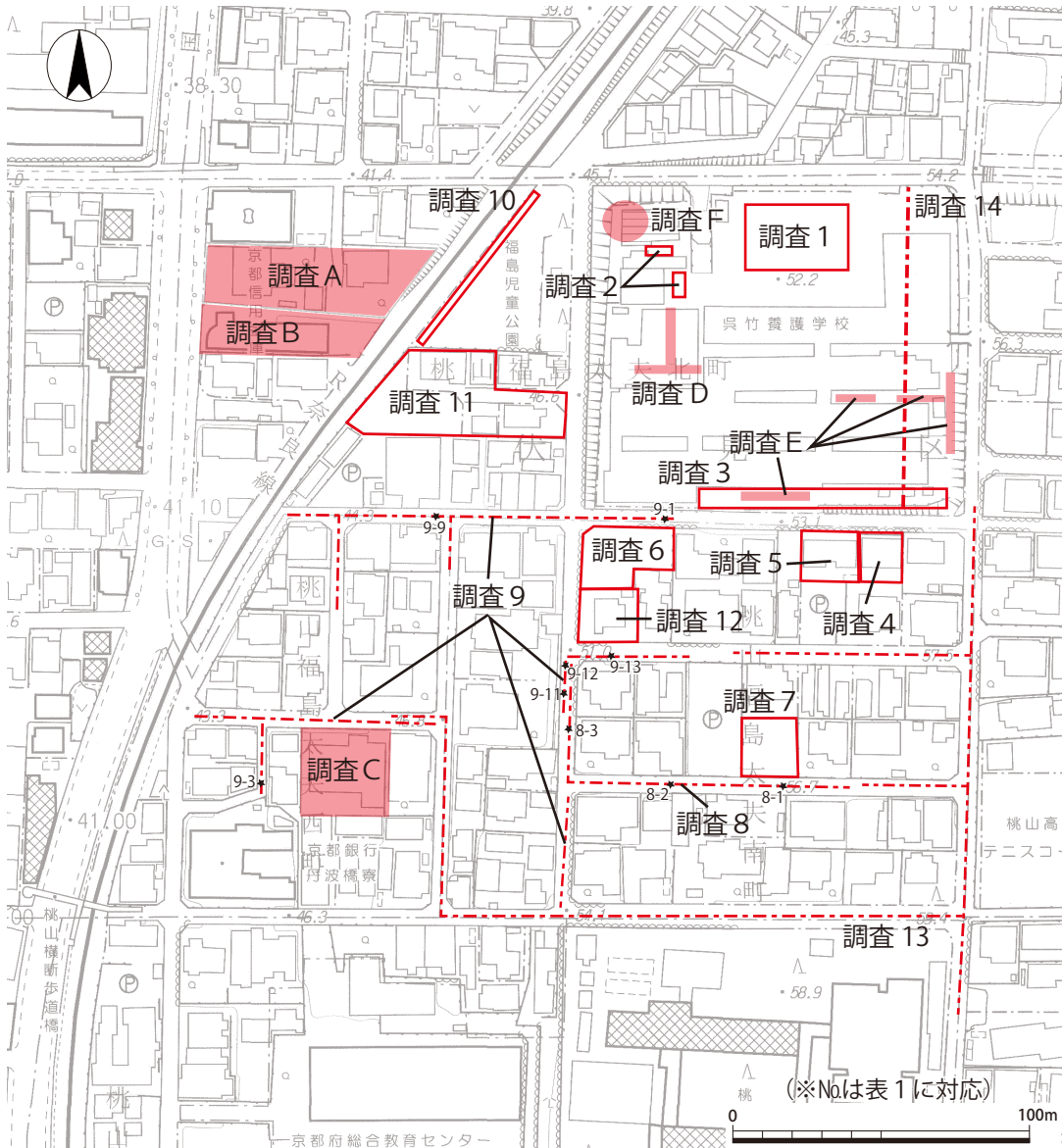


図1 対象地内各調査地位置図（1：2,500）

3. 調査事例

対象とするのは、府立桃山高校の北側から市立呉竹総合支援学校北側の丹波橋通りまでの推定福島正則、福嶋兵部少輔、佐竹義隆、田中吉政の4屋敷地の範囲について検討を行う（写真3・図1）⁴⁾。

当該範囲内での調査は、発掘調査が2件、試掘調査が4件、立会調査が13件、不時発見が1件、計20件が挙げられる（表1）。このうち、遺跡が確認されていると報告されているのは調査A～C、F、9、10、12、13、14の9例で、概ね対象地の西半分に集中している。調査A・Bについては、武家屋敷に伴う石垣や路面、溝が確認されている。地山上面に整地土が認められるが0.5mほどの厚みであり、屋敷内の平坦面を作り出すための整地と考えられる。他の調査についても同様で、あくまで屋敷地内の整地に留まるものと考えられる。対象地の東側に位置する調査の大半が、「検出できず」、「地山のみ」と記載報告されている。しかし調査12では、「傾斜地を盛土して整地。表土下2.1mにて桃山の瓦を含む層」との記載があり、整地されている様子が確認されている。市立呉竹総合支援学校の西側の南北道路を境に東西で様相が変わることが推測できるものの、一覧表中の記載に留まっている。

4. 既存調査成果の再検討

今回は造成土の様相を把握することを目的とするため、遺跡の有無だけでなく、土層の状況を把握することが重要となっ

る。伏見城下の調査事例が増えていく中で、かつての調査では決め手に欠け、断定できなかった事例も、周辺調査状況からよりその性格を推測することが可能になってきた。このため、これまでの調査の原図などを含む当時の記録を再検討することにより、新たな知見を得たいと考えた。

再検討を行った事例は、表1に示した調査Fを除く、すべての調査である。特に報告記載に「遺構・遺物なし」や「検出できず」、「検出なし」、「地山のみ」と記載されているもの⁵⁾については、土層観察記録について、重点的に再検討をおこなった。実際、立会調査はその性質上、工事掘削深度が遺構面に達せず、盛土内に収まっているものや大きく攪乱を受けている事例⁶⁾も多かったものの、調査当時の記載から、新たな知見を得ることができた調査もある。以下、調査E、D、3、4、6、9、12を中心に検討してゆく。なお、表1の調査Fについては、森島氏の論考中にその成果が記載されている⁷⁾が、筆者の力不足で、資料を確認することができなかったため、今回、詳細を確認できていない。

調査D（図2・3）

市立呉竹総合支援学校内西側で行われた試掘調査である。調査区は南北方向と東西方向の2本がTの字になるような形で行なわれた。遺構や遺物は確認されていない。断面記録は東西方向のA-A'間、南北方向のB-B'間で行われている。断面図によれば1は「積土」と表記され、1.1～2.7mの層厚を確認している。2は赤褐色土とし、注記内に「地山ではない」との記載がある。このことから調査当時、2についても造成

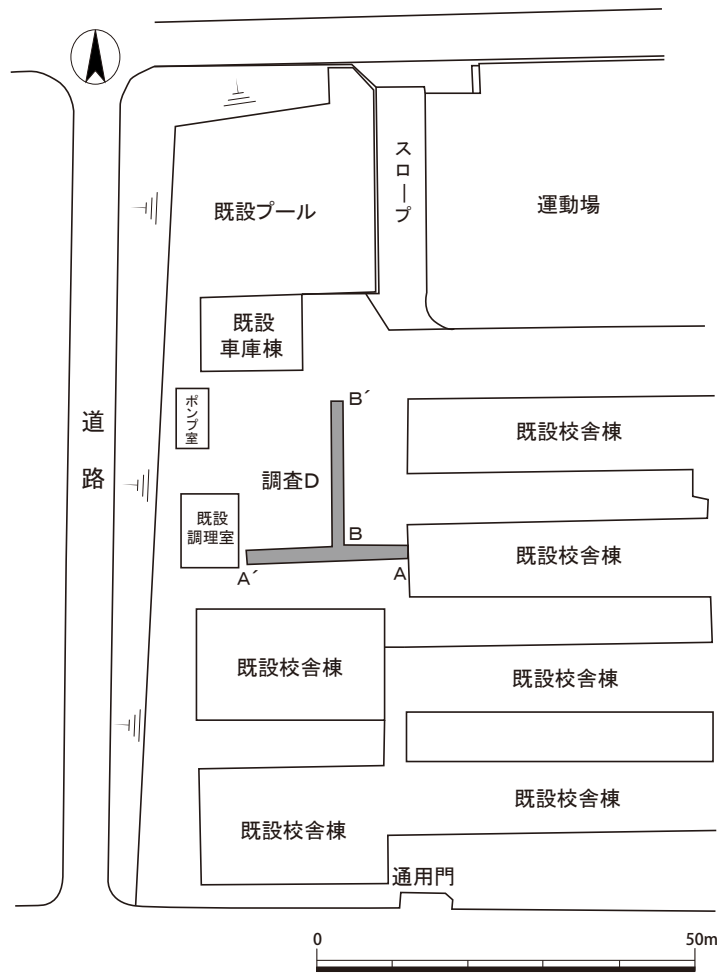


図2 調査D 調査区位置図 (1 : 1,000)

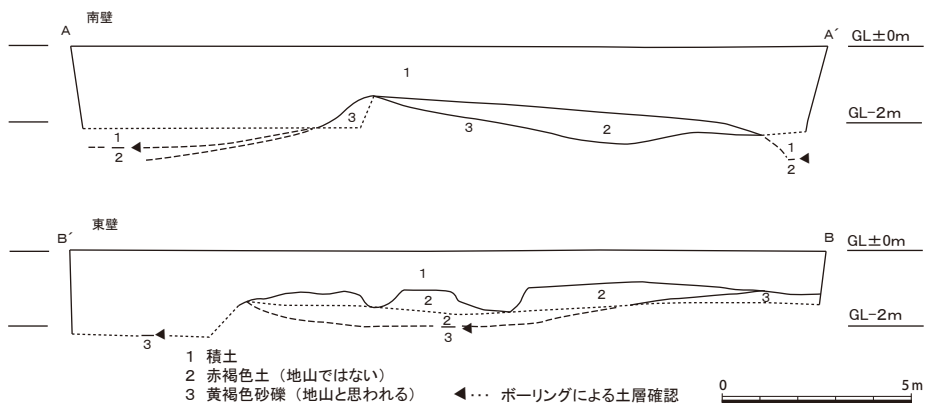


図3 調査D 調査区断面図 (1 : 200)

土と想定していたことがわかり、3以外は造成土であると考えられる。

調査3・調査E (図4)

市立呉竹総合支援学校内南辺で行われた

立会調査 (調査3) と試掘調査 (調査E) である。調査3は、「グラウンド土の下、GL-0.1mで地山を確認」と記載されている。調査Eは近接する場所で調査を行って

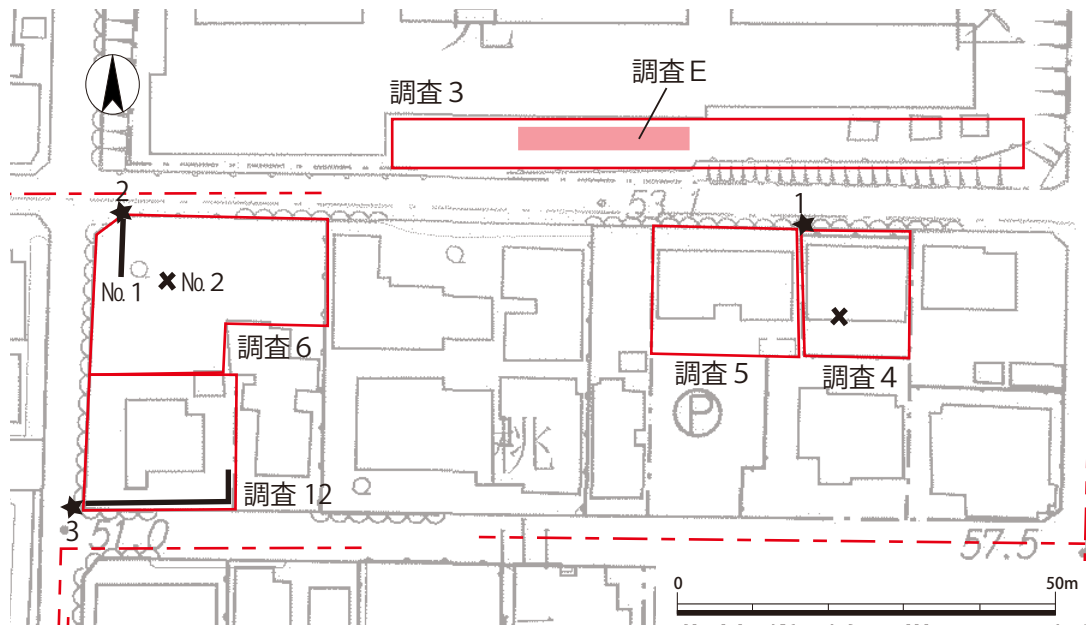
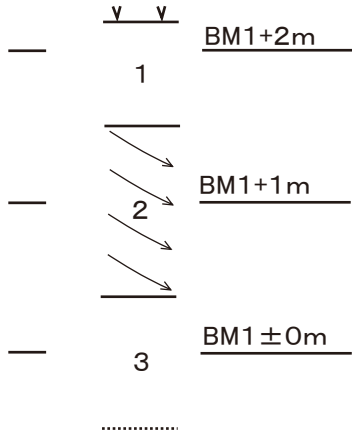


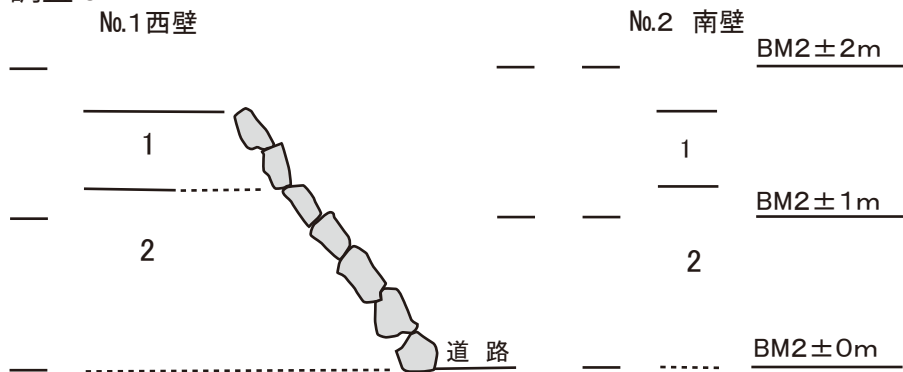
図4 再検討調査地及び調査地点配置図 (1 : 1,000)

調査4



- 調査4
 1 盛土
 2 西下がりに水平堆積
 3 5YR6/6 赤褐色砂泥
 (~3cm大の礫少し混じる 無遺物 山土)

調査6

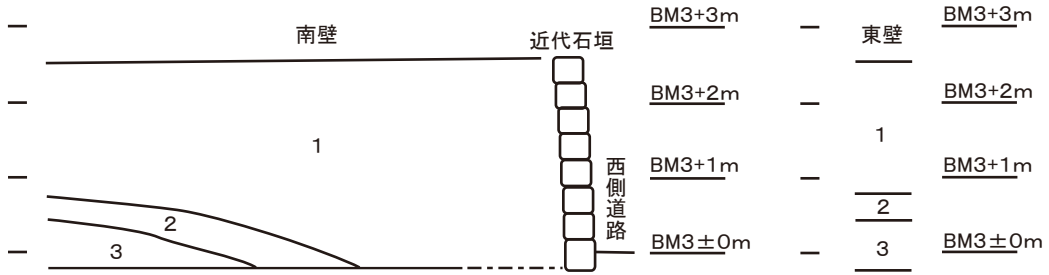


- 調査6
 1 盛土
 2 10YR5/4 にぶい黄褐色砂泥 (礫混 地山)



図5 調査4・6 調査地点断面図 (1 : 50)

調査 12



調査 12

- 1 盛土（山土や1～10cm大の礫混じる茶灰色泥砂）
- 2 茶褐色泥砂（焼土混じり・この層の上面が旧地表面か？）
- 3 褐灰色泥砂（1～10 cm大の礫混じる・瓦片あり）



図 6 調査 12 調査地点断面図（1：100）

おり、GL-0.1 m で固く締まる礫混じり橙色粗砂の地山が確認されており、同様の成果を示している。

調査 4（図 4・5）

個人住宅新築工事に伴う立会調査である。調査箇所は敷地南西部（図 4 の調査 4 枠内の×）で、BM は敷地北側道路上の隣地境界（図 4 の★1）である。断面図上では、現代盛土の下、GL-0.7 m（BM+1.5 m）で西下がり平行堆積、-1.84 m（BM+0.36 m）で 3 cm 大の礫が少量混じる赤褐色砂泥の地山との記載がある。伏見城下で認められる造成土も断面上では、一方方向へ向かう平行堆積をしている場合が多く、記録上の西下がり平行堆積（図 5 調査 4-2 層）は、造成土を示しているものと考えられる。当該地点での造成土の厚さは 1.14 m となる。

調査 6（図 4・5）

個人住宅新築工事に伴う立会調査である。BM は敷地北側道路上の隣地境界（図 4 の★2）、調査箇所は敷地中央部（図 4 の調査 6 枠内の No. 1, No. 2）である。ともに層序は、現代盛土の下、GL-0.5～-1.7 m

（BM±0～1.2 m）までが、にぶい黄褐色砂泥の地山（図 5-2 層）と記載されている。

調査 9（図 1）

埋設管に伴う道路上を対象とした立会調査である。計 14 地点で断面観察を行なっている。このうち No. 1, 3, 9, 13 地点について概要記載が行なわれている。報告記載がない地点は、基本的に盛土以下 GL-0.2～0.7 m でにぶい赤褐色泥砂や明黄褐色泥砂が確認されている。特に No. 1・11～13 の 4 地点のうち、No. 1・13 については報告記載がある。この他、調査記録によれば、No. 11 は GL-0.4 m で褐色泥砂、-0.73 m で黄色砂質土ブロックの混じる明黄褐色砂泥、No. 12 は GL-0.5 m で小礫混じりの明褐色泥砂、-0.85 m で粘質性のある明褐色泥砂が確認されている。また No. 13 報告記載のある時期不明の落込みは明黄褐色砂質土で構成され、落込み形成面は橙色泥砂、下層では明褐色泥砂が続くことが確認されている。調査記録では No. 1 で「地山」と判断した記載が確認できるが、この No. 1 地点以外では、土層の性格には触れられず、「地山か不明」との記載があり、地山でない可能性

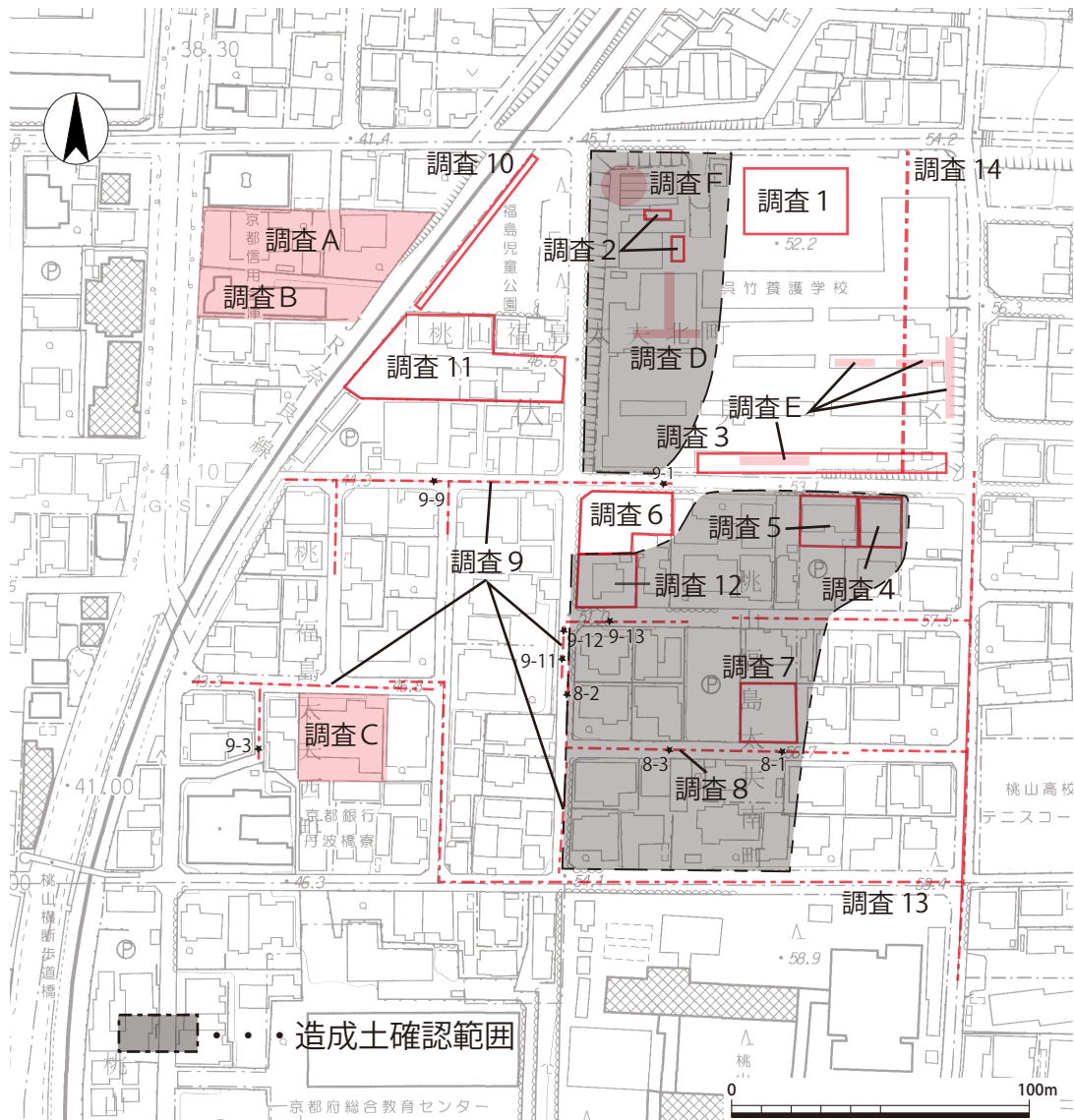


図7 対象地内で確認できた造成土の範囲 (1 : 2,500)

を示唆していることから、造成土の可能性
がある。特にNo.11の黄色砂質土ブロック
の混じる明黄褐色砂泥は造成土の可能性が
高い。

調査12 (図4・6)

個人住宅新築工事に伴う立会調査である。
BMは敷地西側道路上の隣地境界 (図
4の★3), 調査個所は敷地南辺付近である。
ともに層序は、山土や1~10cm大の礫
混じり茶灰色泥砂の盛土 (図6-1層) の
下、GL-1.8m (BM+0.75m) で焼土混じり

の茶褐色泥砂 (図6-2層), -2.1~-2.75
m (+0.45~-0.2m) で1~10cm大の礫や
瓦の混じる褐灰色泥砂 (図6-3層) とあ
る。No.2の南壁では土層が東から西へと下
がっているのを確認し、焼土混じりの茶褐
色泥砂については、この層の「上面が旧地
表面か？」との見解が記されている。図面
上に地山を示す記載はなく、いずれも造成
土である可能性も調査時は検討されてい
たと考えられる。

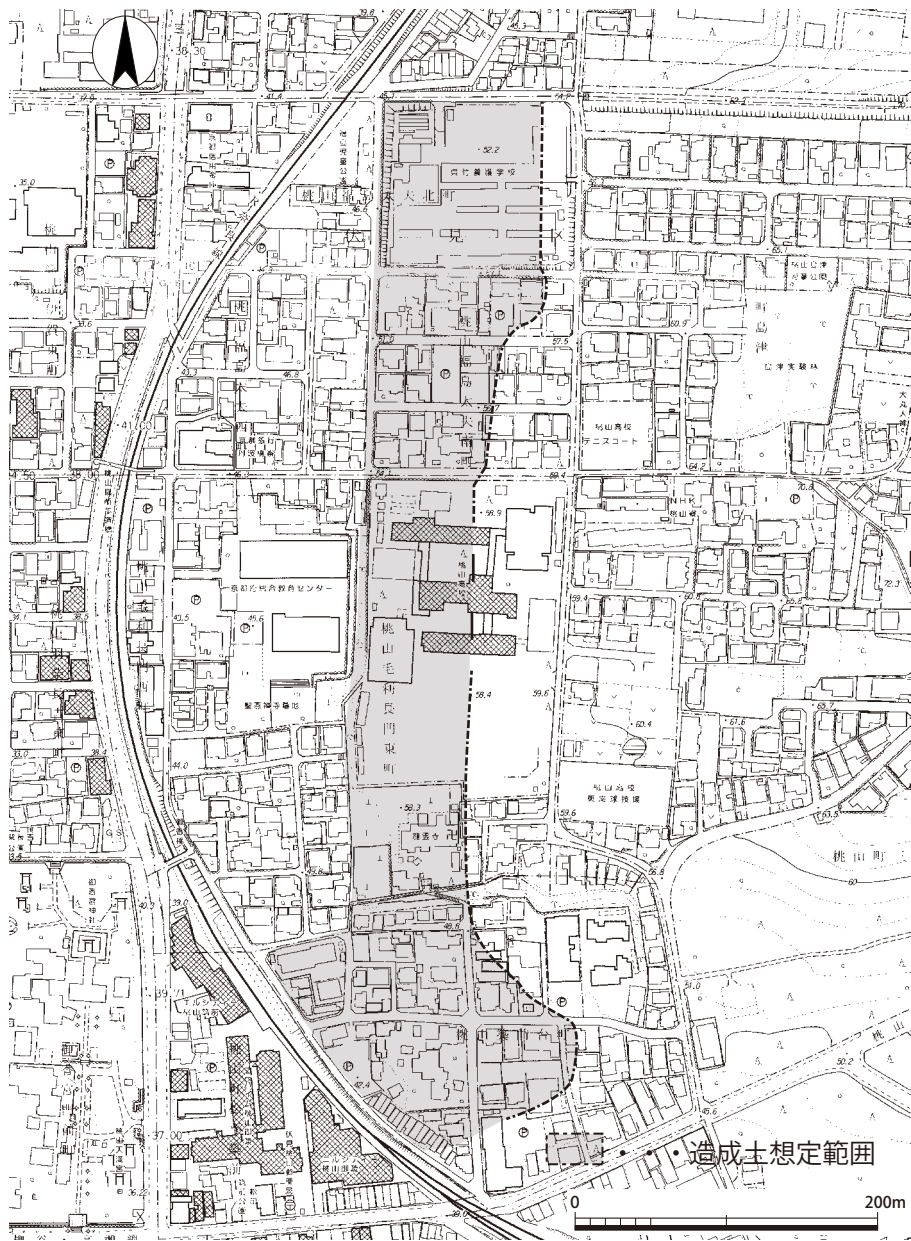


図8 大規模造成土の想定範囲（1：5,000）

5. 造成土の範囲について

このように、調査D、調査4、調査12の地点では、少なくとも厚さ1.1～2.7mもの造成土と考えられる堆積土を認識していたことを確認できた。しかし、対象範囲の中央にあたる調査6ではBM+1.2mで地山、調査9のNo.1ではGL-0.6mで地山が確認されており、記録からは対象の堆積土が造

成土の可能性を読み取ることはできなかった⁸⁾。

今回の検討で得た造成土の確認位置を図に示した(図7)。これを積極的にとらえるならば、対象地東側で造成土が確認されており、伊達街道の西側から現在の市立呉竹総合支援学校と学校西側道路との境に存在する約2～5mの段差は造成土により造られた地形であると考えられる。なお現状で

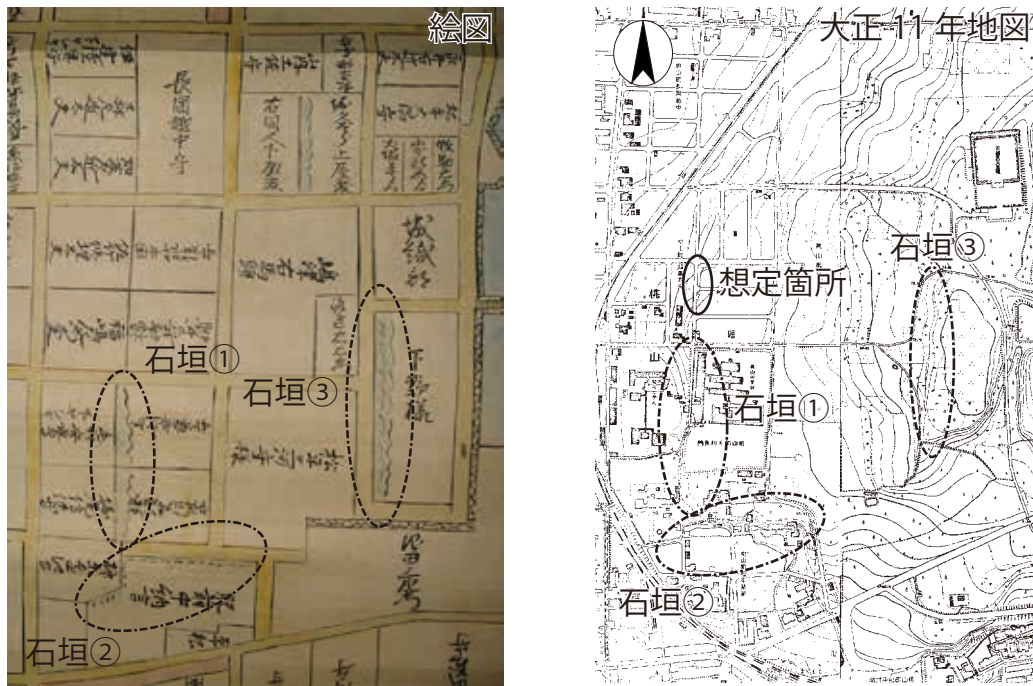


図9 各石垣の対象絵図と地図

は、調査9・12などの調査成果から比高差2.5m以上、調査Dでは比高差5m以上あったと想定できる。

また、これまでに示されている対象地南側の造成範囲^{1・3)}を勘案すると、大手筋から丹波橋通にいたるまでの広範囲に大規模な造成が行われていることを資料で示すことができた(図8)。

6. 対象地西側の石垣について

今回示した総合支援学校の西側の5mの段差は、俗に「福島太夫段差」と呼ばれている。現状では石垣を確認することはできず、また調査13の際に石垣の裏込めかと考えられる栗石が確認されているものの、石垣自体は確認されておらず、その様相や形成時期についても不明な点が多い。現存する絵図などでも確認することができず、その段差に石垣を想定する根拠は弱い。し

かし、絵図に描かれている石垣と現存する石垣、もしくは発掘調査で石垣やそれに伴う造成を確認できた事例は、桃山高校西側の約10mの比高差の石垣(図9-石垣①)、推定前田屋敷地の北側に面する8~10mの比高差の石垣(図9-石垣②)、推定松平忠吉の屋敷地西側の推定比高差約7mの石垣⁹⁾(図9-石垣③)の3例が挙げられる。これら石垣が確認される箇所は、大正11年の地図上で、いずれもその痕跡をみることができる。今回想定している箇所(図9-想定箇所)でも一部その痕跡をみることができ、上記の3例と同様に、石垣を想定することは可能である。またこの造成土により形成されたと考えられる最大比高差が5mの段差に何かしらの土留めが行なわれていないとは考えにくく、かつては石垣が存在したものと現状は考えておきたい。

7. 伊達街道との関係について

これまで、伊達街道より西側に広がる大規模造成の様相を示してきた。ここでは調査4の補足調査成果及び、調査13・調査14の調査事例に基づき、伊達街道と屋敷地東側の様相について示した後、推定島津屋敷や推定永井久太郎屋敷地などの伊達街道東側の調査事例¹⁰⁾も踏まえ、伊達街道の様相について述べたい。

現在調査で確認している造成土の範囲は、最も東に位置する調査4である。現・伊達街道（図12-★8）と調査4のBM（図10・12-★1）との比高差は2.61mであり、調査4の造成土は、現・伊達街道路面から-1.11mで確認されていることとなる¹⁰⁾。

調査13（図10）

埋設管布設に伴う道路上での詳細分布調査である。2地点で確認された南北方向の溝（SD1・SD2）は現・伊達街道より2～3m西側に位置しており、規模も埋土も同じ様相を示すことから、同じ溝であると考えられる。またSD3は建物の基壇を廻る溝の北、西、南の三方を確認したと考えられ、北と南には変成岩で造られた延石で溝が形成されていることが報告されている。この際の報告では、SD1・2からは桃山期の瓦が確認されているが、溝の性格には言及されていない。

調査14（図10）

昭和25年（1950）秋に京都学芸大付属中学校の敷地造成作業中に石垣が、不時発見された調査である。文中には、「伊達街道西方約二十メートルの地中に、南北に連る

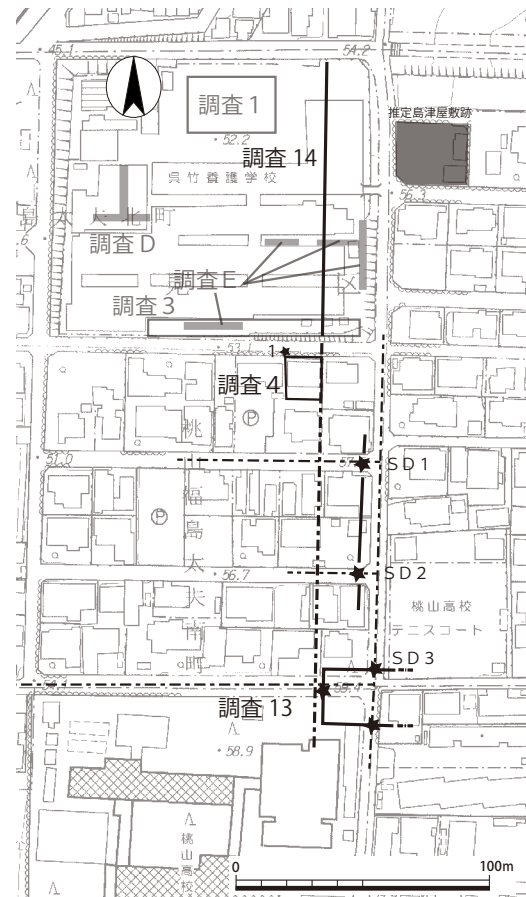


図10 伊達街道沿い関連調査位置図（1：3,000）

西面の高さ約一メートル半、延長約百メートルの石垣を発見し、その裏込栗石中から五六十枚の金箔瓦を発見した。大名屋敷の建築工事は大地震の後に行われたらしく、地震に依る破損瓦を栗石に混ぜて石垣の裏込にしていたらしく、完全な形のもの一枚もなく、どれも破損していた。」とあり、現・伊達街道の西20m付近に高さ1.5mの西面を向く南北方向の石垣の存在と裏込めから金箔瓦が出土していたことが報告されている。

これらの関係性を、伊達街道東側の様相を踏まえ、街道と屋敷地¹²⁾との概要を東西方向の断面模式図に示した（図11）。

図11で示したように遺構の配置関係から、調査13のSD1・2は伊達街道の西側

溝，もしくは西側溝を踏襲した溝である可能性がある。これにより伊達街道の道幅が約12mと推定できる¹³⁾。また伊達街道の西側には，想定西側溝から調査14で発見されている石垣までの間に約15mの広い平坦面も想定でき，道路と武家屋敷とを区画する塀や蔵などの建物，伊達街道に面した門などの施設があった可能性が考えられる。このほか，対象地南側の府立桃山高校構内で行った発掘調査では，対象地東側は表土直下に地山が確認されている。しかし今回対象とした屋敷地内の造成土は，対象地の東側にまで及んでいた可能性がある。このことは，対象地周辺の旧地形復元を行なう際には重要な知見になると考える。

8. まとめ

今回は既存調査の再検討を行ない，未報告項目の資料提示をすることを主に進めてきた。またその作業を進める際に得た大規模造成や伊達街道に関しての知見を示した。

伏見城跡では，多くの発掘調査が行なわれており，また，今回取り上げたような小規模な調査も数多く行なっている。伏見城の遺跡範囲は広大であるため，大規模な調査事例が少なく，様相が明らかでない範囲も多い。今回，小規模な調査を積み重ねて得た資料を再検討することで，新たな知見を示すことができた。今後も伏見城の様相解明に努めたい。

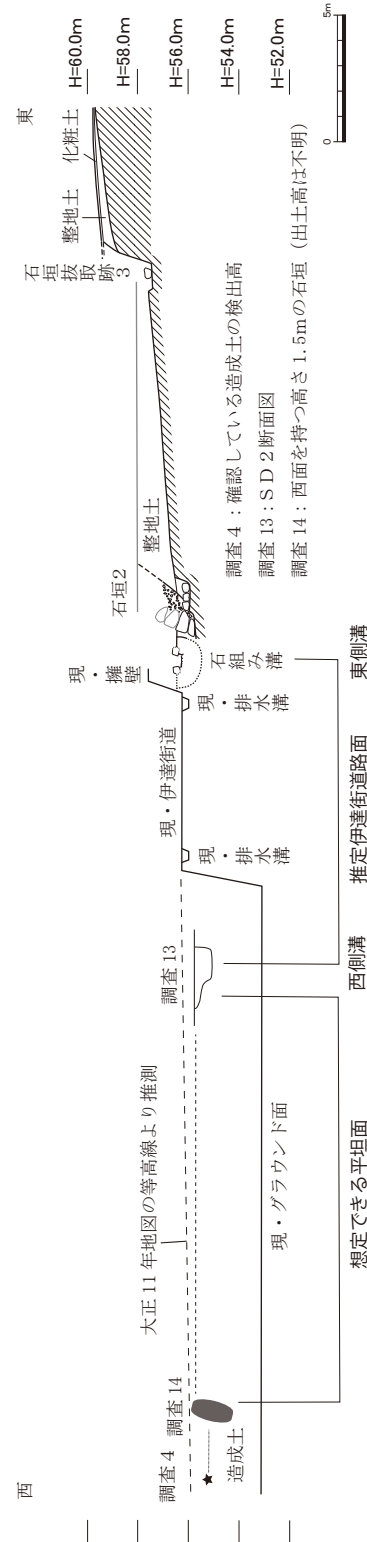


図11 伊達街道沿い様相概念図（1：300）

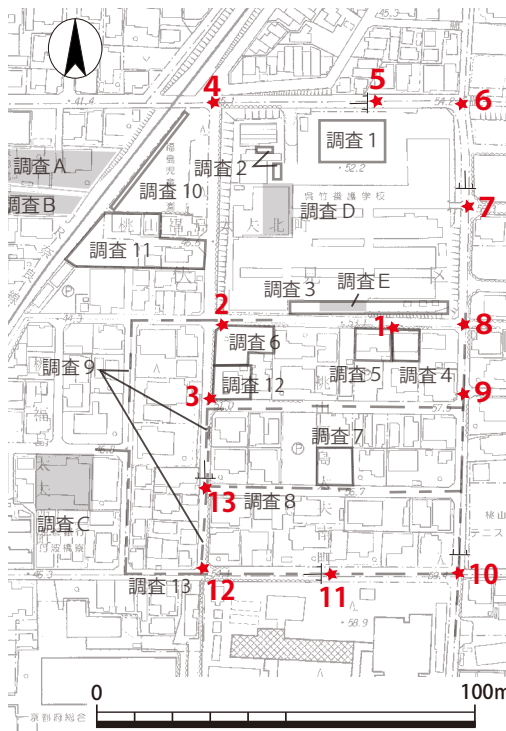


図12 各BM配置図 (1 : 2,000)

補 足

今回、各調査資料を提示した。ただ調査の性格上、各調査成果を標高にて表示することができず、各調査成果を合わせるのが難しい。また対象範囲は、南北方向、東西方向にそれぞれ大きな高低差が認められる地形であり、特に東半分はその傾向が強く、平面上ではイメージしにくい。

このため、今回調査で使用されたBMとともに現状の高さを勘案出来るよう、図12に示した★1～13地点の高さの関係性を示す。対象地内で最も高い位置にある★10を基準とし、そこからの高低差を提示する。文中の現・伊達街道道路上は図12の★8に対応する。また、より地形のイメージができるよう、現地で目視確認できた、大きな変化点の箇所にはケバを記した(図12)。当該地の地形をイメージする参考にしてもらいたい。

- ★1 : ★10-4.61 m
- ★2 : ★10-10.87 m
- ★3 : ★10-8.77 m
- ★4 : ★10-14.04 m
- ★5 : ★10-9.44 m
- ★6 : ★10-4.71 m
- ★7 : ★10-2.72 m
- ★8 : ★10-2.00 m
(現・伊達街道道路上)
- ★9 : ★10-1.70 m
- ★11 : ★10-1.35 m
- ★12 : ★10-5.69 m
- ★13 : ★10-6.57 m

謝 辞

本稿をまとめるにあたり、早川仁志氏、林友紀氏、吉本健吾氏には、現地測量などを含む、協力・助言を得た。記して感謝したい。

註

- 1) 森島康雄「伏見城城下町の成立と過程」『国家形成期の考古学—大阪大学考古学研究室10周年記念論集—』大阪大学考古学研究室, 1999年。
- 2) 当時, 500件近く行われていたとされる伏見城城下町での考古学的な調査成果を中心に, 現存石垣や造成土, 焼土層などの調査成果に基づいた町割りについて言及され, 伏見城の歴史的把握を行なう際の方向性を示された。この際, 大規模造成についても改めて検討されている。森島康雄「考古学からみた伏見城・城下町」『豊臣秀吉と京都 聚楽第・御土居と伏見城』日本史研究会, 2001年。
- 3) 写真1: 図版32-3, 写真2: 図版32-5 「IX 伏見城跡」『京都市内遺跡発掘調査報告平成27年度』京都市文化市民局, 2016年。
- 4) 山田邦和「伏見城とその城下町の復元」『豊臣秀吉と京都 聚楽第・御土居と伏見城』日本史研究会, 2001年。
- 5) どの視点で検討するかによって, 事実報告の公開情報量の増減は避けられないことである。特に年間の調査件数が著しく多い場合, 紙面の都合上, 報告書の際に特筆事項がなければ, やむなく詳細記載を省略し, 概要中心に報告していることが多い。今回の再検討を通し, 図面の提示を含めた調査記録内容の提示を行なう。
- 6) 調査1は, 市立呉竹総合支援学校内運動場改修に伴う立会調査である。表層のGL-0.2mまでが工事掘削深度であったため, 盛土のみを確認している。調査5もGL-0.4mまでが工事掘削深度であったため, 盛土のみを確認するにとどまっている。
調査8は, 3地点の土層観察が行なわれており報告記載は, No.3地点(図1: 8-3)の記録である。No.1地点(図1: 8-1)では盛土以下, GL-0.98mで花崗岩片を含む褐色砂泥, No.2地点(図1: 8-2)では盛土以下, GL-0.4mで地山ではない褐色砂泥が確認されている。
調査11は, 宅地造成に伴う詳細分布調査で, 2地点の調査を行なっているが, 両地点ともGL-4.0~4.65mまで現代攪乱により荒らされていた。現代攪乱下では, 腐植土層と考えられる褐灰色泥砂が確認されている。
- 7) 森島氏(2001)によると, 学校構内の北西側で北に急角度で傾斜した赤褐色粘土層が堆積し, 多数の瓦が出土していること, 北西部に設けたトレンチの下部から石垣の裏込めと考えられる栗石が見つかることが現地説明会資料に記されているとある。また未報告であるため, 傾斜の堆積層の形成時期は不明であるが, 西部から北部にかけて厚い整地層が認められることがわかるとある。
- 8) 調査6と調査12は敷地が隣接している。調査当時, BMやGLに多少高低差があると見込んでも, 南北約20mの距離のなかで, 約1.2mの地山の高低差があることになる。また調査6と調査9のNo.1地点から約50m北に位置する調査Dでは表土直下からGL-1.1~2.7mの間に造成土と考えられる土層が確認されることから, 調査6地点付近のみ地山が突出した, 起伏の激しい地形を想定することになる。伏見城成立前にそのような地形があった可能性は否定できない。
- 9) 桃山高校西側の約10mの比高差の石垣(①): 註1参照。
推定前田屋敷地の北側に面する8~10mの比高差の石垣(②): 註2参照。
推定松平忠吉の屋敷地西側の推定比高差約7mの石垣(③): 「伏見城跡 京都市伏見区桃山町下野27-1の発掘調査」株式会社四門, 2018年。
- 10) 推定島津屋敷跡: 『伏見城跡・桃山古墳群』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-10, 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所, 2016年。
「伏見城跡・桃山古墳群(永井久太郎古墳)」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成29年度』京都市文化市民局 2018年。
- 11) 調査4のKBM(図12-★1)と現状の伊達街道中央部路面上(図12-★8)の比高差は2.61mである。2020年1月, 測量。
- 12) 今回取り上げた調査4・13・14の調査成果

及び、註9の報告成果（石組み溝部分・伊達街道西側の屋敷地部分）を合わせた概念図を作成した。

石組み溝部分：図8・9参照「伏見城跡・桃山古墳群（永井久太郎古墳）」『京都市内遺跡発掘調査報告 平成29年度』京都市文化市民局，2018年。

伊達街道西側の屋敷地部分：図17 石垣2・石垣抜き取り跡3 雛段造成復元模式図（1：200）を一部加筆。『伏見城跡・桃山古墳群』京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告2015-10，公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所，2016年。

- 13) 現在の街並みと多くを重複している伏見城下の調査で道幅を特定できる事例はない。しかし昭和60年度発掘調査やその南隣接地で行った平成15年の試掘調査の際に、現在の道阿弥町通の東側で門跡が確認され、その門前に南北方向の溝が2条確認されている。この溝は両調査成果より約58mにわたって確認されており、道路側溝と考えられる。現在の道阿弥町通は伏見城期の道路をほぼ踏襲しているものと考えられるため、道阿弥町通りの道幅と溝までの幅を加算した幅が少なくとも当時の道幅と想定できる。溝1を東側溝とした場合には約11m，溝2を側溝とした場合には幅が約13mの道路幅を想定することができ、今回想定した道路幅と近い値を示しており、現状では、道路幅を約12mと提示しておく。

昭和60年度発掘調査：「伏見城跡2」『昭和60年度京都市埋蔵文化財研究所調査概要』財団法人京都市埋蔵文化財研究所，1988年。平成15年度試掘調査：「IV3 伏見城跡・御香宮廃寺跡・金森出雲遺跡 No.57」『京都市内遺跡試掘調査概報平成15年度』京都市文化市民局，2004年。

引用・参考文献

- 「伏見御城郭並屋敷取之絵図」（京都市所蔵）
「伏見」大正11年測図 京都市土木局都市計書課
「桃山」大正11年測図 京都市土木局都市計書課
『伏見桃山の文化史』加藤次郎，1953年。
「伏見城跡発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1980-1）』京都府教育委員会，1980年。
「伏見城跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第8冊，財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター，1983年。
「伏見城跡発掘調査概要」『京都府遺跡調査概要』第44冊，財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター，1991年。
『史料 京都の歴史』第16巻 伏見区 京都市 1991年。
「伏見城跡平成5年度発掘調査概要」『京都府遺跡調査概報』第59冊，財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター，1994年。
「伏見城跡」『京都府中世城館跡調査報告書第3冊 一山城編1一』京都府教育委員会 2015年。

おくい ともこ
奥井 智子（文化財保護課 文化財保護技師（埋蔵文化財担当））

京都市文化財保護課研究紀要

— 投稿規定 —

(名称)

1. 紀要の名称は『京都市文化財保護課研究紀要』とする（以下、本紀要とする）。

(目的等)

2. 本紀要は、京都市における文化財の調査等を通して得た研究成果を広く社会に発信し、専門領域の学術的な進展に寄与することを目的とする。
3. 前項にいう専門領域とは、建造物、美術工芸品、民俗、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財、文化遺産等、文化財保護課において扱うものを指し、これらをもって本紀要の主要項目とする。
4. 本紀要の編集及び発行は、本規定の定めるところとする。

(投稿資格)

5. 執筆者は、原則として、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の職員及び職員の経験が有る者とする。ただし、編集委員が執筆を委嘱する場合はこの限りではない。

(原稿の種類)

6. 本紀要に投稿できる原稿の種類は、論文、研究ノート、資料紹介等とする。
7. 論文は、原則として未発表のものに限る。
8. 論文は本文・註を含めて一篇20,000文字以内、挿図は20点以内、あわせて40ページ以内とする。欧文は、1文字を2分の1として計算する。
9. 研究ノート、資料紹介は原則として一編8,000文字以内とし、挿図の点数は特に制

限を設けない。但し、総頁数は20ページ以内とする。

10. 一回の投稿は原則として完結した一篇に限るが、原稿量が大部の場合は、編集委員と協議の上、分号することを認める。

(原稿のエントリーと締切)

11. 執筆のエントリーは、別途様式にその題名、説明文、氏名等を明記の上、編集委員に提出する。なお、原稿の締切日は別に定める。

(原稿の体裁)

12. 原稿の提出はデータで行い、必要に応じて割付指定用紙を添える。横書きを原則とし、完全原稿として提出する。
13. 挿図、表等の数量と大きさは、執筆者の意向を尊重しつつ編集委員が決定する。
14. その他執筆細目は、別途定める。

(校正)

15. 執筆者校正は1回とし、あくまでも誤植訂正等にとどめる。原文の大幅な増減は認めない。

(著作権等)

16. 論文等に使用する挿図・写真には、「執筆者撮影」を含め、出典を明記する。
17. 挿図等に用いる写真や挿図の掲載については、執筆者が自らの責任において、日本国における慣行を配慮しつつ、事前に書面等により許可をとる。但し、必要に応じて、文化財保護課として許可を求める依頼文を作成する。

18. 職務上、知り得た個人情報については言及しない。また、個人を特定できる写真等は掲載しない。但し、祭礼、習俗等に係る事例は、事前に保存会等に許可を得た上で掲載する。また、新出の個人所有の文化財については、許可を得た上で「個人所有」として掲載する。

(その他)

19. 差別用語等、人権に係る事例については執筆者が自らの責任において公務員倫理に則り、適切な記述を行う。なお、編集委員により不適切と認められた場合は、指示に

従い、表現を改める。但し、史料等原文の引用、翻刻等においてはこの限りではない。

20. その他、この規定に記されていない事項については編集委員が判断する。

(改廃)

21. この規定の改廃は、文化財保護課の議を経て行い、周知する。

附則

平成29年11月 制定

2020年（令和2年）3月 発行

京都市文化財保護課研究紀要 第3号

編集・発行

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル2階

TEL) 075-366-1498 FAX) 075-213-3366

